

國勢調查關係表

大正九年

10
大正九年

NO 116



第一事務概要

一 本市町村於之同勢調査事務概要

甲 準備期

不特別水面調査区件

府縣

大正八年十月

特別水面調査区設定、申請

右調査区分割及調査手續、認可申請

本市長より府縣長へ（小筆度上半期）

只圖勢調査事務指示

府 縣

市

市町村

大正九年

七月十五日迄

調査委員募集

調査事務指示

指示

八月十日迄

調査委員募集

調査事務指示

指示

八月
調査委員募集指示

八 調査区設定日調査員任命

府 縣

市

市町村

大正九年六月十日迄

調査委員募集指示

調査事務指示

七月十日迄

調査区番調査

指示

大正九年七月十日迄

調査区長報告書
調査員報告書
調査員報告書
調査員報告書

指令、報告書
送

七月三十一日迄
調査員報告書
調査員報告書

三、申告書用紙見地、用紙交付

府 縣 町 市 町 村

七月迄
用紙、準備品
面調査用、交付

七月迄申告書用紙

七月迄
申告書用紙
送

九月三十一日迄

申告書用紙、調査員報告書

乙 調査期

府 縣 町 市

調査、状況視察、指導監督

市町村長

八月中調査員指示

九月初同研究会協議會開會

一般、對乙調査、趣方普及
申告書用紙、府縣町市町村名及調査区番号記入
在管番号札調製
調査員、世帯番号簿札交付

調査員提出ノ照査表検査ニ付

申告書用紙ノ交付

調査員 辨察部長ニ報告(市ニ知事ニ)

九月三日ノ準備調査ノ行ヒ区内此國世帯番ヲ札貼付

申告義務者人員概數調査、右照査表ニ添付ス

二三日迄ニ照査表ヲ市町村ニ提出検査ヲ受ケ申告書用紙ノ交付

ヲ受ケ

二十九日迄ニ申告書用紙、世帯ノ所在地世帯番番號ヲ記入

申告書用紙ヲ各世帯ニ配付ス

十月一日ヨリ四月迄ニ申告書ヲ蒐集

申告書整理

照査表製作

今日 申告書及照査表ヲ市町村長ニ提出

天災事案、爲十月五日迄ニ調査ヲ完了シ得見場合

市町村長

市長

府県知事

町村長 部長ニ報告

府縣知事ニ電報

團長調査局長官電報

市長 府縣知事報告

府縣大臣、認可ヲ經テ執行
期間ヲ定ム

丙 調査期後

市町村長

照査表ノ検査

照査表ト申告書トノ對照

申告書ノ記入検査、不明点モ多ク淨寫又ニ再潤セシ

市町村要計表作成

整理、上府長(市、府縣知事)ニ提出

以上二十九日迄ニ

部表

照查表換算

照查表卜所村要計表對照

町村要計表換算

和要計表作成

整理、上知事、提出

以上十一月六日迄

府縣知事

市町村要計表、申告書格數、照查表卜對照換算

和要計表、町村格及町村要計表、對照換算

市要計表換算

特別水面調查、申告書換算、照查表及水面

要計表作成、府縣要計表作成

中央、提出

以上十一月十二日迄

二中央ニ於テル國勢調査事務局概要

甲 合概教ノ計算

要計表檢算整理

人員約二〇〇人

乙 統計表作成

一 材料受付

荷物受付

送付材料ト町市町村ト對照

照査表申書等檢査

人員約二〇〇人

申書等照査表枚數辨別檢査

人員約一三〇人

二 申書書内表檢査

記入漏入記入符合等々ヲ檢査ス

人員約二〇〇人

三 申書書ノ符號記入

世帯等ニ符號ヲ各人ノ符號

人員約一五〇人

四 計牌作成

穿孔騰寫

五 集計

量數各人員約二五〇人

右計牌ノ電氣機械ニ掛ケ機械ハ計牌ヲ分類且以テ

枚數ヲ計器ニ示ス

右計器ノ示入數ヲ集中表ニ騰寫ス

人員約一〇〇人

六 合算及記入

人員約五〇人

七 檢算

人員約五〇人

丙 比例算出

主トシテ計器機ヲ用キ必要ニ比例ヲ算出ス

丁 結果記述

成 編算表出版印刷

洞查各處均甲午年
三個月止東方一氏名

申告書記入方

い普通世帯に在りては初等二世帯主(安貞降世帯)を繰廻す者ヲ謂フ次ニ配偶者次ニ祖父母、父母等次ニ子、孫及其配偶者次ニ兄弟姉妹及其配偶者次ニ其他親族次ニ雇人、同居人等次ニ來客、一特相泊者等ヲ記入ニ配偶關係に在りては夫婦ヲ並ニ記入ス

乃寄相、貧病院、旅店、下宿屋等、準世帯に在りては先ニ寄相人、患者、相泊人、次ニ事務員、雇人等ヲ記入ス
は準世帯に船舶、舟筏に在りては先ニ船長、船員

等ヲ記入ス
依ルニ
い普通世帯に在りては船舶、舟筏に在りては先ニ船長、船員

に出生後未タ命名セザル者ハ「若クハ」ト記入ス
は氏名、明ナラズ者ハ「通稱」ヲ記入ス

二世帯に於ては地位

い普通世帯に在りては世帯主ハ「夫」ハ世帯主、配偶者ハ「妻」又ハ「妻」子女及其配偶者ハ「長男」「長女」「長男」「長女」直系尊族ハ「祖父」「祖母」「父」「母」其他兄弟姉妹、伯父、叔母、従兄、従妹等亦ハ世帯主ニ對テは「横柄」ヲ記入ス、配偶者ハ各其ノ妻又ハ「夫」トヲ記入ス

雇人同居人、來客、一時宿泊者等ハ「雇人」「同居人」「來客」
一時宿泊者等ハ如ク世帯主ニ對スル關係ヲ記入スル

乃澤世帯等在リテ「寄病舎」「寄病人」「病院患者」「旅店」「旅客」

下宿屋、下宿人等ハ「寄病人」「患者」「旅客」「下宿人」等ヲ記入

「寄病舎」「病院」没員、事務員、雇人等ニシテ其世帯

ニ記入スル者ハ「監督」「書記」「事務員」「門番」「看護婦」等

各員ノ名稱ヲ記入スル

準世帯主船舶、舟次、在リテ「船長」「船員」等ト

記入スル

三、男女別

ハ「男女別」ハ「男」又ハ「女」ト記入スル

又「合計」ハ「男女各別」ト記入シ「申告書」ニ枚以上ニ互ニテ其最終

「用紙」ニ之ヲ記入スル

四、出生年月日

ハ出生年月日ハ「實際」出生年月日ヲ記入スル

又出生年月日不明者ハ「月」又ハ「日」ト「不詳」ト記入シ出生

年月不明者ハ「凡何歳」ト記入スルヲ得

ハ「外國人」ハ其「本國」之「府」ニ依リ年月日ヲ記入スルヲ得

五、配偶ノ關係

ハ「現ニ妻」又「男」又「女」ハ「有配偶」ト記入シ「配偶者」ハ「死別」ト「現ニ

獨身者ハ、死別ト記入シ、離別ト示現ニ獨身者ハ、離別ト
記入シ、夕結婚シタルト示現者ハ、未婚ト記入スル

六職業及職業上ノ地位

い職業及職業上ノ地位ハ、其ノ從事スル職業名、職業上
地位ヲ記入スル

乃職業及職業上ノ地位ハ、其ノ職業上高等、如キ終名、會社員職工
等、如キ略稱ニ依リ、如何ニ種類性質、職業上何人ニ
容易ニ知得ル様詳細ニ記入シ、且其ノ職業ヲ主宰經營
スル者トヤ、主宰經營者ニ使用スル者トヤ、事務技術ニ從事ス
ル者トヤ、又ハ、早急ノ事務、從事スル者トヤ、容易ニ知得ル

様日常ノ稱呼ニ基キ記入スル例ハ

- 自作農作業者 自作農作業者
- 小作農作業者 小作農作業者
- 植木職人 植木職親方
- 採炭業運炭夫 採炭業某會社職人
- 刃物鍛冶徒弟 造船業某工場鍛冶工
- 某鉄工所旋盤工 某口下製鐵業主
- 某紡績會社通勤工 洋師、職、營業主
- 靴製造業職工 蔭繪職、年勤小僧
- 裁縫職、自営 清酒醸造業社氏

製茶業振興

河原表造業下職

赤造大工棟梁

材木商番頭

果腹卸商店事務員

書籍販賣店下種

八百屋自営

質屋主人

旅人宿料理番

西車鉄道車掌

持紙船頭

某寺住職

幼稚園係母

某病院看護婦

輯獲者所書記

某新聞社會計事務員

某雜誌記者

は、工業力の商業力に於ては、又、前者の第一は、その其の海軍隊に

現ハス様製造業、販賣業又ハ製造業兼販賣業ノ何

レモカヲ明ニ区分シテ記入スル例ハ下駄屋ト記スル下駄敷

造業ト記スル下駄敷賣業ト菓子屋ト記スル

菓子製造業販賣業ト記スル也

ハ、特業ニ會社組合等ノ名稱ヲ冠スル者ノ名稱ノミナラズ

質ノ利明セシモノ之ヲ判明スルニ標記合シ例ハ電力

ヲ供給スルモノハ電力供給業電氣會社、電氣機具ヲ製

造スルモノハ電氣機具製造業電氣會社ト記スル他

土木精製業某組、靴製造業某社、食品販賣業某

商會、米米消費某組合ト記入スル

は職業一種に於ては職業及地位の本業欄に記入し職業二種以上を有するものは主たる職業及地位の本業欄に記入し其次の重なる職業及地位は副業欄に記入す

一、主たる職業は主として一身の養ふに用ひるものなり其の爲に難く
十年以上収入最も多きものを謂ふ

二、専ら農業に属する職業は自作小作、別荘、各職業の自作小作、自作兼小作に附記す

三、本業と有する内職、造り、副業又は其の職業及地位は別業欄に記入す

四、調査の際傷休業又は欠職の者は最近の職業及地位に

記入す

五、職業として受給する年金、同山林宅地、家屋等、収益、公債、貯蓄、利息等、生計に充てしむるものは、生計の基となる収入の種類として別業欄に記入す、公債、株券、利息等は、本業欄に記入す

六、家族及び同居人、子孫等、家事に用ひるものは、従事するものは職業収入、其の無業者は、本業欄に記入す

七、官公署、勤務するものは、官公署、名稱、都府、名、官職、若し本業欄に記入す

他、本業として在る職務、公費、其の本業、本業欄に記入し公職名

又副官欄に記入すべし

又官東、兼官兼職に記入すべし

又軍人（軍医を除く）に予備隊員以外、現役者、専ら兵種階級

ヲ奉養、欄に記入すべし、他者、兵種、階級、職業

又、収入、次、附記すべし

又兵種、予、現役、予備隊員、後備隊、補充兵種

（教育）補充兵種（教育）兵種、兵種、兵種、兵種

又、海軍、海軍、海軍、海軍、海軍、海軍

又陸軍、兵種、兵種、兵種、兵種、兵種、兵種

又予備隊員、予備隊員、予備隊員、予備隊員

又自働車隊員、自働車隊員、自働車隊員

又、經理部、衛生部、製薬部、製薬部

又、収入、次、附記すべし

又、准世帯主、准世帯主、准世帯主、准世帯主

又、生徒、下、記入すべし

又、雇人、雇人、雇人、雇人、雇人、雇人

又、車夫、車夫、車夫、車夫、車夫、車夫

七、以生地

又、道府縣郡市町村、記入すべし、但し、大字番地等、

記入すべし

朝鮮、臺灣、樺太、千島、者、夫、朝鮮、臺灣、不、樺太、
千島、

は外國に生れ者、其、國名、地方名、を記入す。

は航海中、船舶に生れ者、海上、を記入す。

八、氏籍別又國籍別

ハ、氏籍別ハ、朝鮮人、臺灣人、樺太人、北海道旧土人、を限す。之ヲ

識別シ、得、採、失、ハ、朝鮮、臺灣、樺太、北海道、を記入す。

一、

ハ、ハ、地、人、ハ、北海道旧土人、ハ、混血兒、ハ、旧土人、ハ、世帯主、ニ、屬、ス、者

ハ、北海道、を記入す。

ハ、國籍別ハ、外國人、ハ、其、國籍ヲ、記入す。

九、不在世帯主

ハ、調査時、不在者、ハ、記、申、告、書、ニ、記、入、セ、見、申、者、ハ、都、廳、長

ハ、特別、外、一切、記、入、ス、カ、ラ、サ、ル、モ、ナ、レ、ト、モ、特、ニ、世、帯、主、限

リ、其、不在、場合、ハ、不在、世帯主、ト、シ、是、欄、ニ、氏、名、由、力、女、

別、ニ、業、之、種、業、及、地位、ヲ、記、入、ス。

ハ、中、年、者、ニ、枚、以、上、ニ、百、人、ト、シ、前、項、ヲ、記、入、最、初、用、紙、ニ、之

ヲ、記、入、ス。

例 入 記 書 告 申 査 調 勢 國

例一第 (例るな家業農の主帯世)

Table with 7 columns: 一 田中 信一, 二 田中 つる, 三 田中 カメ, 四 田中 次郎, 五 田中 マツ, 六 田中 三郎, 七 田中 甲一. Includes birth dates, marital status, and occupations.

例二第 (例るな家業工の主帯世)

Table with 7 columns: 一 本多 佳吉, 二 本多 トミ, 三 本多 三郎, 四 本多 ミツ, 五 本多 ケズ, 六 本多 正吉, 七 一戸 熊藏. Includes birth dates, marital status, and occupations.

例三第 (例るたりあ客来てしに家業商の主帯世)

Table with 9 columns: 一 海野 徳兵衛, 二 海野 ヨシ, 三 海野 幸, 四 太田 彦助, 五 山川 忠吉, 六 田中 誠太, 七 上森 ヤス, 八 草野 さよ, 九 谷口 庄吉. Includes birth dates, marital status, and occupations.

例四第 (例るな吏官の主帯世)

Table with 6 columns: 一 吉田 正雄, 二 吉田 シヅ, 三 吉田 あき, 四 吉田 正一, 五 吉田 孝子, 六 中村 ヨシ. Includes birth dates, marital status, and occupations.

例五第 (例の店旅帯世準)

Table with 8 columns: 一 青井 徹, 二 藤原 武男, 三 神谷 定輔, 四 神谷 くよ, 五 高木 正敏, 六 木村 三藏, 七 金 豊玉, 八 アンヤング. Includes birth dates, marital status, and occupations.

例六第 (帯世帯例)

Table with 1 column: 一 稻葉 フミ. Includes birth date and marital status.

例七第 (例の場合の在不在帯世)

Table with 3 columns: 一 加藤 スギ, 二 加藤 一男, 三 加藤 八重. Includes birth dates and marital status.

氏名, 世帯に於男女の別, 出生の年月日, 配偶の關係, 職業及職業上の地位, 出生地, 民籍別又は國籍別

不在の世帯主, 世帯主又は世帯の管理者, 加藤 スギ, 氏名, 男女の別, 本業及本業上の地位

大正九年十一月一日
國勢調查報告書記入例

第一例農家

氏名	性別	出生年月日	配偶	職業及職業上地位	出生地
一 木田信一	主人男	明治三十年五月	有配	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
二 木田川儿	妻	明治三十年六月	有配	十二	岡山縣邑久部邑久村
三 木田太郎	父男	宣政三年五月	有配	邑人高等小學校小使	岡山縣邑久部邑久村
四 木田力ノ母	母	宣政四年五月	有配	產婆 業主	岡山縣邑久部邑久村
五 木田二郎	次男男	明治三十年一月	有配	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
六 木田マツ	次女	明治三十年	有配	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
七 木田三郎	三男男	明治三十年九月	未婚	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
八 木田甲一	孫男	大正七年十月	未婚	十二	岡山縣邑久部邑久村
九 大田竹治	雇人男	明治二十年四月	離別	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
十大森梅吉	來客男	凡三子歲正月	死別	自任田作業主	岡山縣邑久部邑久村
合計	七三	不在世者	不在世者	不在世者	不在世者

國勢調查員捺印

右ノ通相違無之候也

世帯主又ハ氏名ヲ記入シ

木田信一 (印)

大正九年十月一日
 國勢調査申告書記入例

第二例 (工家)

氏名	世帯に於ける地位	性別	出生の年月日	配偶の關係	職業及本業上の地位	副業及副業上の地位	出生地	氏名	性別	職業及本業上の地位
一 本田佳一	主人	男	文久三年十一月一日	有配	家作大工業主		東京府東京市			
二 本田トミ	妻	女	慶應三年三月十日	有配	女髪結業主		東京府東京市			
三 本田太郎	長男	男	明治廿五年五月十日	有配	家作大工從業者 豫備陸軍上等計士		東京府東京市			
四 本田カズ	長男妻	女	明治二十六年三月十日	有配	ナシ		埼玉縣北足尾郡神戶			
五 本田四郎	四男	男	明治三十一年一月一日	未婚	鉄工場簿記製工		東京府東京市			
六 本田ミツ	次女	女	明治三十七年四月十日	未婚	ナシ		東京府東京市			
七 名ツケズ	孫	女	大正九年七月十日	未婚	ナシ		東京府東京市			
八 本田正美	弟	男	明治八年九月十日	離別	東京府東京市 合名會社社上工		東京府東京市			
九 一戸正直	雇人	男	明治廿八年三月十日	離別	家作大工雇人		埼玉縣川越市			
十 橋本ヒロ	雇人	女	明治廿九年七月十日	離別	下女		大阪府堺市			
人員合計		五男	不在世帯主							

右の通り相違無之候也
 國勢調査員 (國勢調査員検査)
 上林 伊之助

世帯主は世帯の代表者

氏名 本田佳一

調査區 第六區 東京府 東京市 深川區
 (上林 伊之助)
 大字 明前町二丁目番地
 世帯主 橋本 伊之助
 調査員 伊之助
 申告書 第三八番
 (調査員 伊之助)

一八八〇年十一月一日
 國勢調査報告書記入例

第三列(商家)

氏名	世帯に於ける地位	性別	出生年月日	職業	職業上の地位	出生地
一 海野申一	主人	男	明治九年十月廿一日	呉服商 業主	副業主	静岡県静岡市
二 海野ヨシ	専	女	明治九年十月廿一日	十シ		静岡県静岡市
三 海野幸	長女	女	明治九年十月廿一日	十シ		静岡県静岡市
四 太田守一	雇人	男	明治九年十月廿一日	呉服商 番頭		静岡県静岡市
五 山川忠吉	雇人	男	明治九年十月廿一日	呉服商 長		静岡県静岡市
六 田中誠太	雇人	男	明治九年十月廿一日	呉服商 丁稚		静岡県静岡市
七 山本三之助	雇人	男	明治九年十月廿一日	呉服商 小僧		静岡県静岡市
八 上森ヤス	雇人	女	明治九年十月廿一日	下女		静岡県静岡市
九 草野京	雇人	女	明治九年十月廿一日	子守		静岡県静岡市
十 谷口庄吉	客	男	明治九年十月廿一日	十シ		静岡県静岡市
合計		六				

右の通り相違無之候也

世帯主又は世帯の管理者

氏名 海野申一 印

大正九年十月一日
 國勢調查報告書記入例

第四例 (津世帯旅店)

氏名	世帯に於ける地位	性別	出生の年月日	配偶の有無	職業及職業上の地位	副業及副業上の地位	出生地	調査区	
								郡	町
一金 参王	宿泊人	男	明治三十五年九月廿日	未婚	本業及本業上の地位 人參行商使用人		朝鮮	東京府	東京市
二林 有聲	宿泊人	男	明治三十五年五月廿日	有配	製糖會社支配人		台湾	東京府	東京市
三北野 七生一	宿泊人	女	明治三十五年五月廿日	有配	ナニ		台湾	東京府	東京市
四木村 米藏	宿泊人	男	大正三年九月十日	有配	米穀仲買業 業主	人造肥料販賣 業主	北海	東京府	東京市
五陳 新	宿泊人	男	明治三十五年五月廿日	未婚	早稲田學 學生		中華民国廣東省	東京府	東京市
六アニ ヤシグ	宿泊人	女	西曆一九一五年 三月八日	未婚	宗教學校教師		大東會衆國布哇	東京府	東京市
七青井 徹	宿泊人	男	明治三十五年五月廿日	死別	菓子製造業 業主		海上	東京府	東京市
八藤原 武男	宿泊人	男	明治三十五年五月廿日	有配	第四師團司令部陸軍事務長		山口縣山口町	東京府	東京市
九神谷 定輔	宿泊人	男	明治三十五年五月廿日	有配	小作料後備海軍軍兵		宮城縣新田郡路川村	東京府	東京市
十神谷 くに	宿泊人	女	明治三十八年五月廿日	有配	ナニ		宮城縣新田郡路川村	東京府	東京市
人員合計									

國勢調査員檢印 (捺印)

一右之通相違無之候也

世帯主及世帯の
 管理者

氏名
 柴崎吉平
 捺印

大正九年十月一日
 國勢調查申告書記入例

氏名	性別	出生年月日	出生地	職業及本業上の地位	婚姻	年	月	日	調査日												
									一	二	三	四	五	六	七	八	九	十			
高木正英	男	明治九年九月三日	福島縣田村郡三島町	本業及本業上の地位	離別																
宿泊人	男			辯護士獨立開業																	
木村三藏	男	慶應三年正月	神奈川縣横浜市	土木請負業	死別																
宿泊人	男			本業及本業上の地位																	
合計																					
不在世帯主																					
合計		九																			

國勢調査員検査印

右の通り相違無之候也

世帯主又は世帯管理者

此小崎吉平印

大正九年十月一日
國勢調查報告書

第五例(單世帯)

調査区
番路 第二路
鳥取縣
鳥取市
村町

大字東町 五番地
番屋敷
標準地

申告書
番路 第四路

氏名	世帯に於ける地位	性別	出生の年月日	配偶関係	職業及職業上の地位	副職業及副職業上の地位	出生地	氏名	性別	本業及本業上の地位	人員合計									
											一	二	三	四	五	六	七	八	九	十
稻葉フミ	主人	女	明治十五年三月五日	死別	遺族扶助料	和服裁縫業主	鳥取縣鳥取市	稻葉フミ	女	本業及本業上の地位	十	九	八	七	六	五	四	三	二	一
不在世帯主																				

國勢調査員捺印

右の通相違無爰候也

世帯主又は世帯の管理者

氏名 稻葉フミ (印)

日一月十年九正人
例入記書告申査調勢國

第六例(世帯主不在の場合)

氏名	世帯主 の地位	性別	出生年月日	配偶 の有無	職業 及本業上の地位	出生地
一 加藤スギ	妻	女	明治三十五年七月	有配	本業及本業上の地位	愛媛縣松山市
二 加藤一男	長男	男	明治三十五年七月	未婚	副業及副業上の地位	東京府東京市麹町区
三 加藤八重	長女	女	明治三十五年七月	未婚	副業及副業上の地位	東京府東京市麹町区
四 齊藤トヨ	同居人	女	明治三十五年七月	未婚	副業及副業上の地位	愛媛縣松山市
五						
六						
七						
八						
九						
十						
人員合計	(申告書三枚に記入) 一三不存世帯主 (申告書三枚に記入) 一三不存世帯主 (申告書三枚に記入) 一三不存世帯主					

國勢調査員換印(國勢調査員検査)

右の通相違無之候也

世帯主不在
の管理者

加藤スギ

印

加藤金藏 男 本業及本業上の地位
米國大使館在勤外務書記生

一般、水面調査ニ関スル件

一般、水面、調査ニ関スルハ本手續、場合、外ハ凡テ陸上調査ト同シ

一般水面、中級船舶浸シ特ニ陸上ヲ離シ調査区ヲ設ク場合ハ左ノ點ヲ要ス

調査区分割、際世帯ヲ成ス船舶約三十隻又碇泊スルト豫知セラル、区域毎ニ調査区ヲ設定スルコト

國勢調査員候補者ヲ推薦スル場合ニ水面、事情ニ通シテ右例ハ水上勤務、非番、警察官、官、運輸會社、事務員、田沼店主等ヲ選ビコト

水面調査区ヲ設定シタルキハ、調査区ニ限リ世帯番号簿ニ三角形青色紙ヲ用キ之ヲ前掲見易キ點ニ貼附スル水面、調査区限リ成リ、調査時期ニ接近シタル時ニ於テ準備調査ト申告書用紙、配布ト同時ニ行フコト

水面、調査区ニ限リ市町村長ハ見込リ以テ申告書用紙適當枚數ヲ調査員ニ交付スルコト

水面調査区粗番を調査員ハ申告書用紙配布ノ際申告書ノ代筆記入ヲ依頼セラルルハ直ニ之ヲ記入スルニ申告書配布ノ際直ニ申告書ノ鬼集ノ際其後、異動ヲ聽取シテ訂正スルヲ鬼集スルコト

水面、調査区ヲ擔當スル調査員ハ、調査、時期後四月以
内水面、他、調査区、調査員ト交代ニ見張ヲ為シ入港船
船ヲ監視スル

調査、時期後入港スル船舶ニ對シテ、左ノ處ニ過ラズ

青色紙、赤色紙等ニ貼附セシ船舶調査、時期前他

、港灣ヲ發シ未ダ申告ヲラセセシモノハ、申告書用紙

ヲ貼リ、申告書ヲ作成セシモノハ、蒐集スル

青色紙ヲ貼付セシ船舶未ダ申告ヲラセセシモノハ、

他ニ、申告書用紙以テ申告書ヲ作成セシモノハ、蒐集

シ他ニ、申告書ヲ作成セシ申告書ヲ港ニ置キ、シモノハ、

付、其、後、異動ヲ聴取シ訂正シテ之ヲ蒐集スル

赤色紙ヲ貼付セシ船舶既ニ申告済、モノハ、以テ之ヲ

調査セシ

甲 千世帶單位費用

調查員訓練會費	練習會費	演講會費	講習會費	講習會費	講習會費	講習會費	講習會費	講習會費	講習會費
人口十人以上	300	200	200	200	200	200	200	200	200
人口五人以上	200	100	100	100	100	100	100	100	100
人口三人以上	100	50	50	50	50	50	50	50	50
人口二人以上	50	20	20	20	20	20	20	20	20
人口一人	20	10	10	10	10	10	10	10	10

講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費

調查員手當	旅費	材料運賃	雜費	計
人口十人以上	780	400	400	1580
人口五人以上	500	200	200	900
人口三人以上	300	100	100	500
人口二人以上	150	50	50	250
人口一人	75	25	25	125

調查員手當
旅費
材料運賃
雜費
計

講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費
講習會費

調査員の手當算出標準

調査員受任者	手當	算出標準
合計以上、市人口五万並市合手當支給町村合計以上、町村合計未満町村	一日	一日
市人口五万以上、市人口十万以上、市人口二十万以上、市人口三十万以上、市人口四十万以上、市人口五十万以上、市人口六十万以上、市人口七十万以上、市人口八十万以上、市人口九十万以上、市人口一百万以上	一日	一日

豫備調査員の數、調査員數の三割以下、手當支給日數は一日

調査員受任者	手當	算出標準
市人口十万以上、市人口二十万以上、市人口三十万以上、市人口四十万以上、市人口五十万以上、市人口六十万以上、市人口七十万以上、市人口八十万以上、市人口九十万以上、市人口一百万以上	一日	一日

調査員受任者	手當	算出標準
市人口五万以上、市人口十万以上、市人口二十万以上、市人口三十万以上、市人口四十万以上、市人口五十万以上、市人口六十万以上、市人口七十万以上、市人口八十万以上、市人口九十万以上、市人口一百万以上	一日	一日

調査員受任者	手當	算出標準
市人口一百万以上、町村合計以上、町村合計未満町村	一日	一日

乙

地方経費見積額

	北海道府	郡	支庁	島廳	計
筆紙墨文具 及消耗品	二二	三六八	三八四三	五二	四三〇八
通信運搬費	四四七	七〇六八	二〇六九二	六五五	一三二一八
旅費	二二五	六二七五	四八二〇	四二二	八四七
雇員給	五四〇	一六五六〇			二一、〇〇〇
傭人料	一一四	四七三八	二二五五	四〇六	六八、一六八
雜費	八九	六一〇八	三九	八	二二、三六
計	一四三三	三六、一〇七	八三九九〇	二、五六八	一、〇六七、一七五

備考

一筆紙墨文具及消耗品中、管内吏員召集會雜費ヲ含ム
 二旅費、中、三府縣吏員管内出張旅費一人各

市滞在五日(支)郡支在島吏員、府縣庄、出張旅費(各二人滞在十日)郡書記支陸島、吏員、管内出張旅費(一人一泊場一日滞在)ヲ含ム
 三雇員給、一府縣平均三百六十圓、月給十五圓、二人年額
 四傭人料、一府縣平均百三圓

郡市、通信材料、検査、史、員、不、全、夫、又、精、雜、役、人、夫、
 郡、市、別、均、任、詳、
 雜、役、人、夫、
 全、三、十、四、人、
 全、三、十、四、人、
 全、三、十、四、人、

五、通信運搬費

通信費、道廳二十四円一村縣十五円四十九銭
 一郡八円九十四銭一支廳三円九十銭

運搬費

	材料運送料	徵音運送料	備考
府縣、調査局	六、三五四		一貫目三十三円一村縣六 一貫目四十五円府縣
海道、調査局	四二二		一貫目二十八銭 一貫目九貫
郡、町村		九八二	一町村為、八円一町村 一三二七六
同	一二、二七六		一町村為、一円
郡、府縣	二五二五		一貫目付十円一郡四六 一貫目四九円

尚支廳、町村	二九九		一町一円二九九円
同		二九	一町一十円
支廳、道廳	二七〇		一貫目三十三円 一貫目四貫
島廳、府縣	七五		一貫目一円七十五 一貫目
同		七	一貫目一十円
島廳、府縣	三八		一貫目三十三円三十一 一貫目八島廳

六、雜費、内、三、字、字、料、其、他、雜、用、の、合、計

金澤市役所
第 2916 號
大正 8 年 11 月 20 日

秋田第一五〇號

大正八年十一月二十二日

知事官房主事



金澤市長殿

印刷物送付ノ件

去月中開催ノ本縣第三回統計講習會ニ関
スル印刷物充記、通及送付美也

三記

講習員名簿

三枚

申生書記大例

五枚

石川縣

大正八年十一月九日
四
公
切
り
記

收統第三〇號

大正九年三月一日

石川縣臨時國勢調查部長



金澤市長殿

國勢調査申告書同記入者ニ関スル件照會
 去ル一月二十一日官報第ニ千二百三十八號ニ
 於テ付閣告示第一號ヲ以テ國勢調査
 申告書用紙ノ様式告示相成候ニ付テハ
 具體的ノ事實員ニ應シ各事項記入上
 疑義ニ亘ル莫有之候ハニ悉ク取纏メ
 来ル十五日迄ニ御提申相煩度候也

石川縣

訓甲第二五號

大正八年六月十八日

石川縣臨時國勢調查部設置規程

第一條 第一回國勢調査ニ関スル事務ヲ處理セ

シムル爲廳内ニ臨時國勢調査部ヲ設ク

第二條 臨時國勢調査部ニ左ノ職員ヲ置ク

部長 一名

副部長 一名

部員 若干名

第三條 部長ハ内務部長ヲ以テ之ニ充ツ

部長ハ知事ノ命ヲ承ケ部ノ事務ヲ總理ス

第四條 副部長ハ理事官中ノ一人ヲ以テ之ニ充ツ

副部長ハ部長ヲ輔佐シ部長事故アルトキハ其ノ

職務ヲ代理ス

第五條 部員ハ統計係員及其他ノ係員中ヨリ

之ヲ命ス

部員ハ上官ノ指揮ヲ承ケ事務ニ從事ス

第六條 本規程ニ依ル事務ノ取扱ニ関シテハ凡テ廳

中處務細則ニ準ス

石川縣臨時國勢調査部職員

臨時國勢調査部長 內務部長 米田甚太郎

臨時國勢調査副部長 理事官 半井 清

臨時國勢調査部員 屬 三清春次郎

全 全 全 牧原修雄

全 全 全 井村貞吉

全 全 全 岡本純太郎

技手

九代十九
五九六九

收統券七二號

大正九年四月十四日

石川縣臨時國勢調查部長

金澤市長 殿

金澤市役所
第 1976 号
大正 9 年 4 月 14 日

石川縣臨時國勢調查部長 印

冊子「國勢調査」ニ関スル件通牒

冊子「國勢調査」ノ記ノ通及御送
自素而シテ右冊子ハ今回臨時國勢
調査局ニ於テ國勢調査ノ趣旨普
及用トシテ印刷セラレタルモノ有テ
ハ右ニ依リ貴市臨時國勢調査
課員ニ能ク其ノ趣旨ヲ屬得セシ

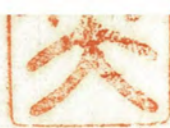
石川縣

事ニ進テ一般ニ普及徹底セシメ以テ
調査ノ成績ヲ出得ル限リ良好ナ
ラシムル様充分ノ御配慮相煩度候也

記

市役所ノ分

五部



快書第一九八号

大正九年二月一日

石川県白粉部長

郡守長殿

公務調査委員の件通牒

本年十月一日より施行せらるる公考第一回公務調査法司考方三頁にてハ先般通牒ニ及ら置かれ右調査ニ就て学校長及員外地方官接し関係小考の教

員ヲ調査員ニ奉ケテ協力セシムルコトハ本事業ノ上ニ於テ効果尠カラサルヘシト存シ其候テ學校長及校ニ支障ヲ生ずルニ限リニ於テ委員ヨリ調査員ヲ出スコトハ委員ニ付シテ各以テ旨以テ之ヲ業員中ノ好長ハ通牒ニ其旨を以テ之ヲ申進

九六二
七九六六



金澤市役所
第 號
大正 年 月 日
受附



2551
大正9年5月29日

發統第27號

大正九年五月二十九日

石川縣臨時國勢調查部長

石川縣臨時國勢調查部長之印

金澤市長殿

國勢調查事務三月郡市主任
招集、件通牒

末月四日五日二日間午前九時ヨリ縣會
議事堂ニ於テ國勢調查事務ニ關シ打
合會開催致シ茲ニ自貴所臨時國勢
調査課長及主任出席セシメテシ度也

追而右市出席ニ付左記ノ事項
求取知有之度申添也

國勢調査ニ關シ法規類申告書
用紙及國勢調査員必携帶ノ印
刷物携帶ノコト

九九卅一
七四二一

大正九年六月甲部布告第百三十三号
令各地方官知悉事

訓示

國勢調査事務閣下ハ縣々各年六月廳内臨時
國勢調査部ヲ設置シ職員ヲ任命シテ夫々部置者
ヲ定メ準備シ著午シテ以來今年八月中特ニ郡
市長ヲ招集シテ調査事務ニ関シ諸般ノ指示ヲナ
シ凡其ノ事務ハ大綱ヲ示シ次テ今年十月ニ至リ
講習會ヲ開キテ直接調査事務ニ當ルルニキ郡
市町村吏員ノ爲ニ該趣旨ノ普及徹底ヲ圖リ
且ツ事務上詳細ニ亘リテ講習ヲ施シタルガ其ノ後
本年四月初於テ事務取扱規程細則ヲ設ケ本
事務ノ爲ニ郡市役所町村役場内ニ特ニ事務機
關ヲ設置セシメタルハ諸君ノ知ル所ノ如シ而シテ縣
本年度ノ首於テ諸君ヲ會同シテ事務上諸般

ノ協議亦合ヲ爲スノ豫定ナリシガ宛モ總選舉事
務ニ差掛リ爲ニ之ヲ延期シ今日茲ニ主任會ヲ開クニ
至リ

柳モ今回ノ調査事業ハ實ニ本邦創始ノ文化事業
ニシテ國家諸政ノ基礎ヲ計ラントスルニ在リ其意義
極メテ重大ナルモノアリ然モ能ク之ヲ遂行セシカ爲ニハ
實ニ國民一般ノ協力ヲ諒タセハ爲シ能ハサル所ニシテ
如此ハ我國人ノ曾テ経験セルコトナキ一大國民的事
業ト謂フヘシ而シテ事ノ成否タルヤ將來永遠ニ施行セ
ルヘキ國勢調査ノ基礎ヲ作り模範ヲ爲スノミナラズ
他ノ有ル統計調査ニ對シテ莫クニ準テ其フルモノナルヲ
以テ之カ施行ニ特ニ周密ナル注意トナシテ努力カ
ヲ加シ萬遺漏ナキヲ期セサルヘカラス

而之本事業、内容ハ一見頗ル竹間明ナルカ如キモ之ラ
實際ニ施シテ遺漏ナキヲ期セントモ其ノ方法準備
其他亦頗ル繁密ヲ極メサル可カラサルモアリ故ニ之カ為
事務ノ當路者ハ宜シク各種法令規定ノ精神ヲ充
分ニ穿鑿シ之ヲ實際ノ事實ニ照シテ各種ノ関
係ヲ能ク及西覆考ルルニ非カレハ遂ニ調査ノ結果ニ
對シテ復タ收拾スヘカラサルノ事態ヲ来タスコトナキ
ヲ保シ難シ諸君ハ地方機關ノ樞機ニ立ツテ國勢
調査ノ事務ニ関スル結局ノ責任者ナリ宜シク一面
此國家創始ノ一新文化事業ノ衝ニ立ツテ深く其
重責ヲ思ヒ新鋭ノ意氣ヲ以テ自ラ之ヲ荷ヒ特ニ趣
旨ノ普及宣傳、調査員ノ訓練ニ全カラ基キテ之ニ
從事スルヲ要ス

今ヤ調査期ヲ距ツル僅々四ヶ月ニ過キス依テ本會
議ニ於テ充分ノ協議ヲ遂ケ各部聯絡ヲ完フル
協力一致本事業ノ完成ヲ期セラレシコトヲ望ム
尚郡ニ在リテハ此際至急町村長會ヲ開キ客年
郡市長ニ指示シル件ニ関シテハ詳細十分ニ指示ス
ル所アリケン

訓示

昭和九年六月四日
主務局長 於

國勢調査事務関係は、縣々各々、本年六月廳内臨時
國勢調査部ヲ設置シ職員ヲ任命シテ夫々部署
ヲ定メ準備ニ着手シタル以來、今年八月中特ニ郡
市長ヲ招集シテ調査事務ニ関シ諸般ノ指示ヲナ
シ凡其ノ事務ノ大綱ヲ示シ次テ今年十月ニ至リ
講習會ヲ開キテ直接調査事務ニ當ルルベキ郡
市町村吏員ノ爲ニ該趣旨ノ普及徹底ヲ圖リ
且ツ事務上詳細ニ且リテ講習ヲ施シタルガ其ノ後
本年四月初於テ事務取扱規程細則ヲ設ケ本
事務ノ爲ニ郡市役所町村役場内ニ特ニ事務機
關ヲ設置セシメタルハ諸君ノ知ル所ノ如シ而シテ縣
本年度ノ首於テ諸君ヲ會同シテ事務上諸般

ノ協議打合ヲ爲スノ豫定ナリしが宛モ總選舉事
務ニ差掛リ爲シ之ヲ延期シ今日茲ニ主任會ヲ開クニ
至レリ

柳モ今回ノ調査事業ハ實ニ本邦創始ノ文化事業
ニシテ國家諸政ノ基礎ヲ計ラントスルニ在リ其意義
極メテ重大ナルモアリ然モ能ク之ヲ遂行セシカハ爲ニハ
實ニ國民一般ノ協力ヲ缺タセハ爲シ能ハサル所ニシテ
如此ハ我國人ノ曾テ経験セルコトナキ一大國民的事
業ト謂フヘシ而シテ事ノ成否タルヤ將來永遠ニ施行セ
ラルヘキ國勢調査ノ基礎ヲ作り模範ヲ爲スノコトナキ
他ノ有ル統計調査ニ對シテ莫クハ其ノ注カフルモノナルヲ
以テ之カ施行ニ特ニ周密ナル注意ト十分ナル努力カト
ヲ加シ萬遺漏ナキヲ期セサルヘカラス

而シテ本事業ノ内容ハ一見頗ル簡明ナルカ如キモ之ヲ
實際ニ施シテ遺漏ナキヲ期セントモ其ノ方法準備
其他亦頗ル繁密極メサル可カラサルモアリ故ニ之カ為
事務ノ富路者ハ宜シク各種法令規定ノ精神ヲ充
分ニ穿鑿シ之ヲ實際ノ事實ニ照シテ各種ノ関
係ヲ能ク及西渡考也丸スルニ非カレハ遂ニ調査ノ結果ニ
對シテ復タ收拾スヘカラサルノ事態ヲ来タスコトナキ
ヲ保シ難シ諸君ハ地方機關ノ樞機ニ立ツテ國勢
調査ノ事務ノ関スル結局ノ責任者ナリ宜シク一面
此國家創始ノ新文化事業ノ衝ニ立ツテ深ク其
重責ヲ思ヒ新銳ノ意氣ヲ以テ自ラ之ヲ荷ヒ特ニ趣
旨ノ普及宣傳調査員ノ訓練ニ全カラ奉ケテ之ニ
從事スルヲ要ス

今ヤ調査期ヲ距ツル僅々四ヶ月ニ過キス依テ本會
議ニ於テ充分ノ協議ヲ遂ケ各部聯絡ヲ完フシ
協力一致本事業ノ完成ヲ期セラレシコトヲ望ム
尚郡ニ在リテハ此際至急町村長會ヲ開キ各年
郡市長ニ指示シル件ニ関シテハ詳細十分ニ指示ス
ル所アリトシ

目

次

一世帯

一世帯主及申告義務者

一記入の範圍

一氏名

一世帯に於ける地位

一男女別

一出生年月日

一配偶關係

一職業及職業上地位

一出生地

一民籍別又ハ國籍別

一不在一世帯主

一一般記入ニ關スルモノ

一申告書欄外記入ニ關スルモノ

一記入訂正ニ關スルモノ

一國勢調査員ニ關スルモノ

一施行細則第九條ニ依り處理スルモノ

一其他モノ

一乞食浮浪人等ノ調査ニ關スルモノ

一其他モノ

一天災事変ニ關スルモノ

一水面調査ニ關スルモノ

一雜類

世帯

一問 旅店、宿屋、場合、自家、^族家雇人等ヲ記載シタル次ニ寄

宿人、宿泊人等ヲ記載スヘキ義ナルヤ又ハ自家毛ノトハ別記ニ

寄宿人、宿泊人ノミヲ申告スル意味ナルヤ

答 旅店、下宿屋、家族雇人ハ営業主ト共ニ之ヲ一普通世帯ト

シ宿泊人、下宿人ハ之ヲ一準世帯トシ各別申告書ヲ作成スルコ

ト三月五日官報彙報欄申告書記心得世帯項第七辨参照

一問 左記場合ハ之ヲ一準世帯ト看做シ可然哉

(イ) 調査日時現在市町村内、假小屋ニ行旅病人一人アル場合

(ロ) 調査日時現在市町村内或ハ宿所ニ数人ノ浮浪人カ野宿

セル場合

(ハ) 同ノ場合ハ普通世帯ニヤ又ハ準世帯トシテ扱フモノナルヤ

答 (イ) 場合行旅病人收容所ナル假小屋ニ一人準世帯トシテ

ラサル場合ハ一ノ普通世帯トスルコト

(四)ノ場合ハ一ノ準世帯ト看做シ取扱フコト

三問 元家族中ノ戸籍上分家シタルモ現在本家ニ家族ト共ニ同居

シ家計ヲ共ニセル者ニ付テハ如何ニ記入スヘキヤ

答 本家ノ世帯ニ属スル者ナルカ故ニ本家ノ申告書ニ記入ス

ルコト

四問 別ニ住居ヲ有スル者ハ一世帯トスノ程度範圍

同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ在ル家族親族互ニ分房シテ各別ニ家

計ヲ立ツルモノ又ハ家計(原餐)ヲ共ニスルモノハ各別世帯ト見做スヘ

キヤ

答 同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ在ル家族分房(住居ヲ別ニスルコト)

シテ各別ニ家計ヲ立ツル者ハ各一世帯ナリ又家計ヲ共ニスルモノ

4 別ニ住居ニ有スルモノハ各一世帯ナリ但ニ同構内又ハ一棟ノ内
家屋内ニ於テ單ニ居室ヲ異ニスルカ如キハ各別ノ世帯ニ非ス

五問 別ニ家計ヲ立ツルモノハ一世帯トスノ程度範圍

家計トハ炊爨食ヲ共ニスルモノト解釋スレバ準世帯ノ寄宿人

ト宿人モ亦普通世帯ノ員トナルニ非スヤ

又經濟ヲ共ニスルモノト解釋スレハ一家族中ト雖經濟ヲ異ニ

スルモノハ全部別世帯トナルニ非スヤ

答 家計トハ家事經濟ノ謂ニシテ必スモ炊爨ヲ指スニ非ス

旅店ト宿屋等ハ器械的ニ之ヲ準世帯ト定メタルモノナリ

一家族中ト雖モ全然家事經濟ヲ異ニスルモノハ別ノ世帯ナリ

六問 煉瓦製造販賣業タル某煉瓦株式會社所有ノ運送船中

運般夫タル世帯主及妻子ハ其ノ船内ニ居住シ主人ノ母ハ老年ナル

カ故陸上ノ家屋ニ起臥セテ飲食食物ハ船中ヨリ供給スルモノナリ是

等同一調査區同一家計ナル場合ハ合シテ一世帯ト見做シ申告セシム
フキヤ又ハ老母ノ方ハ世帯主不在ノ例ニ準シ別ニ申告セシムフキヤ
答 船内ト陸上ト別箇ノ住居アリト認ナラシ、程度ノモノナルキハ各
別ノ世帯ニシテ單ニ一方ノ住居ノ延長ト認ムフキ程度ノモノナ
ルトキハ一世帯ナリ

別箇ノ世帯ナル場合ハ老母カ一方ノ世帯主ナリ

七、問 住居ヲ有スルモノニシテ其ノ住宅以外ニ別ニ工場ヲ有スル者アリ

業主、雇人等ハ常ニ工場ニ在リテ職業ニ從事シ業主ハ住宅ニテ起臥
飲食ヲ爲スラ例トモ獨リ雇人ニ在リテハ住宅ニテ飲食ヲ爲ス工
場ニテ起臥スルヲ常トセリ此、如キ場合ニ於テハ雇人ハ工場ニ起臥
セルモ常ニ飲食、夕メ住宅ニ往來セルモノナルヲ以テ右等ハ十月一日午

零時ノ現在ニ於テハ他ノ者カ宿直等ノ爲世帯ナキ場所ニ在リ
タル者ノ例ニ準シ其住宅ニ歸ルフキモノト看做シ調査スヘキモノナル

答 單ニ寢室ヲ工場内ニ在ルニ過キサル故業主ノ世帯員トシテ記入

スルコト

問 同一人が住居ト家計トヲ異ニスル場合ハ各一世帯トスベキヤ假令ハ
或ル工場ノ使用人が常ニ工場ニ於テ起臥シ食事ハ工場主ノ家庭ニ於
テ為ス場合ノ如シ

答 單ニ寢室カ工場内ニ在ルニ過キサル故工場主ノ世帯員トシテ記入

スルコト

九問 某料理店(甲調査區)ノ女中ニシテ乙調査區内他家ノ一間ヲ

借リ受ケ飲食ハ主人方ニテナシ毎夜午前一時頃歸リ單ニ

起臥ノミヲ為ス者ハ雇人トシテ料理店主ヨリ申告スベキヤ又ハ單

獨普通世帯トシテ女中ヨリ申告スベキモノナルヤ

答 十月一日午前零時ニ主人ノ世帯ニ在ル者ハ別ニ自己ノ世帯ノ有

無ニ拘ラス主人ノ世帯ニ於テ申告スベキハ勿論ナリ

一〇問、十月一日午前零時藝妓寄留所(藝妓ヲ合宿セシムルハ縣ノ定)

ニ在リ日出後抱主ノ家ニ歸リタル藝妓ハ同寄留所ニ於テ準

世帯ノ形式ヲ以テ申告スルキヤ又抱主ニ於テ世帯ノ一人トシテ

申告スルキヤ

答

單ニ寢室カ藝妓寄留所ニ在ルニ過キサルモノナルトキハ抱主

ノ世帯員トシテ記入スルコト

二問

貸座敷 置屋ニ在ル娼妓藝妓ハ之ヲ營業主又ハ其ノ他ノ

世帯主ノ世帯ニ屬スルモノトシ遊客ハ之ヲ準世帯トシテ取

扱ヒ可然ヤ

答

然リ

一二問、下宿屋ニアラサル家ニ寄宿セル官吏ノ如キモノハ單身者ト

雖モ一世帯トシテ調査ニ學生ノ如キモノハ來客ノ例ニ準シ其世

帯中ニ加ヘ記入スルキカ

答 下宿屋ニ非ケル家ニ寄宿スル者ハ官吏タルト學生タル

トヲ問ハス其ノ世帯ノ一員トスルコト

一三問 患者ヲ收容スル醫院ハト宿業ト同様普通世帯ト準世

帯ト二通ノ申告書ヲ要スル義ナルヤ而シテ事務員藥劑師

看護婦等ハ普通帯ニ記入シテ可ナリヤ

右醫院内ノ一室ヲ借り受ケ患者ノ家族什係人トシテ患者

ト共ニ自炊スル者ハ準世帯トシテ可ナルヤ又ハ普通世帯ナヤ

答 病室ヲ有シ患者ヲ收容スル醫院ニ在リテハ患者及什係人等

ヲ一準世帯トシテ醫師ノ雇人トシテ事務員藥劑師看護婦等

ハ醫師ノ世帯ノ一員トスルコト

後段ノ場合ハ準世帯トシテ取扱フコト

一四問 旅店ニ於テ一時的ニ間借自炊ヲ爲ス者ハ準世帯トスヤ又ハ普

通世帯トスルヤ

答 明ニ並通世帯ナクト認ムヘキモノハ一時的ト雖準世帯ニ屬セラル
別ノ世帯トスルコト(三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帯
ノ項第九號参照)

一五問 統計主任會議ニ示サレタル所ニ依リハ施行令第三條第五項ノ
下宿屋ハ所謂下宿營業者トシテ許可ヲ受ケタルモノノミガ
指稱セルモノナルモ調査上一ニ許可ノ有無ヲ調フルトキハ自然ニ調査
ヲ忌避スルノ傾向ヲ生スルノ虞ナシトセス故ニ右施行令ノ下宿屋
トハ許可ノ有無ニ拘ラズ即チ素人下宿モ包含スルモノトシテ取
扱ヒ得サルヤ

答 公然下宿屋ト稱スルモノハ許可ノ有無ヲ調フル必要ナシ素人下宿ハ
下宿屋ニ非ス

一六問 三月五日官報彙報欄申告書記入心得、世帯ノ項第十二ニ素
人下宿ノ下宿人ハ別ノ準世帯トシナイトアリ左ノ場合ハ如何ニスレキカ

一 甲ナル者ニナル家ノ一室ヲ借リ受ケ其ノ家ヨリ賄ヲ受ケ月月
一定ノ對價ヲ支拂フコト(所謂素人下宿ノ下宿人)ハニハ普通世
帯ノ一員即ケ同居人トナスヘキカ又ハ家計ヲ別ニスル者ト認メ別
箇ノ普通世帯トナスヘキカ

答 素人下宿ノ宿人ハ其ノ普通世帯ノ一員トシテ記入スヘキモノニシテ
別箇ノ世帯トセサルコト

二 問 温泉場ノ自炊浴室ハ普通世帯トスルカ

答 明ニ普通世帯ト認メラルモノハ外ハ温泉場ニテ世帯員ニ
ルコト

三 問 病院内病室ニ於テ病人以外ニ家族全部同宿シ自炊シ居ルモ
ハ普通世帯トスルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

四 問 病院内看護人病室ニ於テ自炊シ居ルモノハ普通世帯ト

スルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

二〇問 寄宿者病室、行旅病人收容所、合宿所、類ハ一棟、一病院

一收容所又ハ一會社ニ屬スル毎ニ一準世帯ヲ構成スルモノ

ニシテ一棟、一構内又ハ一室毎ニ一準世帯ヲ爲スモノニアラスト認

ムレトモ爲念見取知シタシ

答 同一構内ニ於テハ棟数ノ如何ヲ問ハス寄宿舍、病院、收容

所、合宿所等種類名稱ヲ異ニスル毎ニ一準世帯トスルコト

二一問 準世帯ノ一場屋ノ意義ニ關シ例ハ一構内ニ寄宿舍五

ヶ所アリ五ヶ所共管理者アル場合ハ一ヶ所一準世帯トナスヘキカ將タ

一構内ヲ一準世帯トナスヘキカ

答 同一構内ニ於テハ棟数ノ如何管理者ノ員数ニ拘ハラズ種類

名稱ヲ異ニスル毎ニ一準世帯トスルコト

二三問 病院勤務ノ事務員、受付、門番等ノ係員カ病院收

起臥飲食シツ、アル場合ニ於テハ申告書記入心得(世帯ニ於ケル

地位ノニ依リ申告スルキモノナルモ若シ係員等自己ノ計算ニテ

(数人共同自炊)飲食スル者アル場合ハ別ニ申告スルキモノナルヤ

答 事務員受附、門番等ノ係員カ病院ノ準世帯ニ属スル場

合ハ病院ノ申告書ニ記入セラルヘキハ勿論ニシテ其ノ世帯ニ於ケ

ル地位ノ記入方ハ申告書用紙世帯ニ於ケル地位ノニ依ルモノ

ナリ、然レトモ係員等カ別ニ附屬建物等ニ於テ共同自炊

スル者ハ別箇ノ準世帯トシ別ノ申告書ヲ作成スルキモノトス

二三問 準世帯(旅宿業)ニ於ケル宿泊人ニ付テハ営業者ノ家族ト各

別紙ニ調査記入スルキモノナルヤ

答 旅店ノ宿泊人ハ合シテ一ノ準世帯ヲ成シ営業者及其ノ家族

雇人等ハ一ノ普通世帯ヲ成スヲ以テ兩者各別ニ申告書ヲ作成

スルコト(三月五日官報彙報欄申告書記心得世帯ノ項第七號

参照)

二四問 一頁又ハ私見等ヲ收容ニ慈善的事業ヲ営ム者ノ業主及

家族ハ並ニ通世帯トシテ可ナルモ被收容者ハ如何ニ取扱フキヤ

答 被收容者ノ團ヲ一ノ準世帯トスルコト

二五問 旅店ノ宿屋等ニテハ營業ノ主及其ノ家族雇人等ノ集

リハ一ノ普通世帯トシテ(官報彙報世帯ノ二)申告スヘキモ

ノ如ク又宿泊人ト宿人ノ次ニ事務員雇人等ヲ記入スルモノ

ナルガ如ク(官報彙報氏名ノ三)(同上世帯ニ於ケル地位ノ二モ解

モ解セラル事 務員雇人ハ何レニ記入スヘキヤ(官報彙報世帯

説明ノ三)上氏名ノ三)世帯地位ニ下 抵觸スル力如ク解セラレ

答 官報彙報欄申告書記心得等七号ハ旅店ノ宿屋

等ノ雇人等ハ營業主其ノ家族トシテ一ノ普通世帯ト成ス

モ、ナルコトヲ示シ同氏名ノ第二號ハ寄、宿舎、病院、事務員、
雇人等ニシテ、他ノ世帯ニ屬セズ寄、宿舎、病院等ノ準世帯
ニ屬スルモノアル場合ニ於ケル記入ノ順位ヲ示シタルモノナリ

二六問 施行令第三條ノ船舶ト調査員心得第十條及第三十條ノ
舟筏トハ同意義ト解シ差支ナキヤ

答 國勢調査施行令第三條ノ船舶ハ大型ノ船舶ニシテ準十
世帯ノ存スルモノト想像シ國勢調査員心得第十條
及第三十條ノ舟筏ハ普通世帯ノ存スル小舟ノ類ヲ想像シ
用語ヲ區別シタルモノナリ

二七問 貸座敷料理店ニ於テ申告スルトスレバ準世帯ノ一員トスヘキ
ヤ普通世帯ノ一時宿泊人トスヘキヤ

答 貸座敷料理店ニ於ケル常客ノ客ノ類ハ之ヲ一準世帯
トスルコト

六問 乞令等事實稿下其他ニ居住シ居タルトモ若ク邊世帯
又ハ普通世帯トシテ番號札ヲ貼付スベキモノナリヤ又ハ番號
札ヲ貼付スルモノトシテ取扱フベキモノナリヤ

答 居住者ト認ムベキ所ニハ世帯番號札ヲ貼付スルコト

二九問 獨身者ニシテ一定ノ世帯ヲ有セス本業ハ町村畫記ニシテ副

業トシテ銀行ノ宿直ヲナスモノアリ然シテ銀行ニ一夜役場

ニ一夜ト互(交)宿直ヲ爲シアリ何レヨリ申告スベキヤ

答 調査ノ當夜宿直シタル場處ニ世帯アリタルトキハ其

ノ世帯ノ一員トシテ申告シ世帯ナキトキハ宿直シタル場

處ニ單獨ノ世帯アルモノトシテ申告スルコト

世帯主及申告義務者

一 獨身

目下現役軍人トシテ常時隊内ニ起臥スルモノアリ而シ

テ其ノ留守宅ノ雇人ヲシテシトツ、アリ此ノ場合雇人ハ申告義務

者トシテ申告ス下キモノトシテモ若シ右現役軍人ハ偶々調査ノ時

期ニ休暇歸宅(九月三十日歸宅)シテリトセハ世帯主トシテ軍人ヨリ

申告スハキニテナルヤ

客 此ノ場合ハ三人ノ世帯ナクシテ雇人ノ世帯アリト認メラルハ是

ニ偶々歸宅スル軍人ノ雇人ノ世帯ノ來客ナリ

一 間 世帯主ハ其ノ限ラス世帯ヲ主宰スル者トシテ他家ニ居

親族(又ハ他人)ヨリ管理サル、遺産ヨリ起居通學シ居ル本

年者ハ其ノ記入スヘキモノニアラサルカ

客 未成年者ニシテ財産ヲ自ラ管理セサル者ト雖莫ク世帯ノ最

高權力者ナルモノハ世帯主ナリ

三問 戸主ハ金ク幼弱者ニテ父母共ニ無ク又ハ禁治産者ニシテ後

見人アルニ位應リ別ニ共ニ世帯内ニ他ニ親族関係者テク雇人、
ミニテ其ノ番頭後見人ノ指揮監督ヲ受ケ經營セル商店アル
トキ其ノ世帯主申告義務者ハ何人トナスヘキヤ又世帯ニ於ケ
ル地位共ニ他ノ記載例示サレタシ

答 此ノ場合ハ幼弱者ナリト雖世帯主ニテ申告義務者ナリ

四問 金ク居所ヲ別ニアルモ親族(又ハ他人)ノ保護ノミニヨリ起^居原^通

學シ居ル者ハ親族ノ世帯中ニ掲セラルヘキモノナリヤ或ハ被保護
者ヨリ古親族ノ者ヲ不在世帯主欄ニ記入スルモノナリヤ若シ後段
ニ據ルトモハ被保護者ノ世帯主ノ地位ハ如何ニ記入スヘキヤ或ハ
右ノ場合ニ於テモ金ク被保護者ヲ單山トシテトニテ記入スヘ

キヤ

答 親族又ハ他人ノ保護ヲ受ケルト雖被保護者ノ明ニ別箇ノ世帯

ヲ成スト認ムヘキ場合ハ被保護者力世帯主ナリ

問

榎太廳訓令世帯票記入心得第一項普通世帯主ノ

家屋内ニ在ル親族互ニ分房シテ各別ニ家計ヲ営ムル人飲食ヲ

共ニスルト否トテ問ハス一房毎ニ世帯ト区テ此場合ニ於テハ別世帯

ト認ムル親族ハ各其ノ世帯主ハ世帯ノ管理者ヲ申告義務者

ト認メ可然哉尚ホ別世帯ナル親族ヲ有スル本件、如キ場合屋ニ對シ

テハ其ノ世帯數ニ應ジ數枚ノ世帯番号札ヲ其ノ門戸貼付スル處

(自第何号) 更第何号) 記載シ之數ノ世帯番號札ニ省略シ差支ナキヤ

答 一棟ノ家屋内ト雖明ニ數箇ノ世帯アリト認ムル場合ハ各世帯

主ニ其ノ世帯主又ハ管理者力申告義務者ナリ

世帯番号札ハ門戸ノ如キ同一ノ箇所ニ貼付スル場合ト雖世帯數ニ相當スル各別

ノ札ヲ貼付スルコトヲ要ス

六問 世帯主カ假令ハ漁業ノ為メ出演シ調査時^刻ニ其ノ家ニ在ス且十月日

午前八時迄ニ歸宅セサルモノ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルハキトキハ申告

ハ其世帯主ヨリスヘキカ又ハ世帯ノ管理者ヨリスヘキカ

答 世帯主ノ名義ニテ管理者ヨリ申告スルコト但シ此ノ場合世帯主ハ

記入ノ範圍(3)ニ當ルモノナルカ故ニ氏名欄初筆ニ記入シ不在ノ世

帯主ノ箇所ニ記入セサル様注意スヘシ

七問 記入ノ範圍(3)ニ當ル者午前八時ニ歸ラス而モ其者ハ世帯主タ

ル場合ニハ世帯主以外ノ者カ世帯主ニ代リ世帯主ノ名ニ依リ申

告シ差支ナキヤ

答 然リ

八問 記入ノ範圍(4)後段ノ場合ニ於ケル申告ハ當該世帯主

ノ義務ナルヤ將又旅行者本人カ世帯主ニ申告スヘキ義

務アリテ當該世帯主ハ本人ノ申告ヲ後ツテ記入スルヲ

本旨トスルヤ

答 當該世帯主ニ申告義務アルカ故ニ此ノ場合ニ世帯主ハ到着シタル
旅行者ヲ詳細取調ヘ申告スルヲ要ス

九問 一人ニ數ケル世帯ノ世帯主タルコト若シキヤ而シテ右ノ場合ニハ
一世帯以外ニ於テハ全部不在世帯主トシテ記入スヘキヤ

答 一人ニシテ數箇世帯主タルコトハ例ヘハ本宅ノ外ニ別荘ヲ有
シ双方ニ家族雇人等ヲ置キ主人ハ本宅別荘交互ニ往復住
居スル如キ場合ニ限ル故ニ調査ノ時期ニ現在セサル世帯ニテハ不
在世帯主ノ箇所ニ記入ヲ要ス

一〇問 一人ニテ數ケルニ支店ヲ有スルモノハ本店主人ヲ申告書屆
出義務者トスルカ

前項支店ニ支店長又ハ支配人等アル場合ハ無論其ノ者ヲ世帯
管理者トスヘキモ然ラサル場合ハ其ノ本店主人ノ捺印ヲ要ス

ルカ

答 業務上ノ指揮監督ト世帯ノ管理トハ全ク別事ナリトモ
支店ニ世帯ナラハ支店長支配人其ノ他何人ニテモ事實其ノ世帯
ヲ主宰スル者ヲ申告義務者トシ本店主人ノ捺印ヲ要セザル
言ヲ俟タズ

二問 官公署又ハ學校等ノ小使ニシテ其官公署又ハ學校ヲ自
己ノ住宅ノ如ク居住シ期日前夜ヨリ引續キ寢食セルモノ如キ
ハ其ノ官公署長又ハ學校長ヲ管理者トシテ調査スヘキモノナリヤ
答 小使カ官公署又ハ學校内ニ世帯ヲ有スル場合ハ小使其ノ者カ申
告義務者ナリ

三問 主人ト妾ト数年同棲シ小使數人アリ主人モ妾宛ニテ或事
業ヲ經營セリ一方正妻ハ數人ノ子供ト主人ノ父母ト別ニ家ヲ立ツル
場合ニ於テハ申告書ニ通テ調成スルコトナルモ主人ト妾ト同棲ノ
申告書ニハ主人カ申告義務者トナリ妾ヲ妻トシテ申告ス又一方

正妻ハ世帯管理者トシテ申告書ニ在リ世帯主欄ニ自分ノ夫ヲ
記入シテ申告ス然ルレバハ一夫多妻トシテハ差支ナキヤ又第一ノ場合ニ
テ國勢調査員ハ近隣ニ於テ妾ト認レル者ハ世帯ニ於ケル地位並
配偶ノ關係ヲ通宣訂スル權能アリヤ

答 配偶アル男ノ數ト女ノ數ト一致セザルコトアルモ事ナラハ差支ナシ

正妻カ數人ノ子供ト主人ノ父母ト共ニ世帯ヲ成セル場合ニ正妻ハ
其ノ世帯主ナリ。國勢調査員カ申告書記入ノ事實ノ誤レルコト
ヲ知リタルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシムルコト

三問 浮浪人乞食等カ調査期ニ於テ偶々他人ノ建物内ニ在リテ(勿
論東家同居人ニアラス)他ノ世帯ニ記ナキコト明ナル場合ニ於テ
ハ該建物管理人ハ之ヲ申告書ニ記載スヘキモノナルヤ

答 浮浪人乞食等偶々調査期ニ他人ノ建物内ニアルモ一例ハ軒下ニ
居ル者如キ者其ノ建物ノ管理者ヨリ申告スルヲ要セズ其ノ軒下

ニ在ル者ヨリ申告セシムルコト

一四問 豫メ明ナラサル汽車旅行中ノ者十月一日午前八時迄ニ到着シタ

ル當該世帯ノ世帯主ハ既ニ自己世帯内ノ事實申告済ナル場合

ト雖尚來客同居人雇人等該旅行到着者ノ事實ニ應シテ

ニ申告書ヲ作成シテ申告スヘキ義ナルヤ、尚ハ該旅行者自ラ申

告書ヲ作成申告スヘキ義ナルヤ、尚ホ旅行者カ世帯主ニアラザ

ル場合ハ如何ナル形式ニ記入申告セシムルノ御意見ナルヤ

答 申告書提出ノ後何レノ世帯ニ於テモ申告セラレサリシ者ノ來

ノ在場合ハ到着シタル世帯ノ申告義務者ヨリ團勢調査員

又ハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出テ追記セシムルコト尚當該到着

者カ世帯ノ主人ナルトキハ不在ノ世帯主ニ關スル記入ヲ抹消セシ

ルコト

一五問 警察署ノ留置場ニ把拘留口ニ在ル者ハ其ノ由ニ由テ

答 準世帯トシテ敬言署長分署等ヨリ申告スルモノトス

二六問 十月一日午前零時ノ現在ニ於テ治安敬言察法依ノ一時巡查

派出所ニ檢束セシ居ル者ノ如キハ當該官署置署ニ於テ申告ノ手

續ヲナスヘキモノト認ムルモ其ノ檢束ノ途ニ在ルモノ、如キハ本人、

世帯ニ在リタル者トシテ調査スヘキモノナルヤ

答 敬言察官署ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

二七問 監獄ニ於ケル既決囚ハ無論刑事被告人ニ關スル調査ハ

市町村長ノ手務ニアラスルモ敬言署(察)ニ於ケル留置者ニ關

スルモノハ市町村長ノ事務ニ屬ス而シテ留置人ノ中泥酔或ハ交

闘ノ爲一時留置道(或ハ一夜留置道)サレタルモノハ家庭、敬言

察署何レニ於テ調査スヘキヤ

答 敬言察官署ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

二八問 十月一日午前零時ニ於ケル警察署留置人ノ申告義務者

ハ其ノ署長ニスヘキヤ又ハ其ノ警警察置署ノ地區ノ國勢調査員
ニスヘキカ何レカ適當ナリヤ

答 當該署長ハ申告義務者ナリ

一九問 警警察署察内ニ保護中ノ者又ハ留置人等ノ記載方承知

シタシ

答 一、準世帯トシテ敬警察署長ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

二、問 行旅病人精神病者監護法ニ依リ市町村ニ於テ監置

セル精神病者敬警察官署ニ留置中ノ刑事被告人ノ如キハ

準世帯トシテ市町村長又ハ敬警察置署長ヨリ申告ヲ要スル義

ナルヤ

答 然リ

二問 前項ノ行旅病人又ハ精神病者ニテ他ノ市町村内ニ救護所
又ハ監置所ヲ設ケ救護又ハ監置ヲ為セル場合ハ管理者元

市町村長ヨリ申告セシムヘキモノナルヤ又ハ本人ヲシテ申告セシムヘキモノ
ナルヤ若シ前段ノ如シトスレバ當該市長村長ハ救護所又ハ監置
所々在置地ノ市町村内ニ申告、代理人ヲ定メシムルヲ要スル義ニ
可有之ヤ

答此ノ場合、當該救護所又ハ監置所等ヲ事實管理スル者
ヲ申告義務者トス

二二問 行旅病人調査ノ當日途上発見シタル場合ニ於ケル調
査ニ關シテハ如何ニ處理スヘキモノナルヤ

答救護様関ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其ノ場屋ヲ事實管理
スルモノヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシメ然ラサル場合ハ
世帯トシテ取扱フコト

二三問 處分未決ノ行路病人ヲ一時收容シテリタル場合ハ如何ニ
取扱フヘキヤ

答 救済構内、場屋ニ收容シタル場合、其ノ場屋ヲ事實管理

スル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシムルコト

二五問 棄見、迷見、行旅病人ハ一固独立ノ世帯ヲ有スル者トシテ取扱

フハキモナルヤ、且此ノ場合ニ於テ町村長之ヲ申告スハキモトモ

其ノ申告ハ準世帯ノ形式トナルハシ果シテ然ルヤ

答 救済構内、場屋ニ收容シタル場合、其ノ場屋ヲ事實管理ス

ル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシメ然ラサル場合普通在

帯トシテ取扱フコト

二五問 世帯主不在ナル場合ニ申告者氏名ノ右肩ニ後見人、補佐人又

ハ代理人等ノ肩書ヲ為シシムハキヤ

答 肩書ヲ要セス

記入ノ範圍

一問 通勤ノ

雇人トシテ當夜該時ニ主人ノ家ニ在リタル者ハ假

世帯ノ下ニ場所ト雖モ一時ノ不在者トモ本人ノ世帯ニ現在

タル者トシテ調査スヘキモノナルヤ

答 申告記入ノ範圍(ハ)ニ當ルモノナカ故ニ主人ノ世帯ニ於テ

申告セザルモノナリ

二問 十月一日午前零時ニ世帯アル假令ハ料理店、貸席等ニ在

通勤ノ住居的婦女、夫等十月一日ハ自己世帯ニ歸ル

ノモ雇主ノ店主ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ

答 然リ

三問 記入ノ範圍ニ於テ(ハ)世帯ナキ場所ニ在リタルときトアルモ十月

午前零時ニ急用ノ為他家ヲ訪問シ又ハ遊興ノ為妓樓ニ在

リニ場合ハ其ノ當人世帯ニ在リタル者トシテ記入スヘキ御趣旨

ハ世帯ノ有無ハ重キヲ置クニ及ハサルコト、心得可然哉

答 記入ノ範圍(ラ)ハ世帯ナキ場處ニ在リタル場合ニ限ル

例示ノ如キ場場合(イ)ニ依リ其現在シタル世帯ニ於テ申告セテ

モナリ

問

旅館遊廓待合(甲市)ノ來客ニテ十月一日滯留者ハ旅館

待合主等ニ於テ來客トシテ申告スヘキモノナルヤ若シ然リトモ、

乙村ノ家庭即チ世帯ニ於テハ一日朝歸定スルモノトシ世帯主ヨ

申告スルニ於テハ彼此重複ス之ヲ避クル良法如何

答

旅館遊廓待合等世帯ナル場所ニ在リタル者ハ申告書記

入ノ範圍(イ)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘク不在ナレニ拘ラ

ズ家庭ニ於テ申告セラルハ同(ウ)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如ク彼

此重複セサル者ナリ尚實際重複ノ虞アリ(イ)(ウ)ノ趣旨ヲ詳細

明スルヲ要ス

五問 貸座敷及料理店遊興者ニシテ調査時期ニ現在セシ者ハ貸座

敷料理店ニ於テ申告スヘキヤ自己ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ若シ

貸座敷料理店ニ於テ申告スルコトハ重複サル場合多クナルニ

答 貸座敷料理店等世帯アル場合ニ在リタル者ハ申告書記入

ノ範圍(イ)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘク不在ナルニ拘ラズ自

己ノ世帯ニ於テ申告セラルハ同(三)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ

ハ彼此重複セラル事告ナリ尚實際重複ノ虞アラハ(イ)(三)ノ趣旨

ヲ詳細説明スルヲ要ス

六問 醫師・産婆等ニシテ九月二十日ヨリ患家ニ赴キ十月一日中

ニ歸宅スヘキ旨ヲ告クテ出発シタリ依テ各自ノ世帯ヨリ申告

シタリ然ルニ患家ノ状況ニテ一日中ニ歸宅シ得サリシニ為患家

ニテ七申告シタリ如斯重複ノ場合ハ如何ニ取扱フヘキヤ

答 調査ノ時期ニ患家ニ在リタル者ハ世帯アル場合ニ在リ

タルモノナルカ故ニ自宅ノ世帯ヨリ申告スルモノニ非ズ從テ例示
ノ如キハ彼此重複セサル筈ナリ尚實際重複ノ虞アラハ申告書
記入ノ範圍(い)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

七問 醫師患家ノ求ナニヨリ九月三日午後十一時往診十月一日午前
零時ニ患家ニ現在シタルトキハ患家ニ於テ申告スヘキヤ

答 然リ

八問 世帯ナキ場所ニ行ク豫定ガ場所ニ行キタル場
合ハ自宅申告ノモノト重複スヘシ此場合 取扱方如何

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヨリ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シ
テ現在世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申
告ノ但トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

九問 後ノ時頃急用トシテ後ノ時頃頃帰宅ノ豫定ニシテ
又先キ依テ申告書被檢者ハ右時刻ニ帰宅スルモノトシテ申告

書ニ記入ス然レ其ノ者廢止ト變更シテ近クニテ教令ニ上宿セ此處
合ニ於テハ自宅ニ記入シ又旅舎ニ於テモ申告書ニ記入セハ重複ヲ生ス此場
合如何

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ
現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘
トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テ申告セサルコト

一問 申告書記入ノ範圍(イ)ニ於テ十月一日中ニ自己世帯ニ歸ル
キ者云トアルモ九月三十日ヨリ引續キ夜業勤務シ十月二日ニ
至ラサレハ歸宅セサルコト明ナル職工等ハ如何ニ取扱フヘキヤ右
月一日中ト限定セラレタル事由御示シアリタシ

答 十月一日中ト限定シタルハ成ルヘク現在調査ノ主義ニ副ハシタシ

カ爲ナリ然レトモ明ニ例示ノ如ク他ノ世帯ニ於テ申告セラルルコト
ナク十月二日ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキモハ施行細則第九條ノ規

定^ニ依^リ申^告ス^ルキ^モナル^カ故^ニ便宜^豫メ^自己^ノ世^帯ヨ^リ申^告
セ^シム^ルコ^ト

二問 十月一日以前ヨリ引續キ山稼等ノ爲^メ他出^シ調^査當^日不在
ノ者ハ假令一日中ニ自己ノ世^帯ニ歸^ラサル^モト雖^一時^ノ延^長
ト見^做シ世^帯ニ於^テ申^告セ^シム^ルハキカ

答 他ノ世^帯又ハ出^先ニ於^テ申^告セラ^レス且^十月^四日迄ニ歸^ル者
ニ限^リ便宜^豫メ^自己^ノ世^帯ニ於^テ申^告セ^シム^ルコ^ト

二問 不在ノ世^帯主^ニシ^テ申^告書^ヲ記^入後^突然^何ト^於テ^モ申^告セ
ラ^レズ^シテ^一歸^定セ^シ場^合ハ之^ヲ申^告書^ノ氏^名欄^ノ末^尾ニ記
載^スル^モ差^支ナ^キヤ

答 差^支ナ^シ尚^此場^合末^尾追^託ト^同時^ニ不在^ノ世^帯主^ノ欄^ノ記
入^ヲ抹^消ス^ルコ^ト要^ス

三問 病院ニ於^ケル入^院患^者ノ見^舞客^ニシ^テ病^室ニ同^宿セル^トキ

如何ニ記入スルヤ

答 病院ノ簿ニ世帯ノ一頁トシテ記入スルコト

二問 旅人宿等ニ於テハ九月三十日又ハ其以前ニ出発スル旅客ニ對シテ十月十日前八時迄ノ間ニ於テル所在ヲ質シ其客旅ヲ記テ可否ヲ定ムルヤ

答 然リ

一五問 職業欄ノ説明中第七記ノ例説明ニハ家庭ニ在ル現役者

(軍隊ニ通勤スルモノ)ノ調査ニ對シ軍隊ニ在ル現役兵ヲモ調査スルノ錯誤ヲ來スヤノ虞ナシトセズ依テ此辺充分ノ急ニ説明シ置クヲ可

リト認ム

答 家庭ニ在ル者其ノ家庭ニテ申告シ軍隊ニ在ル者(營内居住)ハ軍

ニテ申告スルヤニ依リ錯誤ヲ來ス虞ナルハ之尚不念ニ説明シ置クヲ要ス

一六問 施行令第一條第二項調査時刻後冒以ぬニ帝國ノ港灣ニ入

者申告ハ
新申告書ヲ作成スルキカ又ハ既ニ提出シタル申告書ニ追

加記入セシムルキカ

答 始メテ入港シタルトキ其ノ船ニ於テ申告書ヲ作成スルコト但シ船ヲ申告セシ

スニテ世帯ニ入リタル者ハ各其ノ世帯ノ申告義務者ヨリ國執ヲ調査員又

ハ市町村長ニ申出テ其ノ世帯ノ申告書ニ追記セシムルコト

七問 (5) 十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラヌ數日後自己ノ世帯ニ歸ルルキコト明カニ

者ハ(3)ノ如ク自己ノ世帯ヨリ申告シテ可ナルヤ

答 他ノ世帯又ハ出先ニ於テ申告セラレユトナク且十月四日迄ニ歸来スルコト

明ナル者ニ限リ便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

八問 記入ノ範圍(3)ノ場合ニ於テ夜勤、宿直等ノ為世帯ナキ場所ニ在

十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラスニテ引續キ旅行スルカ如キ場合ニ在

リテモ一旦歸リタル者ト見做シ取扱フヘキヤ(4)場合ニ於テ一月百千

前八時後ニ始メテ世帯ニ到着シタル者ハ脱漏ニナラズヤ

答 十月十日中ニ自己ニ世帯ニ歸ルルキモノナルトキハ偏引續キ勤務ニ交

ハ旅行スルコトアルモ記入ノ範圍(三)ニ當ルモノトス

(注) 午前八時ハ調査員方各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル

時刻ヲ取リタルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯申付書蒐集

集前ナルトキハ午前八時後ト雖之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢

調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取り脱漏ヲ防クニ

元問 十月十日午前零時ニ汽車旅行中ナルコト豫メ明カナル為メ自家

在リタルモノトテ申告スヘキ旨ヲ申シ殘シテ出發シタル者途中等

以前ニ下車投宿セル場合ハ如何ニスヘキヤ

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消

シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサハ自

告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

二。問 十月十日午前零時ニ旅行中ナルコト豫知セラシ最後ニ

飛シタル世帯ニ在リタル者トシテ申告シタル者旅行中都合アリテ
午前零時以前ニ或家ニテリ引續キ滞在シタル場合ハ其ノ滞
在シタル家ニ於テ先來若クハ宿泊人トシテ申告スヘク調査重複ヲ
免セス之ヲ防クニ付テノ注意ヲ示セタル

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消
シテ現在ノ世帯ニ於テ申告スルコト若シ抹消スルコト能ハサルトモ其ノ
儘トナレ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

二問 旅程明カラズ又十月百午前八時六尚汽車汽船道中ナリシ場
合ハ何レニ於テ記入スルキヤ

答 一月百中ニ於テ別々タル世帯ノ申告書蒐集前ナルトテハ
ニ記入シ蒐集後ナリシハ旅行細則第九條ニ依リ國勢調査員又
ニ姉妹トシテ一ニシテ口名ニテ記入スルコト

三問 豫メ旅行地明ナシタル者ニテ十月百午前八時後ニ始ナリ或モ世帯

二到着シタル者ハ如何ニ入ルキカ

答 十月一日申ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前
ナルトキハ之ヲ記入シ蒐集後ナルトキハ施行細則第九
條ニ依リ團勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加
申告ノ方法ヲ取ルコト

三問 十月一日午前零時ノ制限ヲ汽車又ハ陸上旅行ニ
經過シ翌日午前八時ヲ過キ始メテ世帯ニ到着シタル者
ニシテ最初ニ於テ行先ノ豫メ明カナラサル者ハ自然調
査減トナルカ如シ此ノ八時ヲ嚴格ニ解ストモ其ノ場
合適當ノ處置如何

答 申告書記入ノ範圍(ハ)午前八時ハ調査員カ各

世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取り
タルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐

集前ナルトキハ午前八時後ト雖之ニ記入シ甚集後ナルトキハ
國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ
脱漏ヲ防クコト

四問 豫メ旅行中ナルコト明カナル者ハ出發當時ノ世帯ニ於
テ調査シ明カナラサル者ハ一日午前八時迄ニ着シタル世帯
ニ在リタル者トシテ記入スルコト、アレトモ其ノ分明ノ程度如何
ニヨリ甲乙兩者ヲ記入セラシ又ハ兩者共ニ脱漏ノ慮アリ

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ニ記入スヘキモノハ調査
ノ時期ニ旅行中ニシテ世帯アル場所ニ在ラサルコト豫メ
明ナル者ニ限ル明ナラサルモノハ總テ到着シタル世帯ノ申
告書ニ記入スヘキモノナレバ脱漏重複ノ咎ナキモ尚申
告義務者及旅行者共ニ注意シテ旅行者カ何レノ世帯
ニ在ラニ記入セラレタルカラテ短取ヘキモノナルコトヲ周知セシムルヲ西女ス

二六問 客年五、六月中、於此統計主任會議事項中申告

書、記入せられたる者、第三項に依レハ、其務、明ナラザル者ハ、十日一日午前八時迄に始メテ到着シタル世帯に現在シタル者トシテ記入スルヲ以テ汽車旅行中、又、十月一日午前八時迄に始メテ世帯に簡所ニ到達セザルトキハ調査渡ラ生シ船舶に在ルモノ、十月四日迄ヲトフルニ對シ其ノ期限に於テ均衡ヲ失スルノ不都合アルトミナラス渡ナク調査セシメントスルノ法意ニ添ワサル様アルヲ以テ一月十日官報所載樺太ニ關シ訓令世帯票記入心得第四乙例ノ如ク変更シ十月一日午前八時迄ト限定セサル方可然ト認ム右様取扱可然哉

答

申告書記入ノ範圍は、午前八時ハ調査員カ各

世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取リタルニ
過キカルヲ以テ若シ致^到著シタル世帯ノ申告書日蒐集之前ナ
ルトキハ午前八時後ト限ル之ニ記入シ蒐集後トキハ國勢
調査施行第九條ノ規定ニ依リ國勢調査員又ハ市町
村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防ノコト
二七間 東京驛午後九時翌日午前六時過キ乃至八時前後
迄ニ到着スル列車アリ此列車ニテ神戸歸リノ客アリトセハ
東京ノ旅客ハ神戸ニ直行歸宅スルヲト知り得ル
場合(旅客ハ客ノ行先ヲ知ラサルニ)ハ(は)ノ二前段ニ依リ
テ書付キ入ル(キ)ヲトセン而シテ神戸ノ宅ニテハ後段(豫メ
明ナラス)ニ依リ其世帯ニ在リタルヲトシテ書付キ入ルルカ如
キ彼是此重複ノ虞ナキヤ

此場合ニ旅客ハ自己カ東京ノ旅籠ニテ記入済ナルコトヲ

了知し得へキ事なう以テ神事ニ御定後其ノ世帯ノ申告書
ニ重録記スルハコトナキ

二八間 神事ヲ午六時申出テ京都ニ下車(午後九時過)用

務ヲ終テ同夜十時四十七分至東京上野正午ニ着此
場合該旅行者ハ京都出立時刻ヲ豫告シ置ナリシ為

メ留守宅ハ後般(後ヲ明カラヌモノ)ニ依リ書日キテス

東京到着ノ既ニ正午ニ至リ又調査員見申告書日

蒐集後トモナリ是亦書テシテ他彼此脱減ノ虞ナキ

是レ 到着シタル世帯ノ申告書日蒐集前古トキハ之ニ純ラシ

蒐集後ナルトキニ因勢潤キ且身又市町村長ニ申出

追加申告ノ方法ヲ取リ脱減ヲ防クコト

二九間 九月三十日暮ヲ離別シタル其離別セタルヲ御方ニ

歸ラント出立テ十月一日午後到着スルモノアリトセハ續

先ニテ、離別シスノ故ヲ以テ記入セズ被離別者ハ途中
ニテルヲ以テ御方ニ於テハ事實ヲ知ラサルカ故ニ記入セ
ザル場合ナシトセズ茲ニ一名ハ顔壹減ヲ生セズヤ
此場合如何

三

更方ノ申先書目蒐集前ナトキハ午前人時後ト
後ニ之ヲ記ナシ蒐集後ナトキハ同勢調査員
又ハ市長所村長ニ申出テ追加申先ノ方法ヲ取
リ服減ヲ防クコト

三〇

問看守人自温泉場又ハ看守人ノ在リタル温泉場
日に入浴シ一年後ナ時頃ナリヨリ三日午前四時頃ニ至
リテアリシ食事ノハ飲食所等ニ於テナシ旅宿ニ完
泊セザルヤ、如キハ準世帯トスルヤ

三

準世帯ニシテ室アルニ過ナカレテナトキハ準世帯トセ又申

告書紀大ノ仙範圍(3)又(4)ニ依リ取扱フコト

二五問

調査ノ時ガ汽車旅行中ニテ豫メ明カトナリタル場

合(十月一日中ニ自己ノ世帯ニ帰来セルハ勿論ナリ)

十月一日午前ノ時以後ニ旅ヲ其ノ世帯ニ始メテ到着

シタルトキハ何シノ世帯ニ於テ調査記入スルコトナリヤ

以上ノ場合旅行中ニテ後ノ心得ニシテ人勿論自己

ノ世帯トノ連絡ヲ確信セシメ重複脱減ヲ避ケ(

ノ用)到ルニ注意スルコト

三六

到着後ノ見世帯ノ申告書日鬼ノ集前ナルトキハ之ニ記

入シ蒐集後ナルトキハ(四)執調査員又ハ市町村長

ニ申告ス追加申告ノ方概ニ取リ脱減ヲ防グコト

氏名

一問

氏名ニ於テ戸籍上ノモノト通称及ノモノト異ルモノアルトキハ何レニテモ可ナルヤ又行旅病人、外國人等ニシテ氏名不詳ノモノハ不詳ト記入スヘキヤ

答

七員守貞ノ氏名ト信スルモノヲ記入スルコト
氏名不詳ノ者ハ俗称又ハ暱名ヲ記入シ俗称暱名ナキモノハ不
得己ニ付不詳ト記入スルコト

二問

朝鮮人又ハ外國人ニシテ氏名ヲ内地人ト同一ノ氏名ヲ通称ト
セル者ハ氏名欄ニ通称ヲ記入シテ差支ナキヤ
答 本名ヲ知ラサル場合ハ通称ニテ差支ナシ

三問

外縁ノ妻モ主人ト同氏ニテ記入シ若シ外縁ノ妻ト主人ト間
子女アリテ戸籍上妻ノ私生子ナルトキハ其ノ子女モ主人ト同氏記
入ニ可ナリヤ妻ニシテ同上ノ場合ハ如何

答 内縁ノ妻及其ノ子女ハ主人ノ氏ヲ記入スルコト

妻ハ内縁ノ妻ト同視セラレルノ場合ニ限リ本人及其ノ子女共ニ

主人ノ氏ヲ記入シテ差支ナシ

四問 内縁ノ妻ノ姓ハ婚家ノ姓ニ依ルカ生家ノ姓ニ依ルキヤ

答 婚家ノ姓ニ依ルコト

五問 内縁ノ妻ハ婚家ノ姓ヲ記シ差支ナシヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

六問 内縁ノ妻ノ姓ハ婚家ノ姓ニ依リ可ナルヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

七問 戸籍上年端未済ナルモ事實則妻トシテ入嫁シタル者ハ婚家

ノ姓ヲ付シテ可ナリヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

八問 妻トシテ入嫁(入籍年端未済)早口ニ出生セル為私生嫡出生

別未定ノ場合ニ於テハ姓ハ父母ノ何レノ姓ヲ存スルヤ

(戸籍法第六十九條期間中)

答 父ノ氏ヲ記スルコト

九問 氏名ノ欄ニ通稱ヲ記スル場合ニハ通稱ト併書スル必要ナキヤ

答 其ノ必要ナシ

一〇問 申告記載ノ順序所定ノ例ニ反シ假令ハ主人ノ次ニ母其ノ次ニ

主人妻、來賓次ニ長男次ニ雇人次ニ長女等其ノ順序乱

秩ノモノ少カラスト認ル此ノ場合ニ於テハ内容明瞭ナルトキトテ由

告書ハ之ヲ訂正又ハ淨写セシムルハキ義ナルヤ

答 豫メ所定ノ順序ニ依ルコトヲ注意スルヲ要ス。記入済ノモノハ内

容明瞭ナルトキハ多少事實異ニ反スルモノアルモ訂正又ハ改寫

セシムルヲ要セズ

3. 二問 氏名欄 庶子、私生子、祖父母、尊祖父母、長男、二男ノ子、

長女ニ女ノ等及子等ノ記載順序如何

答 直系尊屬ノ祖母ノ母、祖母、父母ト盡キモ、ヨリ順次ニ記

入レ直系卑屬ハ出生ノ順序ニ依リ記スル配偶者ハ茲ニ記

入スルト三月官報彙報欄申告書記心得長名ノ項第一番ノ盡

一三問 夫妻養子記入ノ順位ハ一般親族ノ後ニ記入スヘキヤ

答 養子ノ記入方ハ實子ノ記入ト同一ニ取扱フコト

一三問 氏名欄ノ二項ニ長名ノ記入例ヲ説明モアルカ度ノ記入順位ヲ定

セシルノ必要ナキカ又ハ戸籍法ノ記載順位ニ依リ記入スヘキモノナリヤ

答 順位ハ申告書用紙氏名欄ニ及三月廿日官報彙報欄申

告書記入心得長名ノ項第一番ニ依ルコト

一四問 申告者及被申告者ノ姓名、年齢ハ戸籍ト符合スルヲ要スルヤ

答 實際ノ事實ヲ基トシ必ズモ戸籍ト符合スルヲ要セス

一五問 氏名欄注意書ニ「記載ノ範圍(四)(五)ニ該ル者ハ姓名

ハ漏テク書キ入レ其ノ他ノ者ハタトモ家族ナリトモ決シテ書キ入
レサルコトトアリ即チ記スルコトノ出来又其ノ他ノ者トモ如何ナル者
ヲ指スカ例ヲ掲ゲテ示サレタシ

答

其ノ他ノ者トモ申告書記入ノ範圍(イ)及(ロ)何レモ當
サル者ヲ云フ例ハ常ニ老婦ニ在ル者偶所用ノ為他ノ家ニ
泊リ調査ノ時期ニ自己ノ老婦ニ在ラザルニ者ノ如シ

一六問

氏名欄ノ一項ニ「其ノ他ノ者」とハ家族ナリトモ決
シテ書キ入ルルコトトアリ其ノ他ノ者トモ何ヲ指シタルモノ
リヤ一般民間ニ在リテハ疑義ヲ生セルニ依リ列然志
様説明ヲ附セラレタシ

答

其ノ他ノ者トモ申告書記入ノ範圍(イ)及(ロ)何レモ
當ラサル者ヲ云フ例ハ常ニ老婦ニ在ル者偶所用ノ為
他家ニ泊リ調査ノ時期ニ自己ノ老婦ニ在ラザルニ者

5
問 女、漢書名、ハ必ク假名ヲ附スニトシテ、如何
答 其、必要ニシ

老帶ニ於ケル地位

一問

老帶主ノ家族ニアルル父母例ハ老帶主ノ實兄ノ
家族ニ父若クハ母ノ都合ヨリ一時又ハ數年未弟ノ家ニ
同居ル場合、其ノ一時寄寓スル者ハ未寄トシ數年未寄
寓スル者ハ同居人ナリヤ

答

老帶ノ常識ノ標準トシ継続シテ寄寓ル場合ハ父又ハ母
記入ノ時別室別場合ハ未寄ト記入スルコト

二問

甲老帶ノ屬スル者偶ニ老帶ニ在リテ乙老帶ノ由キ
ル場合親族關係アルトキ(兄弟姉妹等)母等ハ未寄ト記入スルコト

答

未寄ト記入スルコト

三問

主人ノ母、妻ノ父又ハ長男ノ妻ノ父母等ニシテ常時ハ其ノ
帯ニ在リタル者調査屬時主人ノ家ニ滞在居ル場合ニ其ノ妻

母妻ノ父母ト記入セラルル未寄又ハ一時滞在者ト記入スルコト

二 答

「未嘗」と一時宿泊者ト記入スルコト

四 問

血縁關係父母兄弟等ノ如キモノ一時同居ニ場合ニ同居ノ事

客等ト記入スルコト

答

諸君等ノ前後一時ノ宿泊ニ此トキハ「未嘗」ト記入スルコト

五 問

血縁ノ妻ニ若クハ妾ニ妾帶主ニ場合夫ノ父母兄弟等

妾帶ニ於テハ地位ハ何ト記入スルコト

答

血縁ノ妻又ハ之ト同視スル妻ノ場合ニ夫ノ父母兄弟

等ト記入スル。妾ノ場合ハ同居人ト記入スルコト

六 問

養父母、養子女ノ記入例如何

答

「養父」「養母」「養子」「養女」ト記入スルコト

七 問

養親子ノ關係アリタル者ハ離婚後前養親ヲ扶養

居ル場合前養親父母ト記入スルコト

答

然

八問 事實止継父母關係アリテ戸籍上ノ手続未済ノ者ハ継

父母ト記入スヘキヤ

答 然リ

九問 妻ニテ正妻死セ後其ノ妻ノ家ニ同居シ居ルモノノ記例如何

答 當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ルル場合ハ妻ト記入

妻ニ非スト認ルル場合ハ^二養^一人ト記入スルコト

一〇問 長男ノ妻同居スル場合ハ如何ニ記スヘキヤ

答 在帯ニ於テ長男ノ妻ト見ル場合ハ長男ノ妻ト記入然ラ

ル場合ハ^二養^一人ト記入スルコト

二問 夫妻養子ハ孰レモ^二養^一子ト記入スヘキヤ或ハ一方ヲ^二養^一

子ノ妻ト等記スヘキヤ

答 ^二養^一子及^二妻^一子ノ妻ト記入スルコト

三問 法定 推定 寄附 相続人タル男子ナル者ト相ニス他ノ男ニ

受ク養育致シ居ルモノアリ其ノ養育ニ係ル世間見ノ在
帯ニ於ル地位ハ如何ニ記載スヘキ哉

答 「養育」ト「養育」ト記入スルコト

三問

左記ノモノハ如何ニ記入スヘキヤ 丹後ノ妻（事實上養育セルモ
元籍上正親ノ手續ヲ履行セサルモノ）如シ 在帯主ノ妻ナラ

ハ内縁ノ妻トシテ家族ノ妻ナラハ何某内縁ノ妻トスルヤ

答

「妻」ト「長男ノ妻」ト「次男ノ妻」等ト記入シ丹後ノ妻ト

及ハス

一四問 元籍ニ係ル未済ナルモ事實ニ依リ妻トシテ可ナリヤ

答 然リ

一五問 内縁ノ妻ハ妻ト記入ル義ナルカ事 如何ラ妻ト記入ルハ如何

答 内縁ノ妻ハ「妻」ト記入スルコト

妻ノ當事者及近隣ノ者共ニ妻ト記入ル場合ハ「妻」ト

記入シ然ラサル場合ハ下層人ト記入スルコト

二問 老帯主ノ妻ニシテ同居スルモノハ如何ニ記スヘキヤ尚ホ其妻

ニ子女アリトモハ子女ハ如何ニ記スヘキヤ再婚ノ妻ノ場合ハ

答 妾ノ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認めル場合ハ

下妻ト記シ然ラサル場合ハ下層人ト記入スルコト

其ノ子女ハ長男ト次男ト長女ト次女ト等ト記スルコト

再婚ノ妻ハ上妻ト記スルコト

三問 再婚ノ夫又ハ妻ハ終ラ夫又ハ妻トシ庶子私生子モ長男

次女等年齢ノ順序ニ定メ記載セラルル事ナルヤ

長男ノ子次男ノ子ハ終テ單ニ孫トスヘキヤ

答 然リ

四問 再婚ノ妻ハ正帯ニ於ケル地位ヲ儼故者ト記載シ又其ノ者

私生子ハ縁故者ノ子ト記載スヘキヤ尚配偶關係ハ有配偶ト

テ取扱フヘキヤ

答 終縁ノ妻ハ「妻」ト記入シ其ノ子女ハ「長男」「長女」等ト詳

入スルコト

内縁ノ妻ノ配偶關係ハ「有」ト記入スルコト

一 元問 賜暇ヲ受ケテ一時帰省セル兵士ハ主人ノ續柄(例ハ次

男或ハ前)ヲ記入スルカ又ハ「單」トスヘキカ。尚職業欄

記入例如何

答

「未宥」ト記入スルコト

職業欄ノ記入ハ現役軍人トシテ由告書職業及職業上

地位欄七ノ前段ニ依ルコト

二 元問

他家ニ一家ニタル者調査ノ前日離縁トナリ實家ニ歸ル

者ノ世帯「於」ル地位ハ同居人トシテ將又世帯主ニ對シ長

子ハ長女ト記入スヘキカ

答 長女トハ「長女」ト記入スルコト

三問 私生子ノ在帶ニ於ケル地位ノ記入方ハ妻 姉妹トシテ私生子

記載スハキヤ

答 質問ノ意義不明ナルモ在帶ニ對シ續柄ニ依リ「長男」ト長

孫ト等ト記入スルコト

三問 私生子ハ單ニ「私生子」トスルコト或ハ「何ノ誰私生子」ト記入スルコト

答 「長男」「長女」「次男」「次女」等ト記入スルコト

三問 内縁ノ妻トシテ之ヲ妻トシテ記入スルトモ同一住居外ニ於ル

右内縁ノ妻トノ間ニ於ケル子女即チ私生子モ亦其ノ妻トスルモ

ノコトヲトシテ記入スルコトト認ム 然ルハ在帶ニ於ケル地位

於テモ長男、長女又ハ次男、次女ト記載スルコト而シテ其ノ

夫ニ別ニ「戸籍」ニ於ケル長男、長女等アリ又庶子等

ルハ之等私生子、嫡出子、庶子等ヲ比較シ別ニ長

男次男又ハ長女次女等ヲ定メ記入セシムヘキヤ尚ホ再縁ノ妻カ他ノ男子トノ間ニ生レタル私生子ヲ連シ再縁シテ(再縁)此ノ在帶外ニ在リタル場合其ノ私生子ノ在帶外地位記載方ハ如何ニスヘキヤ

答

全部出生ノ順存ニ依リ「長男」「次男」「長女」「次女」等ト記入シ妻ノ連子ハ「妻ノ連子」ト記入スルコト

二問

亦妻ニ非ラサル妻ノ子假ハハ妻ノ私生子妻ノ連子等何ト記入スヘキヤ長男次女等カ家中ニ数人アルモ差支ナキヤ

答

亦妻ニ非ラサル妻ノ子ノ意義不明ニシテ再縁ノ妻ノ連子ハ「妻ノ連子」ト記入スルコト

三問

再縁ノ妻カ先夫ノ子ヲ連シテ其ノ在帶ニ同居スル場合其ノ子ハ同居人ナリヤ

答

「妻ノ連子」ト記入スルコト

六問

再縁ノ婦人ニシテ先夫ノ子ヲ連子シテ再ニ婚姻其ノ連

子共ニ入籍セリ戸籍上ノ妻ノ連子トナレルモノアリ之等ハ妻

連子ト若クハ向某妻誰ノ連子トハ家族ノ妻ト場合ト記テ

テ可ナリ戸籍上養子トシテ入籍セルモノニ自テハ格別ナリ

答

「妻ノ連子トスルハ長男ノ妻ノ連子ト等ト記テ養子ト

「養子ト記テスルコト

三問

孫ハ長男ノ子女モ次男ノ子女モ依テ孫ト記テ可ナリヤ

答

然リ

六問

孫ハ氏名欄ニ記載セシ如キ場合ニ地位ハ如何ニ記テ可キ

答

孫ト記テスルコト

元問

在世中ニ於ケル地位ニ於テ内縁ノ妻又ハ妾、庶子、私生子、

孤子等ニアリテハ其ノ旨記載スルハ例ハ長男ノ妻ト

長男ノ内縁ノ妻ト如ク又私生子ニアリテハ其ノ母家ニ

在ラサル者ニアリテハ單ニ「私生子」トシテ記載スルキヤ

答 内縁ノ妻ハ「妻」ト記スル單ニ「妾」トシテ「雇人」ト記スルコト

庶子私生子ハ年數ノ順ニ依リ「長男」「長女」等ト記スル

母家ニ在ラサル私生子又ハ孤子ハ在帶主ニ對スル實際ノ統

柄又ハ關係ヲ記スルコト

三問 係系者ノ記入順位ヲ單ニ詳ニク承リタシ

答 親等ノ近キモノヲ先ニ親等同シキハ「尊屬」ヲ先

ニスルコト

三問 寄留者寄留ノ意味ニテ滞在セルモノハ寄留者トシテ

寄留者カ縁故者ヤレハ縁故者トシテ可ナリヤ(寄留

手續令并三ノ条ノ期間中ノモノニテ同法第三十九條

ノ條告ヲ受ケサルモノ)

答 在帶主トシテ關係ヲ申告書ヨリ在帶ニ於ケル

地位欄ニ於テ五月五日官報彙報欄申告書記ノ心得也帶ニ於
ケル地位ノ項第一號ニ依リ記入スルコト

三三問

者帶主工業家ニシテ工用ノ工ヲ寄宿セシムル場合其ノ

寄宿者、也帶ニ於ケル地位ノ欄ニ雇人トスルモノ又ハ寄宿人トスルモノ

答

自己ノ職業ナシ雇人ヲ具ノ家庭ニ寄宿セシムル場合ナラハ雇

人ト記入スルコト寄宿者ヲ數ケルニ寄宿セシムル場合ナラハ其ノ寄

宿者ハ一ノ準也帶主ニシテ工用ヲ寄宿人ト記入スルコト

三三問

醫師ノ貴家ニ居テ診察醫藥劑師ノ產婆ニ看護婦等ハ本

張リ雇人ト記入スルコト

答

然リ

三四問

主人ト妻ト同棲スルモ別ニ正妻アリハ其ノ妻ハ也帶ニ於ケル地位

如何ニ記入スルコト

答

雇人ト記入スルコト

四五問 妻ノ記入方ハ妻ト記入セザル場合ニハ妻ハ雇人同居人ノ何レヲ可トスヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三六問 娼妓及藝妓ハ自ラ營業ヲ為スモノトシテ許可セラレタルモノナルモ事

實ハ貸座敷營業ヲ置屋營業主ニ從屬セルモノナリ右在帶ニ於

テ地位ハ同居人トスベキヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三七問 藝妓置屋ニ於ケル藝妓ニシテ戸籍上養女タルモノヲ除キ他ハ

在帶ニ於ケル地位ハ同居人ト記入スルヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三八問 藝妓及酌婦ノ記入方承リクニ

答 「雇人」ト記入スルコト

三九問 藝妓及酌婦ノ雇傭契約ニ拘キス同居ニ居ル者ハ雇人トス

居人トスベキヤ

答 俸直雇人ト看做ニ取極ヲコト

四問 娼妓ハ世帯ニ在ル地位雇人ナリヤ同居人ナリヤ準世帯ノ一員ナ

リヤ準世帯ノ一員トスルハ何ト記入スルヤ

答 雇人ニシテ營業者ト普通世帯員ナリ

四問 置屋及貸席業ニ在ル藝妓及娼妓ハ世帯ニ在ル地位ハ何

ト記入スル可キヤ又職業ハ藝妓娼妓トシテ可キヤ

答 雇人ト記入スル職業ハ藝妓トスル娼妓ト記入スルコト

四問 左記ノ者ノ地位記入方如何

(1)置屋ニ居住スル藝妓及禮者中ノ藝妓 (2)世帯主ト何等ノ

親族關係ヲ有スルシテ親屬ニ寄附シ通譯スル児童ハ里

子(3)同上(4)棄兒(5)迷兒(6)親族ノ者ヲ書生等ニ雇入レる場合

答 (1)雇人(2)同居人(3)ハ里子(4)ハ棄兒(5)ハ迷子(6)ハ

雇人ト記入スルコト

答問

妻主人と同棲せしテ別ニ住居ヲ有スル者申告書ノ世帯ニ於
テ地位ハ妻トシ配偶ノ關係ハ有トシテ世帯主ハ不在ノ欄ニ記
入レ申告セシ場合ハ國勢調査ノ如何ニ処理シテ可ク哉若
シ其僱傭集タル内ハ一夫多妻トシ

答

此ノ場合ハ妻ハ世帯ノ主人ナリ

当事者及近隣ノ者共ニ妻ナリト認セシ者ハ配偶ノ關係ハ何ト記テ
總テ調査員ハ調査員心得申告書記心得及申告書記
心得ノ指テテ所ニ從ヒ事實ニ合ハル様記テセシムルヲ要ス

問

未定ト一時宿泊人トノ區別如何

答

未定ト稱シ得ル所宿泊者ト時宿泊人トナラコト

問

妻人下宿、下宿人ハ世帯主トシテ世帯主ノ欄ニ記入スルハ

同居人トシテ何カ可ナラ

答

同居人トシテ記スルコト

四六回

素人下宿屋ノ下宿人ト記入タルコト能ハルモ
同居人トス(キカ)下宿料ヲ払フモノ自炊ニテ他ヨリ精當ヲ申等
方法ニ依リ片ハ是ヲ一帯帯トス(キカ)者然リ然レハ戸籍上ノ手
續ヲ経サル内縁ノ妻ト云ハトモ實際ノ状態ニ依リ多張リ妻ト
記入ルカ如ク所謂素人下宿屋ニ下宿ナルモノモ實際ノ状態ニ
依リ下宿人ト記入タルコトモ可キヤ

宮

素人下宿屋ノ下宿人ハ同居人ト記入タルコト
素人下宿屋ニ於テ他ヨリ辨當ヲ取リ又ハ自炊タル者ハ明ニ別
ノ帯帯ヲ成スルコト認メキモノハ外ハ素人下宿ノ帯帯トシテ
同居人ト記入スルコト

四七回

扶養義務者ヲ示シタル身身孤獨者等ヲ親族ノ關係上
同居セシメ現在扶養セシモノニ付テハ如何ニ記入スルヤ

答

在帯主トハ縁柄ヲ記入スルコト

四問 山務人(志亦伐採等)ニシテ教人共同假小屋ニ坐居ル場合

於テハ其ノ例(準世帯旅社ノ例)ニ従フス(キヤ)然レトモ其

帯ニ於テハ地位ハ如何ニス(キヤ)

答 準世帯トシテ取扱ヒ世帯ニ於テハ地位ハ同居者ト記スルコト

四九問 世帯トキ世帯(教人共同)同居所、如キニ於テハ同居人ハ申

告義務者タル管理者トシテ概即チ地位ハ如何ニ記ス(キヤ)

管理者ノ其亦如何ニ記ス(キヤ)

答 管理者タルトモトテ問ハス場合ヲ同居者ト記スルコト

五〇問 病院入院中ノ患者ニ附添テ看護婦 庶女或ハ家族等ノ記ス事

答 「附添人」ト記スルコト

五一問 世帯主ナキ同居所ノ世帯員全員留守トナリ臨時ニ留

守者ヲ置キタル中其ノ者ノ地位ハ如何ニ記ス(キヤ)

普通世帯ニ前以外ノ於テハ前同様時亦如何ニス(キヤ)

答 何レモ「留守番下」ト云ハスルコト

五問 産診中醫師、産産等ハ老帯ニ於テ地位ヲ如何ニ記セシムル御意見ナリヤ

答 「産診醫師」ト云ハ産診産産等ト記スルコト

五問 行旅病人又ハ浮浪人カ放棄ヲ受ケ居ル者ノ申告書ハ其ノ地方

ノ市町村長或ハ調査員カ申告セル場合ハ老帯ニ於テ地位ハ行

旅病人又ハ浮浪人ト記スルキヤ

答 然リ

五問 行旅病人(ホトク放棄ヲ受ケル者)又ハ浮浪人カ十月一日午前

時ニ或ハ場所ニ在ル場合單獨ナル中ハ老帯ノ地位ハ主人ト記スル

又右ノ場合ニ於テ職業及職業上ノ地位ハ欄ニハ職業ト記スル

斜線ヲ引クヘキヤ或ハ行旅病人浮浪人ト記スルキヤ

答 老帯ニ於テ地位ハ主人ト記スル職業及職業上ノ地位ノ記

入ハ斜線ヲ引クコト

五五問

姦夫婦及姦通ニ依リ生シタル無籍ノ小兒ノホ夫ノ實母子ト
在帶ヲ同シクナシ居ル場合ニ於ケル在帶ニ付テ地位ニ配偶ノ關係
ノ記入如何(姦夫在帶主ノ場合)

答

夫婦ト認ムヘキ場合ハ「妻」長男「長女」妻、連子ト記
入シ配偶關係ハ有シト記テシ夫婦ト認ムヘカラサル場合ハ
同居人「長男」「長女」同居人、連子ト記入シ配偶關係
ハ事實ニ依リ記入タルコト

男女別

一問 晴形見しテ男女之区別不明セテ而幸由告與向中醫師ノ診

断ヲ受タル能ハルモノハ如何ニ記スヘキヤ (形諸語彙多ク九条)

人員合計ノ男女欄以外晴形見ハ別途計ヲ自スヘキヤ

答 申告義務者ノ認定ニ依リ何レカチヲ申告セシムルコト

二問 男^欄女^欄共人員合計迄ニアル空欄ハ斜線ヲ要セサルヤ

答 斜線ヲ要セス

三問 人員合計其他計數記入ノ箇所ニ記載スヘキ數ハ如何ニ

數字ヲ記入スヘキカ例ハ「一」「二」「三」何レニ依ルヘキカ記入欄

狭キ為メ稍モスレハ明瞭ヲ缺ク

答 日本數字ニテ略記法ニ依リ記入スルコト例ハ「一」「五」「三」

百五十六「三五六」等ノ如ク記入スルカ如シ

出生年月日

一問 其ノ兩人又ハ家族等ニ於テ生年月日ヲ記憶セラル場石ハ

戸籍記載ノ通リ記スルハキモシテ明ニ戸籍記載ノ生

年月日ノ相違セル事ヲ本人又ハ其ノ家族ニ於テ知得セ

ルニ對スル生年月日ハ其本人又ハ家族ニ於テ知得セル事

實ヲ記スルキヤ將又戸籍面生年月日ヲ記スルキヤ

答 七頁實ノ出生年月日ヲ記スルニト

記憶セラルモハ戸籍其ノ他ニ依リ記スルコト

二問 實際及テ戸籍ノ出生年月日申告義務者ニ於テ不明ノ

場合戸籍簿中ニ依リ記入差キナキヤ

答 差キナシ

三問 誕生年月日ハ之ヲ知得ル者モ不明ニテ可ナリトセハ強ニト

不明ト記スルモカラン様ナリ如何

答

誕生年月日不明ナル者多シトノ疑アラハ務ナセ帶キヲテ
若シ帶司ノ出生年月日ヲ能ク調査セシメ置キ申告書記
入心澤出生年月日一二月三月昔官報及澤報欄出生年月日
ノ項第一帯を第一帯ニ依リ記入申告セシムコト

四問

出生年月日只公簿面ニ拘ラズ申告者ノ申告通(記憶ニ
任セ)ニ記載セシムヘキト意イリヤ

答

眞實ノ出生年月日ヲ記入セシムルヲ主眼トスルモノイリ

五問

旧曆ニ依ル出生年月日ハ可成新曆ニ改メシムヘキ筈ナルモ
若シ不明ノモノハ旧曆ノ字ヲ附セシムルモ差支ナキヤ

答

差支ナシ

六問

出生年月日ヲ旧曆ノミニテ記憶セルモノハ如何ニスヘキヤ

答

旧曆ニ依ル年月日ヲ記入スルコト

七問

凡ソ何歳ト記入ヲ要スル場合ハ年月日ノ不動文字ヲ

共

答
善
年
十
七

抹消
セ
レ
ハ
何
生
ト
誤
同
カ
レ
モ
モ
抹
消
可
ナ
リ
ヤ

配偶ノ關係

一問

夫妻ノ何レカ家出ニテ數年間所在不明正者ノ配偶ノ關係ハ

有レト記入スルコト

答

夫カ有配偶者ナリト信スルモ有レト記入スルコト

二問

配偶者ノ方カ數年未行方不明ノ場合ハ生別レト記入スルコト

答

夫カ有配偶者ナリト信スルモ有レト記入スルコト

三問

夫ノ生死不明モノ妻ハ配偶關係ヲ如何ニ記入スルコト

答

夫カ有配偶者ナリト信スルモ有レト記入スルコト

四問

配偶關係中ハ縁ノ夫女者對シテ何無之如何ニ記入スルコト

答

何レモ有レト記入スルコト

五問

婚約成立セルモ未タ入籍ノ者ハ何レト記入スルコト

答

婚約成立セルモ未タ入籍ノ者ハ何レト記入スルコト

別ノ何レカ事實ニ依リ記入スルコト

六問 和重子ノ母ハ老母ニシテ見テ可キヤ

答 必スモモ未嘗者ニ限テ可シ、現在ノ状態ヲ見テ申告書

配偶ノ關係ハ二月五日官報ヲ見報欄申告書記スル

配偶ノ關係ノ項ニ依リ記スルコト

七問 娼妓婚姻ノ意思ヲテテ子ヲ養フケル者現在ニ在リ

構ハ現存其ノ子ヲ生テ當ミツマシトキ配偶ノ關係ハ如何ニ記ス

答 現在ノ状態ヲ見テ申告書記スル配偶ノ關係ハ二月五日官報

報欄申告書記スル得配偶ノ關係ノ項ニ依リ記スルコト

八問 妻妾同棲スル場合ニ妾ノ配偶ノ關係ハ如何ニ記スルヤ

答 此場合妻ハ有配偶ニ非カ、妾ハ別ニ離別シテ何カ事實ニ依リ

スルコト

九問 妾帯主ノ妻ニシテ同居スル者ハ如何ニ記スルヤ

答 妻カ妾帯主ト同居スル者ハ妾帯主ト妻トノ間ニ

ハ配偶關係ヲキモノト爲遊三ノ有レト記スルハ「死別」離別
ノ向レカラ事實員ニ依リ記入スルコト。正妻トキハハ在帶外及近
隣ニ於テ主婦ナリト認ルモノハ「有レト」記スルコト

百問 所謂妾(内縁ノ妻ニシテ)ハ配偶關係如何

答 内縁妻ニ非サル妻ハ有配偶トスヘキモノニ非ス「死別」離

別ノ何レカラ事實員ニ依リ記入スルコト正妻トキハ在帶

外及近隣ニ於テ主婦ナリト認ルモノハ「有レト」記入スルコト

二問 某ノ妻ニシテ單獨在帶ニ在ル者モ有レト記入スヘキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有レト」記入シ單ニ妻ニ

過キサル場合ハ「死別」離別ノ何レカラ事實員ニ依リ記

入スルコト

三問 男ト別居スル妻ノ配偶關係ヲ如何ニ記入スヘキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有レト」記入シ單ニ妻

ニ過キサル場合ハ「死別」「離別」何レヲ事實ニ依リ記入スルコト

一三問 現ニ妻又ハ夫死ル者ハ有ト書キ入ルコトハ疑テキモ所謂「姦ノ妻若クハ妾ノ如キモノハ夫アルモノトシ有ト記スヘキヤ果シテ然リトセハ一夫ニシテ二人以上ノ妻妾ヲ有ス者アリ隨テ夫婦ノ數皆符合セサル結果ヲ生スレトモ尙有ト記入スヘキモノナルヤ

答 再縁ノ妻又ハ之下同親スヘキ場合ニ有ト記スル事ニ過キサル場合「死別」「離別」何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

一四問 配偶アル男ノ數ト女ノ數ト一致セサルコトアルモ事實ニ於テハ差支ナシ
（一）妻ノ配偶關係アリ有ト記スルモノハ男一人對シ女二人以上ノ配偶者存在スル場合ヲ指スヘシ

(四) 申す者乙ナル妻ヲ別居セシメ居ル場合ニ於テ配偶ノ關係ヲ甲ハフ有レト記入セシムルハ身分ヲ秘シテハレヲ記入スルトキハ有配偶者ハ男ノ方ノミ存在スルコトナルヘシ
右ニ項ハ統計上別段差支ラキヤ

答

内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ有レト記入シ單ニ是ニ過キサル場合ハ「死別」ニ離別レノ何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

配偶アル男ノ数ト女ノ数ト一致セサルコトアルモ事實ニ依リ差支ラレ

一五問

凡テ戸籍ヨリモ事實ニ依ルトセハ未タ離婚皆居ラ出ササルモ離婚ノ意考ニテ其ノ家ヲ去リ居ルモノハ「死別」方ニテハ離婚ノ意思ナク有偶ト書クヤモ知レズニ離別ト書クヘキヤ又婚姻解消ノ結果自家ニ戻リ居ル者ハ須テ戸籍ニ入ルモノト見做セ世帯上ノ地位ヲ書クヘキカ

5 答

配偶関係ハ承人カ信スル所ニ依リ記シテ世帯ニ於ケル地位ハ
申告書世帯ニ於ケル地位欄一及三月廿日官報彙報欄
申告書記入心得世帯ニ於ケル地位第一号ニ依リ安
家ノ世帯主トノ続稱ヲ記スルコト

二六問 配偶ノ関係不明ノ場合(百五等)ハ其ノ欄内ニ

明ト記載ス(キモノナル中單) 一線ヲ劃ケル足ルモノナルカ

答 不明ト記入スルコト

職業及職業上ノ地位

一問 申告書記入例中工業家ノ職業ノ欄職人トアルハ各種類ノ職人ヲ總括シテ職人ト記入スベキ義ナルヤ又ハ何々職人ト記入スベキ義ナルヤ

答 單人職人ト記入シタルモノナシ「大工、職人」トアルハ職業ハ大工ニシテ其ノ地位ハ棟梁ニ對シ職人ナルコトヲ示シタルモノナリ

二問 申告書裏面記入例第一例ニ於テ農作業主トアルハ農業業主トスルモ差支ナキヤ又同第二例中大工トアルハ家造大工、船大工ト區別スルノ必要ナキ義ナルヤ

答 農業主ニテハ農作以外ノ果樹園藝、養蚕、牧畜ヲナスモノ等ヲモ包含スル總稱トナルベキヲ以テ不可ナリ

職業名ハ成ルベク細別ノ記入ヲ要スルヲ以テ單ニ田畑ノ耕作ヲ管見モノヲ示シカ爲ニ記入例ハ農作ト記入シタルモノナリ

單ニ大工ト稱スルハ通常家作大工ヲ指シ以テ「大工」トシタルモ特ニ「家作大工」ト記入スルハ固ヨリ可ナリ、船大工ハ普通ノ大工ト異ナル別種ノモノナルガ故ニ特ニ「船大工」ト記入スルヲ要ス

三問 職業名ノ細別區々ニ涉ラサルヲ一定ノ標準ヲ定ムル必要ナキカ

答 職業名ハ一定ノ標準ヲ定メ得ルモノニ非ス

申告書職業及職業上ノ地位欄一及三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位第一號ニ依リ總稱略稱ヲ用ヅス其ノ種類性質ヲ示ス様有リマ、詳細記入ス

ハキモノナリ

四問 左記職業ハ何レヲ記入スルヤ

(一) 荷馬車挽業 馬方、馬追

(二) 荷車挽業 車馬力

(三) 人力車夫

車夫

(四) 仲仕

材木仲仕、石炭仲仕、驛仲仕、沖仲仕

雜仲仕

(五) 湯屋業主

白湯、藥湯

(六) 遊藝線人

浪花節、落語、義太夫

答

(一) 二ハ馬方、馬追ハ荷馬車挽以外モ用ナラカ故ニ荷馬車挽ト記入スルコト、(二) ハ荷車挽又ハ車力、(三) ハ人力

車夫又ハ車夫何レニテモ可ナリ、(四) ハ材木仲仕、石炭仲仕等

細別ヲ記入シ、(五) ハ單ニ湯屋ニテ可ナリ、(六) ハ浪花節

語、落語家等ト記入スルコト

五問

左記職業ノ記入方何レカ可ナリヤ

賄請負業

飲食店業

何々病院内

何々病院内

町村書記何々町村役場勤務

何々町村役場書記

神職
何々神社々司（社掌）

何々神社々司（社掌）

日俸傭業ニテ日毎ニ種々ノ業ニ傭ハル者ハ何々ト區別セズ日傭業ノミニテ可ナリヤ

答

何疫院賄方請負、何町村役場書記、何神社々司（社掌）、

日傭ト記入スルコト

大問

学校職負記入方ハ左記何レモ可ナルヤ

小学校本科正教員

何々立寄尋常小学校勤務

中学校教諭

何々中学校勤務

何々小学校本科正教員

何々中学校教諭

答

上下何レモ可ナリ

七問

他ヨリ材料ノ供給ヲ受テ單ニ自費ヲ仕組仕上リミナス

者ハ何々製造業トナカス單管指職、下駄箱指職ト

ナスヤ

答

然リ

八問 雜品業、雜貨商、洋品商、飲食店等ノ名稱ヲ用フルモ兩ナシ

答 成ル可ク雜品業、雜貨商、洋品商、飲食店等總稱ヲ用

止スモ其業態ヲ明ニスル標記入
スルコト

九問 職業中何ノ一種ニ取賣セルモ即チ名産商ヲ營ム者モ煙草

販賣者トシテ其業態ヲ記入セザルモ同性質ノモノナリ以テ主

ク名産商トシテ其業態ヲ記入セザルモ同性質ノモノナリ以テ主

モ好キナキヤ或ハ其業名ヲ一カ記入スルモノナルヤ

答 名産商トシテ其業態ヲ記入セザルモ同性質ノモノナリ以テ主

ハ普通名産商トシテ其業態ヲ記入セザルモ同性質ノモノナリ以テ主

一〇問 主トシテ財產等ノ收入ニ依リ生計ヲ立ツル者ニテ其業務

ヲ副業トシテモ其業務ハ本業トシテ其業態ヲ記入スルヤ

副業欄ニ收入ノ種類ハ本業欄ニ記入スルヤ 止當トスルヤ

將又是有... 假令業務ハ副業的ナリモ職業トシテ重

ニ一身ノ重トシテナレハ之ヲ副業トシテ記入シ收入ノ種類ハ

記...

答

一身ノ本ノ職業ナルモ之ヲ副業トシテ記入スル收

入ノ種類ノ記入スル職業ナリテ收入ナル場合ニ限ル

一問

恩給、年金、小作料等ハ他ニ職業ヲ有ル場合ニ於テ其ノ收

入トシテ多寡ヲ比較シ恩給、年金、小作料等ハ本業又ハ副

業ニ記入スルモノナリヤ

答

兩者收入ノ多寡ヲ比較スルヲ要セス職業トシテ有ル職業

ヲ記入スルコト

恩給、年金、小作料等ヲ記入スル職業ナリ場合ニ限ル

一問

表面トシテ在業ニシテ管理ニ爲シ中實ハ世帯主トシテ在リ

總ニ管理ニシテ在リ其實際ノ状態ニ依リ假令名

義人タラサルモ夫ヲ營業主トスルコト當然ナラスヤ

答 然リ

一三問 業主ト同一世帯ニ在ルモ業家族ノ職業及職業上ノ地位ハ記入例ニ依リ斜線ヲ記入スヘキモ若モ其ノ母業家族ノ一時其ノ世帯ヲ離レ單獨ニテ他ノ世帯ニ在リタル場合モ右ニ準シ斜線ヲ記入シ又家事雇人ナリトモハ半ニ世帯又ハ乳母等ト記入スヘキ義ナルヤ

答 然リ

一四問 自宅ニ在リテハ織物工場ノ爲ニ機織ヲ本業ト爲スモ人ノ之ヲ職ニト認メ其織物工場名ヲモ記入スヘキヤ

答 工場名ヲ冠記スルニ及ハズ且例示ノ場合ハ必スシモ職

工ニ然ス

一五問 記載例第二例ノ三本多三郎ノ本業「鐵工場」ハ其

ノ勤務工場ノ種類古如ク認ナラシ此ノ例ニヨリハ大工
ニテ例ハハ製糸工場ノ常雇大工ナルモノハ「製糸工場」
「某會社（工場）大工」トスハキヤ又ハ「大工」「某會社大工職人」ト
スハキヤ

答 製糸工場某會社（工場）大工ト記入スルコト

此ノ場合ハ勞務者トシテ明カナルリ故ニ「職人」ト附記セス

ニテ可ナリ

一 天間 各種ノ議員、委員又ハ大宰ノ区長、惣代等ノ如キ他ニ相
當職業アルモノヨリ見レハ是ハ官吏ノ兼官兼職ト類似ノモ
ノナルヲ以テ別段職業トシ記入セサルモ差支ナキヤ

答 記入ヲ要セス

一 七問 妻ニシテ専業何等ノ職業ナキモノハ申告書ニ左記ノ
通記入可然哉

本業及本業上ノ地位ノ欄ニ 何業者ノ妻

答 單ニ「妻」又ハ「年當」ト記入スルコト

一八問 妾ノ職業ハ何ト書クカ又配偶ノ關係ハ有配トスハキカ

否ヤ

答 「妾」又ハ「年當」ト記入スルコト

配偶ノ關係ハ當業ノ者及近隣ノ者共ニ夫妻トシテ認ムル
場合ハ有「ト」記入シ妻ニ非スト認ムル場合ハ「死別」
「離別」ナルカヲ事與ニ依リ記入スルコト

一九問 妾ヲ職業ト見做スハキヤ

答 生活ノ爲ニスル者ノ如キハ職業欄ニ「妻」ト記入スルモ

差支ナシ

二〇問 育見院、感化院、養育院等ノ被收容者又ハ單人救

護法、恤救規則等ニ依リ若クハ濟生會等ヨリ救助

受ケ居ル者並警察官署ノ留置人若クハ治安警
察法ニ依リ檢束セラレ居ル者ノ類ニシテ職業ナキ者ハ前者ハ
「被救助者」給費救助者、後者ハ職業アル者ト雖モ「未
決囚」「既決囚」等ノ區別ヲナス必要ナキヤ

答

前者ハ「被救助者」「給費救助者」トシ後者ハ其ノ職業名
記入スルコト

二一問

戸主ハ郵便局長タリ名義アルモ事務ハ總テ長男之ヲ
執リ居リテ名義者ハ繪畫ノ依頼ニ應ル者アリ然レトモ郵
便局長ヲ本業トシテ記入スルキヤ

答

戸主ノ本業ヲ郵便局長ト記入シ繪畫ヲ職業的ニ應
ス場合ハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト

二二問

同一世帯内ノ者ニシテ其ノ世帯主ヨリ扶助ヲ受ケ居ル
無業ノ家族ハ職業ノ欄中ニ斜線ヲ畫スルノ外何等ノ記

入ヲ要セサルモ若シ世帯主ト別ノ職業ヲ爲シ以テ其ノ妻子
ヲ養フ者アル場合ノ如キ又其ノ世帯内ニ在ル者ニシテ例ハ
妻ノ連子ニ對シ他ノ世帯内ノ者ヨリ扶助ヲ受クル場合、如キハ
其ノ職業欄ニ何等已別ヲ要セサルヤ

答 同一世帯内ノ無業家族ハ如何ナル有業者ヨリ扶養セラ
ルヤノ記入ヲ要セス

二三問 官公署又ハ其他ノ公共団体ヨリ學費又ハ午當ヲ支給
セラル、學生、生徒、講習生ノ類ハ普通ノ世帯ニ在ル者
ト準世帯ニ在ルトヲ問ハス其支給ノ種類ヲ職業欄内ニ
記入スルノ必要ナキヤ

答 其ノ必要ナシ

二四問 製造業販賣業或ハ自作兼小作ノ場合何レカ量、多クキ
方ヲ以テ算ノ上ニ書クカ如キ方法ヲ取ルヲ要セサル義ト

存セラルルモ爲念承知致度

答 然リ

二五問 自作樂園ヲ耕作シ養蚕ヲ爲ス者(他ニ普通農業ヲ爲

ス)ノ職業ハ如何ニ記入スル哉

答 自家ノ養蚕費用ニ供スル爲ノモノナラハ養蚕業ト記入ス

二六問 醫師、僧侶、神官、牧師等ノ職業ハ如何ナル程度迄

細別スルキヤ

答 三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業

上ノ地位ノ項第一號ノ例示ニ準シ記入スルコト

二七問 寺院ノ徒弟ハ「本業及本業上ノ地位」僧侶ト記入シ

差支ナキヤ

答 何寺徒弟ト記入スルコト

二八問 山法師トシテ各地民家ノ助力ヲ乞ヒ又ハ祈禱ノ依頼

ヲ受テ各地ニ進業シ傳フニ作農作業ニ副業トスルモアリ
右本業名及其地位ハ如何ニ記入スヘキモノナルヤ

答 本業ハ山法師ニシテ副業ハ作農作業ニ記入スルコト

二九問 職業ハ其從事セル職業名ヲ記載スヘキハ勿論ナルモ例
ハバ世帯主ニシテ躬ラ午ヲ下サス家族又ハ傭人ヲシテ業
務ニ從事セルル場合ハ世帯主ハ實際業務ニ從事セサル
モ業務ノ經營者ナレバ之ヲ有業者(即チ業主)ト看做シ
記載スヘキモノナルヤ

答 然リ

三〇問 本業及本業上ノ地位欄ニ於ケル業主トハ(戸主)ヲ指ス様

考ヘラレルモ事實戸主ハ老衰シテ業務ノ午傳ヲモ屬
シ能ハサル場合ハ假令主人トシテ最初ニ記入スルモ本業及
副業欄ハ斜線ヲ畫シ其ノ長男事實主働者トセハ本業

及副業欄、相當記入シ世帯主又ハ世帯ノ管理者ノ捺印ハ勿論戸主トスヘキヤ

答 質問ハ世帯主、業主、戸主ノ三者ヲ混同シタルヨリ起リタル

カ也シ此、三者ノ區別ヲ明ニセバ自ラ解決スヘシ

三一問 世帯主ハ身傳業ヲ爲シ妻ハ酒瓶詰職上トシテ家計ヲ補助スルモ妻ヨリ見レハ本業ナルモアリ也業副業何レニ記入スヘキヤ

答 世帯主及妻共本業者ナルニ依リ各其ノ本業ヲ本業欄ニ記入スルコト

ニ記入スルコト

三二問 世帯主タル夫ハ石工業ニシテ妻ハ女髪結ノ場合ニ於テ髪

結ハ妻ノ本業トナスヘキモノトシテ如何ノ思考ス妻ノ産婆營業

又然リ

答 専ラ之ニ従事スルトキハ本業ナリ

三三問 申告書ニ記入例ニ依レハ妻ノ本業及本業上ノ地位欄ハ

總テ斜線ヲヒキアリ然レトモ主人ハ官吏ニシテ妻ハ学

校教員ノ場合又ハ主人ハ大工ニシテ妻ハ理髮業ヲ學

ビ居ルモ、如ク双方本業トシテ記入スヘキモノニアラサルカ

主人ハ毎ノ職ニシテ妻カ理髮業ヲ営ム場合ハ主人ノ同欄

ニ斜線ヲヒキ妻ノ職業ヲ記入シテ可ナルカ若宿屋、

料理屋、セキムノク妻ノ名義ヲ以テ營業ヲ爲セルモ其宿

際、主人ノ營業ニ入り之レ等ハ實際ニ依リ記入シテ可ナルヤ

妻ノ本業及ホホ家ノ地位欄、記入ハ例オ一例ニアリ

亦又例示ノ場合ハ妻、何レモ本業者ナリ、宿屋、料理屋

ニ付テハ實際ニ依リ記入スルコト

三四問 家内工業トシテ妻、子供ノ熨寸小販ハ内職トナスヘキヤ

本業トナスキヤ(晝夜ヲ通シテ之ニ從事スルモノ)

晝夜ヲ通シテ從事スルコト 難家事務用務ノ停片午間ニ

答

答

三五問

ハモノナラハハハ職ナレトモ書テテ從事スルモノハ本業ナリ

統計主任會議ニ於テ示サレタル所ニ依レハ本業トハ主

トシテ一身ヲ委ヌルモノトアリ然ルニ本年一月十日官報樺

太廳訓令世帯票記入心得ニ依レハ二種以上ノ職業

有ル者ハ收入ノ最モ^多キモノヲ如業トシテ記入セシムルカ如シ

右ノ其ノ收入ノ如何ニ不拘主トシテ一身ヲ委ヌルモノヲ本業ト

爲ス^トキヤ例令ハ農家ニシテ養蚕ヲ爲スモ其ノ養蚕ヨリ

得ル收入ノ普通農業ヨリ多ク^ク之ヲ收テ其ノ收入ノ過半

占ムルト雖モ養蚕ノ如キハ從事期間ヨリ云々ハ甚タ多クカラス

此ノ場合ニ於テモ尚ホ養蚕ハ副業ニシテ普通農業ハ之ヨリ本

業トス^トキヤ又冬季等ノ遂フテニ種以上ノ業務ヲ循環

テ行フモノハ其ノ從業期間ノ長キモノヲ本業トス^トキヤ收

入ノ多キモノニ據ル^トキヤ

答

申告書職業及副業上ノ地位ノ二及三月五日官報彙

報欄申告書記入心得職業及副業上ノ地位ノ項ヲ

四号ノ及十五号ノ二依リ本業及副業ヲ區別スルモノニシテ例

示前段ノ場合農作ヲ本業、養蚕ヲ副業トシ後段、

場合調査時期ノ職業ヲ記入スルコト

（備考）澤太廳ノ本業及副業ニ関ル規定ハ三月十九日

改訂セラルリ

三六問ニ階堂統計官ノ説明ハ統計集誌八年二月発行才

四五六号ニ依レハ「職業ヲ本業ト副業トニ區別ス何ヲ本

業ト云フ本人カニ以上ノ業ヲ持ツ場合ニドノ業ニ本人ノ一身

ヲ委ネテ居ルカ、例ハ「會社ニ勤ナテ居ワテ同時ニ著述ニ

從事シテ居ル、其ノ内本人カ會社ノ方カ一身ヲ委ネテ居

ルモノデアルト言ハバツレカ本業ニナル收入カ言ハバ著述ニ

ノ方が多クテモ著述ハ副業ニナル、若シ其ノ区別ガ判然分
 ラヌトキハ收入ノ多イモノヲ本業ト見ルコトニスル、或ハ家庭
 ノコトハ子供ニ仕セテ自分ハ麻糸織キガ本業アト言ハバ即
 ヲ麻糸織キガ本業ニナル、之ニ依リテ觀シハ髮結ニ布論、
 縫物ヲ爲シ炊事其ノ他家事ニ當ルト雖モ客ニハ食事
 時時刻トナルモ炊事ヲ打捨テ、髮結ニ從事ストモ
 之ニ一身ヲ委ヌルトモ云ヒ得ヘシ然レトモ此「一身ヲ委ヌルト言フ
 コトハ全然家事ノ務ヲ願ミズ他人ヲシテ之ニ當ラシル場合
 ノミヲ言フモノトスレハ髮結モ梅花師匠モ燐寸山函張
 (一函張ノ如キ晝夜之ニ從事スト雖モ)皆内職ト見做スベキ

カ如シ世所

家
 家事ノ傍片之間ニ學ハルコトハ職トスルコト
 認
 不

三七問

一人ニテ數會社、銀行等ノ役員ヲ兼タル者アリ此、場合副

業欄ニ其ノ關係アル銀行、會社名ヲ悉ク記入スルキカ

答

申告書職業及職業上ノ地位欄ニ及三月廿日官報彙

報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項ヲ四号

及方五号ノニ依リ重ナルモノ一欄ヲ限リ記入スルコト

三八問

長野縣ノ農家ニ殆クト養蚕業ニ從事セサル者ナキ状態

ナリ而シテ此場合農作ト養蚕ヲ本業並副業ニ欄

ニ記載スルトキハ本縣ノ農家トシテ他ニ副業アルモ是等

ハ更ニ現ハレサルコトナルモ止ムヲ得サル哉

答

副業ノ記入ハ一種ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ結果トナルモ

數方ナシ

三九問

本業ヲキ者ノ内職ハ副業トシテ職業ヲ記入スルキモノナル

モ本業アル者ノ内職モ亦他ニ内職アラサル職業ヲ有

セサル限リ之ヲ副業欄ニ記入スルヤ勿論ナルヤ

答 然リ

四〇問

副業タル程度ノ範圍ヲ示セタメ例ハハ養鶏ノ如キハ

益ヲ目的トスルヲ通例ナリト雖中ニ愛玩的ニ飼養スル

アリ又其ノ飼養數一羽ナリト雖副業トスヘキカ

答 愛玩的ニ又ハ自家用ノ爲ニスルカ如キモ、之ヲ副業ト

認メス

四一問

副業トシ職トシ區別ノ標準承知致度

答 職業ニ種以上ヲ有ル場合主タル職業以外ノモノヲ副業ト

シ片手間ニ當ル仕事ヲ職トス

四二問

本業ナキ職ノ意義及職業トシ職トシ區別如何

答 片手間ニ當ル仕事ニシテ職業ニ稱スル程度ニ到ルモノ

ヲ職トス

四三問 本業ナキモノハ内職ハ副業ノ欄ニ記入スルモ其ハ内職ノ

標準ハ如何ニスルヤ

答 片午間ニ當ル仕事ニシテ職業ト稱スル程度ニ至ラサルモノハ

内職トス

四四問 記入例ニ依リ内職ニ「内職」ト記入セルモノト記入セラルモノト

アリ其ハ區別如何

答 記入自体ニ依リ内職トシテ明ナル場合ハ特ニ「内職」ト附

記スルヲ要セス

四五問 記入例第四例中内職トシテ挿花師匠ハ副業欄ニアリ

「池ノ坊皆傳挿花指南」未生流ノ記ト看取テ掲ケテ

業ト認ムハキモ、アリ其本業トシテ内職トスルハ如何ナル状態

ニ依リ區別スルキヤ、其世帯ノ家計ハ世帯主ノ

收入ニ依ル場合家族ノ挿花師匠ハ内職トスルキヤ、果

シテ然リトモハ前項女髮結ノ如キ立派ニ税金ヲ納メ勤カ
ラサル收入ヲ得(或ハ夫ノ收入以上ノモノモアリ)ルニモ不拘石エタ
ル夫ノ收入ニ依リ家計ヲ支持シ得ル場合ハ髮結ハ内職ト見
做サレルヲ得ズ

答

申告書用款記入例ヲ四ノ場合ハ家事用務ノ傍片午
間ニ挿花師匠ヲ爲スモノナルニ依リ内職ナリ專ラ挿花師匠
女髮結等ヲ爲ス者ハ世帯主トシテ世帯員タルトテ問ハ
ズ本業者ナリ

四ノ問

記入例第四例ノ三「昔の如キ」ノ如キハ一ノ獨立の職業

ノ業者ト認めルルヲ以テ本業ノ欄ニ記載セシムルモノニアラサル
世帯主ハ官吏又ハ教員ニシテ其ノ家族高業ヲ営ム場
合ノ如キハ家族ハ高業ノ業者主ナルヲ以テ本業欄ニ記
載スルハキモノト認めルルモ前項ノ例ニ依リ世帯主ニアラサル也

女ノ職業ハ總テ副業トシテ取扱フ義ナルヤ

答 記入例第四ノ場合ハ本業ナキ者ノ内職ナルヲ以テ副業欄

ニ記入シタルモノナリ

本業者ハ世帯主ニ限ラサルヲ以テ家族婦女ト雖専ラ從事スル職業アルトキハ之ヲ本業欄ニ記入スヘキモノナリ

四七問 記入例第四例職業記載例中「插花師匠」トアル

家事ノ勞務ニ服スル傍ラ從事セルモノナルヲ以テ之ヲ副業

欄ニ記入セルモノト認マルモ若シ本人力之ヲ専業トスル場

合ハ本業欄ニ記入ヲ要スルハ無論ナルヤ又本業ナキ者

ノ内職トスルハ特ニ其ノ旨記入ヲ要スルモノト解シ可然哉

答 専業トスル場合ハ本業欄ニ記入スヘキコト勿論ナリ

本業ナキ者ノ内職ハ記入自体ニ依リ内職タルコト明ナル場

合特ニ内職ト附記スルヲ要セス

本業ヲ有セスシテ副業ヲ有スル者ノ实例ヲ成ルルヲ具体
的ニ示サレタシ

答

本業ヲ有セスシテ副業ノミヲ有スルモノアルコトナシ

四九問

世帯主ハ自作兼小作ヲ本業トシ其ノ妻及長男ノ妻若ク
ハ十七才以上ノ長女等リ之ヲ補助シテ専ラ農作ニ従事
セシ場合之等ノ婦人ノ本業ハ自作兼小作ト記入シテ
可ナルヤ將又副業欄ニ記入セ本業ナシトシテ調査スル
キモノナルヤ 附記本郡ニ於ケル實際ノ状態ヲ見ルニ
十七才以上ノ婦女子親中妻タル婦人ハ農作上毫モ男子
ニ劣ラサル迄勤ヲ志ワシアリ獨ラ純農作業家ノミナラ
ズ世帯主カ農作以外ノ業務ニ従事セル場合其ノ妻
タル婦人及夫ニ死別シタル母等ノ努力ニ依リテ自己ノ
所有地ヲ耕耘セルモノ尠ナカラス

答

妻、長男ノ妻等カ専ラ農作ニ從事スル場合ハ本業者
トスヘキコト勿論ナリ

五〇問

自己ノ土地ヲ自作スル者一部ノ土地遠隔ニシテ耕作上不便ナルヨリ他人ノ土地ト交換耕作スル者アリ其ノ交換土地ハ小作ナルモ得零ハ小作ニアラス記入方如何

答

内容小作ニ非スニハ自作農作ト記入スルコト

五一問

自己ノ土地土及共ヲ自作スルモノ生計上ニ支障ナキモ都合ニヨリ他人ノ土地ニ畝共ヲ小作スル場合ハ其ノ小作反別些少ナリト雖モ之ヲ小作トシテ記入スヘキヤ大部分カ自己ノ土地ヲ自作スルヲ以テ自作トシテ記入スヘキヤ其ノ標準如何

答

自作兼小作ト記入スルコト

五二問

職業及下職業上ノ地位ニ農業者ニ屬スル職業中ノ自

作兼小作」ト一定セラレアル如キカ右ノ中職業ノ主ナルモノニ
ヨリ区分スルトシテ「小作兼自作」ナルモノ多クアリ此等ハ其
ノ主ナルモノニ依リ区分シテ記入シテ差支ナキヤ

答 反別ノ廣狹ニ依リ主客ノ別ヲ爲スル要也

五三問 申告書記ノ例第三例職業記載例(密柑栽培)

ニ依リハ果樹ノ栽培ハ第一例中ノ自作兼小作農作

業ニ屬セサルカ如シ果シテ然ラハ桑、茶等ノ栽培ニ從事

セルモノ、如假令自作小作ノ別アルモノト雖モ右ニ準シ職業

ヲ記入スヘキモノナルヤ

答 自作小作ノ別アルモノハ之ヲ附記スルコト

五四問 職業ナクシテ收入有ルモノハ通常ノ場合ニ於テハ主人ノ職

業欄ニ其ノ收入ノ種類ヲ記入スヘキハ勿論ナルモ無業ノ家

族ニシテ收入有ル者モ亦右ニ準シ其ノ種類ヲ職業欄ニ記

入スルノ必要アリヤ

答 然リ

五九問 妾ノ金キモノニテ世帯ヲ有スルモ職業ナク午當金等ノ收
入アルモノハ「午當」ニ該當スルヤ

答 然リ

五六問 妾等ハ本業ノ欄ハ「午當」記載スヘキヤ

答 職業ヲ有セス午當ニ依リ生活スル者ハ「午當」ト記ス

スルコト

五七問 隱居等ニテ一世帯ヲ爲シ職業ナク本家ヨリ扶養セ

ラル者ハ「本業欄」ニ「扶養」ト記シテ可ナルハキ哉

或ハ扶養スル本家世帯主ノ職業及職業上ノ地位

ノ下ニ「扶養」ト併記スヘキ哉

答 單ニ「扶養」又ハ「午當」ト記入スルコト

五八問 他力に依り世帯ヲ構へ生活スル者假令ハ妾
窮民(無職業)等ノ記入例如何

答 「扶養」又ハ「宇當」ト記入スルコト

五九問 他力に生活費ノ支出ヲ受ケ全然無職ニ隱居者、

妾ノ如キ單獨世帯者ハ本業副業共ニナシト記入
シ可ナルヤ

答 本業欄ニ「宇當」ト記入スルコト

六〇問 職業及職業上ノ地位ヲ記入スルニ當リ某ヨリ生活費、

給與ヲ得テ生活シツ、アル者ニ對スル記入方法如何

(妾ノ如キ)

答 「宇當」ト記入スルコト

六一問 恩給、年金、遺族扶助料ヲ記入スルニ當リ老者、幼者等

ニシテ親戚若クハ義侠者ノ扶助ヲ受ケ又別居スル妾力

男ニ養ハル、場合モ其ノ記入ヲ要スルヤ

答 然リ

大ニ問 公費ノ救助ヲ受クルモノ、記入方如何

答 「公費ノ救助」ト記入ルコト

大三問 公吏又ハ教員ノ兼職兼務ハ官吏ノ兼官兼職ニ準シ

職業トシテ記入ヲ要セサルヤ

答 然リ

大四問 公吏ノ兼職ハ記入ヲ要スルヤ

答 記入ヲ要セム

大五問 公立中學校、小學校等ノ教師教員ノ職業ハ官職

名及勤務場所ヲ共ニ明記スルキヤ

答 然リ

29 大六問 町村長、助役等ノ名譽職ハ副業トシ記入スルキヤ尚

有給收入役、町村書記等ニシテ地亦ニヨリ名譽職ト同一觀念ヲ以テ一薄給ニシテ生計ノ資トナサス一公務に従事スル者アリ之等ハ實際ヨリ見テ名譽職ト同様副業トシ記入シ差支ナキヤ

答 申告書職業及職業上ノ地位欄六及三月五日官報彙

報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項才十一号ニ依リ記入スルコト

六七問 統計士任會議事項中他ニ本業アル名譽職公吏ハ其ノ

職名ヲ副業欄ニ記入ストアリ他ニ本業アルトハ自ラ其ノ業

務ニ従事セザルモ自己ノ經營ニ係ルモノハ本件ニ該當スルヤ

或ハ自ラ其ノ業務ニ従事スル場合限ルヤ

答 官公署ニ勤務スル者ハ其ノ官職名及部局名ヲ本業欄

ニ記入シ他ノ職業アルトキハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト、自ラ手

31
ヲ下サレモ直接業務ノ指揮監督ヲ爲ス場合ハ職業
ヲ有スル者ナルコト勿論ナリ(三月五日官報彙報欄職業及職
業上ノ地位ノ項第十一号参照)

六八問 名譽職ノ公吏ニシテ其ノ報酬額些少ニ止リ他ノ大ナル小作
料等ノ收入ニ依リ生計ヲ立ツル場合ハ小作料ヲ本業ニ
其ノ公職名ヲ副業ニ記入スヘキモノナリヤ

答 官公署ニ勤務スル者ナルトキハ官職名及部局名ヲ本業
欄ニ記入シ小作料ハ記入ヲ要セス

六九問 官吏ノ職業ハ本官ヲ以テ本業トシ記載スヘキハ勿論ナ
ルモ例ハ國費支辨ノ官吏ニシテ地方費支辨ノ職負ヲ
兼務シ其ノ受クル所ノ俸給ノ如キモ地方費支辨ノ分
餘程多ク且ツ從事セル事務モ亦主トシテ地方事務ナ
ル場合ト雖モ國費支辨ノ官吏ヲ以テ本業トスヘキモノナリヤ

答 官吏公吏ノ身分ヲ併有スル場合ハ主トシテ從事スル事

務ノ所屬ニ依リ官吏又ハ職名及部局名ヲ記入スルコト

七〇問 官吏ノ職業記載例ニ依レハ勤務課ニ至リ迄記入スル

例ナルカ郡役所町村役場等ニテハ如何ナル程度迄記入

スヘキヤ

答 郡役所町村役場等ニ在リテハ其ノ部課等名稱ヲ記入

スルニ及ハス

七一問 職業及地位ノ欄郡書記郡技手ノ如キハ何郡役所郡書

記又ハ何郡役所技手ト記入スルヤ又ハ何郡役所郡書

記庶務係何郡役所技手勸業係等係名迄記入

スルヤ

答 「何郡書記」又ハ「何郡技手」ニテ可ナリ

七二問 職業欄ノ説明中第七歸隊兵以外ノ「現役者」トハ現ニ

軍隊ニ通勤中ノ者ノミニシテ「其他者」トハ豫備役及後備
役ニ在リ在御中ノ者ノミヲ云フニ一ルコト又ハ第一國民兵及
補充兵役ニ在ル者モ包含スルヤ

答

「歸休兵以外ノ現役者」トハ總テノ現役ノ者ヨリ歸休兵ヲ除キ
タル者ニシテ現ニ部隊艦船ニ在ル者及軍隊ニ通勤スル者
等ヲ謂ヒ、「其他者」トハ歸休兵、豫備役、後備役、補
充兵役、第一國民兵役、六週間現役終了者、海軍豫備
員ヲ謂ヒ、必シモ在御中ノ者ノミニ限ラス

七三問

本業及本業上ノ地位ニ國民兵ヲ除キ兵籍ニアルモノノ總テ
記載スルモノナリヤ 若シ兵役關係ヲ入ルモノハ歸休兵ヲ除キタル他ノ總
テノ現役ノ者、歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役、方一

國民兵役、六週間現役終了者、海軍豫備員ナリ

七四問

兵役ノ記載ハ補充兵役、國民兵役ハ記載ニ及ハサルヤ
答 補充兵役及方一國民兵役ハ記入ヲ要シ方ニ國民兵役

ハ記入ヲ要セス(三月五日官報彙報欄申告記入心得職
業及職業上ノ地位ノ項才十三号参照)

七五問

職業及職業上ノ地位才七項軍人ノ中ハ未教育補充兵
才二國民兵ヲモ含ムヤ

答

既教育及未教育ノ補充兵役ヲ含ミ才二國民兵役ヲ含

ム

七大問

職業及職業上ノ地位欄注意書ノ七軍人(退役ヲ除ク

云々其ノ他ノ者ハ兵役、兵種、階級ヲ職業又ハ收入ノ次ニ

書キ添ヘルコトトアリ右ハ未入營補充兵ヲモ含ムカ含ムトス

ハ兵役、兵種ノミヲ書キ添ヘテ可ナルヤ

答

未教育補充兵ニ付テ階級ノ記入ヲ要セス

七七問

未教育兵モ兵役異保ヲ記入スルヤ

答然リ

七八問 海軍豫備役一年ヲ終ル者ハ如何ニ兵後ノ關係ヲ記

入スヘキヤ何年何月現役満期又ハ何年何月豫備役終
了トスヘキヤ

答 調査當時ノ現在ニ依リ記入スヘキモノトス

七九問 下士又ハ兵卒ニシテ豫備トルヤ後備トルヤ知ラサルモノハ不

詳ト記セシムヘキヤ

答 豫メ市町村役場、在郷軍人會等ニ聞合セ不詳ノ者

ナキヲ期スルコト

八〇問 歸休兵以外ノ現役兵ニシテ休暇歸省中自己ノ世帯ニ於

テ申告スヘキ場合ハ兵種、階級ノ次ニ所屬部隊名ヲモ

記入スヘキヤ

答 所屬部隊名ハ記入ヲ要セズ

八一問 官報彙報ニ申告書檢査ノ一回檢査ノハ

明治十二年乃至三十七年ノ間ニ生レタ男子テ兵役、兵種及
云々トアルモ十二年生レノ者ハ調査時期ニハ満四十才以上カ
満四十才九^ケ月以上トナリ三十七年^生ノ者ハ調査ノ時期ニハ
満十六才以下ナルニ如何ナル兵役、兵種等ノ関係アリヤ

答

明治三十七年、三十八年ノ誤植ナリ、明治十二年乃至三十七年
ノ間トシタルハ大体ノ範圍ヲ示シテ脱漏ヲ防カシカ爲ナリ
兵役ノ関係ナキモノハ何等ノ記入ヲ要セサルハ勿論ナリ

八二問

職業及職業上ノ地位カハ項準世帯ニ在ル学生、生徒ハ
大学生又ハ何學校生徒ト記スルコトアリ普通世帯ニ在ル者ハ
記シテ要セザル御主旨ナルヤ

答 然リ

八三問

素人下宿屋又ハ一般ノ家屋ヨリ通学スル学生又ハ生徒
ト雖モ準世帯ニ在ル者ニ準シテ職業欄ニ何學校学生又ハ

生徒ト記入スルハ必要ナキヤ

答 然リ

八四問 學生生徒ノ記入ハ準世帯ニ在ル者ノミヲ記入シ普通世

帯ニ在レ學生生徒ハ記入ノ要ナキヤ

答 然リ

八五問 申告書様式職業及職業上ノ地位記入心得方八項ニ

準世帯ニ在ル學生生徒ヲ何大学々生又ハ何学校生徒ト

記入スルハ決定スレタレトモ普通世帯ニ在ル學生生徒ニ就

テハ何等ノ定メナキハ右ノ記入ヲ要セザル義ナリヤ

答 然リ

八六問 申告書注意ハ「準世帯ニ在ル學生生徒トアルモ普

通世帯ニ在ル學生生徒モ同シヲ記入スルハキモト思ハル

而シテ之ニ記入スルハキ學生生徒ノ範圍ヲ知りタシ

答 普通世帯ニ在ル学生生徒ハ何大学学生又ハ何学

校生徒タルコトヲ記入スルヲ要セム

八七問 普通世帯ニ在ル学生及生徒ハ職業及職業ノ地位ノ欄

ニ斜線ヲ引キ差支ナキヤ

答 然リ

八八問 学生生徒ハ準世帯ニ限リ其ノ旨記入ヲ要スルヤ又私塾

生ト雖莫ノ塾生ト記入ヲ要スルヤ

答 然リ

八九問 寄宿舎下宿屋等ノ準世帯ニ在ル巡查教習生又ハ

農事講習生ノ如キモ亦学生生徒ニ準シ其ノ旨記入ヲ

要セサルヤ

答 学生生徒ニ準シ其ノ旨記入スル

九〇問 調査ノ際偶々休業又ハ失職ニ在ル者ハ最近ノ職業及

地位ヲ記入スルキモ右最近ノ凡何ヶ月迄位ヲ標準

トシテ記入スルヤ

答 調査ノ際偶々休業中ノモノ其ノ職業及地位ヲ記入シ矢

職シテ無職ノ状態ニ陥リタル者ハ無職業トシテ取扱フコト

九一問 職業中季節ニ依リ異ナル者例ハ夏ハ氷木屋冬ハ焼

草屋 せんどろ屋ト差ル者ハ是等ハ調査期ニ於ケル業

名ヲ記入スルキヤ又ハ轉換ル者ハ既テノ職業ヲ收入ノ多クナ

依リ本業及副業トシテ記入スルキヤ

答 調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九二問 季節ニ依リテ職業ヲ変スルモノアリ是等ハ調査時ニ從事

セル職業ヲ記載スルキヤ又ハ年中通シテ取モ多ク從事スル

業務ヲ記載スルキヤ

答 調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九三問

季節ニヨリテ職業ヲ変スルモ、偶々調査ノ時期ニ休業中ナル場合ハ最近職業ヲ記入スルヤ又ハ斜線ニテ可ナリヤ

答

最近ノ職業ヲ記入スルコト

九四問

季節ニ依リ職業ヲ変換スルモノハ休業又ハ失職シタル者ノ例ニ準ジテ最近ノ職業ヲ記入スルヤモナリヤ

答

調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九五問

轉業セントシテ營業中止中ノモノハ其ノ計畫中ノ新ナル職業ヲ記入スルヤ

答

然リ

九六問

職業ヲ罷メ一時休業シテ遊バルモノハ其ノ前職ヲ記入スルヤ中無職トスルヤ將夕一時休業トナスルヤ官公吏ニシテ休職又ハ罷免ノ場合亦然リ

答

調査ノ際偶々休業中ノ者ハ其ノ職業ヲ記入スルコト

官公吏ニシテ休職ノ者及既ニ罷免セラレタルモノハ調査

當時ノ職業又ハ收入ノ種類ヲ記入スルコト

九七問

職業ノ程度範圍ハ如何ニ標準ニ依ルハキヤ

答

農工商等ノ如キ總稱ニハ會社員職工等ノ如キ略稱ニ

依ラス職業ノ種類及職業上ノ身分勤惰ヲ示ス様詳細ニ記
入スルコト(三月會報彙報欄申告書記入心得職業及職

業上ノ地位ノ項参照)

九八問

同一職業ニシテ所ニ依リ名稱ヲ異ニスルモノハ其ノ地方慣例ノ

名稱ヲ記入シ差支ナキヤ又炭鑛其他ノ鑛山及工場等

於テ鑛夫職工ノ名稱分類同一ナラス此等ハ任意ニ記ス

セシメ差支ナキヤ

答

差支ナシ

出生地

一 間 出生地市町村名不明ノモノハ府縣名ヲ記入スヘキ也

ナリモ郡名ノ分明セルヲハ特ニ之ヲ省略スルノ必要ナキヤ

各 郡名分明セルモノハ之ヲ記入スルコト

二 間 出生地ハ廢藩置縣、郡市町村ノ廢置分合耕地

整理等ニ依リ改稱セラルル箇処ニアリテハ舊名ヲ記

シ又ハ新名ヲ記スルモ呈左支ナキヤ

各 新名ヲ記スルコト

三 間 市町村ノ廢置分合或ハ市制、所制ヲ布キタル為メ

市町村名、異動セルヲハ舊市町村名ヲ記入スベキヤ

新市町村名ヲ記入スベキヤ

各 新市町村名ヲ記入スルコト

四 間 出生地名出生地農田時ト同スル場合ハ其申告ニ依リ

舊名に依ルモ是支ナキヤ

各新名明カナラサル場合ハ舊名ニテ是支ナシ

五問 出生地不明ニテ者ニ對シテハ出生地欄ニ不明ト記載

スハキモナシヤ

各道存異名明ナラサル場合ハ不明ト記スルコト

六問 當地方一般ノ風習トシテ初産ノ場合ハ母ノ實家

於テ山ニ産スルコト例トス之カ出生地ハ母ノ實家

ニ属スル地名ヲ記入スヘキヤ又右ハ一時ノ便宜トシテ山名

モナシルヲ以テ父ノ家ノ地名ヲ記入スヘキヤ

各實際ノ出生地ヲ記スルコト

七問 事實上出生地ヲ記スルトモ人山ニ産間際迄甲所

村ニ常住シ出生ノ際乙所村ノ産科院ニ入院出生

シタル場合トモ實モ不出生地ハ乙所村名ヲ記入スヘキ

概目ト認レ然ヤ

吾然リ

八間 外國ニテ生レリ者ハ其國名ヲ記入スベキ義ナリカ南
洋諸島、濠洲等ノ殖民地ニ於テ生レリ者ハ其所
屬國ニ記入スベキヤ 地方名ヲ記入スベキヤ

吾

地方名、方都ヲ明瞭ナル場合ハ地方名ヲ記入スルコト

九間

記入例ニ出生地北米合衆國、民籍又ハ國籍別ニ

米國トスルハ如何ナル理由ナリヤ

吾

別般ノ理由ナシ北米合衆國ヲ普通ニ米國ト稱ス

十間

汽車中ニテ出生タル者ハ水上ノ例ニ習ヒ單ニ汽車

中ト記入スベキカ

吾

汽車中ニテ出生タル者ハ到着者地ヲ以テ出生地

ト記入スルコト

十一 船「汽船中」電車中「出生者」出生地ハ如何

各 到着地ヲ以テ出生地トシテ記入スルコト

十二 間 航行中ノ船舶内ニ生レタル者ハ其場所明カナル

エトト 離岸ニ水上ト記スルキ趣旨ナクヤ假令ハ湖

水上ヲ航行中ノ船舶中ノ者ニ然ルコト

各 夏ノ湖ノ属スル市町村名ヲ記入スルコト

民族類別又ハ國籍別

一問 北海道舊土人ハ北海道ト記入スルキヲ為ルカ所謂北海

道舊土人ハ如何ニ程度迄舊土人ト認ムヘキヤ

答 北海道舊土人ハ北海道舊土人保護法ニ所謂北海道

舊土人ナリ

二問 何人カ認ルルモ舊土人ト認メ得ルモ如何ニ自ラ舊土人ト

非ラスト稱シタル場合如何ニ處理スヘキヤ舊土人ハ戸籍

上日本人タルコト知人ト何等相違ナシ

答 不實ノ由先キ為スルカラハ旨ヲ示シテ説明シ眞實ヲ記ス

コトナルコト

三問 國籍ヲ有セサル者ハ如何ニ記入スルヘキヤ

答 無國籍ト記入スルコト

四問 支那人ニシテ日本婦人ト結婚シ既ニ數年東内地ニ居住

シ姓名モ内地人ト同様ナルヲ直稱トシ何等内地人ト稱ササル所ナキ者アリ斯ノ如キモノト雖モ歸化ノ許可ナキ限リ外國人トシテ取扱フヘキ義ナルヤ

善然リ

五問 内地婦人ニシテ支那人ト結婚シ日下日本國籍離脱手續中ノ者方調査期日ニ内地ニ現任セル場合左婦人ハ離脱ノ許可アルニテハ内地人トシテ取扱ヘキヤ
答 日本國籍ヲ失フカレハ日本國籍ハ日本人ナリ

六問 一人ニシテニテ國籍ヲ有スル例ハ日本婦人ニシテ日本人ト結婚シ已ニ日本國籍ヲ得ルモノニテ未ダ日本國籍ヲ有スル人及日本人ノ世帯ニアルト右トテ問ハス
答 日本國籍ヲ有スルモノナリ
尚ホ外國人トシテ日本人ト歸化シタルモノハ別ニテ表示

吾

し置きの必要ナキヤ

日本、國籍ヲ失リた間ハ日本人ナリ
歸化人ハ別ニ之ヲ表示スルノ要ナシ

不在ノ世帯主

一問 「不在ノ世帯主トアル不在期間ノ範圍(範圍)令ハ一時不在

ノ世帯主ハ凡テ該當田スルヤ永年他所ニ出張中ノ世帯

主ハ其家族ガ世帯主ヨリ返リ越ス所得ニシテキルモ其

次ニ其ノ場合ト申出テ世帯主トセス實見障右所得ノ基

礎トシテ家事ヲ切り廻ス事ヲ「主人」トシテ記スベキヤ

答 實際世帯主ト以上ハ不在期間ノ長短ヲ問ワズ其カ永年

他所ニ出張シ家族ハ其還宅ニ依リ生活シ事カ家事

ヲ切廻ス場合ヤノ如クハ夫ハ世帯主ニ切ラズテ事ニ世帯主

ニ記ス例中第七例(世帯主不在ノ場合)ニ據シハ世帯主

ハ夜勤又ハ出張中ノ為世帯主ト在ラサルヲ以テ世帯主ニ代ル

テ家事ヲ擔當ス者(妻)ヨリ申告書ヲ提出スルノ例如シ

而シテ此例ノ範圍(範圍)ニ該當田シテ月一月中ニ世

如何

帶ニ歸スルコト判明シテハトモハ世帯主、世帯ニ於テ地
位出生、年月日、配偶、關係、職業、業上及職業業上ノ地
位中、副業及副業業上ノ地位出生地、民籍別又ハ國籍
別ヲ具備シテ書入ノ順序第一ニ記載ヲ當テテハハルヤ
記ノ例第七例ハ世帯主カハ務ヲ以テ出張不在ノ場合ヲ
示シタルヲ在テ記ノ範圍(3)ニ由リテ人不在世帯主
ニアリテ以テ初筆ニ記テスルハ勿論ナリ

三

三問 由告書中、不在ノ世帯主ニ限リ、其出生年月日、配偶、關
係、出生地、民籍別又ハ國籍別ノ記載ニ付、既シテハ
滞在先世帯ニテ提出スル申告書自ニ記載スルトモ、人、男、女
別、職業、共同、様、既ニ明確ナルコト認シテ記載ヲ尙略スル
ハ、理由申シ高テアリタシ

不音 不在ノ世帯主ノ項ハ世帯主ノ職業業上ノ依ル世帯、搦成ヲ觀察ス

セシテ急務ニ至リ必キ要スルモノナリ

一般記不問スルニ

一問 氏名、姓、別、出生年月日、職業及職業上ノ地位、出生

地民籍別又ハ國籍別、記不問ト記不問ト記不問ト記不問ト記不問ト

訂正セシムルヤ又ハ其後此達シ差支ナキヤ

答 同、文字ヲ借用セシメタル様豫メ注意スルコト但シ既ニ記不

セルコト必ク訂正セシムルヲ要セ又

二問 記不事項前欄同ニキ場合同ノ文字ヲ同トシテ可ナキヤ

答 同、文字ヲ借用セシメタル様豫メ注意スルコト但シ既ニ記不セル

コト必ク訂正セシムルヲ要セ又

三問 縣郡市町村名全同トシテハ場合同ノ字ヲ用ヒ市町

村名等ハ省略差支ナキヤ

答 同、文字ヲ借用セシメタル様豫メ注意スルコト要ス但シ既ニ

記入セルモノハ必スシモ訂正セシムルヲ要セス

四問

申告書記入ノ文字ハ假若文字ノニシテモ可ナリヤ

答

是支ナシ

五問

申告義務者及其家人悉ク自書シ能ワサルトキハ便宜他人ニ委嘱シテ代書セシムルカ又ハ調査員代書スヘキカ

答

何シテモ可ナリ

六問

外国人ト虽モ日本語ヲ以テ申告書ヲ作成セシムヘキヲト認リシトモ申告書中氏名年齢等一部ノ外国語アリタ

ル場合之ヲ訂正又ハ淨字セシムヘキヤ又申告書ニ明治

三十二年法律第五十號ニ依リ氏名ハ日本語ヲ記載シ

捺印欄ニ回者名セシムヘキヲト認メ可然哉

答

外国人ノ氏名年齢等ハ之ヲ其自國語ニテ記入セシム

是支ナシ

末尾「世帯主又ハ世帯ノ管理有」欄ハ署名ニテ足ル

七問 白痴聾啞者等ノミニテ調査事項判明セズルハ各欄

ニ不詳ト記テシ尙照査表備考欄ニ調査不能ノ事由ヲ記

テセシムルヤ

答 例示ノ如キ場合ハ調査員ノ實際ニ就キ又近隣ノ者ニ質

シ調査セバ其大体ハ判明ス(キモ若シ不口ラサル場合ハ不

明ト記テシ照査表備考欄ニ其旨記入スルコト

八問 申告書ニ記テス(キ数字ハ志計考、按ノ文字ヲ使

用ス(キキナルヤ

答 一、二、三、一〇等ノ文字ヲ用フルコト

九問 調査員區番簿用カケ計欄按少キヨリ「ア」ト

ヤ」数字ニテ記テスルモ是支ナキヤ

答 一、二、三、一〇等ノ文字ニテ記テシ「ア」ト「ヤ」ト数字ヲ用ル

六
下

一〇間 轉記訂正場合、捺印ヲ要スルヤ

否 其必要ナシ

一一間 申先書ニ致以上、海ルトキハ契印ノ要アリヤ

否 其必要ナシ

一二間 「本業及本業上ノ置位」 副業及副業上ノ地位欄

上部ニ致條ノ模捺ヲ畫シテ、何ノ意味ナルヤ不明ナリ記

入者ニ於テ或ハ從ハ運ヲ生ズル字條ナキヤテ條也又

書 本局ニ於テ整理ノ際必要ナル記テニ屬ス簡知在ニ依リ其

部令ヲ避ケテ記ナスルコト

申告書欄外記入の問スル事

一問 市ノ上ニ存縣名ヲ冠スルハ有ルニ得サルカ

答 必ス存縣名ヲ冠スルコト

二問 朱字ノ次ニ字ヲ有ル場合ハ之ヲ記入ノ所アリヤ

答 字又ハハ字毎ニ地番號ヲ附スルハ字又ハハ字表ヲ記入

スルコト

三問 申告書用紙ニ國勢調査員カ記入スル地番屋敷

號ハ他ノ番號ヲ記入シテ差支ナキヤ例共ハ地番號ノ番號

又ハ地番號番號等ノ如シ

答 地番號ナルモノハ番地又ハ番屋敷ヲ指スルヲ要ス

四問 申告書員ハ墨又ハ白インキニテ記入スルニトアルニ萬年

筆用「青黒インキ」ニテモ可キヤ

答 是也

五問 申告書中 世帯主又ハ世帯管理者ノ氏名ノ下ニ捺印

トアル事 實印章ヲ有セサルモノハ捺印ニテ可ナリヤ

答 差支ナシ

六問 申告書ノ末尾ニ捺印スルキ印章ハ捺印ニテ可ナリヤ

答 差支ナシ

七問 世帯主ニテ年印移ナキモノアリハ捺印ノ必要ナキヤ又ハ捺

印セシムルヤ

答 捺印ニテ差支ナシ

八問 申告書代筆ノ場合ハ必ズ代人署名ト記スルキ旨旨書長ニ

本局員ノ説明アリシカ記テ例ニテハ前説明ノ通り取扱

フ一カ

答 調査員代筆ニシテ場合ノ外ハ代人署名ノ附記ヲ要セズ

(國勢調査員心得第三十五條參照)

記入訂正の問スルモノ

一問 被調査者カ重複申告セラルルコトヲ知りタレ場合ノ規

定ナレ何等ノ手續ヲ要セザルヤ

答 便宜圖勢調査員又ハ市町村長ニ其旨申出何レカ一

方ヲ精治スルコト

二問 申告書ノ記入事項ヲ訂正加除スルコトハ之ヲ許サルルヤ若

シ許サルトセハ其期限及手續如何

答 明カ記録ナルモノハ市町村長便宜訂正シテ是等支ナシ

重テ尤事項ニ白ク一應申告書及勢者ニ質シテ訂

正スルコト

三問

右訂正加除ハ材料カ市町村役場ニ在ル到問係タルコト
申告書ノ記入ヲ訂正スル方法ヲ承ルタシ

答 墨又ハ朱ノ縦線若クハ斜線ヲ用ラハキヤ

口右ノ線ハ一條若クハ二條ヲ要スルヤ

ハ、右ノ訂正箇如ニ申告書ノ捺印ヲ要スルヤ
答ハ、成ルヘク縦線ヲ用ルコト

ハ、一條ニテ可ナリ

ハ、捺印ヲ要スル

四問 十月一日午前五時、旅行中ナルコト豫知セシ最後ニ出発
シタル世帯ニ在リ見セリトキ申告シタル旅行中亦前零
時以前、訖テ死亡シタルコト後ニ事ヲ判明シタル場合ニ夏取
扱ヒ、如何ニスルヤ

答 申告書目ノ記入抹消ノ手續ヲ辨ルコト

五問 何レノ世帯ニ於テモ申告セラレシ者十月五日後ニ死亡
或ハ世帯ニ到着シタル時ハ、夏取扱如何ノ間ク又之ヲ
調査漏トシテ取扱フ人キモナルヤ

答 此場合、調査漏トナルモ致方ナシ

六問

施行細則第九條に依り申出に對してハ十月五日後取
扱規定第四十三條に依り調査満了世帯に對してハ十月
六日後に於て追加せらる得せり云々ナル也

答

團勢調査施行細則第九條に依り申出ハ十月四日
迄ナルに依り同日ヲ以テ打切ルコト事務取扱規程
第四十三條に依り追加訂正ハ十月五日迄に完了スルコト

國勢調査員之問

一問

邊、調査員及該備員之缺員ヲ生シ之ヲ推薦スルノ旨
ヲ奉命シテ生況ヤ之係シ難キヲ存豫メ辨令用紙ヲ郡
市長並ニ町長ニ交付シ断ル急迫ノ場合ニ相成由處
置セシメ可然ヤ

答

其場合ハ便宜任命ノ手續ヲ後ニシ適任者ヲ以テ調
査員トシ、暫ク其任ヲ充テラシムルコト

二問

國勢調査員ハ國ノ名譽職ナルヤ又ハ市町村ノ名
譽職ナルヤ若シ後般ノ如シトスルハ其費用辨償
ノ如キ市町村ニ於テ其支給額並ニ方法ヲ定メ支給
差支ナキカ如ク思科セラルルハ前般ノ如シトスルハ其支
給額並ニ支給方法ハ如何スルヤ

答

國ノ名譽職ナル費用辨償其他市町村ニ於テ國勢

調査の費用は國庫より賦課のニ交付し市町村、歲出
より支辨せしむるナリヲ以テ支辨統率支給ノ方法ハ市町
村ニ通宜定ムルコト

三問 調査員ニシテ辭退シタル場合ハ徽章ハ之ヲ回收スル義

ナシ

是レ回收スル及ハス尚調査員具シ選任ノ際職務ヲ定ム
スルニ至リテ關シ豫メ特ニ注意ヲ加フルコト

一問

施行細則第九條に依り處理スルモノ

調査期日以前に於て先行先未定ニテ出発セル旅客
等が午前八時迄に間繼續旅行中ナルトキハ結局
記入簿上ニ入帳アリ之方救済方法如何

二問

十月一日中に此ニテ到着セル世帯ノ申告書蒐集
前之時ハ之ニ記入シ蒐集後之時ハ國勢調査施
行細則第九條に依り國勢調査員又ハ市長町村
長ニ申出テ追記セシムルコト

三問

停車場所在地等ノ旅館又ハ下宿屋等ニ於テハ
十月一日午前零時ノ現在に依り準世帯ノ申告書
係別表ニテ爾後四日間内ニ投箱シタル者ニテ未
何レノ地ニ於テ五申告セサルモノヲ発見シタルトキハ之
ヲ如何ニスルヤ

卷 十月一日中ニ致書有シ先世帯ノ申先書鬼集之前ナリ時
ハ之ニ託入シ蒐集後ナトキハ國勢調査施行細則第九條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追
記セシムルコト

三間 施行細則第九條ニ依リ市町村長ニハ國勢調査員
ノ其申出ヨウニ場を左記各條ニ於ケル御意見函
知シタシ

一、市町村長ノ其申出山ノ由キタル場合ノ取扱方

二、國勢調査員ノ其擔當調査區外ノモノヨリ申出テ

申出タルトキ

卷 九月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ再處理スルコト

(参考)

國勢調査施行細則第九條ニ依リ申出アリタル場

合ニ於ケル取扱方

第一市町村長國勢調査施行細則第九條、賦定ニ依ル申
出ヲ受ケタル時ハ必要ノ事項ヲ聽取シ之ヲ市役所又ハ
町内役場所在ノ調査區、擔當スル國勢調査員ニ
廻付スル

第二國勢調査員前項ノ廻付ヲ受ケタルトキハ又ハ國勢調
査員直接ニ申出ヲ受ケタルトキハ尤ノ各籍ニ依リ處
理スル

一 自己ノ擔當區ニ調査區内ノ世帯ニ現在シタル者ナルト
キハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ申告書ニ追記セ
シタルコト

ニ 調査ノ時期ニ其市町村ニ現在シ何レノ世帯ニモ在ラ
ザリシモノナルトキ又ハ他ノ調査區内ノ世帯ニ在リタル者

ナルトキハ自己ノ控申由スル調査員ニ現住シタル者ト
シ直ニ申告書ヲ作成スル又ハ用紙ヲ交付シテ申告書
ヲ作成提出セシムルコト調査ノ時期ニ他ノ市町村ニ現在
シタル者ナルトキ又全シ

第三前項ニ依リ申告書ニ追記ヲ為サシメタルトキ申告書ヲ
作成シタルトキ又ハ申告書ヲ提出セシメタル時ハ之ヲ照査
表ニ記入シ若クハ照査表ノ記入ヲ訂正シ備考欄ニ細
則第九條ニ依ルモノト記入スヘシ

四間 申告書上部欄外記入ノ範圍は復後般ノ場合ニ於テ十
月一日午前八時後迄ナラズ或世帯ノ變更者以外者ヲ
リ而モ其世帯ニ於テ既ニ申告書提出後ナルトキハ施
行細則第九條ニ依リテ最寄町村長又ハ國勢調査員
ニ申告スル外ナル（此場合ニ於テ最寄町村長又ハ國勢

調査員(別)一也帶ヲ為スヤト号取扱フ(キモノナヤ)

七 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

五 五 出テ出テト又ハト中人一也帶トキテ處理スヤ又ニ現在ノ世

業ニ在リタル者トキテ(寫治人哉)未ハ答)追加記ナス(キヤ

六 五 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

六 四 五 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

四 五 五 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

如何

五 五 五 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

七 四 五 五月十四日甲六人歸ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

長又ハ調査員ノ取扱方法如何

五 五 五 五月十四日甲六人ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

八 四 五 五月十四日甲六人ノ一過牒ニ依リテ處理スルコト

世帯ノ有シ又ハ其市町村ノ世帯ノ調査時ニアリタルハ廿
世帯ノ現在者トシテ調査シ得ル(キ)他存縣郡市町村ノ
等ニシテ調査時ニ於テ世帯ノ現在者トシテ某村没場或
田熟調査員ニ申出テタルトキ其申告書記下方位該
ニ照査表ノ記下方位具體的ニ示知致度(一般ノ申告
書ニ於テハトモ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記スル(キ)ヤ
前項ノ場合ニ於テ他郡市等ノ住人宿ニ在リタル中告
陳ナリトモ前項ノ住人宿ニ在リタルモノトシテ申告セシム(キ)
要アリトモ申出ヲ受ケ先町村長ハ他郡市ノ市町村長
ニ通知等々手續ヲ採ル(キ)テモ此ノ取扱ヲ知ラシム
五月廿四日六人等ノ一直勝ニ依リテ處理スルコト

九問

施行細則第九條申出ヲ受ケタル場合其ノ申出者カ一
住居ヲ有スル者トシテ何レノ世帯ニ在ル者トシテ

中央官署より作成スル一日表也

三 九月十五日甲午八時ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

十四 九月十五日甲午八時ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

行細則第九條ヲ依リテ各籍地ノ調査ノ必要ナキカ有ラバ

其方法如何

五 國勢調査ノ經費ニ就テ國民ニ周知セシメ以テ脱漏ナキヲ

期ス

一 二 間 程ノ明カナラナル者ニテ九月廿五日午前八時十分北海道

新踏驛発ル列車ヲ出立シ途中何ノ世帯ニ至ルニ至ル

ニ至リテ該地ノ世帯ニ至リテ各籍地ノ調査ノ必要ナキカ有ラバ

其方法如何

其方法如何

六 國勢調査ノ趣旨ヲ一般國民ニ周知セシメ以テ脱漏

キヲ取ルコト

気食浪人等ノ調査ニ関スル

一問

気食浪人ノ如ク樹ノ皮又ハ岩ノ皮等ヲ啗スル者

ナク隨時也帯ノ移動スルニ在リテ其所在地ニ在

セ帯ヲ指シテトニ取扱可然哉又ハ倣命事變之

同弊スルモ今ク世帯ナキトシテ調査セ見御意見在

三問 倒テノ場合ハ其現在處ニ世帯ヲ指シテト見做

査スルコト

二問

公園ノ邊ニ橋下等ニ倣命元氣食ノ類ノ調査

ト古ノ處シテ之ヲ調査スル者ノ方柄ナリ

三問 倒テノ場合其倣命處ニ世帯ヲ指シテト見做

調査スルコト

三問

気食浪人等ノ見テ其倣命ノ方柄

中集書記裁方

三問 例示の場合、其現在所の世帯を推して見做し調査する。

四問 山界又は社寺ノ廊下等ニ起ル一定ノ住所ナク社會ヲ

浮遊シテヤリ者(乞食ノ類)ノ取扱方如何

五問 例示の場合、其現在所の世帯を推して見做し調査する。

五問 一定ノ住所ヲ定メ又山林、橋下又ハ岩窟等ノ間ニ三日五日ト

住居シ又居所ヲ定メ糶米山窩ノ如ク一定ノ世帯ハ五人或ハ

七人ニシテ無籍或ハ本籍ヲ推して一定ノ住所ナク故ニ

寄留届ヲ元為サシムヤリト等ノ事、申告ヲ如何ニスルヤ

ヤ

六問 例示の場合、其現在所の世帯を推して見做し調査

スルコト

六問 浮浪人乞食等ノ世帯ノ形式ヲ備フナル其居所

於テ申告カシム(ナヤ)

三 然リ

七 間 社寺ノ床下又ハ山野ノ轉々宿泊スル環遊人中一定ノ

世帯ナキナリハ調査ヲ省ク又ハ差支ナキヤ

三 例示ノ場合ハ其現在處ニ世帯ヲ有ス者ト見做シ調査スルナト

査スルナト

八 間 乞食其他一定ノ居所ナキモノニ對シテハ調査セサルモ是

支ナキ儀ナクモ甚シク之ニ對シテハ調査スルコトノ一人其方法

四

三 例示ノ場合ハ其現在處ニ世帯ヲ有ス者ト見做シ調査スルナト

査スルナト

九 間 乞食然リ一定ノ居所ヲ有スルモノハ如何ニ處理ス

ルヤ一世帯ト見做シ調査スルナト也人所共知ノ事也世帯ノ

番籍の如何に
不詳の者ハ姓名ハ通稱年齢ハ推定シ記入スルモ其他
ハ全部不詳ト記入スルノ止ム得ナキ其事由附記ト要
可也何レ欄ニ記入ルカヤ

吾例而ノ場合ハ其現在所ニ世帯有ル者ト見做シ調査
スル

不詳ト記入ル場合ニ其ノ理由ヲ附記スル要ナシ
天災事変ノ際ニ関スル事

一 間 傳染病流行シ大部之ニ侵セ凡ハ其場合ハ施行令
第1條ニ該當スル者ナリヤ

三
等

水面調査ニ関スル事

一 間 特別調査水面区域ニ於テハ一調査区ノ橋梁面額

査員一人に限るは一般水面ニテリテ地方事務取扱
規定第廿六條ノ規定アリテ如何ナル場合トモモ
調査員一人に限ル義ナル也

三 然リ

二 間 水面調査ニ於テ青色紙、赤色紙ノ目標ハ前橋又

ハ船展ニ付ニ貼付セシムルコトニ指示シタルモ船尾ヲ通常

トシ船尾ハ船尾ニ目標ヲ貼付スル義アリキ也

三 成ルハ船首ニ貼付スルコト

雜

一 間 國勢調査員心得第三十六條第一節ニ依リハ中先

事ノ世帯番籍ノ世帯ノ所在地及田舎ノ系務者

名、世帯番ノ一ニシテ尚其種數及名稱ニ限リ國勢調

査員ニ於テ之ヲ訂正スルコトヲ得ルヤリ其他ハ竹第ニ

ニ繼シ果斷訂正し得ずレハ、以テ之ニ同第七條ニ依シバ
其如何カ事項ヲ問フニ相違ナシ、事實ニ對シテハ、調査員
於テ訂正し得ルノ規定アリ、右條第七條ノ訂正又亦第
廿六條第一節ノ範圍ニ止ルニ限ナリ

三 第七條ノ場合ハ、國勢調査員ニ於テ、檢査アリテ、事
實ニ依リ訂正セシムル趣旨ナリ

二 間 炭焼又ハ橋又ノ如キ調査員、数日前山奥ニ住ル屋ヲ
建設シ十月一日以後ニ涉リ、同ハ屋ニ寝食スルノ、此キ
ハ、隘路ニ出来見世第七ノ町村長直轄ニ調査スル

ヤキナリ

三 其地域ヲ擔當スル國勢調査員ニ於テ、調査セシムル

ト

三 間 駐官又ハ留連ノ殿邸構外ニ於テ、之ニ附屬スル官舎

又、其他、場屋内ニ凡ク官内官吏其他ノ者、市
村ノ國勢調査員之ヲ調査スルヤ

三三
三三

四問 幼園、公使館又ハ大使館ニ在ル館外ノ他ノ世帯主
タル者又ハ外國ヲ本邦ニ来返中ノ公使、大使、其ノ世
帯所在地タル市區町村ノ國勢調査員ヲ以テ調査セ

ルヤ(イ)又ハ

三三
三三

五問 本籍ヲ甲世帯主ニ於テ申告シ乙(自己)世帯主ニ於
テ丙(母)ニ依リ又申告セシ場合重複ニ涉ルニカ處理
方極キカ如シ例ニ入集世帯ナキ簡所ニ於テ簡直
ヲ為ス(イ)同申邊キ料理既ニアリタルトキハ本籍ニ依リ
先ノ世帯主若キハ本籍ノ口先ナルル如シ

三言 一旦申告を以て本人の専らを以て申告せしむる様國民名自

証意。待つ外ナシ

六問 旅館に投宿せる者或は廊に於て遊興せる者ニテ往々

偽名ヲナシ直實ヲ申告セサル事ナリ所ニ場合ニ於テ由

該法ニ世帯主ニ於テ果シテ偽名ナルヤト眞實ヲ申告

為セルモノナリト判断シ成ス能ハルニ為同一人ニテ重複調

査セラルコトアリテ調査ノ正確ヲ缺ク虞ナキヲ俟ス

是等ニ對シ通達田ノ權道

三言 國勢調査、越日ノ五日及ニ於テ一般國民ノ誠實

ニ申告ニ待ツノ外途ナシ

七問 他所より寄附届ヲナサスニテ山中ニテリ込ニ數十日間山

小屋ニ止宿シ炭火等ニ從事シ兵ルモノアリ申告方此

何ハスヤ

卷一 一般の世帯と同様の取扱の事

八問

施行細則第十四條該當者ニテ不得已ニ處罰ノ必要
アル場合ハ刑事訴訟法ノ現定ニ從ヒ告発スルハ勿
論ナリト雖モ其先覺手續ハ何レヲモテ為サシメラルルノ
ハ意見ナクヤ

五 法規ニ依リ通商ノ一定位置セリタシ

九問

自計主義の本調直ニ申告スル義務有ノ事焉トテ尊
重スルト認ムルニ申告書記載内容ハ事實ニ
テモト明カニ場合假令ハ事ニシテ事實他ニ何等
ノ職業性ナキモノトシテ生花師匠又ハ裁縫師トシテ職
業ヲ以テセシムル中ニ於テ其申告書記載内容ハ其後處理シ得
ル利益並其之ヲ訂正シ得ル事ニ成ルル也
但シ再々説明否ニ爲サシメラルル事

三 雨ニ説明海意ハ云々トキハ不得巳甚、伏見鬼集スル

コト

一〇 問 善、乞食等明瞭トキキ奉人ニ於テ他ノ事、實見ヲ以テ

申答ニシテトキ、之ヲ回勢相直ニ思ニ於テ訂正祀ナルル方

活ヲ標ツト、能リザルキニ候成、申答書、葛集ノ際、注意

訂正セシムル事、實上困難トス

是 成ルヘク、証書ヲ以テ訂正セシムルコト

二 問 出金ノ時、身ヲ以テ、學説區々ナルモ、母體ト全ク分離シ

時ヲ以テ出生ノ時ト見做シテ可ナルヤ

是 然リ

三 問 九年十月一日午前零時分ニ死亡セルモノアリ、其時刻

師ノ診断ヲ得ル能リ又此場合ニ安固リ、其事實ヲ以テ

スニハ、如何モ容體ヲ以テ死セト見做スヤ

三 申告義務者ノ判断ニ依ルコト

一 三問記ノ範圍内ニ依リ記ナセシメカ十月一日午前零時前

ニ死亡シ又ハ申告後旅行不在又ハ他ノ世帯ニ在リテ申

告セシメシコト分明セル場合ニハ何ナル申續クナス一キヤ

三 十月一日午前零時前ニ死亡シタル場合ハ其記ナラザ

ズルコト

申告後旅行不在トナル場合ト漢又申告書内ノ記テハ其係ト

ナラズルコト

他ノ世帯ニテ申告セシメタルコト分明タルハ自己ノ世帯

ノ申告書内ニ記テラザルコト

一 四問照査表第二欄ハ何ノ世帯ノ世帯ノ有ル所ノ町村ニ於

テ何ノ世帯ノ世帯ノ何ノ世帯ノ有ル所ノ町村ニ於

テ何ノ世帯ノ世帯ノ何ノ世帯ノ有ル所ノ町村ニ於

テハ「第何区字何々何番地」ト記載ス可ナリヤ

吾 然リ

一五問 照査表記ナ例第四第五欄「人員概数」ノ合計ヲ

比テ夫レキ現定ナシ右「調査員」心得第七條ノ手續ヲナ

ス際比大スルモノトセ人後轉々等ヨリ核消セシ人口見ラ果入

ル必要ナキ標思存セシ尚同總計ニ斜線ナキハ比入ラ要ス

モノナリヤ

吾 人員概数ノ合計ハ記入ヲ要セズ

一六問 國執類並員見ノ手續圖御高市標平ニ依シ人最高者上

長衣四十銭ナルモ地方ノ事情ニ依リ必要アルトキハ御所

付ノ被算内又ハ市町村費ノ神等ニ依リ更正額ヲ増

減支給シ差支ナキヤ

吾 然リ

一七問 疑或排除ノ關係ヨリシ山生全屬出末濟ノ者等ア
ルモ國勢推直ノ申告ニ基キ戸籍法ノ罰則ノ通用ヲ
空クルカ出キコトナキヲ以テ事官見有リノ俟テ申告セシメ
ラシ度トノ意味ヲ公文ニテ通牒シ一般ニ周知セシムルモ
是支之ナクヤ(本母件ハ申告書ノ記入トハ直接干係ナキ
モ都市ヨリ何出ノ次第モ有之為念経何致候而シテ
都市主任書記會或ハ郡ニ於ケル町村主任書記會等
ニ際シテハ勿論口頭ヲ以テ此意味ヲ充分徹底セシメ置候
モ尚文書ヨリ以テ通知ニ付シ度ト申出先村ノアリタル
趣キヲ以テ特ニ郡長ヲ當面應ニテ何出タルニ由ル属ニ
候)

善
差支ナシ

金澤市役所
第 688 號
大正 9 年 7 月 8 日

七
供覽
九

及統第一五三號

大正九年七月八日 一府縣臨時國勢調查部

金澤市役所
第 414 號
大正 9 年 7 月 9 日

石川縣
臨時調查
部長之印

金澤市長殿

申告書記入方及國勢調查方法之圖元質
疑解答追加ノ件通牒
今般臨時國勢調查局ニ標記追加ノ件通牒有
之矣之付之ヲ別冊騰字ニ部宛以別便及送付矣
条布查收相成度也
追而右質疑解答ハ前回及今回ノ追加分ヲ
毛併セ一都卜十小冊子ニ印刷セシテ一都約二
十卷ニテ政阜市七軒町西濃印刷株式會

社政阜支店ニ自下印刷近日販賣、此
旨申添也

申告書記入方及國勢調查
方法ニ関スル所具疑解答

(追加ノ分)

追加第一目次

一 世帯

一 世帯主及申告義務者

一 記入ノ範圍

一 氏名

一 世帯ニ於ケル地位

一 配偶ノ關係

一 職業及職業上ノ地位

一 出生地

一 一般記入ニ関スルモノ

一 申告書欄外記入ニ関スルモノノ一雜類

追加第二目次

一 出生ノ年月日

一 申告書ノ訂正ニ関スルモノ

一 施行細則第九條ニ依リ處

理スルモノ

一 市町村長ノ管掌ニ屬

スルモノ

一 知事及市町村長ノ管

掌ヨリ除外スルモノ

一 乞食浮浪人等ノ調査

ニ関スルモノ

一 職業及職業上ノ地位
一 申告書欄外記入ニ関スルモノ

追加第一 世帯

一問 左記場合ハ別ニ世帯トセス世帯主ノ申告上ニ

記入シ差支キヤ

(イ) 老夫婦隠居シ食事ハ共ナルモ其他ノ經濟ハ一切

別ナル場合

但シ居所ハ同一家屋内ニ居ル者ト主家ノ附屬建物中ニ居ルモノトシテ例アリ

(ロ) 世帯主ノ差支ニシテ世帯主ト經濟ヲ異ニセル場合

但シ食費ハ若干世帯主ニ支拂フモノト全ク支拂ハサルモノトアリ

答 各別ノ世帯トセサルコト

二問 大商店ニシテ多数ノ雇人ヲ有スル世帯ニ於テ

主人及其家族ノニハ別ノ場所ニ住居シ店員

ノニ商店ニ居住スルモ其衣食等ハ主人ヨリ結セラ
レ主人ト家計ヲ同フスルモノアリ店員等ノ任居ハ
下宿其他家計ヲ共ニセサル者ノ集合ニアラレルヲ以テ
準世帯ト認メ難キカ如此場合ハ二問ノ普通ニ連世
帯ト解スヘキモノナルヤ果シテ然ラハ店員等ノ一方
世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答

二箇ノ普通世帯トシ商店ニ於ケル者ノ世帯ニ
於ケル地位ハ「雇人」ト記入スルコト

三問

(1) 素人下宿ノ家ニ賄料ヲ支拂ヒ教人下宿スル學子

生生徒ハ家計ヲ異ニスルモノナルヲ以テ普通ノ一世帯

トナシ各自ニ申告書ヲ交付シ記入申ルルセシムヘキヤ

(2) 藝妓、娼妓、酌婦中ニ自前持ト称シ衣食費

ヲ自辨セ只單ニ同居營業スル者アリ是等モ

前項ノ如ク別ノ世帯トナスヘキヤ

前二項ノ場合ニ別ノ世帯ト爲サレトキハ世帯ニ於
ケル地位ハ同居人トスヘキカ他ニ記入ノ称呼アリヤ

答

(1) 素人下宿ノ世帯員トシ別箇ノ世帯トセラルコト
(2) 別ノ世帯トセラルコト

素人下宿ノ場合ハ「同居人」藝娯妓ノ場合ハ便宜

「雇人」トスルコト

四問

軍人又ハ勤人等ニシテ家族ト共ニ旅人宿又ハ下

宿屋ノ一室ヲ借り度ケ一見普通ノ世帯ト何等

異ナル所ナキモ業主ヨリ賄ヲ受ケツ、アルモノアリ此レ

等ハ勿論準世帯トスヘキハ當然ノ如クナルモ租税

ノ關係夫婦共棲住宅拵底等種々ナル事情ノ

爲メ實際一戸ヲ構フヘキ性質ノモノニシテ構ヘサル

有甚ク多シ此レ等ハ其性質ニ依リ普通世帯ト
シテ差支ナキヤ又素人家ノ一室ヲ借り仕出屋ヨリ賄フ
受ケツ、ヤル者及家主ヨリ賄フ受ケル者モ同様ニ解シ
差支ナキヤ

答

明ニ別ノ普通世帯ト認メラリ、モノ、外ハ準世帯員
又ハ素人家ノ世帯員トスルコト

問

學生又ハ勤人ニシテ教人共同ニテ一家又ハ一室ヲ借キ
テ共同自炊ヲ爲ス場合ハ各自順番ニ自炊スルト
或ハ下女ヲ傭フテ炊事セシムルコトヲ問ハス準世帯ト
シテ差支ナシト思惟スルモ素人家ノ一室ヲ借り共同
自炊ヲ爲ス場合ハ合宿所ト看做シ準世帯トス
ヘキヤ否

答

教人共同ニテ一家ヲ借り受ケ自炊スル此キ場合ハ

準世帯トシ一室ヲ借り度ケ自炊ニ場合ハ普通世帯トスルコト

六問

學生又ハ勤人ニテ間借自炊ノ場合ハ單獨ニテモ普通也帯トスル莫ク於テハ疑義ナキモ下宿屋等ニ依リテハ殆ト間借自炊ノ所アリ此レ等ハ間借自炊者全部ヲ一ツノ準世帯トシテ差支ナキヤ

答

然リ

七問

二人以上ハ二三名或ハ十数名ノ者(共同ニテ一戸ヲ構ヘ下宿ヲ産入シテ賄フ爲メ)其費用ヲ各自均等分擔スルモノハ之ヲ準世帯トシテ取扱フ(キモノナキヤ)

答

然リ

八問

左記ノ場合ハ記心得第十三ニ依リ普通世帯トシテ

取扱フハ至當ノ如クナルモ當地方ニ於ケル病院ノ入院患者及温泉場ノ浴客ハ殆ト一室ニ自炊シアルノ状況アリ之ヲ以テ普通世帯トスルトキハ實際ノ世帯教ニ表動ヲ来スヲ以テ準世帯トシテ差支ナキヤ

(4) 病院ノ入院患者ニテ附添人ト共ニ一室ニ自炊シアル場合

(5) 温泉場ノ浴客ニシテ一室ニ自炊シアル場合及其他本質宿ノ如ク一時的ノ宿泊ニテ自炊セル場合

答

(1) 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト
(2) 明・普通世帯ト認メタクモ、外ハ準世帯トス

コト

九問

教會所ニ籠リ各自自炊ヲナスモ、アリ是等ハ悉ク普通世帯トシテ調査シ可然哉

答

一、準世帯トスルコト

一、問

貸座敷、於ケル遊客ヲ準世帯ト爲サレ理由

ヲ示サレタシ

答

貸座敷ニ於ケル遊客ハ準世帯員ナリ

世帯主及申告義務者

一 問一人ニシテ二個ノ世帯ニ世帯主トシテ記入セラルル場合アリ己ハ得テ

ルヤ例ハ轉勤轉宅者等ニシテ或ル事情ノ爲メ家族全部一時

ニ引越スユトテ得ス失ツ世帯主ト共ニ一部ノ家族ニ引越セル場

合又ハ農業者ノ世帯主ニシテ長男ト共ニ調査期當時ニ山中

住居シ製炭業・従事スル場合・漁業者ノ世帯主ニシテ弟

ト共ニ調査期當時ニ住居ラ有スル船舶ニ在ル場合等アリ以上

ノ場合・於テハ不在世帯主ノ世帯ニ於テハ自然世帯主ノ記入

ヲ爲スヲ以テナリ

答一人ニシテ二個ノ世帯ノ世帯主タルコトアリ斯ル場合何レカ一才

ハ不在世帯主トシテ記入セラルヘキモノナリ

二 問世帯主ノ未成年者ナル場合・於テ之ヲ由テ申告義務ノ能クノ

最低年齢ハ何歳トナスヤ

答年辭・關係ナシ

二問 申告書記入ノ範圍(由)ノ第一、場合・於テ午前八時ヲ過キテ
或ル世帯・到着シタルトキハ其ノ世帯主ノ申告ノ義務ヲ有
スルヤ或ハ施行細則第九條ニ依リ本人ノ最寄市町村長又ハ
國勢調査員ニ其ノ旨申出ツヘキヤ此場合申出ラ受ケル市町
村長及國勢調査員ハ更ニ申告書ヲ交付シテ申告セシムルヤ
又ハ其ノ世帯ノ申告書ニ追記セシムルヤ

答 到着シタル世帯ノ主人・申告ノ義務アリ

國勢調査施行細則第九條ノ規定ニ依リ申出タル場合ノ
處理方ハ五月十四日甲六八号ノ一通牒ニ依ルコト

四問 十月一日午前零時汽車電車世帯ヲ千舟筏又ハ陸路ノ旅行中

中ナルコト豫メ明カナル者ノ最後ニ出發シタル世帯及又豫メ明カ
ナラズ者ノ十月一日午前八時迄ニ始メテ到着シタル世帯ノ決定ハ世

事決定ハ世帯主ノ決定スヘキモノナルヤ旅行者本人ノ決定ニ世帯主ニ申告スヘキモノナルヤ又世帯主ト旅行者本人ノ合意ニ依リ決定スヘキモノナルヤ

答 旅行者ノ質問ニ世帯主決定スヘキモノナリ

五問

司法大臣ノ管理ニ屬スル監獄ハ國勢調査施行細則第百條

第百條ニ依リ普通調査區ヨリ除外セラルル規定アルモ留置人

未決拘留囚・檢吏者ヲ留置スルモ警察署・對シテハ何等

規定ナシ而シテ之等ハ實質上當然準世帯ト認ム難シト雖モ

準世帯ニ依リ警察署長ヨリ申告セシムヘキモノナルヤ

不然リ

六問 調査ノ當時警察官署等・拘留セラレ居ル者ノ如キハ申告書記入

ノ範圍(四)(五)ニ該當セラルモト認ムラル就テハ申告ノ方法示サレタシ

答 警察官署等・拘留セラレ居ル者ハ之ヲ準世帯トシ警察官署ノ

長、中告ス(キモトス)

記入ノ範圍

一問 左記ノ種類ノ履格ナル現在主義ニ依リ調査スルモノナルヤ

(1) 吉凶ノ訪問・嫁取・祭典等ノ為午前零時ヲ親族・知友

ノ所ニテ過シタルモノ

(2) 貸座敷(遊廓)ニテ午前零時ヲ過シタル者

(3) 料理店又ハ酒場ニテ午前零時ヲ過シタルモノ

答然リ

一問 現役兵ニテ十月一日歸郷セシモノアトキハ其ノ世帯ニ於テ調査スル

キモノナルカ

答然リ

五問 遊廓に於ケル遊興客の樓主に於テ準世帯トシテ調査スヘキヤ
宅に於テ調査スヘキヤ

答 樓主ヨリ準世帯員トシテ申告セシムルコト

四問 旅館下宿屋カ九月三十日ニ客人ヲ送リ出セルモ其ノ行先行程
等不明ナル場合最後出發莫ト見做シテ申告スヘキヤ

答 旅客の團質シ申告書記入範圍(は)前叙ニ當ルコト明ナルモノハ之ヲ

記入スルコト

五問 申告書記入の範圍(は)旅行中ナルコト豫メ明カナル者ハ之ヲ

アリ豫メ明カトシテ調査期日前凡ソ幾何位前ヲ指スヤ

漁業ノ爲數日間出航シ其ノ執業中ハ何レノ港灣ニ入航セ

サル者、如キハ豫メ明カナル者トシテ取扱フヘキヤ

又右出航者ニテ何等ノ事由ニテ何レノ港灣ニ入航シテ申告スルコト

重複スルニ至ル此場合ノ取扱方如何

答最後由後ノ世帯ニ於ケルコトナラフ以テ凡ク数日間ノ限ルヘキモノニ

辨ス

調査時期ノ前後ニ亙リ数日間出渡スル者ハ記入ノ範圍(ウ)又ハ(ハ)

ニ該當スル者アルヘク十月四日以内ニ歸リタル者ハ國勢調査施行細則

第九條ニ依リ市町村長又ハ國勢調査員ニ申出ツルコト

申告書ニ記入済ノ者ハ何レノ港灣ニ於テモ申告セシムサルコト

六問申告書記入ノ範圍以外ノ場合ハ其現在地ノ遠近又ハ滞留期間

間ノ长短ニ關シテ記入スヘキヤ

答記入ノ範圍(ウ)(ハ)ニ屬セザルモノニテ記入スヘキモノナレ

七問十月一日午前零時前ノ自己ノ世帯ヨリ突然行信不明トナリ十月

一日中ノ自己ノ世帯ニ歸リ來ルヘキヤ又ハ旅行中ナレバ不明ナル

者ハ記入ノ必要ナキヤ

答自己ノ世帯ニ於テハ申告スルコト能ハス場合ニ依リ本人ノ始メ

千九、九世帯ヲ申告セラルヘシ

八問 輕便業者、如キ世帯ノ千船舶ニテハ一時的、食料品ヲ持參

シ九月三十日ヨリ十月二日ニ涉リ、数ヶ海里ノ沖合ニ漁撈ニ出テ
タル者、如キハ歸着後更ニ申告書ヲ交付シテ申告セシムヘキヤ

又其世帯ノ申告書ニ追記セシムヘキヤ

答 便宜追記ノ方法ヲ取ルユト

九問 世帯、馬ヤ、ル甲地ノ漁船ノ調査、當時偶々暴風ニ際會シ

乙地ノ港灣ニ避難シ其ノ船内ニ於テ起臥飲食ヲシ居リタル

者、如キハ何レノ地ニ於テ調査スヘキヤ

答 出漁時ニ自己ノ世帯ニテ申告書ニ記入済ノモツハ避難港ニテ

申告セサルユト、シ然ラズル場合ハ避難シタル港灣ニ於テ申告ス

ルユト

十問 九月三十日ヨリ引續キ二日以上世帯ナキ場所ニ宿直又ハ夜

勤シ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラサルコト豫メ明カナル者ト雖
記入ノ範圍内ニ準シ其世帯ニ在ルモノトシテ申告セシム差支ナキヤ
將又國勢調査施行細則第九條ニ依リ申告シムハ千モノナキ
答他ノ世帯ニ於テ申告セラル、ユトナキコトヲ明ニシテ十月二日自己
世帯ニ歸ルハ千モノハ施行細則第九條ノ規定ニ依リ追加申告ス
ハ千モノナキ故ニ便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

氏名

一問 現ニ夫婦トナリ居ルモ未タ入籍セサルモノ、姓ハ現在同棲又

ル夫ノ姓ヲ名乗ルヘキモノナレバ

答 然リ

二問 内縁ノ妻、或ハ未タ入籍ノ手續ヲ了セサル妻ノ姓ハ夫ノ姓ヲ

記入シ然ルヘキヤ

答 然リ

三問 無籍者或ハ本籍不明者通稱權イタルモノ田中某女ト私通シ既

女ヲ娶ケタルモノヤリ是等申告義務者記入スルニ當リ姓ハ田中ニ

用ヒ通稱權ト記入シ可然哉

答 如何ニシテモ氏名明ナラザル者ハ通稱ヲ記入スルモ已ムヲ得ズ

四問 記入厚例ヲ旭記ノ如ク前後シタル場合ハ芳訂正ヲ絶体ニ要スルヤ

一美ノ次ニ母ヲ記入シタル場合

三 庶人ノ前ニ來客ヲ記載シタル場合

答 絶對ニ訂正ヲ要セサルモ此ノ如キコトナキ様務メ注意スルコト

五 問 氏名欄兄弟姉妹ハ男女ノ順序ニ依ルカ又ハ生年月日ノ順序ニ依ルヘキカ

答 出生ノ順序ニ依ルコト

六 問 由書書記入心得申告書各欄ノ記入方「氏名第一號ノ來客上」時

宿泊者トノ區別釋明セラレタシ

答 來客ト稱ト得サル時、宿泊者ヲ「時」宿泊者トスルコト

屯帯ニ於ケル地位

一 問 妻カ世帯主場合夫、父母ハ父母ト記入スヘキヤ又夫、父、夫ノ母ト記入スヘキヤ

ヤ將又同居人ト記入スヘキヤ而シテ其場合妻ノ父母カ同居スレバ之ヲ父母

ト記入スヘキヤ否夫カ世帯主タル場合亦同シ

答 妻カ世帯主場合ニ夫、父母ハ「夫、父」「夫ノ母」世帯主ノ父母ハ「父」「母」

ト記入スルコト

一問 養継父母ノ場合養継ノ字ヲ記入スルハ必要ナキヤ

答 記入スルナ

二問 縁ノ夫内縁ノ妻アル者ハ内縁ノ夫内縁ノ妻ト記入スヘキヤ又庶子ハ

養子ハ庶子ト記入スヘキヤ

答 單ニ夫一又ハ妻ト記入スルコト
庶子ハ養子ト記入スルコト
依リ長男長女等ト記入スルコト

四問 養継子ノ場合ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 「養子」又ハ「長男長女等」ト記入スルコト

五問 弟ヲ養子ニナシタルモノアリ世帯見テ弟トナスカ養子トナスカ

子女アリトセバ其ノ見方ヨリ子女ノ地位ニ非常ナル變動ヲ生ヌ如何

答 「養子」ト記入スルコト

六問 養女ハ世帯ニ於ケル地位ニ養女ト記入シ可然哉若シ之ヲ實子ノ例

依リ取扱フモノトセハ實女ヨリ養女ノ方年齢長シタルモノナリ

ヲ長女トシ實長女ヲ次女ト記入可然哉

答 引養せしト記入スルヲ

二問 或世帯ニ妻ト妾ト同居シ妻妾共ニ数人ノ子女ヲ有ス而シテ妾ノ子

女ハ世帯ノ籍ニ或ハ妾ノ籍ニ入籍シテ其ノ場合ニ於テ妻及妻ノ子女

世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 出生ノ順序ニ依リ長男次男長女次女等ト記入スルヲ

八問 入籍セサル世帯ノ夫妻内ニ各別ニ長男次男ノアリ各場合ハ夫ノ長男

妻ノ長男ト記入スヘキヤ

答 夫ハ世帯ニ入ル場合ハ夫ノ子女ハ長男次男ト記入シ妻ノ子女ハ妻ノ連子ト

ト記入スルヲ妻ハ世帯主タル場合亦之ニ準ス

九問 廢子アル男ト私生子アル女ト結婚シニ世帯ヲ為シタル場合ハ世帯

主對スル地位ハ年長ニシテ長男次女等ト記入スヘキヤ又ハ他ニ記入方ノ籍

呼ブヘキヤ(父母ノ婚姻ニテ出生子タル身分ヲ收得スル以外ノ者)

答 世帯主ノ子ハ長男長女等ト記入シ相手方ノ子ハ妻又ハ夫ノ連子ト

ト記入スルコト

一 同 入籍セタル先夫ノ子ハ現夫ノ子女ト見做シ長男、次男等ト記入スルモ

夫ノ子カ

答 然リ

二 同 入籍セタル妻ノ先夫ノ子ハ現夫ノ子女ト見做スヘキヤ將又同居人ト見

做スヘキヤ以テ子女ト見做ス時ハ長男、次男、長女等ノ如ク記入スヘキヤ

又夫ノ氏名記載方如何

答 質問ノ意義不明ナリ凡テ事實ヲ簡明ニ記入スルコト

三 同 入籍セタル先夫ノ子ハ現夫ノ子女ト見做スヘキヤ將又同居人ト見

做スヘキヤ又妻ノ子ト記入スヘキモノナルヤ

答 世帯主トノ關係ヲ簡明ニ記入スルコト

一 三 同 世帯主トシテ長子ナル所へ某婦女カ十七歳ノ自分ノ子

女ヲ連テテ婚姻シタル場合ニハ世帯主ニ對スル妻ノ連子ノ地位ハ如

同、記入スヘキヤ

答 「妻ノ連子」ト記入スルコト

一問 妻カ私出男(俗)連子ト稱ス。連シ入籍シタルモ、其、後夫婦間

ニ男一女ヲ養フケタルモノアリ、今申告書ニ記入スルニ當リ、親方ヒ私生子ヲ

長男トシ、母貞子長男ヲ次男トシ、記入セサルヲ得サルカ如シ、果シテ然

ルカ

答 「妻ノ連子」ト記入スルコト

一問 女世帯の場合ニ於ケル私生子ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 長男長女等ト記入スルコト

一問 妻又ハ内縁ノ妻ハ未婚者ニラズ、其ノ状態ニヨリテ記入シ世帯ニ於

ケル地位ハ妻又ハ内縁ノ妻ト記スヘキヤ

答 當事者及近隣ノ者共夫妻ナリト認ムルハ「妻」ト記入ス然ラズ

ル者ハ「雇人」ト記入スルコト

三問 妻と本妻同居の場合、續柄尚妻の子、續柄及妻、伴て子、
續柄如何に記入スルヤ

答 妻、同居人ト記入シ、妻の子ハ本妻ノ子ト共ニ出生、順序ニ依

長男長女等ト記入シ妻、伴て子ハ妻ノ連子ト記入スルコト

六問 一世帯内ニ妻、妻ト同棲シ共ニ子女アル場合何レモ妻ト認メ妻

ハ有配偶者ト見做シ差支ナキヤ將又雇人トシテ調査スルモノナラヤ

又如此場合妻ノ出生兒ト本妻ノ出生兒ト關係ハ年齢ノ多少ニ

依リ混合シテ長男次男ト記入スルモノナラヤ

答 此場合妻ハ有配偶者ニ非サルカ故ニ雇人ト記入スルコト

元問 人力車帳場ニ起臥スル轆子ハ普通世帯ノ自居人ト記入スルヤ

ナリヤ

答 然リ

六問 寄寓人(食客)ハ同居人トシテ差支ナキカ

ア
答 是支ナシ

三問 素人下宿ニ下宿セル者ノ世帯ニ於ケル地位主人ト續柄ハ下宿人ト記入スルヲ可トスルカ同居人ト記入スルヲ可トスルカ

答 同居人下記入スルヲト

三問 育兒院保兒院獎業園(感化院代用)ニ收容スル者ノ世帯ニ於ケル地位ニ育兒孤兒園兒ト記入レ可然哉

答 然リ

配偶ノ關係

一問 未嘗死別、離別ハ是又正式ノ届出ヲナササルモ實際ニヨリ最近ノモノニヨルハキヤ

答 然リ

二問 正式ノ届出ノ有無ニ関セス實際ノ狀態ニヨルモノナルトモハ法定年齡ニ達セサルモノト雖モ現ニ夫妻ケルモノハ何レモ有ト記シ可成

哉

答 然リ

三問 婚姻セシムル目的ヲ以テ幼年者ノ男女ヲ養子ニ相當年齡

ニ達シ實際夫婦ノ狀態ナルモ未タ戶籍上ノ手續ナシ也

斯狀態ノ者ニ對シテハ法定年齡ニ達シタル者ヲ以テ有

配偶者ト看做シ差支ナキヤ

事

答 法定年齡ニ達セサル者ト雖モ實際配偶關係アルモノハ有

記入スルコト

四問 配偶者ニシテ現ニ生死不明ノ者ノ記入方如何

答 本人ノ有配偶者ナリト信スルモノハ有下記入スルコト

五問 現ニ戸籍上ニ夫妻タルモ職業或ハ學校其他ノ關係ニ

事実上結婚督ナキモノ、配偶關係ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 事実配偶關係ナキモノハ有ト記入セサルコト

六問 妻死ニシテ十月一日現ニ妾ヲ宅ニ入シ居ル場合世帯主ノ配偶

係ニハ有ト記入シ而シテ其次ニ妻配偶關係ニ有ト記

シ可然哉果シテ然ラハ此ノ場合ニハ世帯主ノ姓ヲ用ヒ可

然 又是ト同一ノモノ離別シタルモノアリトセハ離別ト記入

然哉

答 然リ

七問 正妻子女アル世帯主カ妾トノ間ニ生シタル子女ヲ同一人

居ニ入レ家計ヲ共ニスル場合ニ其ノ妻カ妻ナリト申告スルトキ
ハ一夫ニ妻トナル譯ニナルカ差支ナキヤ

答 此ノ場合妻ハ有配偶者トシテ申告スルキモノニ非ス

八間 妻以外妻三人同居シ而カモ多数ノ子供アリ何レモ妻ト

認メ妻ハ有配偶者ト見做シ差支ナキカ

答 此ノ場合妻ハ有配偶者ニ非ス

職業及職業上ノ地位

一問 記入例第二本多三郎ノ本業及本業上ノ地位ノ記入ハ

八鐵工場芝浦製作所木工トアリ是ニ依ルキハ鐵工場ト

稱スル一ノ本業ノ總稱ヲ記入シ然シテ何レノ上ノ記入ナルモノ

如シ例ハ八鳥羽造船所ノ職工トシテハ左ノ如ク記入シ

可然哉

造船所、鳥羽造船所 鐵工（一例）

答

芝浦製作所トノミノ記入ニテハ其ノ業態明カナラサルカ
故ニ特ニ鐵工場ナル職業ノ種類名ヲ冠セシモ例示ノ場合
ハ鳥羽造船所ニテ既ニ其ノ業態明カナルヲ以テ更ニ造
船所ヲ冠スルニ及ハス

二問

工場ノ寄宿舎又ハ工業主ト住居及家計ヲ共ニスル女
工ノ如キハ申告書記入心得「職業及職業上の地位」ノ
一記載ノ例ニ依リ寄宿舎ニ在ル者ハ何々會社女工トシテ
業主ト住居及家計ヲ共ニスルモノハ單ニ女工ト記入シ可ナ
リヤ又工業主ト住居及家計ヲ共ニスルモノハ一月ノ工
賃中ヨリ食費ヲ差引カルモノアリヤ
答
何レモ「何々業、何々會社、女工」ト記入スルコト

二問 職業不明者假令ハ相場師ノ如キ者ニシテ正當ノ買業ヲ爲サシムル者ノ如キハ相場上ノ職業ヲ記入スル

キヤ

答 正當ナルト否トヲ問ハス實際ノ業態ヲ記入スルコト

四問 職業欄ノ記載ニ當リ娼妓ハ娼妓ト記入セシメ可ナルヤ

答 然リ

六問 日毎ニ異ナリタル業務者ニ雇ハル、日雇被ハ單ニ日雇

按ト記入シテ差支ナキヤ

答 然リ

六問 農業本業者ニシテ牧畜又ハ養蠶ノ定収入毎年ニ

三百円アリ其ノ他豊漁ノ場合ハ漁業ニ従事シ不漁ノ場

合ハ製炭業ニ従事シ多額ノ収入ヲ得ル等ハ小農組

織ノ農村ニ於ケル一般ノ状態ナリ如斯職業状態ノ副

業ハ何レシテ記入スヘキヤ、定収入ノ故ヲ以テ牧畜又ハ養蚕トモハヨリ以上ノ収入アリ又從業日数ノ多キ漁業製炭業者ハ全ク記入セラレザルニ至ル若シ漁業又ハ製炭業者ヲ以テ副業トスルモハ調査期ノ属ス年ノ状況ニ依リ記入シ差支ナキハ漁業、製炭業ハ將來ヲ通シテノ農業ニ於ケル定業トモ其ノ時ノ状況ニヨリ從事スルコトアリセザルコトアル前
述ノ如シ此ノ種ノ例ハ他業ニモ任々アルコトナルモ田中ニ之ノ一例ニ止ム

答 由吉書職業及職業上ノ地位ノ欄ニ及三月音官報彙報欄由吉書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第四號及第五號ニ依リ記入スルコト

七問 本業副業區分シ難キモノハ收入ノ多寡ヨリモ先ツ從業日数ノ多寡ニ依ルヲ可トスルヤ

答 申告書職業及職業上ノ地位欄ニ及三月五日官報彙報

欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第

號ニ依リ記入スルコト

八問

本業ナキ者ノ内職ヲ記ス本業ナキ者ノ内職ハ記スルカ如シ

業アル者ノ内職ハ記スルニ及ハサルカ又内職ト附記セスニテ副

業欄ニ記入スルキヤ

答

本業ヲ有スル者ト雖モ内職ヲ有スルモノアルヘシ

内職ハ片午間ニ當ル仕事ニシテ職業ト稱スル程度ニ至ラ

サルモノナシハ本業アル者ニ付テハ記入スルニ及ハス

九問

貸座敷敷、料理屋等ニ於テハ妻ニ於テ専ラ主事經

営シ主人ハ殆ト無職業ノ状態ナリ如斯ク營業状態ノ

業主ハ夫妻何レニスルキヤ實際ノ主事經營者タル妻ナ

リトセハ世間ニハ往々女主人ト稱スル賢夫人アリテ主人

ハ命是レ從フ的ノ者アリ此レ等ノ者コト含ムハキヤ否
 事實上妻ニ於テ主事經營スルト雖本體ニ於テハ主人ニテ
 主事經營スルキ筋合ノナル理由ヲ以テ主人ヲ業主トスルト
 共單一ナル職業例ハ農業ノミニ從事スル世帯ニ於テハ業
 主世帯主、戸主ハ同一人ニシテ異ナル場合ナキカ如シ而シテ幼年
 者及不具廢疾ノ如キ事實無職業者ニテモ戸主タル以上
 ハ業主トテテ矛盾ヲ來ス如何

答 世帯主ハ一世帯二人ナルモ業主ハ一世帯一人ニ限ラス又業主
 ハ必スシモ夫ノミニ限ラスシテ妻又ハ家族老場合アリ
 同一人ニシテ業主、世帯主、戸主ナル場合アレトモ又然ラサル
 場合アリ

問 地價十方圓以上ヲ有シ主トシテ少作料收入ニ生計ヲ立ツル
 者ニシテ少許ノ蔬菜畑ヲ經營スル者ニアリテハ本業ヲ自

作農作業主トシ記入シ職業ナラザル少作料ハ全然記入セズ
可然哉

答

菟菜畑作ヲ單ニ自家用ニ供スルモノナラハ農作ヲ本業トセス

少作料ヲ本業トシ記入スルコト

二問 自作又ハ少作ト認ム程度ハ其ノ世帯ノ財産程度ヲ參酌

シテ定ムコトナリ今茲ニ一畝歩ノ田又ハ畑ヲ耕作スル世帯ニ個アリ一ツ

ノ世帯ハ數十万ノ財産アリ一ツノ世帯ハ無財産ト單獨世帯

ナリトセハ前者ハ財産ノ程度ヨリ職業トシテ認ム程ノ價值ナ

キヲ以テ自作ト記入セス然ルニ後者ハ此ノ耕作地ヨリ生スル收入

ヲ以テ生計ノ半ヲ充タストセハ自作又ハ少作ト記入スルヲ適

當ト認ムヲ以テナリ

自作兼少作ニ於テモ之ト等シク財産ノ程度及耕作セル

總反別ヲ參酌シテ定ムコトナリ例ハ八田五町某自作セル世

帯ニ於テ附近ニ畑ナキノ故ヲ以テ畑一畝サシ作セル場合又五畝
サシ自作セル世帯ニ於テ一畝サシ作セル場合ノ如キハ前者ハ單

ニ自作トシ後者ハ自作兼サ作トスルヲ適當ト認ムルヲ以テナリ

答 數十方ノ財産家カワズカノ田又ハ畑ヲ娛樂的ニ耕作スルカ

如キハ其ノ職業農作ニ非ス

自作トシ作トシ兼ヌル場合ハサシ數ノ如何ニ拘ラズ「自作兼サ作

ト附記スルコト

二問 申上書書第三記入例谷口庄吉本業欄ニ密柑栽培塔業

主トアリテ自作サ作ノ別ナシ農作トシテ自作サ作ノ別ヲ記

入スル普通農作即チ米麥野菜ノ類ノミヲ謂ヒニシテ茶

園桑園或ハ果樹園ノ如キモノニ對シテハ自作サ作ノ別ヲ記

入スル必要ナキヤ又其ノ限界如何

答 普通農作以外ノモノト雖自作サ作ノ別凡モノハ之カ附記ヲ要ス

三問 恩給、手當其ノ他土地家屋ノ收入等ト職業ノ收益トノ両者ニ依リ生計ヲ立ツルモノニシテ其ノ收入ト職業上ノ收益ト何レカ主ナルヤ否ヤ、又ハ金額同一或ハ其ノ多寡判明セルモノハ何レヲ本業欄又ハ副業欄ニ記入スヘキヤ

答 苟モ職業上ノ者ハ其ノ職業及地位ヲ記入スヘキモノニシテ他ノ恩給、年金、土地、家屋等ノ收入ト輕重ヲ問フヲ要セス是等收入ノ途ヲ記入スルハ職業上キ場合ニ限ル

四問 外妻ニシテ一戸ヲ有スレトモ無職業者ノモノナラ場合ハ「本業及副業上ノ地位」ノ欄ニ如何ニ記入スヘキヤ尚配偶ノ關係ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 「妻」又ハ「手當」ト記入スルコト

配偶關係ハ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認めル場合ハ有「ト」記入シ單ニ妻ト認めル場合ハ「死別」「離別」ノ別

八

ヲ事與ニ依リ記入スルコト

五問

妻ノ如キ他人ノ送金ニ依リ衣食タルモノノ職業及職業上ノ

地位ハ何ト記入スルキカ

答

相當ト記入スルコト

二六 同 村長(名譽職)ナルモ敢て一身ヲ委スニアラス。主トシテ小作料

依リ生計ヲ立ル者トモモ公署ニ勤務スル者ハ自任然記ス
ス可然哉

名 譽 共

二七 同 名譽村長等ニ等郵便局長等ニシテ常ニ浮揚且郵便局ノ事務ニ

進出スル者トシテ自家ノ業務ヲ進出スル者ハ如キハ自家ノ業務ヲ申業トシ

テ其ノ村長及郵便局長ヲ副業トシテ記スルヲ可トスル也

名譽村長等ニ等郵便局長ハ其ノ官職名ヲ申業欄ニ記ス

他ニ職業アルトキハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト

二八 同 名譽職村長ノ如キハ府縣主任候様ニ於テハ公職名ヲ副業トシテ

記スルモノト指示セラレタルニ申告書記入ル得テ職業ニ職業上ノ

地位トシテ依リハ申業欄ニ所村長ト記入スルモノノ如ク解セラル

ルヲ以テ生業ノ副業欄ニ記入スルモノナリ也

府縣郡市町村會職員市町村早務者員等ノ名簿職ニ在
者ハ其ノ名簿職名之ヲ副業トシテ記入スルヤ

答 記入申告書記入心得ニ依ルコト同編ナリ

官公署ニ勤務セザルモノナリキハ其ノ職名ヲ記入スルヲ要セス

一九四 名簿職町村長官職及官公署ノ名稱ハ在業欄ニ記載スルモノナリカ

答 然下

二〇四 他ニ在業アル名簿職ノ公事ハ其ノ在業欄ニ記入シ公職名ヲ

副業欄ニ記入スル儀ト被存候也他ニ在業アル有給職ノ公事ハ所

村長助役モ前段名簿職ノ公事ノ場合ト同様其ノ在業ヲ

在業欄ニ記入公職名ヲ副業欄ニ記入可然哉

答 官公署ニ勤務スル者ハ其ノ官職名及部局名ヲ在業欄ニ

記入他ニ職業アルトキハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト

(三月廿官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位項ニ詳盡)

三向

官公署、真、職業、官公署、併記スル例平カルモ左記

何レヲ採用スルハ適宜トスヘキカ

稅務屬

何レ稅務屬

何レ稅務署直稅課

何レ稅務署直稅課

何レ郡書記 役所何課

何レ郡書記 役所

何レ郡書記 役所何課

何レ村長 役場

何レ村長 役場

何レ村長 役場

何レ小学校訓導

何レ小学校訓導

何レ小学校訓導

何レ稅務署屬、何レ郡書記、何レ村

何レ小学校訓導

二問 第一國民兵役ニ官等ノ級ノ區別ナキ答 元歩兵軍曹等ノ級

入スルキヤ又記入スルノ必要ナキヤ

答 後備役終了當時ノ兵種及階級ヲ記入スルコト

三問 六週間現役兵役了者ハ第一國及兵役満了即チ滿四十歳ノ者迄記入スル

答 然リ

二問 選抜科校ハ等級ヲ記載スルキカ

答 等級ハ勿論軍人トシテノ記入ヲ要セス

三問 親族宗族又ハ縁故關係ニテ他人ノ子弟ヲ自家ヨリ通學セシムル場合

ニハ學生又ハ生徒ト記入ヲ要セサスヤ

答 記入ヲ要セス

三問 准志帯ニ在ル學生ハ徒ハ職業欄ニ何學校生徒ト記載スルノ例ナルカ事

人下宿ノ學生ハ徒ハ第一學生生徒ト記載スルモノナリヤ

尚下宿屋ノ學生ハ徒ハ志帯ニ於ケル地位ハ下宿人ト記入スルモ妻又下宿ノ學

答

生住の同居人ト記載スルカ又ハ他ニ記入、稱呼アリヤ

妻ノ下宿ノ下宿人ニ付テハ、何大學生又ハ、何學校生徒ト記入スルヲ要セズ

也帯ニ於ケル地位ハ同居人ト記入スルト

七問

因禁烟查申告書職業欄ノ記載、当リ専務職(寫宿舎又ハ下宿屋)

ヲ通稱スルニ學生生徒ニ在リテハ、何學校學生又ハ生徒ト記載スルハ勿論ノ義ト

承知致居テ、又自宅又ハ妻ノ下宿屋ヲ通稱スル學生生徒又ハ男妻ニ付テハ、全

然記載スルモノニ非サルヤ又記載スルモノニ非サルヤ又、記載セシムルモノナリヤ

申告書ノ章高記載例中(第廿四例)準也帯ノ部ニ大學口生トアリ(第廿七

例)如勝一男(數ハ年十二歳)アルモノニテ前問ノ場合一般由申告書ニテ

疑問起ルハキニ義ト被存候ニ付打屋層ノ節充分徹底セシメ、遺産係

答

普通也帯ニ在學生生徒ハ何大學生又ハ何學校生徒タルコトヲ要スルヲ要

八問

博奕密通賣入常問者等ニ付相書收入ヲ獲之ニ依リテ生計ヲ営ム如キ

者ト記載方如何(本人ニ於テハ右等ノ事實ハ申告スル者ナレトスルモノ

之ヲ傳ハ而モ事實ナル場合

答 市ノ甲告ニ任ヌコト

二九問 字数多キ為一欄ニ記ス出来サル場合如何

例ハ職業及職業上ノ地位ニ於テ

静岡縣富士郡大宮町 實科高等女学校助教

外六ヶ村学校組合 主 實科高等女学校

後備陸軍歩兵中尉

答 如シ

答 省略スルモ差支ナシ 字数多キモハ三行又ハ三行ニ記シ又ハ附集スル可キ

出生地

一問 國名ノ之分明ニシテ其ノ國ノ本府縣以上ニ跨ル場合(假令ハ京都府兵)

本縣ニ見丹波國ノ如キニ於ケル記載方法如何
答 國名ノミヲ記入スルコト

一般記入ニ關スルモノ

一問 同一事項ニ對シ「同」ノ文字ヲ用テハ絶對不可ナルヤ

答 「同」ノ文字ヲ使用セシメタル標榜ニ注意スルコト。但し既ニ記入セルモノハ

必ズモ訂正セシムルヲ要セス

二問 筆記ニ換フルニ印判ヲ押捺スルモ可ナルヤ

答 差支ナシ

三問 出産欄ニ記入セシムヘキ府縣郡市町村名等ハ傳寫ノ本版又ハゴ山印ヲ

使用セシムルモ差支ナキヤ

答 差支ナシ

四問 該事事項ナリ欄ノ斜線ニ欄毎一線ヲ引レ數欄ヲ通シテ一線ヲ引

タル不可ナリヤ

答 數欄ヲ通シテ斜線ヲ引タル不可ナリ

申告書白欄外記入ニ關スルモノ

一問 申告書白欄外「大字名及番地番屋敷」ハ小字名ノアルモノハ小

字名モ記入スルモノナラヤ

答 小字毎地番番ヲ自スルモノハ小字名ヲ記入スルコト

二問 町名地番、自シアラサル河川埋込地又ハ町名地番ノ不分明ナル取

構外等、居住スル者ノ記載方如何

答 何々埋込地又ハ何取構外等所在地ヲ記入スルコト

三問 學童帶(學校病院)ノ管理者ハ官職名等ヲ記入スル必要アルカ

答

其、必要ナシ

四問

世帯主又ハ世帯ノ管理者ノ捺印ハ印判ナキトキハ捺印ニテモ差支ナシ

答

差支ナシ

五問

欄外記載ハ版ヲ用ヒテ、差支ナキカ

答

差支ナシ

申告書ノ訂正ニ関スルモノ

一問

調査員心得第三十六條第ニ條訂正、為不明トナリタル場合トキハ

訂正、為申告書各欄ニテ不明トナリタル場合ヲ指スモノナルヤ又ハ一部

ノ訂正トモ訂正ノ箇所カ明瞭ヲ缺クニ至リタルトキハ左列ニ依リ更正用

紙ヲ用テ申告書ヲ作成セシムモノナリヤ或ハ一部ノ訂正ノ場合同

ニ於テ訂正不可能場合ニ於テハ同様ヲ抹消シ次欄ニ記入セシムモノ差支ナキヤ

答

本非、留所、許、ラ、紙、ヲ、為、訂正、ス、ル、ト、不、明、ノ、程、度、甚、シ、キ、モ、一、限、リ

更、用、紙、ヲ、去、月、ニ、テ、謄、写、セ、シ、ル、コ、ト

一、行、生、部、ノ、抹、消、ニ、次、行、訂、正、記、入、ル、ハ、差、支、ナ、シ

二、問

九、月、三、十、日、朝、自、宅、ヲ、出、發、セ、シ、者、十、月、一、日、ニ、帰、宅、ス、ル、豫、定、ナ、リ、モ、中、途

用、務、ノ、為、一、日、ニ、帰、宅、ス、ル、計、ハ、ス、モ、テ、九、月、三、十、日、夕、或、ハ、旅、館、ニ、入、リ、テ、モ、ア、リ

旅、館、ニ、於、テ、ハ、津、並、様、ノ、一、人、ト、シ、テ、調、査、ス、ル、際、旅、客、ハ、申、告、義、務、者、以

外、ノ、者、ナ、ル、ヲ、以、テ、自、宅、ニ、於、テ、記、入、セ、シ、ヤ、否、不、明、ニ、屬、シ、邊、ニ、旅、館、ニ、於、テ

調、査、セ、ラ、レ、タ、リ、ト、セ、ハ、自、然、重、複、ニ、テ、ル、嫌、ア、リ、何、カ、方、法、ナ、キ、ヤ

答

申、告、書、記、入、ル、範、圍、(3)ニ、當、ル、モ、ノ、ナ、ラ、ハ、必、ス、自、宅、ニ、於、テ、申、告、ス

ヘ、ク、(5)ノ、前、段、ニ、當、ル、モ、ノ、ニ、シ、テ、自、宅、ノ、申、告、書、ヲ、抹、消、ス、ル、コ、ト、ヲ、得、ハ

之、ヲ、抹、消、シ、抹、消、ス、ル、コ、ト、能、ハ、サ、レ、ハ、其、ノ、俣、ニ、ナ、シ、置、ク、コ、ト

施行細則第九條ノ規定依リ處理スルモノ

一問

調査時刻前ニ自宅ヲ出發シテ東京へ旅行セシ者十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルコト明カナラサルヲ以テ其後旅行セシモ結局何レノ世帯ニモ行クニテ四日以内ニ歸宅セリ此場合ニ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ見下キ其ノ世帯ノ申告書ニ挿入セハ可ナルヤ

答 然リ

二問

何レノ世帯ニテモ申告セサル者市町村長國勢調査員ニ申告セル場合於テ其申各地ノ現存者トシテ取扱ヒ可然哉而シテ地番簿等ハ如何ニ記入スヘキヤ尚此場合ニ於テ照査表ノ世帯番号ハ新ニ最終番號ノ次號ヲ付シ備考ニ追加ト記入シ合計ヲ夫々訂正ヒ可然哉

答

五月十四日申六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

三問

十月一日午時以後(申告書調査員ニ提出シタル後)四日迄ニ申告セシモノハ如何

答 五月十四日甲午八時、白通條、傳、處理、云々

阻間 單獨在帶、幸、九月二十日、宿直後、其、在帶、歸、云々引續

中條行、云々、云々、於、施行、則、第九、云々、云々、為、云々可

十九日

答 終

市町村長ノ管掌手ニ屬スルモノ

一問 現役兵ニシテ調査ノ當時帰郷シ居ルモノ（賜暇ノ為メ或ル世帯ニ寄

寓スルモノノ如キ）ハ陸海軍ノ部隊及艦船ヲラゲルヲ以テ當然其世帯

ニ於テ申告ノ義務ヲ有スルモノト解シ可然哉

答 然リ

二問 國勢調査施行細則第十條第一号中皇族ノ殿邸トナルハ其福

内全部称ニシテ關係官吏使用人其他ノ者ノ住居スル場所

邸ノ多クハ福内ラ区割シニ重構エトナシ其ノ一方ハ皇族オハル
トシ他ノ一方ハ之ニ關係アルモノノ住居充テラシ多敷ノ世帯アリ

ナルヤ將又皇族ノ御起居アラセラルル御殿ノミノ意義ナルヤ

答 構内全部ヲ指スモノニシテ御殿以外關係官吏使用人等ノ世帯

ヲ包含スルモノトス

三問 國勢調査施行細則第十條第二号中外國ノ大使館公

使館トナルハ館内ノ世帯敷如何ヲ問ハス其ノ構内全部ヲ指ス

シタルモノナルヤ 將又大使公使ノ世帯ノミナルヤ
答 大使館又ハ公使館構内ニ於ケル世帯敷ナリ

知事及市町村長、管掌ヨリ陳外スルモノ

一 問 調査當時演習ノ為、旅舎ニテ陸軍部隊、屬スル者ハ旅舎

所在ノ市町村、於テ津セ帯トシテ申告セシムモノナルヤ

答 陸軍、於テ調査スルキヲ以テ市町村、於テハ調査スルヲ要セス

二 問 軍艦乗組員、半艇上陸等ニシテ宿泊セシモノ、演習行軍

中宿泊セシ軍人、軍屬等ハ來客トシテ記入スルカ

答 軍艦乗組員、上陸者ハ其ノ宿泊セル陸上ノセ帯ノ屬スル市町村

ニ於テ調査ノ演習行軍中宿泊セシ軍人軍屬ハ陸軍又

海軍、於テ調査スルモノト

三 問 海軍機関學校砲術學校又ハ海軍工廠等、如キハ施行

細則第十條、該處セシムモノ、如シ如何

答 國勢調査施行細則第十條第三号、部隊ニハ是等ヲ

包含スルモノナリ

乞食浮浪人、調査ニ関スルモノ

一問 乞食ノ如キ一定ノ宿所家屋ヲ有セス常ニ市内ヲ徘徊スル

モノ、如キハ申告書ヲ交付スヘキ限ニアラサルモノトスレハ此者

ハ調査漏トスル慮アリ如斯ハ如何ニ處理スヘキヤ

答 其ノ意見ノ箇所ニ於テ調査スルコト

二問 十月一日午時零時、於キ未ダ町村長、保護ニ屬スル行旅

病人ニ對シテ取扱方法如何

答 其ノ現在處ニ於テ調査スルコト

他

一問

申告書に記載せる事項ヲ調査員、於テ之ヲ否認
シ申告者、對シ再三注意スルモ之ヲ肯セズシテ調査
員捺印ヲ拒ミタル場合市區町村長、如何ニ處理スヘ
キヤ

答

罰則ノ規定アルコトヲ申告義務者、説示シ事實ヲ申
告セシムルコト

二問

國勢調査員、於テ不都合ノ行意アリテ調査ノ完全
ヲ期シ難シト認メタルキハ市町村長ハ辭令撤章ヲ反
上セシムコトヲ得ルヤ

答

豫メ調査員ノ選任ニ注意シ此ノ如キコトナキヲ期ス
ルコト

三問

傳染病流行地、於テ地域ヲ限リ交通遮斷ヲ行

答

四問

この場合ハ天災事案、準シテ取扱可然哉

然リ

外務、世帯、於テ其妻有テ配偶關係、有テ記入
シタルトキ國勢調査員、於テ公衆ノ夫ト認ムハナラ
ズ、有テ記入スルハ各常ヲ缺クノ故ヲ以テ注意ヲ
與フニ本人訂正セザルトキハ其供呈理スル外ナシ此場
合、於テハ全國、統計ヲ蒐集シタルトキ妻ノ数夫ヨリ
多數トナル味アリモ其妻支ナキヤ

致方ナシ

答
五問

本妻アリ者他、舊妻シテ現定妻宅、於テ明カニ夫婦
關係アリナラズ此者ハ自宅、於テモ配偶關係有テ記
入シ又舊宅、於テモ配偶關係有テ記入スル場在リ
同一所村内ニハ重複、避ケルノ途アリモ他府縣人

答

六問

本縣入り毒ト同様セシモノアリトモ自然重複ニ調
査セラレ候アリ何カ方法ナキヤ

妻アル者、妻ハ配偶関係ヲ有ト記入スルモノニ
非ス

一旦暗婚シタルモノ故アリテ妻実家ニ歸リ將來婚家
ニ歸ルノ見込ナク怡モ離別ノ状態ヲナシタルモノアリ

然ルニ夫ニ於テハ歸來ノ見込ニテ配偶関係ニ有ト記
入シ妻ノ実家ニ於テハ離別ト記入シ其間双方意

思ノ疎通ヲ缺キ自然如斯記入スルニ然ルニ團
勢調査員ニ於テ同所村内ナルハ彼是事情ヲ

明カニシ錯誤ヲ避クルノ途アルモ他所村ニテハ之ヲ知
ルニ由テハ新川場台ハ申告ノ供ヲ受理スルノ外ナレト

認ム如何

答 然リ

七問

十月五日以後。至リ申告未済ナルト分明セルトキ所村
長ハ如何取扱フ(キヤ)

答

何等ノ處置ヲ要セス

八問

本妻アモノニキ妻ヲ宅ニ入シ居ルモアリ此世帯主ハ世
帯。於ケル地位。キト記入シ配偶關係ニ有ト記入シタ
ル場合記入上ニ差支ナキヤ若シ差支アリトシテ國勢調
査員ニ於テ注意ヲ與ルモ本人訂正セリトキハ其係
受理スルノ外ナシ是ニテ差支ナキヤ

答

此ノ場合キ配偶關係ハ「有」トス

世帯主ニ注意ヲ與ルモ本人訂正セリトキハ其係

追加第三

出生ノ年月日

問 出生ノ年月日ノ部第五問ニ對スル御答ニ依リハ舊曆ニ依

ル出生年月日ハ新曆ニ改メシムヘキ御趣旨ノ如シ右太陽

曆採用(明治五年)以前ノモノニ付テモ然ルヤ若シ太陽曆採

用以前ノモノヲモ新曆ニ改ムコトニセハ大ナル弊ヲ要スルコト、

ナルヘシ

答 改曆以前ノ出生年月日ハ之ヲ太陽曆ニ改ムコトヲ要セス

職業及職業上ノ地位

問 職業及職業上ノ地位ノ部第八十問ニ對スル御答ニ依リ

明治三十七年ハ三十五年ノ誤植リトアルモ十七歳以上ノモノハ志願ニ

依リ兵役ニ服スル場合アルヲ以テ明治三十七年正當ナラスヤ

答 十七歳以上二十歳未満ノ者ハ志願ニ依リ現役ニ服スルモノヲ除

キ他ハ概テ第ニ國民兵役ニ屬シ兵役關係ノ調査ヲ要セザル
モノナルニ依リ市長町村長管掌ノ調査ニ在リテハ特ニ兵役
關係ヲ注意スヘキ年齡ノ範圍外トセシモノナリ

申告書欄外記入ニ関スルモノ

問

調査ノ時期ニ其市町村ニ現在シタルモ何レノ世帯ニモ在ラザ

リシ者ナトキ又ハ他ノ調査区内ノ世帯ニ在リタルトキハ申告書

欄外ノ大字名及番地番屋數ハ記入スルニ及ハサルカ又ハ調査員

ノ住所ヲ記入スヘキカ

答

大字名及番地番屋數ノ記入ヲ要セス

終リ

金澤市役所
第 699 號
大正 9 年 8 月 9 日

八月十一日
供覽
市長 助役 主任

收訖第一三七號

大正九年八月九日

石川縣臨時國勢調查部

金澤市長殿

申告書記入方質疑解答追加件
移牒

國勢調查申告書記入上二項之質疑解答具後
別紙，通其筋ヲ追加通牒有之候ニ付及移牒
候也

石川縣

金澤市役所
第 64 號
大正 9 年 8 月 10 日

石川縣臨時國勢調查部

問 七帶ニ於ケル地五ノ内長男三男死亡ニシテ場
合次男長男トシ以下順ニシテハキモ
又ハ現存者次男四男ノ場合ハ戸籍登
録ノ儘次男四男ト記入スルヤ

答 長男三男死亡シタル場合ニ於テモ次男ハ
次男ト記入シ四男ハ四男ト記入スルコト

問 不在ニシテ帯主ニアラサル場合(記入ノ死
田ノ場合)國勢調査員ニ於テ申
告書ニ鬼集ノ際七帶主事實不在
ニシテ捺印ヲ為スルコト得サルトキハ其係
萬葉集ニ支ナキヤ

答 記入ノ場合(田ノ場合)該當シ七帶
主不在ノ為申告書ノ捺印スルコト能

ハサルモハ己ムヲ待カレ尙其ノ係鬼集
スルコト

問 陸軍工兵部隊ニ於テ下年或ル時期ヲ
限リ(八月ヨリ十月頃迄)演習ノ為滞
在スル廠舎アリ其ノ中ニ普通通在帶
(廠舎ノ番人ニシテ該係將校ハ陸
軍ニテ調査スルヤ又ハ其ノ山村ニ於テ
調査スルヤ)

答 未示ノ箇所ニ於ケル普通通在帶ハ其ノ
所屬ノ山村ニ於テ調査スルコト

問 旧戸籍法ニテハ係稱ノ記載方中次男
次女トセシテ同法改正後ハ次ヲ用中不
載ヲ用ハルノ規定相成候而シテ放

正當時ハ有慣ノ次ヲ用ル者多ク今ニ
評ル者無トセサル状態ニテ町村ニ於テ
ハ之等次ト記載セル居書ハ殊更ニ或ト
訂正セシムテ所ク現行ノ規定ニ適スル如
ク習慣ヲ作り来レル次第ニ有之候然
ルニ今同施行可相成國勢調査申告書
記載例同記入心得ニ依ルニ世帯ニ於ケル
地主ハ次女次男ノ如ク記載スヘキコトノ相成
居候處有統斗上ノ必要ヨリ斯ク示サ
レタル次第トハ存候ヘ共此ノ真ノ如キハ
一般戸籍事務取扱上ノ振巨トモ関係
少ナカラズ存候付テハ別段ノ差支無キ
限リハ次ニ代フルニ或ク一般ニ用テ度郡

以町村ノ希均等ニモ有之候條何分ノ
御同為ニ種ノ度
右照會書ス

若 世帯ニ於ケル地位欄ハ世帯主トシテ
概ラ示ス様次男次女等ノ如ク記入ス
ヘキモノナルモ之ヲニ男又ハニ女等ノ如ク
記入スルモ差支ナシ

問 六月十七日甲八八號ニ申告書記入方所疑解答
追加世帯ノ御答要旨ハ教人共同シテ一家ヲ借受ケタ
ル場合ト一室ヲ借受ケタル場合トヲ區別セラレタル本問ノ
場合ハ單ニ住居カ一家ナルト一室タルト異ニシテ其ノ
他ノ生活状態ハ差別ナキカ如シ之ヲ普通世帯ト準世帯
トニ區別スヘキ事由御示相成度

答 一室ヲ借受ケ共同自炊スルモノハ素人ノ下宿人ノ如ニ
相似タルモノアリ且其人教モ少タルモノヲ以テ普通世帯ト
ナスヲ適當ナリト認メタルニ依ル

問 舊戸籍(カ籍法実施前調製セルモノ)ニ於テハ番地ハ
一町村又ハ二大字ヲ通シ番號ヲ附シ其ノ一町村ヲ通シタルモノ
ニアリテハ大字名及字名ヲ冠スル一大字ヲ通シタル番號
ニ在リテハ字名ヲ冠セサルモノナルカ新々ノ籍(戸籍法實施後

改竄セルモノ)ニ於テハ總テ戸籍ノ番地ハ土地ノ番號ヲ用ユル
ヲ以テ字名ヲ冠スルニ至レリ而シテ舊戸籍ハ戸籍ノ改竄
本籍変更等場合ノ外ハ其ノ儘適用シテ結果番號
モ從來ノ通ナルヲ以テ該カノ籍ノ家族ニシテ其住居異動
ナキモノハ舊戸籍ノ番號ヲ住居トシテ用ヒタルモノニシテ
其ノ教不勘故ニ申告書欄外大字名番地番屋敷
ハ舊カノ籍ノ番地ヲ用ルモノニシテ住居又其ノ當時ト異動
ナキモノニアリテハ之ヲ番地同トシテ大字名又ハ字名ヲ冠
セザル差支ナキヤ
答 差支ナシ

問

左記僧侶ノ職業及職業上ノ地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

(イ) 寺院内ニ居住スル僧侶(寺院ノ世帯員ニシテ記入サルヘキ住職以外ノモノニシテ布教手傳又ハ法務手傳ヲ為ス者
(ロ) 寺院以外ニ別ニ世帯ヲ有スル僧侶ニシテ布教ノミニ從事スル者又ハ或ル寺院ニ雇ハレ日々通勤シテ法務ノ手傳ヲ為ス者

答

(イ) 寺院内ニ居住スル者ハ「某寺布教手傳」又ハ「某寺法務手傳」等ト記入スルコト

(ロ) 寺院以外ノ世帯ニ在ル者ハ「佛教布教

7.11 7.11

問

水害等ノ為一時罹災民ヲ一定ノ場所ニ收容シタル者アリタルトキハ準世帯トシテ調査スヘキヤ

答

單ニ一時世帯ヲキ場處ニ避難シタルニ過キサルモノナルトキハ申告書記入ノ範圍(カ)ニ依リ各自ノ世帯ニ在ル者トシテ記入スルコト、否ラサル場合ハ準世帯トシテ取扱フコト

問

左記ノ場所ニ現在スル者ハ陸軍ニテ調査スルモノナリヤ

(4) 臨時航空觀測班

(10) 富津沖海堡（陸上ヲ舎ム）並監視官舎
(11) 階行社

問答

陸軍ニテ調査ズルモノト

調査ヲ該心虞ナキ所村ニシテ且太字ニ依リ地番簿ヲ附セサルモノハ照査表

問答

小字名ヲ記入セサルモ差支ナキヤ

照査表ニ記入スルモノト
小字名ヲ記入スルモノト
用カルフ判明ナル場合ハ夫レニ依ルモ差支ナキヤ

問答

差支ナシ

第一國民兵ノ記入ハ尤記何レカ適當ナリヤ

下凡

(1) 第一國民兵

下凡

問答

(10) 第一國民兵元陸軍歩兵何等卒

第一國民兵元陸軍歩兵何等卒
ノ如ク記入スルコト

問答

準世帯ノ學生生徒ハ何學生ト記入シ
普通世帯ノ學生生徒ニ付テハ記入セ

問答

製表上ノ必要ヨリ區別ヲ爲スモノニテ

準世帯ニ在ル學生生徒ハ職業別表
中之一目トシテ表示シ又普通世帯
ニ在ル學生生徒ハ現ニ其ノ世帯主ニ從
屬ナル人トシテ製表スルヲ以テナリ

天

八月十六日

供覽

收執第二二七號

大正九年八月十三日

石川縣臨時國勢調查部長

金澤市郡長殿

金澤市役所
庶務課
大正九年八月十四日
受附

石川縣臨時國勢調查部長之印

由告書記下方質疑解答追加件抄牒
國勢調查中告書記下方之問之質疑解答
其抄助ヨリ別紙之通追加通牒有之候
抄牒候條官内町村ノ連ノ通有之候
候也

申告書記下方質疑解答追加(八)

問 職業及職業上地位第三十九問、於て本

業アル者、内職ハ他ニ副業アル者ニ限リハ之ヲ

副業欄ニ記載スル旨、御解答有之追加

部令上第八問ニ於テ内職ハ本業アル者ニ

付テハ記入スルニ及バズトノ御解答有之此

一致ヲ歎クガ如ク感ゼラシ候者、何レニ準據

シ可然義ニ候哉

答 片手問ニ當リ輕微ノ仕事ニテモ職業トシテ

ニ程度ニ至ラサルモノハ之ヲ記入ヲ要セサルモ在

ラスレテ相尋ノ程度ト認レルコトヲ得、キモノ

ハ本業、有無ヲ問ハス之ヲ記入スルコト

問 職業及職業上地位第八問雜品業雜

貨高洋品高飲食店等、總稱ヲ用サス

主要ナル販賣品又ハ供給品ヲ例示シ業

態ヲ明ニスル標記入スル旨御指示有之候也

富地方、田舎ニ於テハ一戸ノ店補ニ於テ人

生一代ノ必需品全部ヲ網羅スル商業者(即

チ出生ヨリ葬殮ニ至ル迄、各種需用品ニテ

全科目調味材料 酒油煙草及物雜貨荒

物文房具賣藥衛生材料履物紙類玩具

金物陶器類其、他ノ器具類ヨリ棺桶ニ至ル迄

ヲ網羅シタルモノナリ) 數カラズ且コト等ハ其ノ

賣上金額等、多寡ニ依リ其ノ數種ヲ列記

スレハ却テ業態ヲ窺ヒ得ルヤウ可相成歟ト

存候得共依然右第八問ノ例ニ依リ記入ヲ要シ



程度若又他之ヲ表示スルニ通者ノ字句業名
等(例ハ其ノ規模ノ大ナルヲ「判」ト
スト「了」ト稱スルカ如キ)有之候ハ「御指示」
先ッ

答 雜品高雜貨高等ニシテ其ノ販賣品中主要ナ
ルモノ數種ヲ擧ゲ得ルノハ之ヲ「列記」例示
ノ如キハ「人生」代必帶品雜貨高「了」記入シテ
其ノ業名「明」スルコト

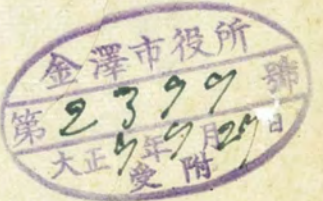


收統第六八七號

大正九年九月二十五日

石川縣臨時國勢調查部長

金沢市長殿



監獄國勢調查手續之件通牒
監獄國勢調查令第二十一條、規定、依
候條及通知候尚別紙監獄二開六、國勢
調查手續注意事項四、監獄法第四十三
條ニ據レ、病院ニ移送中、者ハ在監者ト見
做スコトニ相成居候得共監獄國勢調査、

ニ於テハ在監者ト看做可ク之ヲ市町村
於テ調査スルコトニ決定候也

目覽

- 第一 旭富区主任
- 第二 旭富区主任
- 第三 旭富区主任
- 第四 旭富区主任
- 第五 旭富区主任
- 第六 旭富区主任
- 第七 旭富区主任



監獄國務調査ノ手續

第條 調査ハ大正九年十月一日午前零時ニ於ケル在監者

ニ就キ之ヲ行フ

第條 尤ニ掲ケル者十月一日午前零時ニ於ケル在監者ト

着倣ハ

一 取調其他事由ニ依リ一時警察官者其他引渡中

刑事被告人受刑者勞役場留置者及携帶乳

児ニシテ十月一日午前八時迄歸監ニケル者

二 當時泊込監外作業ニ出役中者

三 當時押送中ニ在リタル刑事被告人受刑者勞役場

留置者及携帶乳児

四 在監中逃走シタル者ハ十月一日ヨリ四日以内ニ復監シ

タル者

前項第一號及第二號ニ係ル者ハ原監獄 同第三

號ニ係ル者ハ移送ヲ受ケタル監獄 同第四號ニ係

ル者ハ收容監獄 調査人員ニ加ヘテ申告スヘシ

第條 各監獄 調査委員長及調査員ヲ遣フ

調査委員長ハ典獄補ヲ以テ之ニ充テ調査委員ハ本

監 分監 出張所毎ニ左記標準ニ依リ典獄補及看守

長ノ中ヨリ典獄之ヲ命ス但判任官以上職員ヲ所要

ノ定數ニ滿タサル場合又ハ判任官ノ配置トシテ分監出

張所ニ於テハ看守對シ之ヲ命スルコトヲ得

一 在監人員四百人未滿 所ニ在リテハ一名

二 在監人員四百人以上 所ニ在リテハ四百人ヲ増ス毎二

名ヲ加フ其四百人未滿 始末數ヲ生シタルトキ亦

同シ

第四條 調査委員長、調査を開始する事務を掌理し、調査委員を指揮監督す。
調査委員は、調査委員長に指揮を受け、調査の事務に従事す。

第五條 監獄に於ける調査は、左各號に依るべし。

- 一 調査委員の申告書を作成し、末尾に用紙に調査人員の合計を記入し、欄外所定場所署名捺印の上之を調査委員長に差出さるべし。
申告用紙に刑事被告人、受刑者及び後場留置者及び乳児種別毎別紙とするべし。
- 二 調査委員長前鋒の申告書を受け、之を取纏め、調査委員署名上部に検査印を捺捺し、要計表を添へ、十月二十日迄に司法大臣に進達さるべし。

第六條 天災其他の事由に因り、十月四日迄に調査を終了せしむる能はずるときは、其旨を連日報告すべし。

第七條 國勢調査の申告書及國勢調査監獄要計表の様式並其の記入心得は別之に定む。

司法省 監獄局 監甲第八九號

大正九年九月四日

司法省監獄局長 谷田三郎

典獄御中

國勢調査手續注意事項件通牒

監獄關スル國勢調査手續登記點注意相成度

注意事項

- 一 十月一日午前零時前出監又公出場事由生ズルモ未出監又出場セサルキハ在監者トシ記入スヘキコト
- 二 十月一日午前零時前裁判確定シタルモ執行指揮者未到着ノモノニ付テハ刑事被告人トシ記入スヘキコト
- 三 職業ハ入監時ニ據ルモ職業上地位一般記入心得據ルコト
- 四 監獄法第甲三條ニ據リ當時病院ニ移送中者ハ在監者ト見做サス

追テ監獄職員ニシテ構内官舎ニ世帯ヲ有スルモノ又
 外官舎以外構内居住者アルトキハ市町村調査
 委員ニ申告セシメラレ度為念申添候



陸軍國勢調査規程

第一條 調査ノ尤掲クル者ニ付之ヲ行フ

一 軍隊、官衙、學校ニ於ケル營内居住校内及官衙内居住ヲ含む以下同シ、軍人軍屬

二 軍隊、官衙、學校其他陸軍、建築物、術工物ノ構内ニ在ル獨立ノ世帯ニ屬スル者

三 營外居住校外又ハ官衙外居住ヲ含む以下同シノ者又ハ軍人軍屬以外ノ者ニシテ十月一日午前零時ヨリ引續キ軍隊、官衙、學校其他陸軍、建築物、術工物内ニ在リ十月二日以後ニ非ラハ自己ノ世帯ニ入ラサルモノ

第二條 尤掲クル者ハ之ヲ原隊ノ人負ニ加ヘテ申告スヘシ

一 週番勤務ニ服スル營外居住ノ者
二 各種衛兵又ハ之ニ準スヘキ部隊ニ屬スル將校以下

三 營外ニ宿營中ノ部隊ニ屬スル將校以下

四 鐵道又ハ船舶輸送中ノ部隊ニ屬スル將校以下ニシテ

十月一日ニ於テ内地又ハ内地港灣ニ在ル者
第三條 尤掲クル者ハ之ヲ本規程ニヨリ調査スヘキ人負ニ加ヘ

一 營内居住ノ者ニシテ十月一日午前零時ニ於テ單獨外泊中ノ者
二 十月一日中ニ下番トナリ又ハ臨時交代シ自己ノ世帯

ニ入ルヘキ日直若ハ週番又ハ其他ノ勤務ニ服シタル者

第四條 入院、拘禁中ノ者又ハ他ノ軍隊、官衙、學校ニ分遣中ノ者營内居住者ニ限ルハ十月一日午前零時ニ於テ在リタル軍隊、

官衙、學校ノ人負ニ加ヘテ申告スヘシ
第五條 調査ノ爲各團體、官衙、學校毎ニ調査委員ヲ設

スシ

前項委員ハ佐官又ハ大尉同相當官ヲ首座トシ軍
隊在リテハ聯(大)隊副官及必要ナル將校同相當官
其他ニ在リテハ之ニ準ズル者ヲ以テ編成シ之ニ所要ノ助
手ヲ附スルモトス

第六條 調査委員ハ調査ノ関スル指導ヲ監督及其他調査
ニ関スル事務ニ任ス

第七條 軍隊ニ於ケル調査ハ七ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 中隊長 中隊長ニ獨立隊在リテハ其隊
長司令部又ハ本部ヲ以テシテハ副官
隊又ハ司令部若ハ本部ニ
ラシテ大正九年十月一日午前零時
アテハ之ニ準ズル者 中隊附曹長 中隊長
ニ付テハ之ニ準ズル者
ニ付申告スヘキ事項調査ヲ爲シ之ヲ申告書ニ記
入セシメ検査シ證印上之ヲ調査委員ニ差出スヘシ

二 調査委員申告書ヨリ受ケタルキハ之ヲ検査シ各團體毎
ニ取纏メ直接師團司令部(留守部)ニ差出スヘシ

第八條 師團司令部於テ前條由申告書ヲ受ケタルキハ之ヲ取纏
メ目錄ヲ附シ陸軍省ニ送付スヘシ

第九條 官衙及學校於テ調査ハ七ノ各號ニ依ルヘシ

- 一 教導隊又ハ生徒隊調査ハ第七條規定ニ準用ス
- 二 官衙長又ハ學校長ハ教導隊又ハ生徒隊以外官衙學校
内居住者調査ヲ爲シ第七條規定ニ準用ス
附曹長トシテ職務ヲ行フ者ハ命課ニ同條ニ準シ調査ヲ
爲サシムヘシ

三 官衙學校於テ調査シ申告書ハ之ヲ其所屬官衙 師團
長ニ
隸屬スル官衙ニ在
リテハ師團司令部 送付シ當該官衙 師團司令部
ニ於テ之ヲ取
纏メ目錄ヲ附シ陸軍省ニ送付スヘシ

第十條 申告書様式及其記入心得等ニ付テハ別ニ之ヲ定ム

第十一條 前各號規定朝鮮、台灣又帝國領土

外ニ在ル軍隊、官衙ニ之ヲ適用セス

前項掲ケル地域ニ於ケル國勢調査又ハ之ヲ準スル調査

爲該地駐屯陸軍軍隊、官衙屬ニ調査ヲ必

要トスルトキハ當該軍司令官ニ於テ本達ニ準シ其

ノ手續ヲ定ムルニ

海軍國勢調査手續

第一條 國勢調査施行細則第十條ニ依ル艦船部隊其
他海軍ニ於テ行ク國勢調査ニ関シテハ本手續
定ル所ニ依ル

第二條 調査ハ大正九年十月一日午前零時ニ於テ艦船
一艦船令ニ依ル艦艇、特務艦及海軍徴備船
ヲ謂フ以下同シ。部隊其ノ他各部ニ在ル者
又ハ軍港若ハ要港ノ構内ノ世帯ニ在ル者ニ就テ
之ヲ行フ

第三條 艦船ノ調査ハ特ニ是レの場合ヲ除ク外其ノ所在ニ
拘ラス之ヲ行フ

第四條 艦船部隊其ノ他各部ニ属スル雜役船及舟艇ノ
調査ハ各其ノ属スル艦船部隊其ノ他各部ノ調

査ニ之ヲ編入ス

第五條 海軍望樓及需品支庫ノ調査ハ其ノ所在ノ地方
調査区ニ於テ之ヲ行フトス

第六條 左ニ掲ケル者ハ十月一日午前零時其ノ属スル艦船部
隊其ノ他各部ニ現在スルモノト看做ス

- 一 各種衛兵、見張所員又ハ信務所員等トシテ所
属艦船部隊外ニ在ル者
- 二 演習、教練等ノ爲所屬艦船部隊外ニ在ル者
- 三 前二號ノ外所屬艦船部隊其ノ他各部外ニ在リテ尙
シ世帯ニ於テモ申告セラルルコトナク十月五日午前
零時迄ニ歸投シタル者
- 四 十月一日午前零時前ニ於テ所屬艦船部隊其ノ他
各部外ニ派遣セラレ又ハ旅行ニ伺ヒ世帯ニ在ル者

申告セラレサルコトヲ明ニ豫期ニ得ル者

第壹條 大正九年十月一日午前零時夜勤宿直等ノ為艦船
部隊ヲ除ク外ノ各部ハ在ル者ニテ十月一日中
ニ自己ノ世帯ニ入ル者ハ地方調査区ニ於テ之ヲ調
査スモトス外來者ニテ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ入ル
者亦同シ

第貳條 艦船部隊其他各部ニ於ケル調査ハ七ノ各號ニ
依リ之ヲ行フハシ

一 所轄長(徵備船船長ヲ含ム以下同シ)ハ調査
委員長トシテ七ノ標準ニ依リ調査委員ヲ設ケ之ニ必要
ナル委員ヲ附スハシ調査スル人員五名以上二〇名未滿
一名 調査スル人員二〇名以上二〇〇名未滿ヲ増ス
毎二一名

二 調査委員ハ調査委員長 命ヲ承ケ國勢調査ニ関ス
ル事務ニ任ス

三 所轄長ハ調査及申告書ノ調製ニ関シ便宜受持
已分ヲ定メ之ヲ行ハシム

四 所轄長ハ大正九年十月二十日迄ニ調査申告書ヲ
直接海軍大臣ニ進達ス

第參條 軍港又ハ要港ノ構内ニ於テ部隊其他各部外
ニ在ル世帯ノ調査ハ七ノ各號ニ依リ之ヲ行フハシ

一 鎮守府司令長官又ハ西港部司令官ノ麾下職
員中ヨリ國勢調査員ヲ命ス

二 調査員ハ一般地方國勢調査員ニ準シ本條ノ規
定ニ世帯ノ調査ヲ行フ

三 鎮守府司令長官又ハ要港部司令官ハ大正九年

十月二十日迄ニ調査申告書ヲ海軍大臣ニ進達スルニ
第十條 所屬長官ハ麾下艦船部隊其他各部ノ調
査ノ執行ヲ指揮監督シ調査ヲ確實トラシムルニ
第十一條 國勢調査申告書用紙ハ之ヲ配付ス但シ第九
條ノ規定ニ依ル調査申告書用紙ハ所屬市町
村長又ハ之ニ準スル者ニ之ヲ請求スルトス

第十二條 所轄長(第九條ノ場合當該司令長官又ハ司令
官)ハ天災事變ノ爲十月五日迄ニ調査ヲ施行シ又
ハ之ヲ完結スルト能ハカレトキハ其ノ旨速ニ海軍大
臣ニ電報スルニ

第十三條 本午續ハ朝鮮、臺灣、關東州、青島又ハ南
洋群島ニ在ル艦船部隊其他各部ニ之ヲ適用ス
但シ之等ノ地ニ在ル部隊其他各部又ハ之等ニ屬

スル艦船(十月五日午前零時現在スルモノニ限ル)ニシテ
該地方ノ國勢調査又ハ之ニ準スル調査ニ關スル規
定ニ依リ調査ヲ行フヲ要スルトキハ所屬長官青
島ニテハ防備隊司令ニ於テ其ノ午續ヲ定メ之ニ應
スルニ此ノ場合ニ於テ當該艦船部隊其他各
部ハ本午續ニ依リ調査ヲ行ハス其ノ旨ヲ豫メ海
軍大臣ニ報告スルニ

付日裁決



保存期限	甲種
類目	國勢調查件
完結日附	十二月十日

第 號

淨寫

核合

發議 大正十二年十二月十日

主務 課名 廣啓

起案主任

國勢調查件

施行 大正 年 月 日

課長

課僚

市長 助役 合議

課名 課長

課僚

課名

課長

課僚

課名

課長

課僚

僚



議

日記



燕國國勢調查件 調查報告書 檢出件同

全國燕國國勢調查報告書 檢出件同 調查報告書 檢出件同 調查報告書 檢出件同

案

收存字七七二四號

年 月 日

市長

官廳主事 完

本日午收候第... 湖查... 及送存... 也



金澤市

市役所 1 分

調査事務担当主任

吉田次太郎

1 分

小泉 顕治

1 分

池田 陸

調査係員

長 耕

1 分

岡本 純太郎

1 分

竹内 儀三

1 分

高橋 覺吉

1 分

吉倉 昌光

1 分

奥村 栄同

1 分

筭川 喜久太郎

1 分

伊東 一太郎

1 分

伊東 一太郎

調查係員

大森成吉

全 西河真吉

全 小杉外三男

全 園部俊三

全

全

全

全

全

全

全

全

全

收統第四五號

大正十二年十二月七日

金澤市 郡市長 殿

官房主事

第一回國勢調査記念章特例

追加授與ニ関スル件

本年二月十日付發統第四九五號ヲ以テ通牒置
致候第一回國勢調査記念章並證書特例追
加ノ旨左記ノ通り別途書留小包郵便ヲ以テ發
送致矣条御查收上ニ別紙添付ノ内訳書ニ
依リ直ニ授與受領書ハ本月二十五日迄ニ取纏メ
御回送相成度

進テ右ノ以町村へ送付スヘキ分ハ其ノ授与上遺漏
ナキヲ期スル為メ役場吏員ヲ貴所へ出頭セシメ
授与スル等特別ノ御配慮相成度尚折返シ貴所
領收證書御送付ノ様式

記念章 一五個
證書 一五通



金澤市

市役所ノ分

特別

〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃 〃

特別

〃 〃 〃

吉田次太郎

小泉顯治

地田陸

長耕

岡本純太郎

竹内儀三

高橋覺吉

吉倉昌光

奥村栄同

笹川喜久太郎

伊東一太郎

右川縣

大森成吉

西河貞吉

小松外三男

園部俊三

國執勢調查
件級

方正丸
一平

臨時國執勢調查課長

國勢調查員必携

臨時國勢調查局

(東京市麻布區富士見町)

目次

一 國勢調査	一頁
一 國勢調査員の特に注意すべき事項	七
一 國勢調査員心得	九
一 申告書記入心得	二一
一 申告書の検査	三三
一 國勢調査申告書様式	三七

(附録)

一 國勢調査ニ關スル法律	三九
一 第一回國勢調査施行ニ要スル地方經費國庫支辨ニ關スル法律	三九
一 國勢調査施行令	三九
一 國勢調査施行細則	四一
一 國勢調査地方事務取扱規程	四三
一 數(年、生)年對照表	四九

國勢調査

一 國勢調査は何の爲に行ひますか。

國勢調査といふのは、國家社會の實況を調べ、其の國に於ける社會組織の内容と、國民生活の實狀とを審にし、善政の基礎を作るのが目的で、それが爲、先づ全國一齊に一人一人に就いて實地の調査を行ふのであります。一體國家が繁榮し、國民が幸福になるには、常に時代に適應して、國家の制度や、社會の組織を整頓し、行政の施設でも、産業の經營でも、出来るだけ無駄や、重複のない様にするのが肝要であります。それに就いては、先づ國勢の基本を正確に知る爲に、國勢調査を行はなければなりません。今回の世界戰爭でも歐米の各交戰國が、前々から行つて居た國勢調査や、其他全國一般に互つた調査を本として、種々に組立てた組織で彼の様を自覺しい活動が出来たのであります。

何れの國でも戸口や、土地は其の國の成立の基本でありますので、我邦でも古くから、人別の調査をして居るのであります。然し今日の様に複雑な社會になりましたは、これまでの様を調べ方では不十分でありますから、そこで何うしても歐米諸國の様を、國勢調査の方法に依らなければならぬのであります。殊に、世界五大強國の一として列國と肩を並べて行くには、豫め國勢の基本になるものを、正確に調べ、その正確なる統計に依つてあらゆる國家の施設を行はなければなりません。それで

今度、愈此の調査を實行することになつたのであります。

從來我邦では、此の様な調査がなかつたので、國の事や、社會の事に關する種々の學問は、多くは外國の資料を借りて來たのであります。所が、今度の此の調査に依り、我邦の社會狀態を實地に測量するのでありますから、茲に始めて學界に對して、我邦固有の基本資料を供給することになる譯であります。又これは廣く全國に亘る正確な基本となるべき統計調査でありますから、今後は、あらゆる統計に、活きた標準を與へるのは、言ふまでもありません。

一 國勢調査は何を調べますか。

今度行はれる國勢調査は、本年十月一日午前零時に、苟も帝國の版圖内に現在する人々に就いて、内外人の別なく、一人も漏さず其の(一)氏名や、(二)世帯に於ける地位や、(三)男女の別や、(四)出生の年月日や、(五)配偶の關係や、(六)職業及職業上の地位や、(七)出生地や、(八)民籍別又は國籍別といふ八つの事柄を、實地に正確に調べるのであります。

右の八つの事柄を其の一つ一つに就いて見ましても、非常に大切なものであることが分ります。

即ち、

(一)氏名を調べると、調査が正確になるばかりでなく、國家社會成立の基本になつて居る人口の總數

各地方集團分布の状況などを知ることが出来ます。

(二) 世帯に於ける地位を調べると、社會生活の單位である世帯の構成や、家族制度の現状を知ることが出来ます。

(三) 男女の別を調べると、人類社會の二大部門であつて、道徳風教に至大の關係がある男女の釣合を知ることが出来ます。

(四) 出生の年月日を調べると、國民の活動力や、生産力の尺度である年齢別に依る人口の構成を明にすることが出来ます。

(五) 配偶の關係を調べると、國民増殖の本源で、又社會が健全であるか否かを察する標準である縁組上の状態を知ることが出来ます。

(六) 職業及職業上の地位を調べると、國民經濟の組織や、其の發達の程度を示す職業分化の様態を知ることが出来ます。

(七) 出生地を調べると、人口移動の趨勢、殊に都會集中の様態を知ることが出来ます。

(八) 民籍別又は國籍別を調べると、内外交通往來の一斑や、殖民地人や外國人の混入状態などを明にすることが出来ます。

以上の八つの事柄を互に相關聯させて見ると、尙幾多の重要な事實が明になりまして、所謂國勢の

基本が明瞭に分るのであります。隨て中央や、地方の行政はいふまでもなく、各級の社會施設や、諸種の産業經營や、軍事計畫などには、なくてはならない基本資料を供給するのであります。

三 調査を何時行ひますか。

今度行はれる國勢調査は、十月一日午前零時九月三十日から十月一日に移る夜半現在の狀況に依り、世帯に居る人々に就いて、前に述べた八つの事柄を明にするのでありますから、世帯主は一々正確に調べて、それを國勢調査申告書用紙に認め、國勢調査員の來るのを待つて提出されたいのであります。調査の時刻は、夜半でありますけれども、決して調査員が夜半に各世帯へ調べに行くのではありません。此の調査は社會の實況を寫し取ることが趣意でありますから、世帯の人々は、調査の時刻に、成るべく平常の状態を變更しない様に注意され、世帯主は誤りなく記入して申告される様に、心掛けられたいのであります。

四 調査を如何にして行ひますか。

内閣から任命された國勢調査員は、九月二十一日から、受持區内の準備調査に着手して、遅くも同月三十日までには、各世帯主に、國勢調査申告書の用紙を配付します。各世帯主は十月一日午前八時

までに、右の用紙に、十月一日午前零時の現在に依つて、自分の世帯に居る人々に就いて、八つの事柄を正確に調べて、有りの儘を記入し、調査員の來るのを待つて、申告書として提出するのであります。若し調査員から何か問はれたときは、成るべく速く、正直に答へられたいのであります。

五 國勢調査に就いて一番に何を求めますか。

今度行はれる國勢調査は、我邦では最初の試みで、調査する者も、調査される者も、共に經驗のないことである上に、第一回の調査として、歐米諸國で行つた時に較べて見ると、今度は類例の無いほど多數の人口に就いて調べるのでありますから、舉國一致で、能く調査の趣意を了解し、萬々遺憾のない様にされたいのであります。調査の事項は見た所が至極簡單で、而も平易であるからといつて、此の大切な國勢調査の實行を、軽く視る様をことの無い様にありたいものであります。又調査の事項は何れも誰の前でいつても差支のない事柄でありますから、思ひ違ひをして申出でを嫌ふ様なことのない様に、ありたいものであります。つまり正確に正直に申出でられたことが集つて、最も大切なものになるのでありますから、國の爲、地方の爲、誠に緊要なものであることを能く承知され、自ら進んで、正確で正直な、申出でをされたいのであります。全國舉つて協力參與された爲に、本邦創始の此の調査が、立派な成績を挙げたならば、範を永遠に貽すばかりでなく、世界の五大強國に列した我邦

としても、此の文明事業に就いて、始めての試験に及第することになる譯でありますから、吳々も十分の注意を希望する次第であります。

國勢調査員の特に注意すべき事項

國勢調査の結果が良好であると否とは、各世帯から提出する申告書の記入が正確であると否とに由るのであります。申告書の記入を正確にするには先づ申告義務者をして、調査の趣意を能く了解し、進んで本事業に協力させる様にする必要があります。而して國勢調査員は、申告書の記入を正確にし、重複脱漏のない様に心掛け、申告義務者をして本事業に協力させる爲、特に内閣から任命されたものでありますから、能く本調査の趣意のある所を了解し、且其の任務の重大にして名譽なものであることを會得し、豫め國勢調査に關する諸規程、其の他注意等を熟讀翫味して、其の指示する所に従ひ、勤勉忠實に、職務を遂行されたいのであります。

- 一 準備調査として豫め受持區内の實況を綿密に調べ置くこと。
- 二 申告書用紙配付の際、記入方を能く説明すること。
- 三 質問を受けたときは、懇切に答へること。
- 四 記入の代筆を依頼されたときは、快く應ずること。
- 五 申告書蒐集の際、記入の事項を嚴密に検査すること。

六 關係のない質問を發して、疑惑を招き、又は感情を害する様なことのない
様に注意すること。

七 應對を丁寧にして、申告義務者に、不快の念を懷かせない様に努めること。

國勢調査員心得

大正八年五月二十八日
内閣訓令第三號

第一章 總則

第一條 國勢調査員ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ一調査區ヲ擔當シ左ノ職務ヲ行フ

一 準備調査

二 申告書用紙ノ配付

三 申告書ノ蒐集及検査

四 申告書ノ整理及提出

五 以上ノ附帶事務

第二條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際國勢調査員徽章ヲ佩用スヘシ

第三條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際國勢調査ニ關スル諸規程及照査表ヲ携帯スヘシ

第四條 國勢調査員ハ世帯ニ就キ職務ヲ執行スル際必要ナキ事項ヲ質問スヘカラス

第五條 國勢調査員ハ職務執行中知得シタル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第六條 國勢調査員ハ擔當調査區ト隣接調査區トノ間ニ重複、脱漏又ハ所屬不明ノ地域アリト認め

ルトキハ直ニ其ノ旨市町村長ニ申出テ指揮ヲ請フヘシ

第七條 國勢調査員ハ職務執行ニ便スル爲豫メ區内巡回ノ順路ヲ定メ準備調査、申告書用紙配付及申告書蒐集ノ際ハ總テ此ノ順路ニ依ルヘシ

第八條 國勢調査員ハ申告書及照査表提出後ニ於テモ市町村長ヨリ説明又ハ再調査ヲ命セラレタルトキハ調査ノ上速ニ答申スヘシ

第二章 準備調査

第九條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル期間内ニ準備調査トシテ左ノ事務ヲ行フヘシ

- 一 各住居ニ就キ世帯ノ有無及其ノ數ヲ調査シ各世帯ノ住居ニ世帯番號札ヲ貼附スルコト
 - 二 世帯所在地ノ地番號ヲ調査スルコト
 - 三 準世帯ニ在リテハ其ノ種類及名稱ヲ調査スルコト
 - 四 各世帯ノ申告義務者ノ氏名ヲ調査スルコト
 - 五 各世帯ノ人員概數ヲ調査スルコト
- 世帯員不在ノ爲前項ノ調査ヲ爲スコト能ハサルトキハ重ネテ巡回シ又ハ近隣ノ者ニ質シ之ヲ調査スヘシ

第十條 世帯番號札ヲ貼附スル場合ニ於テハ左記ノ點ニ注意スルコトヲ要ス

- 一 普通ノ家屋ハ勿論社寺學校工場倉庫物置等ノ建物、舟筏其ノ他掛小屋葭簀張バラック天幕等臨時

ニ設ケタルモノト雖其ノ内ニ世帯アルトキハ世帯毎ニ悉ク世帯番號札ヲ貼附スルコト

二 一棟ノ家屋内ニ數箇ノ世帯アルトキハ一世帯毎ニ世帯番號札ヲ貼附シ數棟又ハ母屋及附屬建物

ニ跨リ一世帯アルトキハ其ノ主タル住居ニ世帯番號札ヲ貼附スルコト

三 舟筏ニハ十月一日以後迄繫留スヘキ見込アルモノニ限り世帯番號札ヲ貼附スルコト

第十一條 國勢調査員一世帯ニ就キ第九條ノ調査ヲ爲シタルトキハ直ニ其ノ結果ヲ照査表第一欄乃至

第五欄ニ記入スヘシ但シ再調ヲ要スル場合ハ當該欄ヲ空欄ト爲シ置キ備考欄ニ「要再調」ト記入ス

ヘシ

前項但書ノ場合ニ在リテハ重ネテ巡回シ調査ノ結果ヲ當該欄ニ記入シ備考欄「要再調」ノ文字ヲ抹消

スヘシ

準備調査後照査表第一欄乃至第五欄記入ノ事項ニ異動又ハ誤謬アルコトヲ知リタルトキハ其ノ都度

訂正加除スヘシ

住家以外ノ住居ノ種類其ノ他必要ト認メタル事項ハ之ヲ備考欄ニ記入スヘシ

(記入例第一參照)

第十二條 國勢調査員準備調査ヲ終リタルトキハ市町村長ノ定メタル期限迄ニ照査表ヲ市町村長ニ提

示シテ其ノ検査ヲ受クヘシ

第十三條 前條検査ノ結果不備ノ點アルトギハ市町村長ヨリ照査表記入ノ訂正加除又ハ再調査ヲ命セ

ラルヘシ

第十四條 申告書用紙ハ照査表記入ノ世帯數ニ應シ約百分ノ十ノ豫備ヲ加ヘテ市町村長ヨリ交付セラ

ルヘシ

第十五條 國勢調査員ハ申告書用紙ノ配付前ニ於テ調査區内ノ世帯數又ハ其ノ人員ニ異動アリタル爲

用紙不足スヘシト認メタルトキハ市町村長ニ照査表ヲ提示シ其ノ補給ヲ受クヘシ

第三章 申告書用紙ノ配付

第十六條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル期日ニ於テ擔當調査區内ノ各世帯ニ申告書用紙ヲ配付ス

ヘシ

申告義務者又ハ之ニ代ルヘキ者共ニ不在ノ世帯ニハ重ネテ巡回シ又ハ便宜近隣ノ申告義務者ニ依託

シテ配付スルコトヲ得

第十七條 各世帯ニ配付スヘキ申告書用紙ノ數ハ現在員十人以内ノ世帯ハ一枚トシ十人ヲ超ユル毎ニ

一枚ヲ加フ但シ人ノ出入頻繁ナル世帯ニアリテハ見込ヲ以テ必要ノ枚數ヲ配付スルコトヲ得

第十八條 國勢調査員ハ申告書用紙配付前豫メ照査表ニ依リ用紙指定ノ箇所ニ地番號及世帯番號準

世帯ナルトキハ尙其ノ種類及名稱ヲ記入シ配付ノ際更ニ相違ナキヲ確ムヘシ

第十九條 國勢調査員ハ申告書用紙配付ノ際各世帯ノ申告義務者ニ對シ十月一日午前八時迄ニ申告書

ヲ作成シ置クヘキ旨ヲ告グヘシ申告義務者以外ノ者ニ配付シタル場合亦同シ

國勢調査員必要ト認メタルトキハ申告書ノ記入方ヲ懇切ニ指示スヘシ

第二十條 國勢調査員申告書用紙配付ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知リタルトキハ直ニ左ノ各號ニ依リ

處理スヘシ但シ舟筏ニ在リテハ十月一日以後迄繋留スヘキモノニ限ル

一 照査表ニ記載アル世帯擔當調査區外ニ移轉シタルトキハ世帯番號札ヲ取去リ照査表第一欄乃至

第五欄ノ記入ヲ讀ミ得ル様抹消シ備考欄ニ「移轉」ト記入スルコト

二 照査表ニ記載ナキ世帯アリタルトキハ新ニ世帯番號札ヲ貼附シ世帯所在地ノ地番號、申告義務

者ノ氏名及人員概數ヲ、準世帯ニ在リテハ尙其ノ種類及名稱ヲ調査シ照査表第一欄乃至第五欄

ノ記入ヲ爲シ備考欄ニ「追加」ト記入シ當該世帯ニ申告書用紙ヲ配付スルコト

三 照査表ニ記載アル世帯擔當調査區内ニ於テ移轉シタルトキハ前二號ニ準シテ處理シ照査表備考

欄ニ「區内移轉」ト記入スルコト

(記入例第二參照)

第四章 申告書ノ蒐集及檢査

第二十一條 國勢調査員ハ市町村長ノ定メタル日期日ニ擔當調査區ノ各世帯ニ就キ漏ナク申告書ヲ蒐集

スヘシ

第二十二條 國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際新ニ發見シタル世帯ニ配付スル爲申告書用紙ヲ攜帶スヘシ

第二十三條 國勢調査員申告書蒐集ノ際世帯ニ異動アルコトヲ知りタルトキ又ハ新ニ世帯ヲ發見シタルトキハ第十九條及第二十條ニ依リ處理シ申告義務者ヲシテ直ニ申告書ノ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十四條 國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際世帯人員ノ増加又ハ申告書用紙ノ毀損若ハ紛失ノ爲用紙ノ追給ヲ要スルモノアルトキハ攜帶セル豫備ノ用紙ヲ申告義務者ニ交付シ直ニ記入ヲ爲サシメ之ヲ蒐集スヘシ

第二十五條 申告義務者ニシテ申告書ノ記入ヲ爲シ能ハサルモノアルトキハ國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際口頭ヲ以テ申告セシメ代リテ記入ヲ爲シ讀ミ聞カセムル上之ヲ蒐集スヘシ此ノ場合ハ申告書末尾ニ代筆 國勢調査員何某ト附記スヘシ

第二十六條 國勢調査員申告書ヲ受取リタルトキハ左ノ各號ニ依リ處理スヘシ

一 申告書ノ世帯番號、世帯ノ所在地及申告義務者ノ氏名ヲ、準世帯ニ在リテハ尙其ノ種類及名稱ヲ照査表ト對照シ相違ノ點ヲ發見シタルトキハ事實ニ依リテ之ヲ訂正スルコト

二 申告書各項ノ記入ヲ檢査シ補正ヲ要スルモノアルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシメ又ハ質問

ノ上之ヲ訂正スルコト

三 申告書記入ノ文字不明ナルトキ又ハ訂正ノ爲不明トナリタルトキハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ交付シ更ニ申告書ヲ作成セシメ又ハ自ラ淨寫スルコト但シ淨寫ノ場合ニ於テハ申告義務者氏名ノ次ニ「國勢調査員何某淨寫」ト附記シ原書ニハ左上部ニ「淨寫濟」ト附記シ保存スヘシ

四 一通二枚以上ノ申告書ニハ其ノ枚數及號數ヲ指定ノ箇所ニ記入シ枚數ハ之ヲ照査表第七欄ニ記入スルコト

(記入例第三參照)

第二十七條 國勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終リタルトキハ更ニ申告書ノ記入事項ヲ檢査シ補正ヲ要スル

モノアルトキハ事實ニ依リテ訂正シタル後左ノ手續ヲ爲スヘシ

一 申告書「人員合計」ノ記入ニ依リ照査表第八欄ノ記入ヲ爲スコト

二 照査表記入ノ順序ニ依リ申告書及照査表第六欄ニ申告書通シ番號ヲ記入スルコト

三 照査表第七欄及第八欄ノ各合計ヲ算出記入シ檢算スルコト但シ一通二枚以上ナルトキハ一枚毎ニ合計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ總計ヲ算出記入スヘシ

四 國勢調査員申告書ヲ淨寫シタルトキハ照査表備考欄ニ「淨寫」ト記入スルコト

(記入例第四參照)

第二十八條 國勢調査員ハ記入ヲ終リタル照査表ト各申告書トヲ對照シテ符合スルヤ否ヤヲ檢査シ誤
謬アルトキハ直ニ之ヲ訂正スヘシ

第五章 申告書ノ整理及提出

第二十九條 國勢調査員前條ノ手續ヲ終リタルトキハ照査表寫ヲ作成スヘシ

第三十條 國勢調査員ハ申告書ヲ其ノ番號順ニ重ネテ之ヲ一括シ照査表及照査表寫ノ末尾ニ日附ヲ

記入シ記名捺印ノ上申告書ト共ニ市町村長ノ定メタル期限迄ニ之ヲ市町村長ニ提出スヘシ

國勢調査員淨寫濟ノ原書ハ別ニ一括シテ前項ノ書類ト共ニ之ヲ市町村長ニ提出スヘシ

補 則

本規程ニ依ル市町村長ノ職務ハ東京、京都、大阪及名古屋ノ四市ニ在リテハ區長、市制町村制ヲ施行セ
タル地ニ在リテハ之ニ相當スル吏員之ヲ行フモノトス

記入例第一

照査表

調査區第一號

區域 大字山川一圓及大字宮下ノ内學校ニ沿ヒ
東北三ツ目土橋ヨリ南青木材木店マテ

國勢調査員 國本調一

道府縣郡市町村役所役場
滋賀縣蒲生郡一岡山村役場團

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	備考
世帯番號	世帯所在地 (大字、小字、地番號 屋敷番號等)	準世帯ノ種 類及名稱	申告義務 者ノ氏名	人員 數	申告書 番號	申告書 枚數	人員實數 男 女 計	
一號	大字山川字水無三番地		甲田乙太郎	五	號	枚		
二號	大字山川字水無四番地		家村甚藏	七	號	枚		
三號	大字山川字水無四番地	下宿業、水無館	家村甚藏	一四	號	枚		
四號	大字山川字瀧口一番地		酒井菊造	三	號	枚		船
五號	大字山川字瀧口三番地	寄宿舎、縣立瀧口 中學校寄宿舎	賀川竹松	六四	號	枚		
六號	大字宮下字鳥居十三番地		山本武一		號	枚		要再調
七號	大字宮下字鳥居十三番地		長尾早太	三	號	枚		
號					號	枚		
號					號	枚		
號					號	枚		

合計	號	號
通一枚ナルトキハ合計 ノミヲ記入シ一通ニ枚以 ヒテ記入シハ一枚毎ニ合 計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ 總計ヲ算出記入スヘシ		
	號	號
	枚	枚

右之通相違無之候也

大正九年十月 日

國勢調査員

右檢査候處相違無之候也

大正九年十月 日

市町村長

照査表

調査區第一號

區 域 大字山川一圓及大字宮下ノ内學校ニ沿ヒ
東北三ツ目土橋ヨリ南青木材木店マテ

道 府 縣 郡 市町村役所役場
滋 賀 縣 蒲 生 郡 岡山村役場團

國勢調査員 國本調一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	備考
世帯番號	世帯所在地 (大字、小字、地番號、 屋敷番號等)	準世帯ノ種 類及名稱	申告義務 者ノ氏名	人員 概數	申告書 通シ 番號	申告書 枚數	人員實數 男 女 計	備考
一號	大字山川字水無三番地		甲田乙太郎	五	號	枚		移轉
二號	大字山川字水無四番地		家村甚藏	七	號	枚		
三號	大字山川字水無四番地	下宿業、水無館	家村甚藏	一四	號	枚		
四號	大字山川字瀧口一番地		酒井菊造	三	號	枚		船
五號	大字山川字瀧口三番地	寄宿舎、縣立瀧口中學校寄宿舎	賀川竹松	六四	號	枚		
六號	大字宮下字鳥居十三番地		山本武一		號	枚		要再調
七號	大字宮下字鳥居十三番地		長尾早太	三	號	枚		區内移轉
八號	大字山川字水無三番地		若木武夫	七	號	枚		追加、掛ヶ小屋
九號	大字山川字瀧口四番地		長尾早太	九	號	枚		追加
號			新谷權助		號	枚		追加、要再調
號					號	枚		
號					號	枚		
合計								
總計								

右之通相違無之候也

大正九年十月 日

國勢調査員

右檢査候處相違無之候也

大正九年十月 日

市町村長

記入例第三

照査表

調査區第一號

區域 大字山川一圓及大字宮下ノ内學校ニ沿ヒ
東北三ツ目土橋ヨリ南青木材木店マテ

道府縣郡 市町村役所役場
滋賀縣蒲生郡 岡山村役場

國勢調査員 國本 調一

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	
世帯番號	世帯所在地 (大字小字地番號 屋敷番號等)	準世帯ノ種 類及名稱	申告義務 者ノ氏名	人員 概數	申告書 通シ 番號	申告書 枚數	人員實數 男 女 計	備考
一號	大字山川字水無三番地		甲田乙太郎	五	號	一枚		移轉
二號	大字山川字水無四番地		家村甚藏	七	號	一枚		
三號	大字山川字水無四番地	下宿桑、水無館	家村甚藏	一四	號	二枚		
四號	大字山川字水無四番地		酒井菊造	三	號	一枚		船
五號	大字山川字水無四番地	寄宿舎、縣立瀧口 中學校寄宿舎	賀川竹松	六四	號	六枚		
六號	大字宮下字鳥居十三番地		山本武一	六	號	一枚		要再調
七號	大字宮下字鳥居十三番地		長尾早太	三	號	一枚		區内移轉
八號	大字山川字水無三番地		若木武夫	七	號	一枚		追加掛ケ小屋
九號	大字山川字水無四番地		長尾早太	九	號	一枚		追加
一〇號	大字山川字水無五番地		新谷權助	一一	號	二枚		追加、要再調
合計	二通一枚ナルトキハ合計 ノミヲ記入シ一通ニ枚以 上ナルトキハ一枚毎ニ合 計ヲ記入シ最終ノ用紙ニ 總計ヲ算出記入スヘシ				號	枚		
號	號				號	枚		

右之通相違無之候也

大正九年十月 日

國勢調査員

右検査候處相違無之候也

大正九年十月 日

市長村長

照 查 表

調査區第一號

區 域 大字山川一團及大字宮下ノ内學校ニ沿ヒ
東北三ツ目土橋ヨリ南青木材木店マテ

調査員 國本 調一

道 府 縣 郡 市町村役所役場
滋 賀 縣 清 生 郡 岡 山 村 役 場 圖

第一欄	第二欄	第三欄	第四欄	第五欄	第六欄	第七欄	第八欄	備考
世帶番號	世帶所在地 (大字、小字、地番號 屋敷番號等)	準世帶ノ種 類及名稱	申告義務 者ノ氏名	人員 概數	申告書 番通シ 番號	申告書 枚數	人員實數 男 女 計	
一號	大字山川字水無三番地		甲田乙太郎	五	號	枚		移轉
二號	大字山川字水無四番地		家村甚藏	七	一號	一枚		
三號	大字山川字水無四番地	下宿業水無館	家村甚藏	一四	二號	二枚	四	淨寫
四號	大字山川字瀧口一番地		酒井菊造	三	三號	一枚	七	船
五號	大字山川字瀧口三番地	寄宿舎、縣立瀧口 中學校寄宿舎	賀川竹松	六四	四號	六枚	二	
六號	大字宮下字鳥居十三番地		山本武一	六	五號	一枚	三	要再調
七號	大字宮下字鳥居十三番地		長尾早太	三	號	枚	三	區内移轉
八號	大字山川字水無三番地		若木武夫	七	六號	一枚	四	
九號	大字山川字瀧口四番地		長尾早太	九	七號	一枚	三	追加、掛ケ小屋
一〇號	大字山川字水無五番地		新谷權助	一一	八號	二枚	五	追加
合計	一、通一枚ナルトキハ合計 ノミヲ記入シ、通二枚以 上ナルトキハ一枚毎ニ合 計ヲ記入シ、最終ノ用紙ニ 總計ヲ算出記入スヘシ			一二九	號	一五枚	八九	
號	號				號	枚	二七	
號	號				號	枚	二六	

右之通相違無之候也

大正九年十月 日

調査員

右檢査候處相違無之候也

大正九年十月 日

市町村長

申告書記入心得

世帯

一世帯には普通の世帯と準世帯とがある。

二 普通世帯とは、住居及家計を共にする者の集りをいふ。國勢調査施行令第
三條第二項參照

三 一人で住居を有して、家計を立てて居る者も亦一の普通世帯である。同上第三
項參照

四 家計を共にしても、別に住居を有する者は、住居を異にする毎に、各一の普通世帯である。同上第四
項參照

五 住居を共にしても、別に家計を立てて居る者は、家計を異にする毎に、各一の普通世帯である。同上

六 準世帯とは、寄宿舍、病院、旅店、下宿屋、合宿所、船舶等に在る家計を共にしない者の集りをいふ。同上
第五
項參
照

七 旅店、下宿屋等では、營業の主人及其の家族、雇人等の集りは一の普通世帯で、旅客、下宿人等の集りは一の準世帯である。

八 旅店、下宿屋等の營業主は準世帯の申告義務者であるが、準世帯内の人ではない。

九 旅店、下宿屋等の宿泊人中、明に普通の世帯を持つて居る者は別の一世帯である。

十 間借自炊をする者は別の普通世帯である。

十一 素人下宿の下宿人は別の準世帯としない。

十二 寄宿舍、病院等の如き準世帯の構内又は建物内に管理者、事務員、門番等の普通世帯があるときは

之を準世帯と混同しない様にする事。

十三 家計を共にする者のみ乗組んだ船舶、舟筏は普通世帯で、準世帯ではない。

十四 起臥飲食の設備のない船舶には世帯がない。

申告義務者

一 申告義務者といふのは、普通世帯では、世帯主、世帯主不在の場合には事実上之に代る者をいひ、準

世帯では、之を管理する者をいふ。國勢調査施行令第四條及國勢調査施行細則第一條參照

數人協同の合宿所等では、合宿者の選定した總代又は國勢調査員の指定した者を申告義務者とす

る。國勢調査施行細則第一條參照

二 世帯主といふのは、男女何れでも實際世帯を主宰する者をいふので、多くは戸主であるが時には戸

主でないこともある。申告書用紙氏名の二參照

三 準世帯の管理者といふのは、寄宿舍の舎監又は幹事、病院の院長、旅店、下宿屋の主人又は主婦、船

舶の船長等の様に、其の準世帯を管理する者をいふ。

四、數人協同の合宿所等に對して申告義務者を指定する場合には、調査の時期に現在し成るべく同宿者の身上に通じた者を指定すること。

記入の範圍

申告書に記入さるべき者は、左記(い)(ろ)に當る者に限る、之に當らない者は、たとひ家族であつても一切記入しないこと。申告書用紙、氏名の一参照

(い) 十月一日午前零時即ち九月三十日から十月一日に移る夜半に、世帯内に現在した者家族であると否とを問はず

漏れなく記入すること。申告書用紙記入の範圍(い)参照

故に調査の時期前に生れた者、世帯に入つた者、調査の時期後に死亡した者、世帯を去つた者は之を記入し、之に反して調査の時期前に死亡した者、世帯を去つた者、調査の時期後に生れた者、世帯に入つた者は之を記入しないこと。

(ろ) 十月一日午前零時に偶々屋外に在り、又は夜業、夜勤、宿直等の爲、世帯のない場所に居つても、十月

一日中に自分の世帯に歸るべき者は、其の世帯に現在した者として記入すること。申告書用紙、記入の範圍(ろ)参照

例へば

散歩、買物、訪問等の爲、屋外で調査の時期を經過した者。

郵便集配人、汽車、電車又は自動車の車掌、運轉手、緣日、露店又は夜店の商人、飛脚、使丁、車夫、馬丁、漁夫等の夜間屋外に於ける執務營業の爲に調査の時期を經過した者。

居殘、徹夜、夜勤等の爲、世帯のない官公署、會社、事務所、工場、店舗、詰所、番所、見張所等に居つた者。

(は) 十月一日午前零時に汽車、電車、世帯のない舟筏又は陸路の旅行中で、旅店其の他の世帯に宿泊しないことの豫め明な者は、最後に出發した世帯に現在した者として記入し、又豫め明でない者は、十月一日午前八時迄に始めて到着した世帯に現在した者として記入すること。申告書用紙記入の範圍は參照

申告書各欄の記入方

氏 名

一 記入の範圍(いろ)はに當る者の氏名を左の順序に依つて記入すること。

(一) 普通の世帯では初筆に世帯主、次に配偶者、次に祖父、祖母、父母等、次に子、孫及其の配偶者、次に兄弟、姉、妹及其の配偶者、次に其の他の親族、次に雇人、次に來客、一時宿泊者等を記入し、夫婦は並べて記入すること。申告書用紙氏名の二參照

(二) 寄宿舎、病院、旅店、下宿屋等の準世帯では先に寄宿人、患者、宿泊人、次に事務員、雇人等を記入す

ること。申告書用紙氏名の三參照

準世帯のある船舶では先に船客、次に船長、船員等を記入すること。同上

二 誕生後未だ命名しない者は名ツケズと記入すること。申告書用紙、氏名の四参照

三 氏名の明でない者は通稱を記入すること。

世帯に於ける地位

一 普通世帯では世帯主は主人、世帯主の配偶者は妻又は夫、子女及其の配偶者は長男、長男の妻、次女、次女の夫、直系尊属は祖父、祖母、父母、其の他は兄弟、姉、妹、伯父、叔母、従兄、従妹等の如く世帯主に對する續柄を記入し、其の配偶者は各其の妻又は夫であることを記入し、雇人、來客、一時宿泊者等は雇人、來客、一時宿泊者等の如く世帯主に對する關係を記入すること。申告書用紙、世帯に於ける地位の一参照

二 準世帯では寄宿舎の寄宿人、病院の患者、旅店の旅客、下宿屋の下宿人等は寄宿人、患者、旅客、下宿人等の如く記入し、寄宿舎、病院の役員、事務員、雇人等で、其の準世帯に記入されべき者は、監督書記、事務員、門番、看護婦等各其の名稱を記入すること。申告書用紙、世帯に於ける地位の二参照

三 準世帯のある船舶では船客、船長、船員等と記入すること。同上

男女の別

一 男は男女は女と記入すること。申告書用紙、男女の別の一参照

二 人員合計は、男女各別に記入し、申告書二枚以上に亙るときは、最終の用紙に之を記入すること。同上

出生の年月日

- 一 實際誕生の年月日を記入すること。必ずしも戸籍と同一でなくても宜しい。申告書用紙出生の年月日の一参照
- 二 誕生の月日の不明な者は月又は日の上に不明と記入し、誕生の年も不明な者は見込の年齢を、凡何歳と記入すること。同上の二参照

- 三 外國人は其の本國の曆に依る年月日を記入しても宜しい。同上の三参照

配偶の關係

- 一 現に妻ある男、夫ある女は、有と記入すること。申告書用紙配偶の關係の一参照
 - 二 配偶者に死別して現に獨身の者は死別と記入し、離別して現に獨身の者は離別と記入すること。同上の二参照
- 再婚の爲死別、離別を併せ有する者は最近のものに依ること。

- 三 未婚者は斜線をひくこと。申告書用紙、記入の注意の二参照

- 四 前各項の記入は實際の状態に依るので、必ずしも戸籍と同一でなくても宜しい。

職業及職業上の地位

- 一 職業ある者は農、工、商等の様を總稱、會社員、職工等の様を略稱に依らないで、何んな種類性質の職

業であるかを、何人にも分り易い様に細別を記入し、且其の職業を主宰經營する者であるか、主宰經營者に使用され事務や技術に従事する者であるか、又は勞務に従事する者であるかを、分り易い様に日常の稱呼に基いて詳細に記入すること。申告書用紙、職業及職業上の地位の一参照

例へば

自作農作業主

自作農作、作男

小作農作、手傳

植木職、親方

植木職、職人

捕鯨業、日本漁業株式會社支配人

採炭業、運炭夫

セメント製造、共益合名會社、碎石工

刃物鍛冶、徒弟

造船業、東京工業株式會社第一工場、鉋締工

日清紡績株式會社、通勤女工

經師職、營業主

石井鐵工所、旋盤工

セルロイド製造、業主

靴製造業、職工

詩繪職、年期小僧

籠細工職、自營

清酒釀造業、杜氏

洋服裁縫業、下職

大工、棟梁

材木商番頭

呉服卸商店、事務員

書籍販賣店丁稚

旅人宿料理番

馬車鐵道車掌

八百屋、自營

質屋、主人

西有寺佳職

幼稚園保姆

順天堂病院看護婦

辯護士事務所書記

時事新聞社會計事務員

國民經濟雜誌記者

二 工業であるか商業であるかが紛はしい様を記入をせず、製造業販賣業又は製造兼販賣業の何れであるかを明に區分して記入すること。

例へば下駄屋と記入しないで下駄製造業と記入し、鉛屋と記入しないで鉛販賣業と記入し、菓子屋と記入しないで菓子製造兼販賣業と記入するの類。

三 會社組合等の名稱のみで實質の判明しないものは、其の種類性質を現はす様に併せ記入すること。
例へば常盤商會が西洋家具を販賣するものならば西洋家具販賣常盤商會、店員と記入し、木村組が土木請負業ならば土木請負業木村組、技師と記入するの類。

四 職業一種ある者は職業及地位を本業の欄に記入し、職業二種以上ある者は主な職業及地位を本業の欄に記入し、其の次の重なる職業及地位を副業の欄に記入すること。
申告書用紙、職名及職業上の地位の二種類

五 主な職業とは主として一身を委ねるものをいひ、其の區別を爲し難きときは収入の最も多いものをいふ。

六 農業に關する職業中自作、小作の別があるものは、各職業に、自作、小作、自作兼小作と書き添へること。同上の
三参照

所有耕地の全部を小作に付し、自ら農業を經營しない者は、たとひ農村に居住しても農作を業とする者とはしないこと。

七 本業のない者の内職は之を副業とし、其の職業及地位は副業の欄に記入すること。同上の
四参照

八 職業がなくして恩給、手當、年金、田畑、山林、宅地、家屋等の収益、公債の利子、配當金等に依つて生計を立てる者は、其の生計の基になる収入の種類を恩給、手當、年金、小作料、地代、家賃、公債の利子、配當金等の如く本業の欄に記入すること。同上の
五参照

九 本業收入共にない者は本業欄に斜線をひき、副業のない者は副業の欄に斜線をひくこと。申告書用
録記入

十 専ら家事に従事する家族は、職業收入共にないものとして取扱ふこと。

十一 官公署に勤務する者は、其の官職名及官公署の名稱、部署名を本業の欄に記入し、他に職業があるときは副業の欄に記入すること。同上の
六参照

十二 軍人(退役を除く)の中、歸休兵以外の現役の者は、其の兵種、階級(官等等級)を本業の欄に記入

し、其の他の者は兵役、兵種及階級(官等等級)を職業又は収入の次に書き添へること。同上の七参照

十三 兵役は現役の歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役、第一國民兵役、六週間現役終了、海軍豫備員に區分して之を記入すること。

十四 陸軍の兵種は憲兵、歩兵、騎兵、砲兵(砲兵助卒を含む)、工兵、隊兵、鐵道隊兵、電信隊兵、航空隊兵、氣球隊兵、輜重隊兵、自動車隊兵(軍用自動車試験班に於て操縦術を習得したる者を含む)、輪卒(輜重輪卒、砲兵輪卒を含む)、經理部、衛生部、獸醫部、軍樂部に區別して記入すること。

十五 學世帯にある學生生徒は何大學學生又は何學校生徒と記入すること。同上の八参照

十六 雇人で家事に使用される者は、本業の欄に女中、馬丁、抱車夫、乳母、子守等家事用務の別を記入すること。

出生地

一 誕生の道府縣、郡、市町村の名を記入すること。大字、番地等は記入するに及ばない。申告書用紙出生地の一参照

二 誕生の市町村不明な者は道府縣の名を記入すること。同上の二参照

三 朝鮮、臺灣、樺太で生れた者は夫々朝鮮、臺灣又は樺太と記入すること。同上の三参照

四 外國で生れた者は其の國名を記入すること。同上の四参照

五 航行中の船舶内で生れた者は水上と記入すること。同上の五参照

国籍別又は國籍別

- 一 朝鮮人、臺灣人、樺太人、北海道舊土人あいにぬは夫々朝鮮、臺灣、樺太、北海道と記入すること。申告書用紙、国籍別又は國籍別の一参照
- 二 内地人と北海道舊土人との混血兒は舊土人の世帯に在る者に限り北海道と記入すること。
- 三 外國人は其の國籍を記入すること。同上の二参照
- 四 内地人は斜線をひくこと。申告書用紙、記入の注意の二参照

不在の世帯主

- 一 世帯主が不在の爲に記入の範圍に入らないで、氏名以下の八欄に記入されなるときは、特に申告書左側不在の世帯主とある下に、氏名男女の別、本業及本業上の地位を記入すること。申告書用紙、不在の世帯主の一参照
- 二 申告書二枚以上に互るときは、右の事項は最初の用紙に記入すること。同上の二参照

申告書の検査

國勢調査員は、申告書を正確ならしめる爲、前後二回之が検査を行ふこと。

第一回検査

各世帯から申告書を受取つたときは、左の順序で検査し、誤謬又は脱漏があると認めるときは、能く開費した上之を訂正させること。國勢調査員心得
第二十六條参照

申告書蒐集の後、世帯移轉等の爲、開費して訂正することが困難であるから、不審の點は、此の検査の際十分明にして置くこと。

一 申告書の世帯番號、世帯の所在地及申告義務者の氏名を、照査表の記載と對照して相違の點を發見したときは、事實に依つて申告書又は照査表を訂正すること。

準世帯の申告書であるときは、右の外尙準世帯の種類及名稱を照査表の記載と對照すること。

二 申告書記入の人員を照査表の人員概數と對照して若し相違があるときは、其の理由を開費すること。

三 氏名 は初筆から順次に之を點檢し、重複又は脱漏がないか何うかを検査すること。

四 世帯に於ける地位 は氏名と對照検査すること。

雇人、來客の別を混同したものがないか何うかを検査すること。

五 男女の別 は氏名、世帯に於ける地位と對照検査して、尙人買合計の男女の數に違算がないか何うかを検査すること。

六 出生の年月日 は世帯に於ける地位と對照して、親子兄弟等の間に年齢の不釣合がないか何うかを検査すること。

年號を省略して同と記したものがあるときは、特に注意して、年號の相違したものがないか何うかを検査すること。

七 配偶の關係 は世帯に於ける地位、出生の年月日と對照して、相當年齢に達しないのに、有、死別又は離別と記入したもの、又は相當年齢の者で斜線をひいた者があるときは、特に事實を聞質すること。

八 職業及職業上の地位 は其の職業の種類性質を示す様詳細に記入せず、農、工、商等の様な總稱、會社員、職工等の様な略稱を記入したものがないか、又其の地位は職業上の身分勤柄を示す様に詳細に記入せず、業主であるか、従業者であるか、又は勞務者であるかといふ區別の不明なものがないか何うかを點檢し、尙世帯に於ける地位男女の別、出生の年月日と對照して、不相應のものがないか何うかを検査すること。

農業に屬する職業中自作、小作の別があるもので自作、小作、自作兼小作の區別を附記しないものがないか何うかを検査すること。

明治十二年乃至三十三年の間に生れた男子で、兵役兵種及階級の附記を漏したものが無いか何うかを検査すること。

九 出生地 は内地の場合に道府縣郡市町村名迄記入し、外國の場合に國名を記入してあるか何うかを検査すること。

十 民籍別又は國籍別 は氏名、出生地と對照検査すること。

十一 不在の世帯主の部に記入してある申告書は、不在世帯主の氏名と、氏名欄初筆の氏名及其の世帯に於ける地位と對照検査すること。

第二回検査

第一回検査は、各世帯に就いて取急いで行ふものであるから、或は見落しの虞がないとも限らない、依て擔當調査区内の申告書を全部蒐集した後、第一回検査と同一の順序に依て、更に検査を爲し、補正を要するものは事實に依て訂正し、重大な事項は申告義務者をして之を訂正させること。

國勢調査員心得
第二十七條参照

第三回検査

照査表の人員實數及申告書通し番號を記入し終つたときは、左の各項に就いて申告書と照査表とを對照検査すること。

- 一 世帯番號
- 二 筆世帯の種類及名稱
- 三 申告義務者(世帯主又は世帯の管理者)の氏名
- 四 申告書通し番號及申告書枚數
- 五 人員實數(人員合計)

右の検査を終つた後、申告書左側上部「國勢調査員檢印」の箇所に捺印すること。國勢調査員心得 第二十八條参照

(附録)

國勢調査ニ關スル法律

明治三十五年法律第四十九號
改正三十八年第十三號

第一條 國勢調査ハ各々十箇年毎ニ一回帝國版圖内ニ施行ス

第二條 國勢調査ノ範圍ノ方法及經費ノ國庫ト地方分擔トノ割合其ノ他必要ノ事項ハ別ニ命令ヲ以テ之ヲ定ム

第三條 第一回國勢調査ヲ行フヘキ時期ハ勅令ヲ以テ之ヲ定ム

第一回國勢調査施行ニ要スル地方 經費國庫支辨ニ關スル法律

(大正八年)
法律第五號

第一回國勢調査施行ノ爲市區町村ニ於テ要スル經費ニ充テシムル爲國庫八百五十五萬五千四百八十八圓ヲ限り之ヲ道府縣ニ交付ス前項ノ規定ニ依リ交付スル金額ノ割合ハ内閣總理大臣之ヲ定ム

國勢調査施行令(大正七年九月二十六日) (勅令第三百五十八號)

第二條 第一回國勢調査ハ大正九年十月一日午前零時ノ現在ニ依

リ之ヲ行フ

第二條 第一回國勢調査ハ前條ノ時期ニ於テ帝國版圖内ニ現在スル者ニ付左ノ事項ヲ調査ス

一 氏名

二 世帯ニ於ケル地位

三 男女ノ別

四 出生ノ年月日

五 配偶ノ關係

六 職業及職業上ノ地位

七 出生地

八 民籍別又ハ國籍別

前條ノ時期前ニ帝國ノ港灣ヲ發シ途中寄港セスシテ前條ノ時期後四日以内ニ始メテ帝國ノ港灣ニ入りタル者ハ大正九年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者ト看做ス

第三條 前條ノ調査ハ各世帯ニ就キ之ヲ執行ス

本令ニ於テ世帯ト稱スルハ住居及家計ヲ共ニスル者ヲ謂フ

一人ニシテ住居ヲ有シ家計ヲ立ツル者亦一世帯トス

家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スル者又ハ住居ヲ共ニスルモ別ニ家計ヲ立ツル者ハ一世帯トス其ノ一人ナル場合亦同シ

寄宿舎病院、旅店、下宿屋其ノ他家計ヲ共ニセサル者ノ集合スル

場屋又ハ船舶ニ在ル者ニシテ其ノ家計ヲ共ニセサルモノハ一場屋又ハ一船舶毎ニ一世帯ニ準ス

第四條 世帯主又ハ世帯ノ管理者ハ其ノ世帯ニ現在スル者ニ就キ國勢調査申告書ヲ以テ第二條第一項各號ノ事項ヲ申告スルノ義務アルモノトス

第五條 國勢調査申告書用紙ハ之ヲ各世帯ニ配付ス
第六條 府縣知事ハ内閣總理大臣ノ命ヲ承ケ府縣内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス

第七條 郡長ハ府縣知事ノ命ヲ承ケ郡内ノ調査ノ執行ヲ指揮監督ス
第八條 市長ハ府縣知事ノ指揮監督ヲ承ケ市内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第九條 町村長ハ郡長ノ指揮監督ヲ承ケ町村内ノ調査ノ執行ヲ管掌ス

第十條 市町村長ハ調査ヲ執行スル爲府縣知事ノ認可ヲ經テ市町村ノ區域ヲ調査區ニ分割ス但シ特別ノ事情アルトキハ府縣知事ノ認可ヲ經テ一町村ヲ以テ一調査區ト爲スコトヲ得

第十一條 内閣總理大臣ハ府縣知事ノ具申ニ依リ船舶ノ幅淺スル水面ノ調査ヲ府縣知事ヲシテ直接ニ管掌セシムルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ其ノ直接ニ管掌スル區域ヲ關係郡市町

村長ニ通知ス

府縣知事ノ直接ニ管掌スル水面ノ調査ニ關シテハ府縣知事ハ關係官公署ノ職員及實況ニ通シタル者ニ囑託シテ其ノ事務ヲ補助セシムルコトヲ得

府縣知事ノ直接ニ管掌スル水面ノ調査ニ關シテハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ調査區ノ分割及調査ニ關スル手續ヲ定ム

第十二條 國勢調査ノ事務ヲ執行セシムル爲市町村ニ國勢調査員ヲ置ク
府縣知事直接ニ調査ヲ管掌スル場合ニ於テハ尙府縣ニ國勢調査員ヲ置ク

第十三條 國勢調査員ハ府縣知事ノ推薦ニ依リ内閣ニ於テ之ヲ會同勢調査員ハ名譽職トス

第十四條 國勢調査員ニハ別ニ定ムル徽章ヲ交付シ職務執行ノ際之ヲ佩用セシム

第十五條 國勢調査員ハ府縣知事又ハ市町村長ノ指揮監督ヲ承ケ適當調査區内ニ於ケル國勢調査申告書用紙ノ配付國勢調査申告書ノ蒐集其ノ他之ニ伴フ諸般ノ事務ヲ執行ス

第十六條 國勢調査員各世帯ニ就キ該條ノ職務ヲ執行スル期間ハ

和月二十一日ヨリ十月五日迄トス但シ蒐集シタル國勢調査申告書ノ記載事項ニ關シ質問ヲ要スル場合ハ此ノ限ニ在ラス

第十七條 國勢調査申告書及附屬書類ハ府縣知事ノ定メタル期限迄ニ町村長ハ之ヲ郡長ニ、郡長及市長ハ之ヲ府縣知事ニ提出シ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ定メタル期限内迄ニ之ヲ内閣總理大臣ニ提出スヘシ

第十八條 天災事變ノ爲國勢調査員第十六條ノ期間内ニ其ノ職務ヲ執行シ又ハ之ヲ完結スルコト能ハサルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ此ノ場合ニ於テハ府縣知事ハ内閣總理大臣ノ認可ヲ經テ區域ヲ限リ別ニ期間ヲ定メ又ハ其ノ期間ヲ延長ス

府縣知事別ニ期間ヲ定メ又ハ期間ヲ延長シタルトキハ之ヲ告示ス

第十九條 内閣總理大臣ノ要求アリタルトキハ各省大臣ハ所管ノ官廳官吏及吏員ニ命シ内閣總理大臣又ハ其ノ指定シタル職員ノ指揮ヲ承ケ國勢調査ノ事務ニ服セシムヘシ

第二十條 本令中府縣知事ニ關スル規定ハ北海道ニ在リテハ北海道廳北海道廳長官ニ、郡郡長市町村市町村長ニ關スル規定ハ郡制市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ相當スル地區吏員ニ、郡郡長市市長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條ノ市

ニ在リテハ市市長區區長ニ之ヲ準用ス

第二十一條 本令ヲ適用シ難キ場所ニ關スル調査ニ付テハ内閣總理大臣別ニ其ノ手續ヲ定ム

第二十二條 朝鮮、臺灣及樺太ニ於テハ第二條第一項ニ掲グル事項ノ外朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官ノ必要ト認ムル事項ヲ併セ調査スルコトヲ得此ノ場合ニ於テハ内閣總理大臣ノ承認ヲ受クヘシ

第二十三條 朝鮮、臺灣及樺太ニ執行スル國勢調査ニ關シテハ第四條乃至第二十一條ノ規定ヲ適用セス朝鮮總督、臺灣總督及樺太廳長官内閣總理大臣ノ承認ヲ得テ別ニ其ノ手續ヲ定ム

國勢調査施行細則

(大正八年五月二十八日) 關令 第六號

第一條 世帯ニ於テ世帯主ナキトキ又ハ不在ナルトキハ事實上之ヲ管理スル者世帯ニ在ル者ノ選定シタル者又ハ國勢調査員ノ指定シタル者ヲ以テ世帯ノ管理者トス

第二條 府縣知事ハ船舶ノ輻湊スル水面ノ調査ヲ直接ニ管掌スルノ適當ト認メタルトキハ當該水面ノ區域及大正八年十月一日現在碇泊船舶ノ種類隻數ヲ具シ同月三十一日迄ニ特別調査水面區域ノ指定ヲ申請スヘシ

前項ノ指定アリタルトキハ府縣知事ハ直ニ當該水面調査區ノ分劃及調査ニ關スル手續ヲ定メ認可ヲ申請スヘシ

第三條 市町村ノ境界未定者ハ不明ノ場所又ハ入會ノ場所ハ關係

市町村長ノ協議ニ依リ調査區ノ境界ヲ定ムヘシ協議調ハサルト

キハ府縣知事之ヲ指定ス

第四條 府縣知事ハ管内ニ於ケル國勢調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

第五條 市町村長ハ調査區ノ番號、區域及各區擔當國勢調査員ノ氏

名並豫備國勢調査員ノ氏名ヲ告示スヘシ

特別調査水面區域ニ在リテハ府縣知事前項ノ告示ヲ爲スヘシ

第六條 國勢調査ノ申告ハ申告義務者國勢調査申告書用紙ヲ以テ

之ヲ爲スヘシ

前項ノ用紙ハ大正九年九月二十一日ヨリ同月三十日迄ノ間ニ於

テ國勢調査員之ヲ各世帯ニ配付ス

第七條 申告義務者前條第二項ノ期間内ニ國勢調査申告書用紙ノ

配付ヲ受ケサルトキハ當該區域ノ擔當國勢調査員又ハ所屬市町

村長ニ其ノ旨申出テ之カ交付ヲ受ケヘシ

第八條 申告義務者ハ大正九年十月一日午前八時迄ニ國勢調査申

告書ヲ作成シ國勢調査員ノ巡回ヲ待テ之ヲ提出スヘシ

第九條 大正九年十月一日午前零時ニ帝國版圖内ニ現在シタル者

何レノ世帯ニ於テモ申告セラレサリシコトヲ知りタルトキハ同

月四日迄ニ最寄市町村長又ハ國勢調査員ニ其ノ旨申出ツヘシ
第十條 國勢調査施行令第二十一條ノ規定ニ依リ別ニ調査手續ヲ定ムヘキモノ左ノ如シ

一 宮城、離宮、皇族ノ殿邸其ノ他之ニ準スヘキ箇所

二 外國ノ大使館、公使館及軍艦

三 陸海軍ノ部隊及艦船

四 司法大臣ノ管理ニ屬スル監獄

第十一條 國勢調査申告書ハ統計上ノ目的ニノミ使用シ如何ナル

場合ト雖之ヲ公表スルコトヲ得ス

第十二條 國勢調査ノ事務ニ從事シタル者ハ其ノ職務執行中知得

シタル個人ニ關スル事項ヲ故ナク他ニ漏洩スヘカラス

第十三條 府縣知事、部長及市町村長ハ管内ニ諭告シ共進會展覽會

各種ノ大會總會ノ開催團體旅行其ノ他國勢調査ニ際シ人口分布

ノ常態ヲ激變シ延テ調査ヲ阻害スルノ虞アル一切ノ行爲ヲ成ル

ヘテ避ケシムヘシ

第十四條 國勢調査ニ際シ調査ヲ忌避シ、申告ヲ拒ミ又ハ故意ニ不

實ノ申告ヲ爲シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又ハ科料ニ處ス申告

義務者ヲシテ申告ヲ爲スコトヲ得サラシメ又ハ不實ノ申告ヲ爲

サシメタル者亦同シ

第十五條 虛偽ノ風説ヲ流布シ又ハ偽計ヲ用井テ國勢調査ヲ妨ケ

タル者ハ百圓以下ノ罰金ニ處ス

第十七條 第十二條ノ規定ニ違反シタル者ハ三十圓以下ノ罰金又

ハ科料ニ處ス

第十七條 國勢調査施行令第二十條ノ規定ハ本令ニ之ヲ準用ス

國勢調査地方事務取扱規程

(大正八年五月二十八日
內閣勅令第二號)

第一章 府縣

第一條 府縣知事ハ府縣縣内ニ臨時國勢調査部ヲ設ケ管内ニ於ケル國勢調査ノ事務ヲ處理セシムヘシ

第二條 臨時國勢調査部ニハ部長一人副部長一人ヲ置キ部長ハ府縣内務部長ヲシテ之ニ當ラシメ副部長ハ府縣理事官中ヨリ府縣知事ノ命スヘシ

府縣知事ハ前項職員ノ外府縣官吏中ヨリ臨時國勢調査部員ヲ命シ部長ノ指揮ヲ承ケ部ノ事務ニ從事セシムヘシ

第三條 府縣知事ハ臨時國勢調査局長官ノ要求ニ應ジ臨時國勢調査部員職員三名ヲ臨時國勢調査局ニ派遣シ國勢調査事務ニ關スル協議ヲ爲サシムヘシ但シ内一名ハ部長又ハ副部長一名ハ統計事務ノ主任者タルコトヲ要ス

第四條 府縣知事ハ大正九年五月十五日以前ニ郡市長ヲ府縣廳ニ招集シ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ爲スヘシ

第五條 府縣知事市町村ノ調査區ノ設定ヲ認可シタルトキハ直ニ市町村別調査區數ヲ臨時國勢調査局長官ニ報告スヘシ

第六條 府縣知事ハ調査區ノ實況ニ適シ國勢調査員タルニ適當ナル者ヲ内申スヘシ

第七條 府縣ニ於テ調査事務ニ要スル印刷物及國勢調査員徽章並ニ郡市町村ニ要スル印刷物ノ準備ハ臨時國勢調査局長官之ヲ府縣知事ニ交付ス

第八條 府縣知事ハ郡市長ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ郡市長要計表及特別調査水面區域要計表ニ依リ府縣要計表ヲ作成シ府縣要計表及郡市要計表ハ郵便ニ依リ其ノ他ノ調査書類ハ適當ノ方法ニ依リ大正九年十二月十二日迄ニ臨時國勢調査局長官宛發送スヘシ

第九條 天災事變ノ爲國勢調査施行令第十六條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ府縣知事ハ直ニ其ノ旨臨時國勢調査局長官ニ電報スヘシ

第十條 府縣知事ハ調査ノ準備及實施ノ期間中適當ノ時期ニ於テ臨時國勢調査部員ヲ管内ニ派遣シ調査事務ノ指導監督ヲ爲サシムヘシ

第二章 郡

第十一條 郡長ハ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ受クル爲府縣知事ノ招集ニ應スヘシ

第十二條 郡長ハ大正九年五月三十一日迄ニ町村長ヲ郡役所ニ招集シ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ爲スヘシ

第十三條 郡町村ニ於テ調査事務ニ要スル印刷物及國勢調査員徽章ハ臨時國勢調査局長官ヨリ郡長ニ交付シ町村所要ノ分ハ郡長ヨリ更ニ町村長ニ交付スヘシ

第十四條 郡長ハ町村長ヨリ提出シタル調査書類ヲ檢査シ町村要計表ニ依リ郡要計表ヲ作成シ調査書類ト共ニ適當ノ方法ニ依リ之ヲ府縣知事ニ進達スヘシ

第十五條 天災事變ノ爲國勢調査施行令第十六條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ郡長ハ直ニ其ノ旨府縣知事ニ電報スヘシ

第十六條 郡長ハ調査ノ準備及實施ノ期間中適當ノ時期ニ於テ所屬官吏ヲ管内ニ派遣シ調査事務ノ指導監督ヲ爲サシムヘシ

第三章 市町村

第一節 總則

第十七條 市町村長ハ國勢調査員ヲ指揮監督シ市町村内ノ國勢調査ヲ執行ヲ管掌ス

第十八條 市長ハ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ受クル爲府縣知事ノ招集ニ應スヘシ

町村長ハ國勢調査事務ニ關スル指示ヲ受クル爲郡長ノ招集ニ應スヘシ

第十九條 國勢調査ニ關スル市町村長ノ職務ハ左ノ如シ

- 一 調査區ノ設定
 - 二 國勢調査員擔當區ノ指定
 - 三 國勢調査員ノ訓練及準備調査
 - 四 申告書用紙ノ交付
 - 五 申告書及照査表ノ檢査
 - 六 市町村要計表ノ作成、申告書及照査表ノ整理並提出
 - 七 以上ノ附帶事務
- 第二十條 市町村長ハ適當ノ方法ニ依リ管内ニ國勢調査ノ趣旨ノ普及ヲ圖ルヘシ

第二十一條 調査事務ニ要スル印刷物及國勢調査員徽章ハ市ニ在リテハ臨時國勢調査局長官ヨリ市長ニ、町村ニ在リテハ郡長ヨリ町村長ニ之ヲ交付ス

第二十二條 天災事變ノ爲國勢調査施行令第十六條ノ期間内ニ調査ヲ完了スルコト能ハサルトキハ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ直ニ其ノ旨報告スヘシ

第二節 調査區ノ設定

第二十三條 市町村長ハ左ノ各號ニ依リ管内ヲ分割シテ調査區ヲ

設定シ大正九年六月十五日迄ニ府縣知事ノ認可ヲ申請スヘシ

一 調査區ハ一調査員一日中ニ區内各世帯ニ申告書用紙ノ配付

又ハ申告書ノ蒐集ヲ完結シ得ルヲ程度トシ大要左ノ標準ニ

依ルコト

市町村ノ人口

一調査員平均
愛持世帯數

人口十萬以上

一〇〇

同 五萬以上

一〇〇

同 三萬以上

八〇

同 一萬以上

六〇

同 二萬未滿

五〇

二 調査區ノ區域ハ成ルヘク大字小字等地理上獨立ノ帶呼ヲ有

スル區域ニ依リ之ニ依リ雖キトキハ山岳、丘陵、河川、溝渠、道

路、鐵道、電信電話線等判明ナルモノヲ以テ境界トスルコト

三 多數ノ人員集合住居スル官公私ノ場屋例ヘハ寄宿舎、病院、

旅店、下宿屋等ノ存在スル場所ハ第一號ノ標準世帯數ニ拘ラ

ス其ノ人員ニ應シテ調査區ヲ設定スルコト

四 特別ノ事情アリ分割セサルヲ便トスル場合ニ於テハ一町村

ヲ以テ一調査區トスルコト

第二十四條 市町村長調査區ヲ設定スルニハ其ノ市町村ノ區域ニ

關スル陸上及水面ニ重複脫漏ナキヲ期スヘシ

第二十五條 調査區設定ノ認可申請書ニハ調査區ノ番號、區域、世

帯概數及人口概數ヲ記シ調査區ニ分割シタル市町村略圖ヲ添附

スヘシ

町村組合ニ在リテハ調査區番號ハ其ノ一町村毎ニ一號ヨリ始ム

ヘシ

第三節 國勢調査員擔當區ノ指定

第二十六條 一調査區ノ調査ハ一人ノ國勢調査員之ヲ擔當スルモ

ノトス

第二十七條 國勢調査員ノ任命アリタルトキハ市町村長ハ各國勢

調査員ノ擔當調査區ヲ定メ辭令書及徽章ニ照査表ヲ添ヘ大正九

年七月三十一日迄ニ之ヲ本人ニ交付スヘシ但シ調査區ヲ擔當セ

シメサル國勢調査員ニハ照査表ヲ交付セス豫備員タル旨ヲ通知

スヘシ

第二十八條 國勢調査員ニ交付スヘキ照査表ハ一人ニ付二通トシ

市町村長ハ豫メ各通指定ノ箇所ニ府縣郡市町村役所役場名、調査

區番號、國勢調査員氏名、調査區區域ヲ記入シ役所役場名ノ下ニ

其ノ印ヲ押捺スヘシ

第二十九條 國勢調査員疾病其ノ他已ムヲ得サル事故ノ爲調査ニ

從事シ難キトキハ市町村長ハ直ニ豫備員中ヨリ之ニ代ラシメ其ノ旨告示スヘシ

前項ノ場合ニ於テハ市町村長ハ照査表其ノ他一切ノ印刷物及書類ヲ回收シ國勢調査員ノ氏名ヲ書換ヘ新當國勢調査員ニ交付スヘシ

第四節 國勢調査員ノ訓練及準備調査

第三十條 市町村長ハ國勢調査員ノ擔當調査區ヲ指定シタル後速ニ國勢調査員ヲ招集シ國勢調査員心得、照査表用紙、申告書用紙及申告書記入心得各一通ヲ交付シ且國勢調査員ノ心得ヘキ要項ヲ指示スヘシ

第三十一條 市町村長ハ適當ノ時期ニ於テ國勢調査員ヲ招集シ調査事務ノ研究又ハ協議ヲ爲サシムヘシ

第三十二條 市町村長ハ國勢調査員ノ職務上ノ參考トナルヘキ地圖其ノ他ノ書類ヲ國勢調査員ニ示スヘシ

第三十三條 市町村長ハ調査期日ニ先チ期間ヲ定メ國勢調査員ヲシテ擔當調査區ノ各世帯ニ就キ準備調査ヲ爲サシムヘシ

第三十四條 市町村長ハ準備調査執行ニ必要ナル世帯番號札ヲ調製シ國勢調査員ニ交付スヘシ

前項世帯番號札ノ品質形狀ハ市町村長適當之ヲ定ムヘシ

第五節 申告書用紙ノ交付

第三十五條 國勢調査員準備調査ヲ終リ照査表ヲ提示シタルトキハ市町村長ハ検査ノ上之ヲ選付スルト同時ニ各世帯ニ配付スヘキ申告書用紙ヲ國勢調査員ニ交付スヘシ

申告書用紙ノ枚數ハ照査表ニ記入アル世帯數ニ百分ノ十ノ豫備ヲ加ヘタルモノトス

第三十六條 市町村長前條ノ交付ヲ終リタルトキハ交付總數及殘餘ノ數ヲ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ速ニ報告スヘシ

殘餘ナキトキ又ハ殘餘アルモ交付總數ノ百分ノ五ニ滿タサルトキハ其ノ旨併セテ報告スヘシ

第三十七條 申告書用紙ノ交付ニ際シ不足ヲ生シタルトキハ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ請求シテ其ノ補給ヲ受ケ速ニ之ヲ國勢調査員ニ交付スヘシ

第三十八條 世帯又ハ世帯員増加ノ爲申告書用紙ニ不足ヲ生シ國勢調査員ヨリ補給ノ請求アリタルトキハ市町村長ハ豫備ノ中ヨリ之ヲ交付スヘシ

市町村長ノ有スル豫備數交付總數ノ百分ノ五ヲ下リタルトキハ之ヲ補給ヲ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ請求スヘシ

豫備數缺乏セル場合ニ於テ即時補給ヲ要スルトキハ市町村長ハ國勢調査員ノ有スル豫備ノ中ヨリ回收シテ之ヲ交付スヘシ

第三十九條 國勢調査員ニ交付スル申告書用紙ニハ指定ノ箇所ニ

國勢區番號及府縣部市町村名ヲ記入スヘシ

前條第三項ノ規定ニ依リ申告書用紙ヲ國勢調査員ヨリ回收シテ
交付スル場合ニハ調査區番號其ノ他ニ必要ナル訂正ヲ爲スヘシ

第六節 申告書及照査表ノ検査

第四十條 國勢調査員準備調査後照査表ヲ提示シタルトキハ市
町村長ハ其ノ調査ノ成績ヲ検査スヘシ

前項検査ノ結果調査ニ重複、脱漏又ハ謬誤ノ疑アルトキハ市町村
長ハ之ヲ國勢調査員ニ覽シ照査表ノ訂正ヲ命シ必要ト認ムルト
キハ再調査ヲ命スヘシ

第四十一條 國勢調査員申告書ノ蒐集ヲ終リ申告書、照査表及照査
表寫ヲ提出シタルトキハ市町村長ハ之ヲ検査スヘシ

第四十二條 前條検査ノ結果申告書又ハ照査表及照査表寫ノ記入
ニ謬誤脱漏アルコトヲ發見シタルトキハ市町村長ハ國勢調査員
ヲシテ之ヲ訂正セシムヘシ

申告書記入ノ文字不明ナルトキハ國勢調査員ヲシテ淨寫セシメ
申告義務者氏名ノ次ニ「國勢調査員何某淨寫」ト記入シ原書左上
部ニ「淨寫濟原書」ト附記セシムヘシ

第四十三條 市町村長ハ調査ノ結果調査員ノ世帯アリト認メタル
トキハ國勢調査員ヲシテ之ヲ調査ヲ爲サシメ既ニ調査ヲ經タル
世帯ニ關シ必要ト認メタルトキハ再調査ヲ爲サシムヘシ

第四十四條 市町村長ハ申告書、照査表及照査表寫ノ検査訂正ヲ終
リタルトキハ照査表及照査表寫ノ末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印
スヘシ

第七節 市町村要計表ノ作成、申告書及照査表ノ整理

並提出

第四十五條 市町村長前數條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村要計
表ニ通テ作成スヘシ但シ町村組合ニ在リテハ其ノ一町村毎ニ之
ヲ作成スヘシ

市町村要計表ノ作成ハ市町村要計表用紙ヲ用非調査區番號ノ順
序ニ從ヒ照査表ニ依リ一調査區毎ニ調査區番號、申告書ノ通數及
人員實數ヲ記入シ次ニ其ノ合計ヲ算出記入スルモノトス但シ用
紙三枚以上ヲ用非タルトキハ合計ハ之ヲ一枚毎ニ總計ハ之ヲ最
終ノ用紙ニ記入シ且各用紙指定ノ箇所ニ順次其ノ枚數及號數ヲ
記入スヘシ

前項ノ場合ニ於テ照査表ニ依リ記入シタル數字ハ必ス照査表ニ
對照シ且合計及總計ハ更ニ檢算スヘシ

第四十六條 市町村長前條ノ手續ヲ終リタルトキハ市町村要計表
末尾ニ日附ヲ記入シ記名捺印スヘシ但シ用紙二枚以上ヲ用非タ
ルトキハ最終ノ用紙ニ日附ヲ記入シ記名捺印スヘシ

第四十七條 市町村長市町村要計表ノ作成ヲ終リタルトキハ左ノ

手續ヲ爲スヘシ

- 一 各調査區ノ申告書ヲ 照査表ニ對照シ通數枚數ヲ檢査シ申告書番號順ニ重ネ一調査區毎ニ一括トシ更ニ其ノ各括ヲ市町村要計表ニ對照シ 調査區番號順ニ重ネ市町村全部ヲ一括トスルコト但シ一市町村分ヲ一括ト爲シ難キ場合ハ便宜分割シ「何市町村何括ノ内第何號」ト記入セル札ヲ附シ且市町村要計表欄外ニ其ノ括數ヲ記スヘシ
- 二 照査表ヲ 調査區番號順ニ重ネ市町村要計表一通ヲ添ヘ一綴トスルコト
- 三 照査表寫ヲ 調査區番號順ニ重ネ市町村要計表ノ他ノ一通ヲ添ヘ一綴トスルコト
- 四 國勢調査員ノ淨寫シタル申告書アルトキハ淨寫ノ分ヲ括中ニ入レ原書ハ之ヲ除キ置クコト

第四十八條 市町村長ハ府縣知事ノ定メタル期日迄ニ申告書括並市町村要計表照査表綴ヲ取纏メ市長ハ府縣知事ニ、町村長ハ郡長ニ之ヲ提出スヘシ

前條第三號ノ市町村要計表照査表寫綴及同條第四號ノ原書ハ次同國勢調査ノ時期迄市町村長之ヲ保存スヘシ

第四十九條 市町村長ハ進達調査書類ノ紛失毀損ヲ防ク爲其ノ發送ニ際シ特ニ包裝及遞送ノ方法ニ注意スヘシ

第五十條 市町村長ハ調査書類提出後ト雖該書類ノ記入事項ニ關シ監督官廳ヨリ照會アリタルトキハ保存書類ニ依リ又ハ國勢調査員タリシ者ニ質シ若ハ實地ニ就キ調査シ速ニ答申スヘシ

補則

本規程中府縣府縣知事ニ關スル規定ハ北海道ニ在リテハ北海道廳北海道廳長官ニ、郡郡長市町村市町村長ニ關スル規定ハ郡制市制町村制ヲ施行セサル地ニ在リテハ之ニ相當スル地區吏員ニ、郡郡長市市長ニ關スル規定ハ市制第六條及第八十二條ノ市ニ在リテハ市市長區區長ニ之ヲ準用ス

數へ年、生年對照表

十一歲	十歲	九歲	八歲	七歲	六歲	五歲	四歲	三歲	二歲	一歲	數へ年
庚 <small>かのえ</small>	辛 <small>かのと</small>	壬 <small>かのひ</small>	癸 <small>かのひ</small>	甲 <small>きのえ</small>	乙 <small>きのと</small>	丙 <small>ひのえ</small>	丁 <small>ひのと</small>	戊 <small>つちのえ</small>	己 <small>つちのと</small>	庚 <small>かのえ</small>	干支
戊 <small>いぢ</small>	亥 <small>いの</small>	子 <small>ね</small>	丑 <small>うし</small>	寅 <small>とら</small>	卯 <small>う</small>	辰 <small>たつ</small>	巳 <small>み</small>	午 <small>うま</small>	未 <small>みづひ</small>	申 <small>さる</small>	生年
明治四十三年	明治四十四年	大正元年	大正二年	大正三年	大正四年	大正五年	大正六年	大正七年	大正八年	大正九年	年
二十二歲	二十一歲	二十歲	十九歲	十八歲	十七歲	十六歲	十五歲	十四歲	十三歲	十二歲	數へ年
己 <small>つちのえ</small>	庚 <small>かのと</small>	辛 <small>かのひ</small>	壬 <small>かのひ</small>	癸 <small>きのえ</small>	甲 <small>きのと</small>	乙 <small>ひのえ</small>	丙 <small>ひのと</small>	丁 <small>つちのえ</small>	戊 <small>つちのと</small>	己 <small>つちのえ</small>	干支
亥 <small>いの</small>	子 <small>ね</small>	丑 <small>うし</small>	寅 <small>とら</small>	卯 <small>う</small>	辰 <small>たつ</small>	巳 <small>み</small>	午 <small>うま</small>	未 <small>みづひ</small>	申 <small>さる</small>	酉 <small>とり</small>	生年
明治三十二年	明治三十三年	明治三十四年	明治三十五年	明治三十六年	明治三十七年	明治三十八年	明治三十九年	明治四十年	明治四十一年	明治四十二年	年
三十三歲	三十二歲	三十一歲	三十歲	二十九歲	二十八歲	二十七歲	二十六歲	二十五歲	二十四歲	二十三歲	數へ年
戊 <small>いぢ</small>	己 <small>つちのえ</small>	庚 <small>かのと</small>	辛 <small>かのひ</small>	壬 <small>かのひ</small>	癸 <small>きのえ</small>	甲 <small>きのと</small>	乙 <small>ひのえ</small>	丙 <small>ひのと</small>	丁 <small>つちのえ</small>	戊 <small>つちのと</small>	干支
子 <small>ね</small>	丑 <small>うし</small>	寅 <small>とら</small>	卯 <small>う</small>	辰 <small>たつ</small>	巳 <small>み</small>	午 <small>うま</small>	未 <small>みづひ</small>	申 <small>さる</small>	酉 <small>とり</small>	戌 <small>いぬ</small>	生年
明治二十一年	明治二十二年	明治二十三年	明治二十四年	明治二十五年	明治二十六年	明治二十七年	明治二十八年	明治二十九年	明治三十年	明治三十一年	年

四十七歲	四十六歲	四十五歲	四十四歲	四十三歲	四十二歲	四十一歲	四十歲	三十九歲	三十八歲	三十七歲	三十六歲	三十五歲	三十四歲
甲戌	乙亥	丙子	丁丑	戊寅	己卯	庚辰	辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥
明治七年	明治八年	明治九年	明治十年	明治十一年	明治十二年	明治十三年	明治十四年	明治十五年	明治十六年	明治十七年	明治十八年	明治十九年	明治二十年
六十一歲	六十歲	五十九歲	五十八歲	五十七歲	五十六歲	五十五歲	五十四歲	五十三歲	五十二歲	五十一歲	五十歲	四十九歲	四十八歲
庚申	辛酉	壬戌	癸亥	甲子	乙丑	丙寅	丁卯	戊辰	己巳	庚午	辛未	壬申	癸酉
萬延元年	文久元年	文久二年	文久三年	元治元年	慶應元年	慶應二年	慶應三年	明治元年	明治二年	明治三年	明治四年	明治五年	明治六年
七十五歲	七十四歲	七十三歲	七十二歲	七十一歲	七十歲	六十九歲	六十八歲	六十七歲	六十六歲	六十五歲	六十四歲	六十三歲	六十二歲
丙午	丁未	戊申	己酉	庚戌	辛亥	壬子	癸丑	甲寅	乙卯	丙辰	丁巳	戊午	己未
弘化三年	弘化四年	嘉永元年	嘉永二年	嘉永三年	嘉永四年	嘉永五年	嘉永六年	安政元年	安政二年	安政三年	安政四年	安政五年	安政六年

八十九歲	八十八歲	八十七歲	八十六歲	八十五歲	八十四歲	八十三歲	八十二歲	八十一歲	八十歲	七十九歲	七十八歲	七十七歲	七十六歲
壬辰	癸巳	甲午	乙未	丙申	丁酉	戊戌	己亥	庚子	辛丑	壬寅	癸卯	甲辰	乙巳
天保三年	天保四年	天保五年	天保六年	天保七年	天保八年	天保九年	天保十年	天保十一年	天保十二年	天保十三年	天保十四年	弘化元年	弘化二年
			百歲	九十九歲	九十八歲	九十七歲	九十六歲	九十五歲	九十四歲	九十三歲	九十二歲	九十一歲	九十歲
			辛巳	壬午	癸未	甲申	乙酉	丙戌	丁亥	戊子	己丑	庚寅	辛卯
			文政四年	文政五年	文政六年	文政七年	文政八年	文政九年	文政十年	文政十一年	文政十二年	天保元年	天保二年



國勢調査申告書記入方法及
國勢調査方法ニ關スル質疑解答

(各府縣ヨリ質問ニ對スル臨時國勢調査局ノ解答寫)

目次

- 一、世帯
 - 一、世帯主及申告義務者
 - 一、記入ノ範圍
 - 一、氏名
 - 一、世帯ニ於ケル地位
 - 一、男女ノ別
 - 一、出生ノ年月日
 - 一、配偶ノ關係
 - 一、職業及職業上ノ地位
 - 一、出生地
 - 一、民籍別又ハ國籍別
 - 一、不在ノ世帯主
 - 一、一般記入ニ關スルモノ
-
- 一、申告書欄外記入ニ關スルモノ
 - 一、記入訂正ニ關スルモノ
 - 一、國勢調査員ニ關スルモノ
 - 一、施行細則第九條ニ依リ處理スヘキモノ
 - 一、乞食浮浪人等ノ調査ニ關スルモノ
 - 一、天災事變ニ關スルモノ
 - 一、水面調査ニ關スルモノ
 - 一、雜類

世 帯

一、問 旅店下宿屋ノ場合ハ自家ノ家族雇人等ヲ記載シタル次ニ寄宿人、宿泊人等ヲ記載スヘキ義ナルヤ又ハ自家ノモノトハ別記ニ寄宿人、宿泊人ノミヲ申告スル意味ナルヤ

答 旅店、下宿屋ノ家族雇人ハ營業主ト共ニ之ヲ一普通世帯トシ宿泊人、下宿人ハ之ヲ一準世帯トシ各別ノ申告書ヲ作成スルコト(三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帯ノ項第七號參照)

二、問 左記ノ場合ハ之ヲ一世帯ト看做シ可然哉

(イ) 調査日時現在市町村内ノ假小屋ニ行旅病人一人アル場合

(ロ) 調査ノ日時現在市町村内ノ或ル箇所ニ數人ノ浮浪人カ野宿セル場合

(ハ) (ロ)ノ場合ハ普通世帯ナルヤ又ハ準世帯トシテ扱フモノナルヤ

答 (イ)ノ場合行旅病人收容所タル假小屋ナラバ一ノ準世帯トシ然ラサル場合ハ一ノ普通世帯トスルコト

(ロ)ノ場合ハ一ノ準世帯ト看做シ取扱フコト

三、問 元家族中戸籍上分家シタルモ現在本家ニ家族ト共ニ同居シ家計ヲ共ニヒル者ニ付テハ如

何ニ記入スヘキヤ

答 本家ノ世帯ニ屬スル者ナルカ故ニ本家ノ申告書ニ記入スルコト

四、問 別ニ住居ヲ有スル者ハ一世帯トスノ程度範圍

同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ在ル家族親族互ニ分房シテ各別ニ家計ヲ立ツルモノ又ハ家計(炊爨)ヲ共ニスルモノハ各別世帯ト見做スヘキヤ

答 同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ在ル家族分房(住居ヲ別ニスルコト)シテ各別ニ家計ヲ立ツル者ハ各一世帯ナリ又家計ヲ共ニスルモ別ニ住居ヲ有スルモノハ各一世帯ナリ但シ同一構内又ハ一棟ノ家屋内ニ於テ單ニ居室ヲ異ニスルカ如キハ各別ノ世帯ニ非ス

五、問 別ニ家計ヲ立ツルモノハ一世帯トスノ程度範圍

家計トハ炊爨ヲ共ニスルモノト解釋スレバ準世帯ノ寄宿人下宿人モ亦普通世帯ノ一員トナルニ非スヤ

又經濟ヲ共ニスルモノト解釋スレハ一家族中ト雖經濟ヲ異ニスルモノハ全部別世帯トナルニ非スヤ

答 家計トハ家事經濟ノ謂ニシテ必スシモ炊爨ヲ指スニ非ス旅店、下宿屋等ハ器械的ニ之ヲ準世帯ト定メタルモノナリ

一 家族中ト雖モ全然家事經濟ヲ異ニスルモノハ別ノ世帯ナリ

六、問 煉瓦製造販賣業タル某煉瓦株式會社所有ノ運送船中運般夫タル世帯主及妻子ハ其ノ船内

ニ居住シ主人ノ母ハ老年ナルカ故陸上ノ家屋ニ起臥セシメ飲食物ハ船中ヨリ供給スルモノアリ是等同一調査區同一家計ナル場合ハ合シテ一世帯ト見做シ申告セシムヘキヤ又ハ老母ノ方ハ世帯主不在ノ例ニ準シ別ニ申告セシムヘキヤ

答 船内ト陸上トニ別箇ノ居住アリト認めラル、程度ノモノナルトキハ各別ノ世帯ニシテ單ニ一方ノ居住ノ延長ト認めヘキ程度ノモノナルトキハ一ノ世帯ナリ

別箇ノ世帯ナル場合ニハ老母ヲ一方ノ世帯主ナリ

七、問 住居ヲ有スルモノニシテ其ノ住宅以外ニ別ニ工場ヲ有スル者アリ業主、雇人等ハ常ニ工

場ニ在リテ職業ニ従事シ業主ハ住宅ニテ起臥飲食ヲ爲スヲ例トスルモ獨リ雇人ニ在リテハ住宅ニテ飲食ヲ爲スモ工場ニテ起臥スルヲ常トセリ此ノ如キ場合ニ於テハ雇人ハ工場ニテ起臥セルモ常ニ飲食ノタメ住宅ニ往來セルモノナルヲ以テ右等ハ十月一日午前零時ノ現在ニ於テハ他ノ者カ宿直等ノ爲世帯ナキ場所ニ在リタル者ノ例ニ準シ其住宅ニ歸ルヘキモノト看做シ調査スヘキモノナルヤ

答 單ニ寢室ガ工場内ニ在ルニ過キサル故業主ノ世帯員トシテ記入スルコト

八、問 同一人ガ住居ト家計トヲ異ニスル場合ハ各一世帯トスベキヤ假令ハ或ル工場ノ使用人ガ常ニ工場ニ於テ起臥シ食事ハ工場主ノ家庭ニ於テ爲ス場合ノ如シ

答 單ニ寢室カ工場内ニ在ルニ過キサレ故工場主ノ世帯員トシテ記入スルコト

九、問 某料理店(甲調査區)ノ女中ニシテ乙調査區内他家ノ一間ヲ借り受ケ飲食ハ主人方ニテナシ毎夜午前一時頃歸リ單ニ起臥ノミヲ爲ス者ハ雇人トシテ料理店主ヨリ申告スベキヤ又ハ單獨普通世帯トシテ女中ヨリ申告スベキモノナルヤ

答 十月一日午前零時ニ主人ノ世帯ニ在ル者ハ別ニ自己ノ世帯ノ有無ニ拘ラス主人ノ世帯ニ於テ申告スベキハ勿論ナリ

一〇、問 十月一日午前零時藝妓寄宿所(藝妓ヲ合宿セシムヘキ縣ノ定)ニ在リ日出後抱主ノ家ニ歸リタル藝妓ハ同寄宿所ニ於テ準世帯ノ形式ヲ以テ申告スヘキヤ又抱主ニ於テ世帯ノ一人トシテ申告スヘキヤ

答 單ニ寢室カ藝妓寄宿所ニ在ルニ過キサレモノナルトキハ抱主ノ世帯員トシテ記入スルコト

一一、問 貸座敷、置屋ニ在ル娼妓藝妓ハ之ヲ營業主又ハ其ノ他ノ世帯主ノ世帯ニ屬スルモノトシ遊客ハ之ヲ準世帯トシテ取扱ヒ可然ヤ

答 然リ

一一、問 下宿屋ニアラサル家ニ寄宿セル官吏ノ如キモノハ單身者ト雖モ一世帯トシテ調査シ學
生ノ如キモノハ來客ノ例ニ準シ其世帯中ニ加ヘ記入スヘキカ

答 下宿屋ニ非サル家ニ寄宿スル者ハ官吏タルト學生タルトヲ問ハス其ノ世帯ノ一員トスル
コト

一二、問 患者ヲ收容スル醫院ハ下宿業ト同様普通世帯ト準世帯ト二通ノ申告書ヲ要スル義ナル
ヤ而シテ事務員藥劑師看護婦等ハ普通世帯ニ記入シテ可ナリヤ

右醫院内ノ一室ヲ借り受ケ患者ノ家族付添人トシテ患者ト共ニ自炊スル者ハ準世帯トシテ可
ナルヤ又ハ普通世帯ナルヤ

答 病室ヲ有シ患者ヲ收容スル醫院ニ在リテハ患者及付添人等ヲ一ノ準世帯トシ醫師ノ雇人
ナル事務員藥劑師看護婦等ハ醫師ノ世帯ノ一員トスルコト

後段ノ場合ハ準世帯トシテ取扱フコト

一四、問 旅店ニ於テ一時的ニ間借自炊ヲ爲ス者ハ準世帯トスルヤ又ハ普通世帯トスルヤ

答 明ニ普通世帯アリト認ムヘキモノハ一時的ト雖準世帯ニ屬セサル別ノ世帯トスルコト
(三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帯ノ項第九號參照)

一五、問 統計主任會議ニ示サレタル所ニ依レハ施行令第三條第五項ノ下宿屋ハ所謂下宿營業者

トシテ許可ヲ受ケタルモノノミヲ指稱セルモノナルモ調査上一一許可ノ有無ヲ調フルトキハ自然調査ヲ忌避スルノ傾向ヲ生スルノ虞ナシトセス故ニ右施行令ノ下宿屋トハ許可ノ有無ニ抱ラズ即チ素人下宿モ包含スルモノトシテ取扱ヒ得サルヤ

答 公然下宿屋ト稱スルモノハ許可ノ有無ヲ調フル必要ナシ素人下宿ハ下宿屋ニ非ス

一六、問 三月五日官報彙報欄申告書記入心得、世帯ノ項第十一ニ「素人下宿ノ下宿人ハ別ノ準世帯トシナイ」トアリ左ノ場合ハ如何ニスヘキカ

一、甲ナル者乙ナル家ノ一室ヲ借り受ケ其ノ家ヨリ賄ヲ受ケ月月一定ノ對價ヲ支拂フトキ（所謂素人下宿ノ下宿人）ハ乙ナル普通世帯ノ一員即チ同居人トナスヘキカ又ハ家計ヲ別ニスル者ト認メ別箇ノ普通世帯トナスヘキカ

答 素人下宿ノ下宿人ハ其ノ普通世帯ノ一員トシテ記入スヘキモノニシテ別箇ノ世帯トセサルコト

一七、問 温泉場ノ自炊浴客ハ普通世帯トスルカ

答 明ニ普通世帯ト認メラル、モノ、外ハ温泉場ノ準世帯員トスルコト

一八、問 病院内病室ニ於テ病人以外ニ家族全部同宿シ自炊シ居ルモノハ普通世帯トスルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

一九、問 病院付添看護人病室ニ於テ自炊シ居ルモノハ普通世帯トスルカ

答 病院ノ準世帯員トシテ取扱フコト

二〇、問 寄宿舎、病室、行旅病人收容所合宿所ノ類ハ一校、一病院、一收容所又ハ一會社ニ屬スル毎ニ一ノ準世帯ヲ構成スルモノニシテ一棟、一構内又ハ一室毎ニ一ノ準世帯ヲ爲スモノニアラスト認ムレトモ爲念意見承知シタシ

答 同一構内ニ於テハ棟數ノ如何ヲ問ハス寄宿舎、病院、收容所、合宿所等種類名稱ヲ異ニスル毎ニ一ノ準世帯トスルコト

二一、準世帯ノ一場屋ノ意義ニ關シ例ヘハ一構内ニ寄宿舎五ヶ所アリ五ヶ所共管理者アル場合ハ一ヶ所一世帯トナスヘキカ將タ一構内ヲ一世帯トナスヘキカ

答 同一構内ニ於テハ棟數ノ如何管理者ノ員數ニ拘ハラス種類名稱ヲ異ニスル毎ニ一ノ準世帯トスルコト

二二、問 病院勤務ノ事務員、受付、門番等ノ係員カ病院内ニテ起臥飲食シツ、アル場合ニ於テハ申告書記入心得(世帯ニ於ケル地位ノ二)ニ依リ申告スヘキモノナルモ若シ係員等自己ノ計算ニテ(數人共同自炊)飲食スル者アル場合ハ別ニ申告スヘキモノナルヤ

答 事務員、受付、門番等ノ係員カ病院ノ準世帯ニ屬スル場合ハ病院ノ申告書記入セラル

ヘキハ勿論ニシテ其ノ世帯ニ於ケル地位ノ記入方ハ申告書用紙世帯ニ於ケル地位ノ二ニ依ルモノナリ、然レトモ係員等カ別ニ附屬建物等ニ於テ共同自炊スル者ハ別箇ノ準世帯トシ別ノ申告書ヲ作成スヘキモノトス

二三、問 準世帯(旅宿業)ニ於ケル宿泊人ニ付テハ營業者ノ家族ト各別紙ニ調査記入スヘキモノナルヤ

答 旅店ノ宿泊人ハ合シテ一ノ準世帯ヲ爲シ營業者及其ノ家族雇人等ハ一ノ普通世帯ヲ成スヲ以テ兩者各別ニ申告書ヲ作成スルコト(三月五日官報彙報欄申告書記入心得ノ世帯項第七號參照)

二四、問 貧民又ハ孤兒等ヲ收容シ慈善的事業ヲ營ム者ノ業主及家族ハ普通世帯トシテ可ナルモ被收容者ハ如何ニ取扱フヘキヤ

答 被收容者ノ一團ヲ一ノ準世帯トスルコト

二五、問 旅店、下宿屋等ニテハ營業ノ主人及其ノ家族雇人等ノ集リハ一ノ普通世帯トシテ(官報彙報世帯ノ七)申告スヘキモノ、如ク又宿泊人、下宿人ノ次ニ事務員雇人等ヲ記入スルモノナルガ如ク(官報彙報氏名ノ二)(同上世帯ニ於ケル地位ノ二)モ解セラル事務員、雇人ハ何レニ記入スヘキヤ(官報彙報世帯説明ノ二)ト氏名ノ二世帯地位ノ二ト牴觸スルカ如ク解セラ

レ)

答 官報彙報欄申告書記入心得第七號ハ旅店、下宿屋等ノ雇人等ハ營業主其ノ家族ト共ニ一ノ普通世帯ヲ成スモノナルコトヲ示シ同氏名ノ第二號ハ寄宿舎、病院ノ事務員雇人等ニシテ他ノ世帯ニ屬セス寄宿舎、病院等ノ準世帯ニ屬スルモノアル場合ニ於ケル記入ノ順位ヲ示シタルモノナリ

二六、問 施行令第三條ノ船舶ト調査員心得第十條及第廿條ノ舟筏トハ同意義ト解シ差支ナキヤ
答 國勢調査施行令第三條ノ船舶ハ大型ノ船舶ニシテ準世帯ノ存スルモノヲ想像シ國勢調査員心得第十條及第二十條ノ舟筏ハ普通世帯ノ存スル小舟ノ類ヲ想像シ用語ヲ區別シタルモノナリ

二七、問 貸座敷、料理店ニ於テ申告スルトスレハ準世帯ノ一員トスヘキヤ普通世帯ノ一時宿泊人トスヘキヤ
答 貸座敷、料理店ニ於ケル營業上ノ客ノ類ハ之ヲ一切準世帯トスルコト

二八、問 乞食等事實橋下其ノ他ニ居住シ居タルトキ右ヲ準世帯又ハ普通世帯トシテ番號札ヲ貼付スヘキモノナリヤ又ハ番號札ヲ貼付シタルモノトシテ取扱フヘキモノナリヤ
答 居住スト認ムヘキ所ニハ世帯番號札ヲ貼付スルコト

二九、問 獨身者ニシテ一定ノ世帯ヲ有セズ本業ハ町村書記ニシテ副業トシテ銀行ノ宿直ヲナス
モノアリ然シテ銀行ニ一夜役場ニ一夜ト交互宿直ヲ爲シアリ何レヨリ申告スヘキヤ

答 調査ノ當夜宿直シタル場處ニ世帯アリタルトキハ其ノ世帯ノ一員トシテ申告シ世帯ナキ
トキハ宿直シタル場處ニ單獨ノ世帯アルモノトシテ申告スルコト

世帯主及申告義務者

一、問 獨身ニテ目下現役軍人トシテ常時隊内ニ起臥スルモノアリ而シテ其ノ留守宅ハ雇人ヲシテナサシメツ、アリ此場合雇人ハ申告義務者トシテ申告スヘキモノナランモ若シ右現役軍人カ偶々調査ノ時期ニ休暇歸宅(九月三十日歸宅十月一日午後歸營)シタリトセハ世帯主トシテ軍人ヨリ申告スヘキモノナルヤ

答 此ノ場合ハ主人ノ世帯ノナクシテ雇人ノ世帯アリト認メラル、カ故ニ偶々歸宅シタル軍人ハ雇人ノ世帯ノ來客ナリ

二、問 世帯主ハ戸主ニ限ラス世帯ヲ主宰スル者トノ事ナラハ他家ニ在ル親族(又ハ他人)ニヨリ管理サル、遺産ニヨリ起居通學シ居ル未成年者ハ「主人」ト記入スヘキモノニアラサルカ

答 未成年者ニシテ財産ヲ自ラ管理セサル者ト雖其世帯内ノ最高權力者ナル時ハ世帯主ナリ

三、問 戸主ハ全ク幼弱者ニシテ父母共ニ無ク(又ハ禁治産者ニシテ)後見人アルモ住居ヲ別ニシ其ノ世帯内ニハ他ニ親族關係者ナク雇人ノミニシテ其ノ番頭後見人ノ指揮監督ヲ受ケ經營セル商店アルトキ其ノ世帯主、申告義務者ハ何人トナスヘキヤ又世帯ニ於ケル地位其ノ他ノ記載例ニサレタシ

答 此ノ場合ハ幼弱者ナリト雖世帯主ニシテ申告義務者ナリ

四、問 全ク居所ヲ別ニスルモ親族(又ハ他人)ノ保護ノミニヨリ起居通學シ居ル者ハ親族ノ世帯中ニ掲上セラルヘキモノナリヤ或ハ被保護者ヨリ右親族ノ者ヲ不在世帯主欄ニ記入スルモノナリヤ若シ後段ニ據ルトセハ被保護者ノ世帯上ノ地位ハ如何ニ記入スヘキヤ或ハ右ノ場合ニ於テモ全ク被保護者ヲ單ニ「主人」トシテ記入スヘキヤ

答 親族又ハ他人ノ保護ヲ受クルト雖被保護者カ明ニ別箇ノ世帯ヲ成スト認ムヘキ場合ハ被保護者カ世帯主ナリ

五、問 樺太廳訓令世帯票記入心得第一項普通世帯主中「一棟家屋内ニ在ル親族互ニ分房シテ各別ニ家計ヲ立ツルモノハ飲食ヲ共ニスルト否トヲ問ハス一房毎ニ一世帯トス」トアリ此ノ場合ニ於テハ別世帯ト認ムヘキ親族ハ各其ノ世帯主又ハ世帯ノ管理者ヲ申告義務者ト認メ可然哉尙ホ別世帯ナル親族ヲ有スル本件ノ如キ場屋ニ對シテハ其ノ世帯數ニ應シ數枚ノ世帯番號札ヲ其ノ門戸ニ貼付スヘキノ處(自第何號至第何號)ト記載シ一枚ノ世帯番號札ニ省略シ差支ナキヤ

答 一棟ノ家屋内ト雖明ニ數箇ノ世帯アリト認ムヘキ場合ハ各世帯毎ニ其ノ世帯主又ハ管理者カ申告義務者ナリ

世帯番號札ハ門戸ノ如キ同一ノ箇所ニ貼付スル場合ト雖世帯數ニ相當スル各別ノ札ヲ貼付スルコト要ス

六、問 世帯主カ假令ハ漁業ノ爲メ出漁シ調査時刻ニ其ノ家ニ在ラス且十月一日午前八時迄ニ歸宅セサルモ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキトキハ申告ハ其世帯主ヨリスヘキカ又ハ世帯ノ管理者ヨリスヘキカ

答 世帯主ノ名義ニテ管理者ヨリ申告スルコト但シ此ノ場合世帯主ハ記入ノ範圍(ろ)ニ當ルモノナルカ故ニ氏名欄初筆ニ記入シ不在ノ世帯主ノ箇所ニ記入セサル様注意スヘシ

七、問 記入ノ範圍(ろ)ニ當ル者午前八時ニ歸ラス而モ其者カ世帯主タル場合ニハ世帯主以外ノ者カ世帯主ニ代リ世帯主ノ名ニ依リ申告シ差支ナキヤ

答 然リ

八、問 記入ノ範圍(は)後段ノ場合ニ於ケル申告ハ當該世帯主ノ義務ナルヤ將又旅行者本人カ世帯主ニ申告スヘキ義務アリテ當該世帯主ハ本人ノ申告ヲ俟ツテ記入スルヲ本旨トスルヤ

答 當該世帯主ニ申告義務アルカ故ニ此ノ場合ニ世帯主ハ到着シタル旅行者ヲ詳細取調ヘ申告スルヲ要ス

九、問 一人カ數個ノ世帯ノ世帯主タルコト差支ナキヤ而シテ右ノ場合ニハ一世帯以外ニ於テハ

全部不在世帯主トシテ記入スヘキヤ

答 一人ニシテ數箇ノ世帯主タルコトハ例ヘハ本宅ノ外ニ別荘ヲ有シ双方ニ家族雇人等ヲ置キ主人ハ本宅別荘交互ニ往復住居スル如キ場合ニ限ル故ニ調査ノ時期ニ現在セサル世帯ニテハ不在世帯主ノ箇所ニ記入ヲ要ス

一〇、問 一人ニテ數箇ニ支店ヲ有スルモノハ本店主人ヲ申告書届出義務者トスルカ

前項一支店ニ支店長又ハ支配人等アル場合ハ無論其ノ者ヲ世帯管理者トスヘキモ然ラサル場合ハ其ノ本店主人ノ捺印ヲ要スルカ

答 業務上ノ指揮監督ト世帯ノ管理トハ全く別事ナリ若シ支店ニ世帯アラハ支店長支配人其ノ他何人ニテモ事實其ノ世帯ヲ主宰スル者ヲ申告義務者トシ本店主人ノ捺印ヲ要セサルハ言ヲ俟タス

一一、問 官公署又ハ學校等ノ小使ニシテ其官公署又ハ學校ヲ自己ノ住宅ノ如ク居住シ期日前夜ヨリ引續キ寢食セルモノ、如キハ其ノ官公署長又ハ學校長ヲ管理者トシテ調査スヘキモノナリヤ

答 小使カ官公署又ハ學校内ニ世帯ヲ有スル場合ハ小使其ノ者カ申告義務者ナリ

一二、問 主人ト妾ト數年同棲シ子供數人アリ主人モ妾宅ニテ或事業ヲ經營セリ一方正妻ハ數人ノ子供ト主人ノ父母ト別ニ一家ヲ立ツル場合ニ於テハ申告書二通ヲ調成スルコト、ナルモ主

人ト妾ト同棲ノ申告書ニハ主人カ申告義務者トナリ妾ヲ妻トシテ申告ス又一方正妻ハ世帯管理
理者トシテ申告書ノ不在ノ世帯主欄ニ自分ノ夫ヲ記入シテ申告ス然ルトキハ一夫多妻トナル
ハ差支ナキヤ又第一ノ場合ニテ國勢調査員ハ近隣ニ於テ妾ト認ムル者ハ世帯ニ於ケル地位並
配偶ノ關係ヲ適宜訂正スル權能アリヤ

答 配偶アル男ノ數ト女ノ數ト一致セサルコトアルモ事實ナラハ差支ナシ正妻カ數人ノ子供
ト主人ノ父母ト共ニ一世帯ヲ成セル場合ニハ正妻ハ其ノ世帯主ナリ、國勢調査員カ申告書記
入ノ事實ノ誤レルコトヲ知リタルトキハ申告義務者ヲシテ訂正セシムルコト

一三、問 浮浪人乞食等カ調査期ニ於テ偶々他人ノ建物内ニ在リテ(勿論來客同居人ニアラス)他
ノ世帯ニ記ナキコト明ナル場合ニ於テハ該建物管理人ハ之ヲ申告書ニ記載スヘキモノナルヤ
答 浮浪人乞食等偶々調査期ニ他人ノ建物内ニアルモ(例ヘハ軒下ニ居ルカ如キ者)其ノ建物
ノ管理者ヨリ申告スルヲ要セス、其ノ軒下ニ在ル者ヨリ申告セシムルコト

一四、問 豫メ明ナラサル汽車旅行中ノ者十月一日午前八時迄ニ到着シタル當該世帯ノ世帯主ハ
既ニ自己世帯内ノ事實申告済ナル場合ト雖尙來客、同居人、雇人等該旅行到着者ノ事實ニ應シ
新ニ申告書ヲ作成シテ申告スヘキ義ナルヤ、又ハ該旅行者自ラ申告書ヲ作成申告スヘキ義ナ
ルヤ、尙旅行者カ世帯主ニアラサル場合ハ如何ナル形式ニ記入申告セシムルノ御意見ナルヤ

答 申告書提出ノ後何レノ世帯ニ於テモ申告セラレサリシ者ノ來リタル場合ハ到着シタル世帯ノ申告義務者ヨリ國勢調査員又ハ市町村長ニ其ノ旨ヲ申出テ追記セシムルコト尙當該到着者カ世帯ノ主人ナルトキハ不在ノ世帯主ニ關スル記入ヲ抹消セシムルコト

一五、問 警察署ノ留置場ノ拘留中ノモノハ其ノ署長ヨリ申告スルヤ

答 準世帯トシテ警察署長分署長等ヨリ申告スルモノトス

一六、問 十月一日午前零時ノ現在ニ於テ治安警察法ニ依リ一時巡査派出所ニ檢束セラレ居ル者ノ如キハ當該官署ニ於テ申告ノ手續ヲナスヘキモノト認ムルモ其ノ檢束ノ途中ニ在ルモノ、如キハ本人ノ世帯ニ在リタル者トシテ調査スヘキモノナルヤ

答 警察官署ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

一七、問 監獄ニ於ケル既決囚ハ無論刑事被告人ニ關スル調査ハ市町村長ノ事務ニアラサルモ警察署ニ於ケル留置者ニ關スルモノハ市町村長ノ事務ニ屬ス而シテ留置人ノ中泥醉或ハ争闘ノ爲一時留置(或ハ一夜留置)サレタルモノハ家庭、警察署何レニ於テ調査スヘキヤ

答 警察官署ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

一八、問 十月一日午前零時ニ於ケル警察署ノ留置人ノ申告義務者ハ其ノ署長ニスヘキヤ又ハ其ノ警察署ノ地區ノ國勢調査員ニスヘキカ何レカ適當ナリヤ

答 當該署長ハ申告義務者ナリ

一九、警察署内ニ保護中ノ者又ハ留置人等ノ記載方承知シタシ

答 一ノ準世帯トシテ警察署長ニ於テ申告書ヲ作成スルコト

二〇、問 行旅病人精神病者監護法ニ依リ市町村ニ於テ監置セル精神病者警察官署ニ留置中ノ刑

事被告人ノ如キハ準世帯トシテ市町村長又ハ警察署長ヨリ申告ヲ要スル義ナルヤ

答 然リ

二一、問 前項ノ行旅病人又ハ精神病者ニシテ他ノ市町村内ニ救護所又ハ監置所ヲ設ケ救護又ハ

監置ヲ爲セル場合ハ管理者タル市町村長ヨリ申告セシムヘキモノナルヤ又ハ本人ヲシテ申告

セシムヘキモノナルヤ若シ前段ノ如シトスレバ當該市長村長ハ救護所又ハ監置所々在地ノ市

町村内ニ申告代理人ヲ定メシムルヲ要スル義ニ可有之ヤ

答 此ノ場合ハ當該救護所又ハ監置所等ヲ事實管理スル者ヲ申告義務者トス

二二、問 行旅病人調査ノ當日途上發見シタル場合ニ於ケル調査ニ關シテハ如何ニ處理スヘキモ

ノナルヤ

答 救護機關ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其ノ場屋ヲ事實管理スルモノヨリ準世帯ノ一員トシ

テ申告セシメ然ラサル場合ハ普通世帯トシテ取扱フコト

二三、問 處分未決ノ行路病人ヲ一時收容シアリタル場合ハ如何ニ取扱フヘキヤ

答 救濟機關ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其ノ場屋ヲ事實管理スル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシムルコト

二四、問 棄兒、迷兒、行旅病人ハ一箇獨立ノ世帯ヲ有スル者トシテ取扱フヘキモノナルヤ且此ノ場合ニ於テ町村長之ヲ申告スヘキモノトセハ其ノ申告ハ準世帯ノ形式トナルヘシ果シテ然ルヤ

答 救濟機關ノ場屋ニ收容シタル場合ハ其ノ場屋ヲ事實管理スル者ヨリ準世帯ノ一員トシテ申告セシメ然ラサル場合普通世帯トシテ取扱フコト

二五、問 世帯主不在ナル場合ニ申告者氏名ノ右肩ニ後見人、補佐人又ハ代理人等ノ肩書ヲ爲サシムヘキヤ

答 肩書ヲ要セス

記入ノ範圍

一、問 通勤ノ雇人ニシテ當夜該時ニ主人ノ家ニ在リタル者ハ假令世帯ノアル場所ト雖モ一時ノ不在者ナレハ本人ノ世帯ニ現在シタル者トシ調査スヘキモノナルヤ

答 申告記入ノ範圍(い)ニ當ルモノナルカ故ニ主人ノ世帯ニ於テ申告セラルヘキモノナリ

二、問 十月一日午前零時ニ世帯アル假令ハ料理店貸席等ニ在ル通勤ノ仲居酌婦妓夫等ハ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルモノモ雇主又店主ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ

答 然リ

三、問 記入ノ範圍ニ於テ(ろ)「世帯なき場所に在りたるとき」トアルモ十月等日午前零時ニ急用ノ爲他家ヲ訪問シ又ハ遊興ノ爲妓樓ニ在リシ場合ハ其ノ當人ノ世帯ニ在リタル者トシテ記入スベキ御趣旨ナレバ世帯ノ有無ハ重キヲ置クニ及ハサルコト、心得可然哉

答 記入ノ範圍(ろ)ハ世帯ナキ場處ニ在リタル場合ニ限ル

例示ノ如キ場合ハ(い)ニ依リ其ノ現在シタル世帯ニ於テ申告セラルヘキモノナリ

四、問 旅館、遊廓、待合(甲市)ノ來客ニシテ十月一日滯留ノ者ハ旅館主待合主等ニ於テ來客トシテ申告スヘキモノナルヤ若シ然リトセハ乙村ノ家庭即チ世帯ニ於テハ一日朝歸宅スルモノ

トシ世帯主ヨリ申告スルニ於テハ彼此重複ス之ヲ避クル良法如何

問 旅館、遊廓、待合等世帯アル場所ニ在リタル者ハ申告書記入ノ範圍(い)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘク不在ナルニ拘ラス家庭ニ於テ申告セラル、ハ同(ろ)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ彼此重複セサル筈ナリ尙實際重複ノ虞アラハ(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

五、問 貸座敷及料理店遊興者ニシテ調査時期ニ現在セル者ハ貸座敷料理店ニ於テ申告スヘキヤ自己ノ世帯ニ於テ申告スヘキヤ若シ貸座敷料理店ニ於テ申告スルコト、スレハ重複サル、場合多カルヘシ

答 貸座敷、料理店等世帯アル場處ニ在リタル者ハ申告書記入ノ範圍(い)ニ依リ其ノ世帯ニ於テ申告セラルヘク不在ナルニ拘ラス自己ノ世帯ニ於テ申告セラル、ハ同(ろ)ノ場合ニ限ルカ故ニ例示ノ如キハ彼此重複セサル筈ナリ尙實際重複ノ虞アラハ(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

六、問 醫師、産婆等ニシテ九月二十九日ヨリ患家ニ赴キ十月一日中ニ歸宅スヘキ旨ヲ告ケテ出發シタリ依テ各自ノ世帯ヨリ申告シタリ然ルニ患家ノ狀況ニテ一日中ニ歸宅シ得サリシ爲患家ニテモ申告シタリ如此重複ノ場合ハ如何ニ取扱フヘキヤ

答 調査ノ時期ニ患家ニ在リタル者ハ世帯アル場處ニ在リタルモノナルカ故ニ自宅ノ世帯ヨリ申告スヘキモノニ非ス從テ例示ノ如キハ彼此重複セサル筈ナク尙實際重複ノ處アラハ申告書記入ノ範圍(い)(ろ)ノ趣旨ヲ詳細説明スルヲ要ス

七、問 醫師患家ノ求メニヨリ九月三十日午後十一時往診十日一日午前零時ニ患家ニ現在シタルトキハ患家ニ於テ申告スヘキヤ

答 然リ

八、問 世帯ナキ場所ニ行ク豫定者世帯アル他ノ場所ニ行キタル場合ハ自宅申告ノモノト重複スヘシ此ノ場合ノ取扱方如何

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

九、問 午後十時頃急用出來シ午後十二時頃帰宅ノ豫定ニテ出發セリ依テ申告義務者ハ右時刻ニ帰宅スルモノトシテ申告書ニ記入ス然ルニ其ノ者豫定ヲ變更シ途中ニテ旅舎ニ止宿セリ此ノ場合ニ於テハ自宅ニ記入シ又旅舎ニ於テモ申告書ニ記入セハ重複ヲ生ス此場合如何

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自宅申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

一〇、問 申告書記入ノ範圍(い)ニ於テ「十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキ者云云」トアル九月三十日ヨリ引續キ夜業勤務シ十月二日ニ至ラサレハ歸宅セサルコト明ナル職工等ハ如何ニ取扱フヘキヤ「十月一日中」ト限定セラレタル事由御示シアリタシ

答 十月一日中ト限定シタルハ成ルヘク現在調査ノ主義ニ副ハシメンカ爲ナリ然レトモ明ニ例示ノ如ク他ノ世帯ニ於テ申告セラル、コトナク十月二日ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキモノハ施行細則第九條ノ規定ニ依リ申告スヘキモノナルカ故ニ便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

一一、問 十月一日以前ヨリ引續キ山稼等ノ爲メ他出シ調査當日不在ノ者ハ假令一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラサルモノト雖一時ノ延長ト見做シ世帯ニ於テ申告セシムヘキカ

答 他ノ世帯又ハ出先ニ於テ申告セラレス且十月四日迄ニ歸ル者ニ限り便宜豫メ自己ノ世帯ニ於テ申告セシムルコト

一二、問 不在ノ世帯主ニシテ申告書記入後突然(何レ)ニ於テモ申告セラレズシテ(歸宅セシ場合)ハ之ヲ申告書氏名欄ノ末尾ニ記載スルモ差支ナキヤ

答 差支ナシ、尙此ノ場合末尾追記ト同時ニ不在ノ世帯主ノ欄ノ記入ヲ抹消スルヲ要ス

一三、問 病院ニ於ケル入院患者ノ見舞客ニシテ病室ニ同宿セルトキ如何ニ記入スヘキヤ

答 病院ノ準世帯ノ一員トシテ記入スルコト

一四、問 旅人宿等ニ於テハ九月三十日又ハ其ノ以前ニ出發スル旅客ニ對シ十月一日午前八時迄ノ間ニ於ケル所在ヲ質シ其ノ答ニ依リテ記入ノ可否ヲ定ムヘキノ義ナルヤ

一答 然リ

一五、問 職業欄ノ説明中第七記入例説明ニテハ家庭ニアル現役者(軍隊ニ通勤スルモノ)ノ調査ニ對シ軍隊ニ在ル現役兵ヲモ調査スルノ錯誤ヲ來スヤノ虞ナシトセス依テ此邊充分入念ニ説明シ置クヲ可ナリト認ム

答 家庭ニ在ル者ハ其ノ家庭ニテ申告シ軍隊ニ在ル者(營内居住)ハ軍隊ニテ申告スヘキニ依リ錯誤ヲ來ス虞ナカルヘシ尙入念ニ説明シ置クヲ要ス

一六、問 施行令第二條第二項調査時刻後四日以内ニ帝國ノ港灣ニ入りタル者ノ申告ハ新ニ申告書ヲ作成スヘキカ又ハ既ニ提出シタル申告書ニ追加記入セシムヘキカ

答 始メテ入港シタルトキ其ノ船ニ於テ申告書ヲ作成スルコト但シ船ニテ申告セラレシテ世帯ニ入りタル者ハ各其ノ世帯ノ申告義務者ヨリ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ其世帯ノ申告書ニ追記セシムルコト

一七、問 (ろ)十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラス數日後自己ノ世帯ニ歸ルヘキコト明カナル者ハ

(ろ)ノ如ク自己ノ世帯ヨリ申告シテ可ナルヤ

答 他ノ世帯又ハ出先ニ於テ申告セラル、コトナク且十月四日迄ニ歸來スヘキコト明ナル者ニ限り便宜豫メ自己ノ世帯ヨリ申告セシムルコト

一八、問 記入ノ範圍(ろ)ノ場合ニ於テ夜勤、宿直等ノ爲世帯ナキ場所ニアリ十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ラスシテ引續キ旅行スルカ如キ場合ニ在リテモ一旦歸リタル者ト見做シ取扱フヘキヤ(は)ノ場合ニ於テ十月一日午前八時後ニ始メテ世帯ニ到着シタル者ハ脱漏トナラサルヤ

答 十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸ルヘキモノナルトキハ偶引續キ勤務シ又ハ旅行スルコトアルモ記入ノ範圍(ろ)ニ當ルモノトス

(は)ノ午前八時ハ調査員カ各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取りタルニ過キササルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後ト雖之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取り脱漏ヲ防クコト

一九、問 十月一日午前零時ニハ汽車旅行中ナル事豫メ明カナル爲メ自家ニ在リタルモノトシテ申告スヘキ旨ヲ申シ殘シテ出發シタル者途中零時以前ニ下車投宿セル場合ハ如何ニスヘキヤ

答 既ニ記入シタル自宅ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告シ若シ抹消スルコト能ハサレハ自家申告ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

二〇、問 十月一日午前零時ニ旅行中ナルコト豫知セラレ最後ニ出發シタル世帯ニ在リタル者トシテ申告シタル者旅行中都合アリテ午前零時以前ニ或家ニ入り引續キ滞在シタル場合ハ其ノ滞在シタル家ニ於テモ來客若クハ宿泊人トシテ申告スヘク調査重複ヲ免レス之ヲ防クニ付テノ注意ヲ示サレタシ

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ヲ抹消スルコトヲ得ハ之ヲ抹消シテ現在ノ世帯ニ於テ申告スルコト若シ抹消スルコト能ハサルトキハ其ノ儘トナシ置キ現在ノ世帯ニ於テハ申告セサルコト

一、問 旅程明カナラス十月一日午前八時ニハ尙汽車、汽船、道中ナリシ場合ハ何レニ於テ記入スヘキヤ

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ施行細則第九條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告方法ヲ取ルコト

二二、問 豫メ旅行地ノ明ナラサル者ニシテ十月一日午前八時後ニ始メテ或ル世帯ニ到着シタル者ハ如何ニスヘキカ

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ヲ記入シ蒐集後ナルトキハ施行細則第九條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取ルコト

二三、問 十月一日午前零時ノ制限ヲ汽車又ハ陸上旅行ニテ經過シ翌日午前八時ヲ過キ始メテ世帯ニ到着シタル者ニシテ最初ニ於テ行先ノ豫メ明カナラサル者ハ自然調査洩トナルカ如シ此ノ八時ヲ嚴格ニ解ストセハ其ノ場合適當ノ處置如何

答 申告書記入ノ範圍(は)ノ午前八時ハ調査員カ各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取リタルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後ト雖之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防クコト

二四、問 豫メ旅行中ナルコト明カナル者ハ出發當時ノ帶世ニ於テ調査シ明カナラサル者ハ一日午前八時迄ニ着シタル世帯ニ在リタル者トシテ記入スルコトアレトモ其ノ分明ノ程度如何ニヨリ甲乙兩者ヲ記入セラレ又ハ兩者共ニ脱漏ノ虞アリ

答 最後ニ出發シタル世帯ノ申告書ニ記入スヘキモノハ調査ノ時期ニ旅行中ニシテ世帯アル場所ニ在ラサルコト豫メ明ナル者ニ限ル明ナラサルモノハ總テ到着シタル世帯ノ申告書ニ記入スヘキモノナレバ脱漏重複ノ筈ナキモ尙申告義務者及旅行者共ニ注意シテ旅行者カ何レノ世帯ニ於テ記入セラレタルカヲ了知スヘキモノナルコトヲ周知セシムルヲ要ス

二六、問 客年五六月中ニ於ケル統計主任會議事項中申告書ニ記入セラルヘキ者ノ第三項ニ依レ

ハ「其豫メ明ナラサル者ハ十月一日午前八時迄ニ始メテ到着シタル世帯ニ現在」シタルモノトシテ記入スルトアルヲ以テ汽車旅行中ノモノ十月一日午前八時迄ニ世帯アル箇所ニ到達セサルトキハ調査洩ヲ生シ船舶ニ在ルモノ、十月四日迄テアルニ對シ其ノ期限ニ於テ均衡ヲ失スルノ不都合アルノミナラス洩ナク調査セシメントスルノ注意ニ添ワサルノ嫌アルヲ以テ一月十日官報所載樺太廳訓令世帯票記入心得第四乙例ノ如ク變更シ十月一日午前八時迄ト限定セサル方可然ト認ム右様取扱可然哉

答 申告書記入ノ範圍(は)ノ午前八時ハ調査員カ各世帯ニ就キ申告書ノ蒐集ヲ開始スル時刻ヲ取リタルニ過キサルヲ以テ若シ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後ト雖モ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査施行第九條ノ規定ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取リ脱漏ヲ防クコト

二七、問 東京驛午後發ハ翌日午前六時過ぎ乃至八時前後迄ニ到着スル列車アリ此列車ニテ神戸歸リノ客アリトセハ東京ノ旅客ハ神戸ニ直行歸宅スルモノト知り得ル場合(旅館ハ客ノ行先ヲ知ラサルヘシ)ハ(は)ノ前段ニ依リテ書キ入ルヘキモノトセン而シテ神戸ノ宅ニテハ後段(豫メ明ナラス)ニ依リ其世帯ニ在リタルモノトシテ書キ入ルルカ如キ彼此重複ノ虞ナキヤ答 此場合ニ旅客ハ自己カ東京ノ旅館ニテ記入済ナルコトヲ了知シ得ヘキ筈ナルヲ以テ神戸

ニ歸宅後其ノ世帯ノ申告書ニ重複記入セラル、コトナカルヘシ

二八、問 神戸ヲ午後七時半出發京都ニ下車(午後九時過)用務ヲ終エテ同夜十時四十七分發東京

ニ翌正午着此場合該旅行者ハ京都出發時刻ヲ豫告シ置カサリシ爲メ留守宅ハ後段(豫メ明カナラヌモノ)ニ依リ書キ入レス東京到着ノ既ニ正午トモナリ又調査員ノ申告書蒐集後トモナリ是亦書入レサル儘彼此脱洩ノ虞ナキヤ

答 到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出追加申告ノ方法ヲ取り脱洩ヲ防クコト

二九、問 九月三十日妻ヲ離別シタルニ其離別サレタルモノ里方ニ歸ラント出發十月一日午後到着スルモノアリトセバ緣先ニハ離別シタルノ故ヲ以テ記入セス被離別者ハ途中ニアルヲ以テ里方ニ於テハ事實ヲ知ラサルカ故ニ記入セサル場合ナシトセス茲ニ一名ノ調査洩ヲ生セスヤ此場合如何

答 里方ノ申告書蒐集前ナルトキハ午前八時後トモ之ヲ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取り脱洩ヲ防クコト

三〇、問 看守人付温泉場又ハ看守人ノ在ラサル温泉場ニ日夜入浴シ(午後十時頃ヨリ翌日午前四時頃ニ至ルモノアリ食事ノミ飲食店等ニ於テナシ旅宿ニ宿泊セサルモノ、如キハ準世帯ト

スルヤ

答 單ニ浴室アルニ過キササルモノナルトキハ準世帯トセス申告書記入ノ範圍(ろ)又ハ(は)ニ依リ取扱フコト

二五、問 調査ノ時ガ汽車旅行中ナルコト豫メ明カナラサル場合(十月一日中ニ自己ノ世帯ニ歸來セルハ勿論ナリ)十月一日午前八時以後ニ於テ某世帯ニ始メテ到着シタルトキハ何レノ世帯ニ於テ調査記入スヘキモノナリヤ

以上ノ場合旅行者ヲシテ豫メ心得シムレハ勿論自己ノ世帯トノ連繫ヲ確保セシメ重複脱洩ヲ避クヘク周到ナル注意ヲ要ス

答 到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナルトキハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追加申告ノ方法ヲ取り脱洩ヲ防クコト

氏名

一、問 氏名ニ於テ戸籍上ノモノト通稱ノモノト異ルモノアルトキハ何レニテモ可ナルヤ又行旅

病人、外國人等ニシテ氏名不詳ノモノハ不詳ト記入スヘキヤ

答 眞實ノ氏名ト信スヘキモノヲ記入スルコト

氏名不詳ノ者ハ俗稱又ハ渾名ヲ記入シ俗稱渾名ナキモノハ不得已ニ付「不詳」ト記入スルコト

二、問 朝鮮人又ハ外國人ニシテ氏名テ内地人ト同一ノ氏名ヲ通稱トセル者ハ氏名欄ニ通稱ヲ記

入シテ差支ナキヤ

答 本名ヲ知ラサル場合ハ通稱ニテ差支ナシ

三、問 内縁ノ妻モ主人ト同氏ニテ記入シ若シ内縁ノ妻ト主人トノ間ニ子女アリテ戸籍上妻ノ私

生子ナルトキハ其ノ子女モ主人ト同氏記入シ可ナリヤ妾ニシテ同上ノ場合ハ如何

答 内縁ノ妻及其ノ子女ハ主人ノ氏ヲ記入スルコト

妾ハ内縁ノ妻ト同視セラル、場合ニ限り本人及其ノ子女共ニ主人ノ氏ヲ記入シテ差支ナシ

四、問 内縁ノ妻ノ姓ハ婚家ノ姓ニ依ルカ生家ノ姓ニ依ルヘキヤ

答 婚家ノ姓ニ依ルコト

五、問 内縁ノ妻ハ婚家ノ姓ヲ△シ差支ナキヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

六、問 内縁ノ妻ノ姓ハ婚家ノ姓ニ依リ可ナルヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

七、問 戸籍上手續未済ナルモ事實妻トシテ入嫁シタル者ハ婚家ノ姓ヲ付シテ可ナリヤ

答 婚家ノ氏ヲ記入スルコト

八、問 妻トシテ入家(入籍手續未済)早々ニ出生セル爲私生嫡出區別未定ノ場合ニ於ケル姓ハ父

母ノ何レノ姓ヲ付スルヤ

(戸籍法第六十九條期間中)

答 父ノ氏ヲ記入スルコト

九、問 氏名ノ欄ニ通稱ヲ記入スル場合ニハ「通稱」ト傍書スル必要ナキヤ

答 其ノ必要ナシ

一〇、問 申告書記載ノ順序所定ノ例ニ反シ假令ハ主人ノ次ニ母其ノ次ニ主人妻、來客、次ニ長

男次ニ雇人次ニ長女等其ノ順序亂秩ノモノ少カラスト認ム此ノ場合ニ於テハ内容明瞭ナルト

キト雖申告書ハ之ヲ訂正又ハ淨寫セシムヘキ義ナルヤ

答 豫メ所定ノ順序ニ依ルコトヲ注意スルヲ要ス、記入済ノモノハ内容明瞭ナルトキハ多少

事實ニ反スルモノアルモ一々訂正又ハ改寫セシムルヲ要セス

一一、問 氏名欄、庶子、私生子、祖父母、曾祖父母、長男、二男ノ子、長女ニ女ノ婿及子等ノ

記載順序如何

答 直系尊屬ハ尊祖父母、祖父母父母ト遠キモノヨリ順次ニ記入シ直系卑屬ハ出生ノ順序ニ

依リ記入シ配偶者ハ並ヘテ記入スルコト(三月五日官報彙報欄申告書記入心得氏名ノ項第一

號ノ一參照)

一二、問 夫妻養子記入ノ順位ハ一般親族ノ後ニ記入スヘキヤ

答 養子ノ記入方ハ實子ノ記入ト同一ニ取扱フコト

一三、問 氏名欄ノ一項ニ氏名ノ記入例ヲ説明シアルカ其ノ記入順位ヲ一定セシムルノ必要ナキヤ

カ又ハ戶籍法ノ記載順位ニ依リ記入スヘキモノナリヤ

答 順位ハ申告書用紙氏名欄ニ及三月五日官報彙報欄申告書記入心得氏名ノ項第一號ニ依ル

コト

一四、問 申告者及被申告者ノ氏名年齢ハ戶籍ト符合スルヲ要スルヤ

答 實際ノ事實ヲ主トシ必スシモ戶籍ト符合スルヲ要セス

一五、問 氏名ノ欄注意書ニ「上記記入ノ範圍(い)(ろ)(は)ニ該ル者ノ氏名ハ漏ナク書キ入レ其

ノ他ノ者ハタトヒ家族トモ決シテ書キ入レサルコトトアリ即チ記スルコトノ出來ヌ其ノ他
ノ者トハ如何ナル者ヲ指スカ例ヲ掲ケテ示サレタシ

答 其ノ他ノ者トハ申告書記入ノ範圍(い)(ろ)及(は)ノ何レニモ當ラサル者ヲ云フ例ヘハ常
ニ世帯ニ在ル者偶所用ノ爲他ノ家ニ泊リ調査ノ時期ニ自己ノ世帯ニ在ラサリシ者ノ如シ

一六、問 氏名欄ノ一項ニ「其の他の者はたとひ家族たりとも決して書入れざること」トアリ其ノ
他ノ者ハ何ヲ指シタルモノナリヤ一般民間ニ在リテハ疑義ヲ生セシムルニ依リ判然スル様説
明ヲ附セラレタシ

答 其ノ他ノ者トハ申告書記入ノ範圍(い)(ろ)及(は)ノ何レニモ當ラサル者ヲ云フ例ヘハ常
ニ世帯ニ在ル者偶所用ノ爲他家ニ泊リ調査ノ時期ニ自己ノ世帯ニ在ラサリシ者ノ如シ

一七、問 女ノ漢字名ニハ必ス假名ヲ附スルコト、シテハ如何

答 其ノ必要ナシ

世帯ニ於ケル地位

一、問 世帯主ノ家族ニアラサル父母例ヘハ世帯主ノ實兄ノ家族タル父若クハ母カ都合ニヨリ一時又ハ數年來弟ノ家ニ同居スル場合ハ其ノ一時寄寓スル者ハ來客トシ數年來寄寓スル者ハ同居人ナリヤ

答 世帯ノ常態ヲ標準トシ繼續シテ寄寓スル場合ハ「父」又ハ「母」ト記入シ一時的ノ宿泊ノ場合ハ「來客」ト記入スルコト

二、問 甲世帯ニ屬スル者偶々乙世帯ニ在リテ乙世帯ヨリ申告スル場合親族關係アルトキ（兄弟姉妹等）ト雖單ニ來客ト記スヘキヤ

答 「來客」ト記入スルコト

三、問 主人ノ母妻ノ父又ハ長男ノ妻ノ父母等ニシテ常時ハ其ノ世帯ニハ在ラサル者調査當時主人ノ家ニ滞在シ居タル場合ニ於テ主人ノ母、妻ノ父等ト記入セスシテ來客又ハ一時宿泊者トシテ記入スヘキヤ

答 「來客」又ハ「一時宿泊者」ト記入スルコト

四、問 血族關係父母兄弟ノ如キモノ一時同居スル場合ニハ同居人來客等ト記入スヘキヤ

答 調査期ノ前後一時ノ宿泊ニ止マルトキハ「來客」ト記入スルコト

五、問 内縁ノ妻(若クハ妾)世帯主タル場合夫ノ父母兄弟等ノ世帯ニ於ケル地位ハ何ト記入スヘキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ妾ノ場合ニハ夫ノ父母兄弟等ト記入シ單ニ妾ノ場合ハ「同居人」ト記入スルコト

六、問 養父母、養子女ノ記入例如何

答 「養父」「養母」「養子」「養女」ト記入スルコト

七、問 養親子ノ關係アリタル者カ離縁後前養親ヲ扶養シ居ル場合前養父母ト記入スヘキヤ

答 然リ

八、問 事實上繼父母ノ關係アリテ戸籍上ノ手續未済ノ者ハ繼父母ト記入スヘキヤ

答 然リ

九、問 妾ニシテ正妻死亡ノ後之ノ主人ノ家ニ同居シ居ルモノノ記入例如何

答 當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ムル場合ハ「妻」ト記入シ妻ニ非スト認ムル場合ハ「雇人」ト記入スルコト

一〇、問 長男ノ妾同居スル場合ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 世帯ニ於テ長男ノ妻ト見ル場合ハ「長男ノ妻」ト記入シ然ラサル場合ハ「雇人」ト記入スルコト

一一、問 夫妻養子ハ孰レモ單ニ「養子」ト記入スヘキヤ或ハ一方ヲ「養子ノ妻」ト記入スヘキヤ

答 「養子」及「養子ノ妻」ト記入スルコト

一二、問 法定ノ推定家督相續人タル男子アルニモ拘ラス他ヨリ男子ヲ貰受ケ養育致シ居ル者アリ其ノ養育ニ係ル貰兒ノ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記載スヘキ哉

答 「養子」「養女」ト記入スルコト

一三、問 左記ノモノハ如何ニ記入スヘキヤ、内縁ノ妻（事實上婚姻セルモ戸籍上正規ノ手續ヲ履行セサルモノ、如シ）世帯主ノ妻ナラハ「内縁ノ妻」トシ家族ノ妻ナラハ「何某内縁ノ妻」トスルヤ

答 「妻」「長男ノ妻」「次男ノ妻」等ト記入シ内縁ヲ冠スルニ及ハス

一四、問 入籍手續未済ナルモ事實ニ依リ妻トシテ可ナリヤ

答 然リ

一五、問 内縁ノ妻ハ妻ト記入スルノ義ナルカ妾ノ如キヲ妻ト記入スルハ如何

答 内縁ノ妻ハ「妻」ト記入スルコト

妾ノ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ムル場合ハ「妻」ト記入シ然ラサル場合ハ「雇人」ト記入スルコト

一六、問 世帯主ノ妾ニシテ同居スルモノハ如何ニ記入スヘキヤ尙ホ其ノ妾ニ子女アリトセハ子女ハ如何ニ記入スヘキヤ内縁ノ妻ノ場合ハ如何

答 妾ノ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ムル場合ハ「妻」ト記入シ然ラサル場合ハ「雇人」ト記入スルコト

其ノ子女ハ「長男」「次男」「長女」「次女」等ト記入スルコト

内縁ノ妻ハ「妻」ト記入スルコト

一七、問 内縁ノ夫又ハ妻ハ總テ夫又ハ妻トシ庶子私生子モ長男、次女等年齢ノ順序ニ定メ記載セシムル意ナルヤ

答 長男ノ子、次男ノ子ハ總テ單ニ孫トスヘキヤ

答 然リ

一八、問 内縁ノ妻ハ世帯ニ於ケル地位ヲ緣故者ト記載シ又其ノ者ノ私生子ハ緣故者ノ子ト記載スヘキヤ尙配偶關係ハ有配偶トシテ取扱フヘキヤ

答 内縁ノ妻ハ「妻」ト記入シ其ノ子女ハ「長男」「長女」等ト記入スルコト

内縁ノ妻ノ配偶關係ハ「有」ト記入スルコト

一九、問 賜暇ヲ受ケテ一時歸省セル兵士ハ主人トノ續柄(例ヘハ次男或ハ弟)ヲ記スカ又ハ單ニ

來客トスヘキカ、尙職業欄ノ記入例如何

答 「來客」ト記入スルコト

職業欄ノ記入ハ現役軍人ナルヲ以テ申告書職業及職業上ノ地位欄七ノ前段ニ依ルコト

二〇、問 他家ニ入家シタル者調査ノ前日離縁トナリ實家ニ歸リ居ル者ノ世帯ニ於ケル地位ハ同

居人ナルカ將タ世帯主ニ對シ長女ナレハ長女ト記入スヘキカ

答 長女ナレハ「長女」ト記入スルコト

二一、問 私生子ノ世帯ニ於ケル地位ノ記入方ハ妻ノ姉妹又ハ私生子記載スヘキヤ

答 質問ノ意義不明ナルモ世帯主ニ對スル續柄ニ依リ「長男」「長女」「孫」等ト記入スルコト

二二、問 私生子ハ單ニ「私生子」トスルヤ或ハ「何ノ誰私生子」ト記入スルヤ

答 「長男」「長女」「次男」「次女」等ト記入スルコト

二三、問 内縁ノ妻ト雖之ヲ妻トシテ記入スルトセハ同一住居内ニアル右内縁ノ妻トノ間ニ於ケ

ル子女即チ私生子モ亦其ノ夫タルモノ、子女トシテ記入スヘキモノト認ム然ルトキハ世帯ニ

於ケル地位ニ於テモ長男、長女又ハ次男次女ト記載スヘク而シテ其ノ夫ニハ別ニ戸籍上ニ於

ケル長男長女等アリ又庶子等アルトキハ之等私生子、嫡出子、庶子等ヲ比較シ別ニ長男次男又ハ長女次女等ヲ定メ記入セシムヘキヤ尙ホ内縁ノ妻カ他ノ男子トノ間ニ生レタル私生子ヲ連レ再縁シテ(内縁)此ノ世帯内ニ在リタル場合其ノ私生子ノ世帯上ノ地位記載方ハ如何ニスヘキヤ

答 全部出生ノ順序ニ依リ「長男」「次男」「長女」「次女」等ト記入シ妻ノ連子ハ「妻ノ連子」ト記入スルコト

二四、問 本妻ニ非ラサル妻ノ子假ヘハ妻ノ私生子、妻ノ連子等何ト記入スヘキヤ長男次女等カ一家中ニ數人アルモ差支ナキヤ

答 本妻ニ非ラサル妻ノ子ノ意義不明ナルモ内縁ノ夫トノ間ノミナラハ「長男」「次男」等ト記入シ妻ノ連子ハ「妻ノ連子」ト記入スルコト

二五、問 内縁ノ妻カ先夫ノ子ヲ連レテ其ノ世帯ニ同居スル場合ハ其ノ子ハ同居人ナリヤ

答 「妻ノ連子」ト記入スルコト

二六、問 再縁ノ婦人ニシテ先夫ノ子ヲ連子シテ再ヒ婚姻其ノ連子共ニ入籍シ戸籍上「妻ノ連子」トナレルモノアリ之等ハ「妻ノ連子」若クハ「何某妻誰ノ連子」(家族ノ妻ナル場合)ト記入シテ可ナルヤ戸籍上養子トシテ入籍セルモノニ付テハ格別ナリ

答 「妻ノ連子」又ハ「長男ノ妻ノ連子」等ト記入シ養子ナラハ「養子」ト記入スルコト

二七、問 孫ハ長男ノ子女モ次男ノ子女モ總テ孫ト記入シテ可ナリヤ

答 然リ

二八、問 孫、氏名欄ノ二ニ記載セシ如キ場合ニ地位ハ如何ニ記入シ可ナルヤ

答 孫ト記入スルコト

二九、問 世帯ニ於ケル地位ニ於テ内縁ノ妻又ハ妾庶子、私生子、孤子等ニアリテハ其ノ旨記載スヘキカ例ヘハ「長男ノ妾」「長男ノ内縁ノ妻」ノ如ク又私生子ニアリテハ其ノ母家ニ在ラサル者ニアリテハ單ニ「私生子」トシテ記載スヘキヤ

答 内縁ノ妻ハ「妻」ト記入シ單ニ妾ナラハ「雇人」ト記入スルコト

庶子私生子ハ年齢ノ順ニ依リ「長男」「長女」等ト記入シ母家ニ在ラサル私生子又ハ孤子ハ世帯主ニ對スル實際ノ續柄又ハ關係ヲ記入スルコト

三〇、問 傍系者ノ記入順位ヲ更ニ詳シク承リタシ

答 親等ノ近キモノヲ先ニシ親等同シキハ尊屬ヲ先ニスルコト

三一、問 寄留者、寄留ノ意味ニテ滞在セサルモノハ寄留者トシテ然ルヤ寄留者カ縁故者ナレハ縁故者トシテ可ナリヤ（寄留手續令第三十二條ノ期間中ノモノニテ同法第三十九條ノ催告ヲ

受ケサルモノ

答 世帯主トノ續柄又ハ關係ヲ申告書世帯ニ於ケル地位欄二及三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帯ニ於ケル地位ノ項第一號ニ依リ記入スルコト

三二、問 世帯主工業家ニシテ工男、工女ヲ寄宿セシメアル場合其ノ寄宿者ノ世帯ニ於ケル地位ノ欄ニ雇人トスヘキカ又ハ寄宿人トスヘキカ

答 自己ノ職業上ノ雇人ヲ其ノ家屋ニ寄宿セシムル場合ナラハ「雇人」ト記入スルコト寄宿舎ヲ設ケ之ニ寄宿セシムル場合ナラハ其ノ寄宿舎ハ一ノ準世帯ナルヘキヲ以テ「寄宿人」ト記入スルコト

三三、問 醫師ノ家ニ居ル代診醫、藥劑師、産婆、看護婦等ハ矢張り雇人ト記入スルカ

答 然リ

三四、問 主人ト妾ト同棲スルモ別ニ正妻アルキハ其ノ妾ハ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三五、問 妾ノ記入方ハ妻ト記入セサル場合ニハ妾、雇人、同居人ノ何レヲ可トスルヤ
答 「雇人」ト記入スルコト

三六、問 娼妓及藝妓ハ自ラ營業ヲ爲スモノトシテ許可セラレタルモノナルモ事實ハ貸座敷營業主又ハ置屋營業主ニ從屬セルモノナリ右世帯ニ於ケル地位ハ同居人トスヘキヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三七、問 藝妓置屋ニ於ケル藝妓ニシテ戶籍上養女タルモノヲ除キ他ハ世帯ニ於ケル地位ハ同居人ト記入スルヤ

答 「雇人」ト記入スルコト

三八、問 藝妓、酌婦ノ記入方承リタシ

答 「雇人」ト記入スルコト

三九、問 藝妓及酌婦ノ雇傭契約ニ拘ラス同居シ居ル者ハ雇人トセス同居人トスヘキヤ

答 便宜雇人ト看做シ取扱フコト

四〇、問 娼妓ハ世帯ニ於ケル地位雇人ナリヤ同居人ナリヤ準世帯ノ一員ナリヤ、準世帯ノ一員トスレハ何ト記入スヘキヤ

答 雇人ニシテ營業主ノ普通世帯員ナリ

四一、問 置屋及貸席業ニ於ケル藝妓及娼妓世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入シテ可ナルヤ又職業ハ藝妓娼妓トシテ可ナルヤ

答 「雇人」ト記入シ職業ハ「藝妓」又ハ「娼妓」ト記入スルコト

四二、問 左記ノ者ノ地位記入方如何

(イ)置屋ニ居住スル藝妓及禮奉公中ノ藝妓(ロ)世帯主ト何等ノ親族關係ヲ有セスシテ懇志家ニ寄留シ通學スル兒童(ハ)里子(サトコ)(ニ)棄兒(ホ)迷兒(ヘ)親族ノ者ヲ書生等ニ雇入レタル場合

答 (イ)ハ「雇人」(ロ)ハ「同居人」(ハ)ハ「里子」(ニ)ハ「棄兒」(ホ)ハ「迷子」(ヘ)ハ「雇人」ト記入スルコト

四三、問 妾主人ト同棲セスシテ別ニ住居ヲ有スル者申告書ノ世帯ニ於ケル地位ハ妻トシ配偶ノ關係ハ有トシテ世帯主ハ不在ノ欄ニ記入シ申告セシ場合ハ國勢調査員ハ如何ニ處理シテ可ナル哉若シ其儘蒐集スルキハ一夫多妻トナル

答 此ノ場合妾ハ世帯ノ主人ナリ

當事者及近隣ノ者共ニ妻ナリト認ムル者ハ配偶ノ關係ハ「有」ト記入スルコト總テ調査員ハ調査員心得、申告書記入心得及申告書検査心得ノ指示スル所ニ從ヒ事實ニ合スル様記入セシムルヲ要ス

四四、問 來客ト一時宿泊人トノ區別如何

答 來客ト稱シ得サル一時ノ宿泊者ハ一時宿泊人トスルコト

四五、問 素人下宿ノ下宿人ハ世帯ニ於ケル地位欄ニ下宿人トスルカ又ハ同居人トスルカ何レカ可ナルヤ

答 「同居人」ト記入スルコト

四六、問 素人下宿家ニ下宿スルモノハ表面下宿人ト記入スルコト能ハサル故ニ同居人トスヘキカ(下宿料ヲ拂フモノ)自炊シ又ハ他ヨリ辨當ヲ取ル等ノ方法ニ依ルキハ是ヲ一世帯ト爲スヘキコト當然ナリ然レモ戸籍上ノ手續ヲ經サル内縁ノ妻ト云ヘトモ實際ノ狀態ニ依リ矢張り妻ト記入スルカ如ク所調素人下宿屋ニ下宿スルモノモ實際ノ狀態ニ依リ下宿人ト記入スルヲ至當トセスヤ

答 素人下宿屋ノ下宿人ハ「同居人」ト記入スルコト

素人下宿屋ニ於テ他ヨリ辨當ヲ取り又ハ自炊スル者ハ明ニ別箇ノ世帯ヲ成スト認ムヘキモノ、外ハ素人下宿ノ世帯員トシテ「同居人」ト記入スルコト

四七、問 扶養義務者ヲ失ヒタル單身孤獨者等ヲ親族ノ關係上同居セシメ現在扶養セルモノニ付テハ如何ニ記入スルヤ

答 世帯主トノ續柄ヲ記入スルコト

四八、問 山稼人(立木伐採等)ニシテ數人共同假小屋ニ生活シ居ル場合ニ於テハ記入例(準世帯

旅店ノ例)ニ記入スヘキヤ若シ然リトセハ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニスヘキヤ

答 準世帯トシテ取扱ヒ世帯ニ於ケル地位ハ「合宿」ト記入スルコト

四九、問 世帯主ナキ世帯(數人共同ノ合宿所ノ如キ)ニ於ケル同宿人ハ申告義務者タル管理者ト

ノ續柄即チ地位ハ如何ニ記入スヘキ哉管理者ノ記入亦如何ニ記入スヘキヤ

答 管理者タルト否トヲ問ハス總テ「合宿者」ト記入スルコト

五〇、問 病院入院中ノ患者ニ附添フ看護婦、雇女或ハ家族ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 「附添人」ト記入スルコト

五一、問 世帯主ナキ合宿所ノ世帯員全員留守トナリ臨時ニ留守番ヲ置キタルキハ其ノ者ノ地位

ハ如何ニ記入スヘキヤ

普通世帯ニ(前示以外ノ)於ケル前同様ノ時亦如何ニスヘキヤ

答 何レモ「留守番」ト記入スルコト

五二、問 來診中ノ醫師、産婆等ハ世帯ニ於ケル地位ヲ如何ニ記入セシムル御意見ナリヤ

答 「來診醫師」「來診産婆」ト記入スルコト

五三、問 行旅病人又ハ浮浪人カ救護ヲ受ケ居ル者ノ申告書ハ其ノ地方ノ市町村長或ハ調査員カ

申告セル場合ハ世帯ニ於ケル地位ハ行旅病人又ハ浮浪人ト記入スヘキヤ

答 然リ

五四、問 行旅病人(未タ救護ヲ受ケサル者)又ハ浮浪人カ十月一日午前零時ニ或ル場所ニ在ル場合單獨ナルトキハ世帯ノ地位ハ主人トスヘキカ又右ノ場合ニ於テ職業及職業上ノ地位ノ欄ニハ職業ナキモノハ斜線ヲ引クヘキヤ或ハ行旅病人浮浪人ト記入スヘキヤ

答 世帯ニ於ケル地位ハ「主人」ト記入シ職業及職業上ノ地位ノ記入ハ斜線ヲ引クコト

五五、問 姦夫婦及姦通ニ依リ生シタル無籍ノ小兒カ本夫ノ實子ト世帯ヲ同シクナシ居ル場合ニ於ケル世帯ニ於ケル地位、配偶ノ關係ノ記入如何(姦夫世帯主ノ場合)

答 夫婦ト認ムヘキ場合「妻」「長男」「長女」「妻ノ連子」ト記入シ配偶關係ハ「有」ト記入シ夫婦ト認ムヘカラサル場合ハ「同居人」「長男」「長女」「同居人ノ連子」ト記入シ配偶關係ハ事實ニ依リ記入スルコト

男 女 ノ 別

一、問 畸形兒ニシテ男女ノ區別判明セス而シテ申告期間中醫師ノ診斷ヲ受クル能サルモノハ如何ニ記スヘキヤ(戶籍法第六十九條期間外ノモノ)

人員合計ノ男女欄以外畸形兒ハ別途計ヲ付スヘキヤ

答 申告義務者ノ認定ニ依リ何レカ一方ヲ申告セシムルコト

二、問 男女欄共人員合計迄ニアル空欄ハ斜線ヲ要ヒサルヤ

答 斜線ヲ要セス

三、問 人員合計其他計數記入ノ箇所ニ記載スヘキ數ハ如何ナル數字ヲ記入スヘキカ例ヘハ「一、

二」^{1,2}何レニ依ルヘキカ記入場所狹キ爲メ稍トモスレハ明瞭ヲ缺ク

答 日本數字ニテ略記法ニ依リ記入スルコト例ヘハ「十五」ヲ「一五」「三百五十六」ヲ「三五六」

等ノ如ク記入スルカ如シ

出生ノ年月日

一、問 其ノ本人又ハ家族等ニ於テ生年月日ヲ記憶セサル場合ハ戸籍記載ノ通り記入スヘキモノナランモ明ニ戸籍ノ記載生年月日ノ相違セル事ヲ本人又ハ其ノ家族ニ於テ知得セルモノニ對スル生年月日ハ其本人又ハ家族ニ於テ知得セル事實ヲ記入スヘキヤ將又戸籍一面生年月日ヲ記入スヘキモノナリヤ

答 眞實ノ出生年月日ヲ記入スルコト

記憶セサルモノハ戸籍其ノ他ニ依リ記入スルコト

二、問 實際及戸籍上ノ出生年月日申告義務者ニ於テ不明ノ場合戸籍謄本ニ依リ記入差支ナキヤ答 差支ナシ

三、問 誕生年月日ハ之ヲ知り得ル者少シ不明ニテ可ナリトセハ殆ント不明ト記入セサルヘカラサル様ナリ如何

答 誕生ノ年月日不明ナル者多シトノ疑アラハ豫メ世帯主ヲシテ各世帯員ノ出生年月日ヲ能ク調査セシメ置キ申告書記入心得出生ノ年月日一、二及三月五日官報彙報欄出生ノ年月日ノ項第一號及第二號ニ依リ記入申告セシムルコト

四、問 出生年月日ハ公簿面ニ拘ラス申告者ノ申告通（記憶ニ任セ）ニ記載セシムヘキ意ナリヤ

答 眞實ノ出生年月日ヲ記入セシムルヲ主眼トスルモノナリ

五、問 舊曆ニ依ル出生年月日ハ可成新曆ニ改メシムヘキ筈ナルモ若シ不明ノモノハ「舊」ノ字ヲ冠セシムルモ差支ナキヤ

答 差支ナシ

六、問 出生年月日ヲ舊曆ノミニテ記憶セルモノハ如何ニスヘキヤ

答 舊曆ニ依ル年月日ヲ記入スルコト

七、問 凡ソ何歳ト記入ヲ要スル場合ハ「年月日」ノ不動文字ヲ抹消セサレハ何年生レト混同スルノ虞アリ抹消シテ可ナリヤ

答 差支ナシ

配偶ノ關係

一、問 夫妻ノ何レカ家出シテ數年間所在不明ナル者ノ配偶ノ關係「有」ト記入スヘキヤ

答 本人カ有配偶者ナリト信スルモノハ「有」ト記入スルコト

二、問 配偶者ノ一方カ數年來行方不明ノ場合ハ「生別」ト記入シ可ナリヤ

答 本人カ有配偶者ナリト信スルモノハ「有」ト記入スルコト

三、問 夫ノ生死不明ナルモノ、妻ハ配偶關係ヲ如何ニ記入スヘキカ

答 本人カ有配偶者ナリト信スルモノハ「有」ト記入スルコト

四、問 配偶關係中内縁ノ夫婦者ニ對スル例無之如何ニ記入スヘキヤ

答 何レモ「有」ト記入スルコト

五、問 婚約成立セルモ未タ入嫁セサル者ハ「有」ノ「何レトスヘキカ

答 婚約成立セルモ未タ入嫁セサル者ハ「有」ニアラスノ「死別」「離別」ノ何レカヲ事實ニ依

リ記入スルコト

六、問 私生子ノ母ハ未婚者ト見テ可ナルヤ

答 必スシモ未婚者ニ限ラサルヘシ、現在ノ狀態ヲ見テ申告書配偶ノ關係一、二及三月五日

官報彙報欄申告書記入心得配偶ノ關係ノ項ニ依リ記入スルコト

七、問 娼妓婚姻ノ意思ナクシテ子女ヲ擧ケタル者現在一世帯ヲ構ヘ其ノ子女ト生活ヲ營ミツ、

アルトキ配偶關係ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 現在ノ狀態ヲ見テ申告書記入ノ關係一、二及三月五日官ノ彙報欄申告書記入心得配偶ノ關係ノ項ニ依リ記入スルコト

八、問 妻妾同棲スル場合ニ妾ノ配偶關係ヲ如何ニ記入スヘキヤ

答 此ノ場合妾ハ有配偶ニ非ス」ノ「死別」「離別」ノ何レカヲ事實ニ依リ記入スルコト

九、問 世帯主ノ妾ニシテ同居スルモノノ配偶關係ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 妾カ世帯主ト同棲スルモ正妻アルキハ世帯主ト妾トノ間ニハ配偶關係ナキモノナルカ故ニ「有」レト記入スヘカラス」ノ「死別」「離別」ノ何レカヲ事實ニ依リ記入スルコト、正妻ナキ

キハ世帯内及近隣ニ於テ夫婦ナリト認ムルモノハ「有」ト記入スルコト

一〇、問 所謂妾(内縁ノ妻ニアラス)ノ配偶關係ハ如何

答 内縁ノ妻ニ非サル妾ハ有配偶トスヘキモノニ非ス」ノ「死別」「離別」ノ何レカヲ事實ニ依リ記入スルコト正妻ナキトキハ世帯内及近隣ニ於テ夫婦ナリト認ムルモノハ「有」ト記入スル

コト

一一、問 某ノ妾ニシテ單獨世帯ニ在ル者モ有ト記入スヘキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト問視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妾ニ過キサル場合ハ「/」「死別」

「離別」ノ何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

一二、問 男ト別居スル妾ノ配偶關係ヲ如何ニ記入スヘキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト問視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妾ニ過キサル場合ハ「/」「死別」

「離別」ノ何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

一三、問 現ニ妻又ハ夫アル者ハ有ト書キ入ルコトハ疑ナキモ所謂内縁ノ妻若クハ妾ノ如キモノ

ハ夫アルモノトシ有トスヘキヤ果シテ然リトセハ一夫ニシテ二人以上ノ妻妾ヲ有スル者アリ

隨テ夫婦ノ數符合セサル結果ヲ生スレトモ尙有ト記入スヘキモノナルヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妾ニ過キサル場合ハ「/」「死別」

「離別」ノ何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

配偶アル男ノ數女ノ數ト一致セサルモ事實ナラバ差支ナシ

一四、問 (イ)妾ノ配偶關係ヲ「有」ト記入スルトキハ男一人ニ對シ女二人以上ノ配偶者存在スル

場合ヲ生スヘシ

(ロ)甲ナル者乙アル妾ヲ別居セシメ居ル場合ニ於テ配偶ノ關係ヲ甲ハ「有」ト記入セルモ乙ハ

身分ヲ秘シテ「」ヲ記入スルトキハ有配偶者ハ男ノ一方ノミ存在スルコト、ナルヘシ

右二項ハ統計上別段差支ナキヤ

答 内縁ノ妻又ハ之ト同視スヘキ場合ハ「有」ト記入シ單ニ妾ニ過キササル場合ハ「」死別」
「離別」ノ何レカラ事實ニ依リ記入スルコト

配偶アル男ノ數ト女ノ數ト一致セサルコトアルモ事實ナラハ差支ナシ

一五、問 凡テ戶籍ヨリモ事實ニ依ルトセハ未タ離婚届ヲ出サ、ルモ離婚ノ意考ニテ其ノ家ヲ去
リ居ルモノハ(或ハ一方ニテハ離婚ノ意思ナク有ト書クヤモ知レス)離別ト書クベキヤ又婚姻
解消ノ結果自家ニ戻リ居ル者ハ復籍シタルモノト見做シ世帶上ノ地位ヲ書クヘキカ

答 配偶關係ハ本人カ信スル所ニ依リ記入シ世帶ニ於ケル地位ハ申告書世帶ニ於ケル地位欄
一及三月五日官報彙報欄申告書記入心得世帶ニ於ケル地位第一號ニ依リ實家ノ世帶主トノ續
柄ヲ記入スルコト

一六、問 配偶ノ關係不明ノ場合(白痴等)ハ其ノ欄内ニ不明ト記載スヘキモノナルヤ單ニ斜線ヲ
劃ケハ足ルモノナルヤ

答 「不明」ト記入スルコト

職業及職業上ノ地位

一 問 申告書記入例中工業家ノ職業ノ欄ニ職人トアルハ各種類ノ職人ヲ總括シテ職人ト記入スヘキ義

ナルヤ又ハ何々職人ト記入スヘキ義ナルヤ

答 單人職人ト記入シタルモノナシ「大工、職人」トアルハ職業ハ大工ニシテ其ノ地位ハ棟梁ニ對

シ職人ナルコトヲ示シタルモノナリ

二 問 申告書裏面記入例第一例ニ於テ農作業主トアルハ農業主トスルモ差支ナキヤ又同第二例中大工

トアルハ家造大工、船大工ト區別スルノ必要ナキ義ナルヤ

答 農業主ニテハ農作以外ノ果樹園藝、養蠶、牧畜ヲナスモノ等ヲモ包含スル總稱トナルヘキヲ以

テ不可ナリ

職業名ハ成ルヘク細別ノ記入ヲ要スルヲ以テ單ニ田畑ノ耕作ヲ營ムモノヲ示サンカ爲ニ記入例

ハ農作ト記入シタルモノナリ單ニ大工ト稱スルハ通常家作大工ヲ指ヲ以テ「大工」トシタルモ

特ニ「家作大工」ト記入スルハ固ヨリ可ナリ、船大工ハ普通ノ大工ト異ナル別種ノモノナルカ

故ニ特ニ「船大工」ト記入スルヲ要ス

三 問 職業名ノ細別區々ニ涉ラサルタメ一定ノ標準ヲ定ムル必要ナキカ

答 職業名ハ一定ノ標準ヲ定メ得ルモノニ非ス

申告書職業及職業上ノ地位欄一及三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位第一號ニ依リ總稱略稱ヲ用キス其ノ種類性質ヲ示ス様有ノマ、詳細記入スヘキモノナリ

問 左記職業ハ何レヲ記入スルヤ

(一) 荷馬車輓業 馬方、馬追

(二) 荷車輓業 車力

(三) 人力車夫 車夫

(四) 仲仕 材木仲仕、石炭仲仕、驛仲仕、沖仲仕、雜仲仕

(五) 湯屋業主 白湯、藥湯

(六) 遊藝稼人 浪花節、落語、義太夫

答 (一)ハ馬方、馬追ハ荷馬車輓以外ニモ用キラル、カ故ニ荷馬車輓ト記入スルコト、(二)ハ荷車輓又ハ車力、(三)ハ人力車夫又ハ車夫何レニテモ可ナリ、(四)ハ材木仲仕、石炭仲仕等細別ヲ記入シ、(五)ハ單ニ湯屋ニテ可ナリ、(六)ハ浪花節語、落語家等ト記入スルコト

五 問 左記職業ノ記入方向何レカ可ナリヤ

賭請負業 飲食店業 何々病院内 何々病院内

町村書記何々町村役場勤務

何々町村役場書記

神職

何々神社々司（社掌）

何々神社々司（社掌）

日傭業ニシテ日毎ニ種々ノ業ニ傭ハル、者ハ何々ト區別セス日傭業ノミニテ可ナリヤ

答 何病院賄方請負、何町村役場書記、何神社々司（社掌）日傭ト記入スルコト

六 問

學校職員記入方ハ左記何レニテモ可ナルヤ

小學校本科正教員

何々小學校本科正教員

何々立尋常小學校勤務

何々中學校教諭

何々中學校勤務

答 上下何レニテモ可ナリ

七 問

他ヨリ材料ノ供給ヲ受ケ單ニ自宅ニテ仕上ノミヲナス者ハ何々製造業トナサス筆筒指職、下駄

箱指職トナサヤ

答 然リ

八 問

雜品業、雜貨商、洋品商、飲食店等ノ名稱ヲ用フルモ可ナルヤ

答 成ル可ク雜品業、雜貨商、洋品商、飲食店等總稱ヲ用キス主要ナル販賣品又ハ供給品ヲ例示シ

業態ヲ明ニスル様記入スルコト

九 問

職業中例ヘハ二種以上販賣セルモノ即チ名産商ヲ營ム者ニシテ煙草販賣業ヲ兼ヌル者アリトス

レハ何レモ同性質ノモノナルヲ以テ主タル名産商ヲ本業トシテ記入シ煙草販賣業ハ記入セサル
モ妨ケナキヤ或ハ其業名ヲ一々記入スヘキモノナルヤ

答 名産商ノ如キハ主要ナル販賣品ヲ例示スルヲ要ス煙草販賣ハ普通名産商ト共ニ營ムモノト限ラ
サルヲ以テ特ニ記入スルコト

一〇問 主トシテ財産等ノ収入ニ依リ生計ヲ立ツル者ニシテ或業務ヲ副業的ニナスモノアルトキハ其業
務ハ本業ナキ者ノ内職ニ準シ副業欄ニ、収入ノ種類ハ本業欄ニ記入スルヲ正當トスルヤ將又是
等ノ場合ハ假令業務ハ副業的ナルモ職業トシテ重ニ一身ヲ委ヌルモノナレハ之ヲ本業トシテ記
入シ収入ノ種類ハ記入ヲ要セサルヤ

答 一身ヲ委ヌル職業アルモノハ之ヲ本業トシテ記入スヘシ収入ノ種類ヲ記入スルハ職業ナクシテ
収入アル場合ニ限ル

一一問 恩給、年金、小作料等ハ他ニ職業ヲ有スル場合ニ於テ其ノ収入トノ多寡ヲ比較シ恩給、年金、
小作料等ヲ本業又ハ副業ニ記入スヘキモノナリヤ

答 兩者收入ノ多寡ヲ比較スルヲ要セス職業アル者ハ職業ヲ記入スルコト
恩給、年金、小作料等ヲ記入スルハ職業ナキ場合ニ限ル

一二問 表面妻ノ名義ニテ營業ヲ爲シ内實ハ世帯主タル夫カ總テヲ管理スル者ノ如キハ其實際ノ状態ニ

依リ假令名義人タラサルモ夫ヲ營業主トスルコト當然ナラスヤ

答 然リ

一三問 業主ト同一世帯ニ在ル無業家族ノ職業及職業上ノ地位ハ記入例ニ依リ斜線ヲ記入スヘキモ若シ

其ノ無業家族カ一時其ノ世帯ヲ離レ單獨ニテ他ノ世帯ニ在リタル場合モ右ニ準シ斜線ヲ記入シ又家事雇人ナリトセハ單ニ女中又ハ乳母等ト記入スヘキ義ナルヤ

答 然リ

一四問 自宅ニ在リテハ織物工場ノ爲ニ機械ヲ本業ト爲スモノハ之ヲ職工ト認メ其織物工場名ヲモ記入スヘキヤ

答 工場名ヲ冠記スルニ及ハス且例示ノ場合ハ必スシモ職工ニ非ス

一五問 記載例第二例ノ三本多三郎ノ本業「鐵工場」ハ其ノ勤務工場ノ種類ナル如ク認メラル此ノ例ニ

ヨレハ大工ニシテ例ヘハ製糸工場ノ常雇大工ナルモノハ「製糸工場」「某會社（工場）大工」トスヘキヤ又ハ「大工」「某會社大工職人」トスヘキヤ

答 「製糸工場某會社（工場）大工」ト記入スルコト

此ノ場合ハ勞務者ナルコト明カナルカ故ニ「職人」ト附記セスシテ可ナリ

一六問 各種ノ議員、委員又ハ大字ノ區長、惣代等ノ如キ他ニ相當職業アルモノヨリ見レハ是ハ官吏ノ

兼官兼職ト類似ノモノナルヲ以テ別段職業トシ記入セサルモ差支ナキヤ

答 記入ヲ要セス

一七問 妾ニシテ事實何等ノ職業ナキモノハ申告書ニ左記ノ通記入可然哉

本業及本業上ノ地位ノ欄ニ何業者ノ妾

答 單ニ「妾」又ハ「手當」ト記入スルコト

一八問 妾ノ職業ハ何ト書クカ又配偶ノ關係ハ有配トスヘキカ否ヤ

答 「妾」又ハ「手當」ト記入スルコト

配偶關係ハ當事者及近隣ノ者共ニ夫妻ナリト認ムル場合ハ「有」ト記入シ妻ニ非スト認ムル場

合ハ「/」「死別」「離別」ナルカラ事實ニ依リ記入スルコト

一九問 妾ヲ職業ト見做スヘキヤ

答 生活ノ爲ニスル者ノ如キハ職業欄ニ「妾」ト記入スルモ差支ナシ

二〇問 育兒院、感化院、養育院等ノ被收容者又ハ軍人救護法、恤救規則等ニ依リ若クハ濟生會等ヨリ

救助ヲ受ケ居ル者竝警察官署ノ留置人若クハ治安警察法ニ依リ檢束セラレ居ル者ノ類ニシテ職

業ナキ者ハ前者ハ「被救助者」「給費救助者」、後者ハ職業アル者ト雖モ「未決囚」「既決囚」等ノ

區別ヲナス必要ナキヤ

答 前者ハ「被救助者」給費救助者」トシ後者ハ其ノ職業名ヲ記入スルコト

二二問 戸主ハ郵便局長タルノ名義アルモ事務ハ總テ長男之ヲ執リ居リテ名義者ハ繪畫ノ依囑ニ應スル者アリ然レトモ郵便局長ヲ本業トシテ記入スヘキヤ

答 戸主ノ本業ヲ郵便局長ト記入シ繪畫ヲ職業的ニ爲ス場合ハ之ヲ副業欄ニ記入スルコト

二二問 同一世帯内ノ者ニシテ其ノ世帯主ヨリ扶助ヲ受ケ居ル無業ノ家族ハ職業ノ欄内ニ斜線ヲ畫スルノ外何等記入ヲ要セサルモ若シ世帯主ト別ノ職業ヲ爲シ以テ其ノ妻子ヲ養フ者アル場合ノ如キ又其ノ世帯内ニ在ル者ニシテ例ヘハ妻ノ連子ニ對シ他ノ世帯内ノ者ヨリ扶助ヲ受クル場合ノ如キハ其ノ職業欄ニ何等區別ヲ要セサルヤ

答 同一世帯内ノ無業家族ハ如何ナル有業者ヨリ扶養セラル、ヤノ記入ヲ要セス

二三問 官公署又ハ其ノ他ノ公共團體ヨリ學資又ハ手當ヲ支給セラル、學生、生徒、講習生ノ類ハ普通ノ世帯ニ在ル者ト準世帯ニ在ルトヲ問ハス其支給ノ種類ヲ職業欄内ニ記入スルノ必要ナキヤ

答 其ノ必要ナシ

二四問 製造兼販賣業或ハ自作兼小作ノ場合何レカ量ノ多キ方ヲ以テ兼ノ上ニ書クカ如キ方法ヲ取ルヲ要セサル義ト存セラル、モ爲念承知致度

答 然リ

二五問 自作桑園ヲ耕作シ養蠶ヲ爲ス者（他ニ普通農業ヲ爲サス）ノ職業ハ如何ニ記入スル哉

答 自家ノ養蠶用ニ供スル爲ノモノナラハ養蠶業ト記入スルコト

二六問 醫師、僧侶、神官、牧師等ノ職業ハ如何ナル程度迄細別スヘキヤ

答 三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第一號ノ例示ニ準シ記入スルコト

二七問 寺院ノ徒弟ハ「本業及本業上ノ地位」僧侶ト記入シ差支ナキヤ

答 何寺徒弟ト記入スルコト

二八問 山法師トシテ各地民家ノ助力ヲ乞ヒ又ハ祈禱ノ依頼ヲ受ケ各地ニ巡業シ傍ラ小作農作業ヲ副業

トスルモノアリ右本業名及其ノ地位ハ如何ニ記入スヘキモノナルヤ

答 本業ハ山法師トシ、副業ハ小作農作業主ト記入スルコト

二九問 職業ハ其ノ從事セル職業名ヲ記載スヘキハ勿論ナルモ例ヘハ世帯主ニシテ躬ラ手ヲ下サス家族

又ハ傭人ヲシテ業務ニ從事セシムル場合ハ世帯主ハ實際業務ニ從事セサルモ業務ノ經營者ナレハ之ヲ有業者（即チ業主）ト看做シ記載スヘキモノナルヤ

答 然リ

三〇問 本業及本業上ノ地位欄ニ於ケル業主トハ主人（戸主）ヲ指ス様考ヘラル、モ事實戸主ハ老衰シ

テ業務ノ手傳ヲモ爲シ能ハサル場合ハ假令主人トシテ最初ニ記入スルモ本業及副業欄ヘハ斜線

ヲ書シ其ノ長男事實主働者トセハ本業及副業欄へ相當記入シ世帯主又ハ世帯ノ管理者ノ捺印ハ勿論戸主トスヘキヤ

答 質問ハ世帯主、業主、戸主ノ三者ヲ混同シタルヨリ起リタルカ如シ此ノ三者ノ區別ヲ明ニセハ自ラ解決スヘシ

三二問 世帯主ハ手傳業ヲ爲シ妻ハ酒瓶詰職工トシテ家計ヲ補助スルモ妻ヨリ見レハ本業ナルモノアリ本業副業何レニ記入スヘキヤ

答 世帯主及妻共本業者ナルニ依リ各其ノ本業ヲ本業欄ニ記入スルコト

三二問 世帯主タル夫ハ石工業ニシテ妻ハ女髪結ノ場合ニ於テ髪結ハ妻ノ本業トナスヘキモノ、如ク思考ス妻ノ産婆營業又然リ

答 専ラ之ニ従事スルトキハ本業ナリ

三三問 申告書記入例ニ依レハ妻ノ本業及本業上ノ地位欄ハ總テ斜線ヲヒキアリ然レトモ主人ハ官吏ニシテ妻ハ學校教員タル場合又ハ主人ハ大工ニシテ妻ハ理髮業ヲ營ミ居ルモノ、如キハ双方本業トシテ記入スヘキモノニアラサルカ又主人ハ無職ニシテ妻カ理髮業ヲ營ム場合ハ主人ノ同欄ニハ斜線ヲヒキ妻ノ欄ニ職業ヲ記入シテ可ナルカ尙宿屋、料理屋ノ如キ多ク妻ノ名義ヲ以テ營業ヲ爲セルモ其實際ハ主人ノ營業ナリ之レ等ハ實際ニ依リ記入シテ可ナルヤ

答 妻ノ本業及本業上ノ地位欄ノ記入ハ例第一例ニアリ

本文例示ノ場合ハ妻ハ何レモ本業者ナリ、宿屋、料理屋ニ付テハ實際ニ依リ記入スルコト

三四問 家内工業トシテ、妻、子供ノ憐寸小函ハ内職トナスヘキヤ本業トナスヘキヤ（晝夜ヲ通シテ之

ニ従事スルモノ）

答 晝夜ヲ通シ従事スルト雖家事用務ノ傍片手間ニ營ムモノナラハ内職ナレトモ專ラ従事スルモノ

ハ本業ナリ

三五問 統計主任會議ニ於テ示サレタル所ニ依レハ本業トハ主トシテ一身ヲ委ヌルモノトアリ然ルニ本

年一月十日官報樺太廳訓令世帯票記入心得ニ依レハ二種以上ノ職業ヲ有スル者ハ收入ノ最モ多

キモノヲ本業トシテ記入セシムルカ如シ右ハ其ノ收入ノ如何ニ不拘主トシテ一身ヲ委ヌルモノ

ヲ本業ト爲スヘキヤ例令ハ農家ニシテ養蠶ヲ爲スモ其ノ養蠶ヨリ得ル收入ハ普通農業ヨリ多ク

之ヲ以テ其ノ收入ノ過半ヲ占ムルト雖モ養蠶ノ如キハ従事期間ヨリ云ヘハ甚タ多カラス此ノ場

合ニ於テモ尙ホ養蠶ハ副業ニシテ普通農業ハ之ヲ本業トスヘキヤ又季節ヲ逐フテ二種以上ノ業

務ヲ循環シテ行フモノハ其ノ従業期間ノ長キモノヲ本業トスヘキヤ收入ノ多キモノニ據ルヘキ

ヤ

答 申告書職業及職業上ノ地位ノ二及三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項

第四號及第五號ニ依リ本業及副業ヲ區別スヘキモノニシテ例示前段ノ場合ハ農作ヲ本業、養蠶ヲ副業トシ後段ノ場合ハ調査ノ時期ノ職業ヲ記入スルコト

(備考樺太廳ノ本業及副業ニ關スル規定ハ三月十九日改正セラレタリ)

三六問

二階堂統計官ノ説明(統計集誌八年二月發行第四五六號)ニ依レハ「職業ヲ本業ト副業トニ區別ス何ヲ本業ト云フ本人力二以上ノ業ヲ持ツ場合ニドノ業ニ本人ノ一身ヲ委ネテ居ルカ、例ヘハ會社ニ勤メテ居ツテ同時ニ著述ニ從事シテ居ル、其ノ内本人力會社ノ方カ」一身ヲ委ネテ居ルモノテアルト言ヘバソレカ本業ニナル收入カラ言ヘバ著述ノ方カ多クテモ著述ハ副業ニナル、若シ其ノ區別ガ判然分ラヌトキハ收入ノ多イモノヲ本業ト見ルコトニスル」或ハ家庭ノコトハ子供ニ任セテ自分ハ麻糸繼キカ本業テアルト言ヘハ即チ麻糸繼キカ本業ニナル」之ニ依リテ觀レハ髮結ハ無論、縫物ヲ爲シ炊事其ノ他家事ニ當ルト雖モ客アレハ食事時刻トナルモ炊事ヲ打捨テ、髮結ニ從事ストセハ之ニ一身ヲ委ヌルトモ云ヒ得ヘシ然レトモ此「一身ヲ委ヌル」ト言フコトハ全然家事ノ務ヲ願ミス他人ヲシテ之ニ當ラシムル場合ノミヲ言フモノトスレハ髮結モ插花師匠モ燐寸小函張(小函張ノ如キ晝夜之ニ從事スト雖モ)皆内職ト見做スヘキカ如シ如何家事ニ携ハルト雖專ラ從事スルト認ムヘキトキハ本業トシ家事ノ傍片手間ニ營ムトキハ内職ト

スルコト

三七問 一人ニテ數會社、銀行等ノ役員ヲ兼タル者アリ此ノ場合副業欄ニハ其ノ關係アル銀行、會社名ヲ悉ク記入スヘキカ

答 申告書職業及職業上ノ地位欄ニ及三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第四號及第五號ニ依リ重ナルモノ一種ヲ限り記入スルコト

三八問 長野縣ノ農家ハ殆ント養蠶業ニ従事セサル者ナキ状態ナリ而シテ此場合農作ト養蠶ヲ本業並副業ノ二欄ニ記載スルトキハ本縣ノ農家トシテ他ニ副業アルモ是等ハ更ニ現ハレサルコト、ナルモ止ムヲ得サル哉

答 副業ノ記入ハ一種ニ限ルカ故ニ例示ノ如キ結果トナルモ致方ナシ

三九問 本業ナキ者ノ内職ハ副業トシテ職業ヲ記入スヘキモノナルモ本業アル者ノ内職モ亦他ニ内職アラサル職業ヲ有セサル限り之ヲ副業欄ニ記入スヘキハ勿論ナルヤ

答 然リ

四〇問 副業タル程度ノ範圍ヲ示サレタシ例ヘハ養鶏ノ如キハ収益ヲ目的トスルヲ通例ナリト雖中ニハ愛玩的ニ飼養スルアリ又其ノ飼養數一羽ナリト雖副業トスヘキカ

答 愛玩的ニ又ハ家用ノ爲ニスルカ如キモノハ之ヲ副業ト認メス

四一問 副業ト内職トノ區別ノ標準承知致度

答 職業二種以上ヲ有スル場合主タル職業以外ノモノヲ副業トシ片手間ニ營ム仕事ヲ内職トス

四二問 本業ナキ内職ノ意義及職業ト内職トノ區別如何

答 片手間ニ營ム仕事ニシテ職業ト稱スル程度ニ到ラサルモノヲ内職トス

四三問 本業ナキモノ、内職ハ副業ノ欄ニ記入スルトアルモ其ノ内職ノ標準ハ如何ニスヘキヤ

答 片手間ニ營ム仕事ニシテ職業ト稱スル程度ニ至ラサルモノヲ内職トス

四四問 記入例ニ依レハ内職ニ「内職」ト記入セルモノト記入セサルモノトアリ其ノ區別如何

答 記入自体ニ依リ内職タルコト明ナル場合ハ特ニ「内職」ト附記スルヲ要セス

四五問 記入例第四例中内職トシテ挿花師匠ハ副業欄ニアリ「池ノ坊皆傳挿花指南」、「未生流○○○○」

ト看板ヲ掲ケテ本業ト認ムヘキモノアリ其本業トシ内職トスルハ如何ナル状態ニ依リ區別スヘキヤ、其世帯ノ家計ガ主ニ世帯主ノ收入ニ依ル場合家族ノ挿花師匠ハ内職トスヘキヤ、果シテ然リトセハ前項女髮結ノ如キ立派ニ税金ヲ納メ尠カラサル收入ヲ得（或ハ夫ノ收入以上ノモノモアリ）ルニモ不拘石工タル夫ノ收入ニ依リ家計ヲ支持シ得ル場合ハ髮結ハ内職ト見做サ、ルヲ得ス

答 申告書用紙記入例第四ノ場合ハ家事用務ノ傍片手間ニ挿花師匠ヲ爲スモノナルニ依リ内職ナリ

專ラ挿花師匠女髮結等ヲ爲ス者ハ世帯主タルト世帯員タルトヲ問ハス本業者ナリ

四六問

記入例第四例ノ三「吉田あき」ノ如キハ一ノ獨立的職業ノ業主ト認ムルヲ以テ本業ノ欄ニ記載セシムヘキモノニアラサルカ世帯主ハ官吏又ハ教員ニシテ其ノ家族商業ヲ營ム場合ノ如キハ家族ハ商業ノ業主ナルヲ以テ本業欄ニ記載スヘキモノト認ムルモ前項ノ例ニヨリ世帯主ニアラサル婦女ノ職業ハ總ヘテ副業トシテ取扱フ義ナルヤ

答

記入例第四ノ場合ハ本業ナキ者ノ内職ナルヲ以テ副業欄ニ記入シタルモノナリ

本業者ハ世帯主ニ限ラサルヲ以テ家族婦女ト雖專ラ從事スル職業アルトキハ之ヲ本業欄ニ記入スヘキモノナリ

四七問

記入例第四例職業記載例中「插花師匠」トアルハ家事ノ勞務ニ服セル傍ラ從事セルモノナルヲ以テ之ヲ副業欄ニ記入セルモノト認ムルモ若シ本人カ之ヲ專業トスル場合ハ本業欄ニ記入ヲ要スルハ無論ナルヤ又本業ナキ者ノ内職トスレハ特ニ其ノ旨記入ヲ要スルモノト解シ可然哉

答

專業トスル場合ハ本業欄ニ記入スヘキコト勿論ナリ

四八問

本業ナキ者ノ内職ハ記入自体ニ依リ内職タルコト明ナル場合特ニ「内職」ト附記スルヲ要セス

答

本業ヲ有セスシテ副業ノミヲ有スルモノアルコトナシ

四九問

世帯主ハ「自作兼小作」ヲ本業トシ其ノ妻及長男ノ妻若クハ十七歳以上ノ長女等カ之ヲ補助シ

テ専ラ農作ニ從事セシ場合之等ノ婦人ノ本業ハ「自作兼小作」ト記入シテ可ナルヤ將又副業欄ニ記入シ本業ナシトシテ調査スヘキモノナルヤ、附記本郡ニ於ケル實際ノ状態ヲ見ルニ十七歳以上ノ婦女子就中妻タル婦人ハ農作上毫モ男子ニ劣ラサル活動ヲナシツ、アリ獨リ純農作業家ノミナラス世帯主カ農作以外ノ業務ニ從事セル場合其ノ妻タル婦人及夫ニ死別シタル母等ノ努力ニ依リテ自己ノ所有地ヲ耕耘セルモノ尠ナカラス

答

妻、長男ノ妻等カ専ラ農作ニ從事スル場合ハ本業者トスヘキコト勿論ナリ

五〇問

自己ノ土地ヲ自作スル者一部ノ土地遠隔ニシテ耕作上不便ナルヨリ他人ノ土地ト交換耕作スル者アリ其ノ交換土地ハ小作ナルモ内容ハ小作ニアラス記入方如何

答

内容小作ニ非スンハ自作農作ト記入スルコト

五一問

自己ノ土地五反歩ヲ自作スルモノ生計上ニ支障ナキモ都合ニヨリ他人ノ土地三畝歩ヲ小作スル場合ハ其ノ小作反別些少ナリト雖モ之ヲ小作トシテ記入スヘキヤ大部分カ自己ノ土地ヲ自作スルヲ以テ自作トシテ記入スヘキヤ其ノ標準如何

答

自作兼小作ト記入スルコト

五二問

職業及職業上ノ地位三項ニ農業ニ屬スル職業中「自作兼小作」ト一定セラレアル如キカ右ノ内職業ノ主ナルモノニヨリ區分スルトキハ「小作兼自作」ナルモノ多クアリ此等ハ其ノ主ナルモ

ノニ依リ區分シ記入シ差支ナキヤ

答 反別ノ廣狹ニ依リ主客ノ別ヲ爲スノ要ナシ

五三問 申告書記入例第三例職業記載例（蜜柑栽培）ニ依レハ果樹ノ栽培ハ第一例中ノ自作兼小作農作業ニ屬セサルカ如シ果シテ然ラハ桑、茶等ノ栽培ニ從事セルモノ、如ク假令自作、小作ノ別アルモノト雖モ右ニ準シ職業ヲ記入スヘキモノナルヤ

答 自作小作ノ別アルモノハ之ヲ附記スルコト

五四問 職業ナクシテ收入有ルモノハ通常ノ場合ニ於テハ主人ノ職業欄ニ其ノ收入ノ種類ヲ記入スヘキハ勿論ナルモ無業ノ家族ニシテ收入有ル者モ亦右ニ準シ其ノ種類ヲ職業欄ニ記入スルノ必要アリヤ

答 然リ

五五問 妾ノ如キモノニシテ世帯ヲ有スルモ職業ナク手當金等ノ收入アルモノハ「手當」ニ該當スルヤ

答 然リ

五六問 妾等ハ本業ノ欄ヘ手當ト記載スヘキヤ

答 職業ヲ有セス手當ニ依リ生活スル者ハ「手當」ト記入スルコト

五七問 隱居等ニテ一世帯ヲ爲シ職業ナク本家ヨリ扶養セラル、者ハ本業欄ニ單ニ扶養ト記入シテ可ナ

ルヘキ哉或ハ扶養スル本家世帯主ノ職業及職業上ノ地位ノ下ニ扶養ト併記スヘキ哉

答 單ニ「扶養」又ハ「手當」ト記入スルコト

五八問 他ノ助力ニ依リ世帯ヲ構ヘ生活スル者假令ハ妾、窮民（無職業）等ノ記入例如何

答 「扶養」又ハ「手當」ト記入スルコト

五九問 他ヨリ生活費ノ支出ヲ受ケ全然無職ナル隱居者、妾ノ如キ單獨世帯者ハ本業副業共ニナシ「
」ト記入シ可ナルヤ

答 本業欄ニ「手當」ト記入スルコト

六〇問 職業及職業上ノ地位ヲ記入スルニ當リ某ヨリ生活費ノ給與ヲ得テ生活シツ、アル者ニ對スル記
入方法如何（妾ノ如シ）

答 「手當」ト記入スルコト

六一問 恩給、年金、遺族扶助手料ヲ記入スルトセハ老者、幼者等ニシテ親戚若クハ義俠者ノ扶助ヲ受ケ
又別居スル妾カ男ニ養ハル、場合モ其ノ記入ヲ要スルヤ

答 然リ

六二問 公費ノ救助ヲ受クルモノ、記入方如何

答 「公費ノ救助」ト記入スルコト

六三問 公吏又ハ教員ノ兼職兼務ハ官吏ノ兼官兼職ニ準シ職業トシテ記入ヲ要セサルヤ

答 然リ

六四問 公吏ノ兼職ハ記入ヲ要スルヤ

答 記入ヲ要セス

六五問 公立中學校、小學校等ノ教師、教員ノ職業ハ官職名及勤務場所ヲ共ニ明記スベキヤ

答 然リ

六六問 町村長、助役等ノ名譽職ハ副業トシ記入スヘキヤ尙有給收入役、町村書記等ニシテ地方ニヨリ

名譽職ト同一觀念ヲ以テ（薄給ニシテ生活ノ資トナス）公務ニ従事スル者アリ之等ハ實際ヨリ見テ名譽職ト同様副業トシ記入シ差支ナキヤ

答 申告書職業及職業上ノ地位欄六及三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項

第十一號ニ依リ記入スルコト

六七問 統計主任會議事項中他ニ本業アル名譽職公吏ハ其ノ職名ヲ副業欄ニ記入ストアリ他ニ本業アル

トハ自ラ其ノ業務ニ従事セサルモ自己ノ經營ニ係ルモノハ本件ニ該當スルヤ或ハ自ラ其ノ業務ニ従事スル場合ニ限ルヤ

答 官公署ニ勤務スル者ハ其ノ官職名及部局名ヲ本業ノ欄ニ記入シ他ニ職業アルトキハ之ヲ副業ノ

欄ニ記入スルコト、自ラ手ヲ下サ、ルモ直接業務ノ指揮監督ヲ爲ス場合ハ職業ヲ有スル者ナルコト勿論ナリ(三月五日官報彙報欄職業及職業上ノ地位ノ項第十一號參照)

六八問

名譽職ノ公吏ニシテ其ノ報酬額些少ニ止リ他ノ大ナル小作料等ノ收入ニ依リ生計ヲ立ツル場合ハ小作料ヲ本業ニ其ノ公職名ヲ副業ニ記入スヘキモノナリヤ

答

官公署ニ勤務スル者ナルトキハ官職名及部局名ヲ本業欄ニ記入シ小作料ハ記入ヲ要セス

六九問

官吏ノ職業ハ本官ヲ以テ本業トシ記載スヘキハ勿論ナルモ例ヘハ國費支辨ノ官吏ニシテ地方費支辨ノ職員ヲ兼務シ其ノ受クル所ノ俸給ノ如キモ地方費支辨ノ分餘程多ク且ツ從事セル事務モ亦主トシテ地方事務ナル場合ト雖モ國費支辨ノ官吏ヲ以テ本業トスヘキモノナルヤ

答

官吏、公吏ノ身分ヲ併有スル場合ハ主トシテ從事スル事務ノ所屬ニ依リ官吏又ハ職名及部局名ヲ記入スルコト

七〇問

官吏ノ職業記載例ニ依レハ勤務課ニ至ル迄記入スル例ナルカ郡役所、町村役場等ニテハ如何ナル程度迄記入スヘキヤ

答

郡役所、町村役場等ニ在リテハ其ノ部課等名稱ヲ記入スルニ及ハス

七一問

職業及地位ノ欄郡書記、郡技手ノ如キハ何郡役所、郡書記又ハ何郡役所技手ト記入スルヤ又ハ何郡役所郡書記庶務係、何郡役所技手勸業係等係名迄記入スルヤ

答 「何郡書記」又ハ「何郡技手」ニテ可ナリ

七二問 職業欄ノ説明中第七歸休兵以外ノ「現役者」トハ現ニ軍隊ニ通勤中ノ者ノミニシテ「其他ノ者」

トハ豫備役及後備役ニ在リ在郷中ノ者ノミヲ云フモノナルヤ又ハ第一國民兵及補充兵役ニ在ル者モ包含スルヤ

答 「歸休兵以外ノ現役者」トハ總テノ現役ノ者ヨリ歸休兵ヲ除キタル者ニシテ現ニ部隊艦船ニ在

ル者及軍隊ニ通勤スル者等ヲ謂ヒ、「其ノ他ノ者」トハ歸休兵、豫備役、後備役、補充兵役、第一國民兵役、六週間現役終了者、海軍豫備員ヲ謂ヒ、必シモ在郷中ノ者ノミニ限ラス

七三問 本業及本業上ノ地位ニハ國民兵ヲ除キ兵籍ニアルモノ、總テヲ記載スヘキモノナリヤ

答 兵役關係ヲ記入スヘキモノハ歸休兵ヲ除キタル他ノ總テノ現役ノ者、歸休兵、豫備役、後備役

補充兵役、第一國民兵役、六週間現役終了者、海軍豫備員ナリ

七四問 兵役ノ記載ハ補充兵役、國民兵役ハ記載ニ及ハサルヤ

答 補充兵役及第一國民兵役ハ記入ヲ要シ第二國民兵役ハ記入ヲ要セス（三月五日官報彙報欄申告

記入心得職業及職業上ノ地位ノ項第十三號參照）

七五問 職業及職業上ノ地位第七項軍人ノ中ニハ未教育補充兵第二國民兵ヲモ含ムヤ

答 既教育及未教育ノ補充兵役ヲ含ミ第二國民兵役ヲ含マス

七六問 職業及職業上ノ地位欄注意書ノ「七、軍人（退役ヲ除ク）云々其ノ他ノ者ハ兵役、兵種、階級

ヲ職業又ハ收入ノ次ニ書キ添ヘルコト」トアリ右ハ未入營補充兵ヲモ含ムカ含ムトスレハ兵役、兵種ノミヲ書キ添ヘテ可ナルヤ

答 未教育補充兵ニ付テハ階級ノ記入ヲ要セス

七七問 未教育兵モ兵役關係ヲ記入スヘキヤ

答 然リ

七八問 海軍豫備役一年ヲ終リタル者ハ如何ニ兵役ノ關係ヲ記入スヘキヤ何年何月現役満期又ハ何年何

月豫備役終了トスヘキヤ

答 調査當時ノ現在ニ依リ記入スヘキモノトス

七九問 下士又ハ兵卒ニシテ豫備ナルヤ後備ナルヤ知ラサルモノハ不詳ト記セシムヘキヤ

答 豫メ市町村役場、在郷軍人會等ニ聞合セ不詳ノ者ナキヲ期スルコト

八〇問 歸休兵以外ノ現役兵ニシテ休暇歸省中自己ノ世帯ニ於テ申告スヘキ場合ハ兵種、階級ノ次ニ所

屬部隊名ヲモ記入スヘキヤ

答 所屬部隊名ハ記入ヲ要セス

八一問 官報彙報

申告書検査ノ八
第一回検査

明治十二年乃至三十七年ノ間ニ生レタ男子ヲ兵役、兵種及云々トアルモ十二年生レノ者ハ調査時期ニハ滿四十一歳以上カ滿四十歳九ヶ月以上トナリ三十七年生レノ者ハ調査ノ時期ニハ滿十六歳以下ナルニ如何ナル兵役、兵種等ノ關係アリヤ

答 明治三十七年ハ三十二年ノ誤植ナリ、明治十二年乃至三十二年ノ間トシタルハ大体ノ範圍ヲ示

シテ脱漏ヲ防カンカ爲ナリ兵役ノ關係ナキモノハ何等ノ記入ヲ要セサルハ勿論ナリ

八二問 職業及職業上ノ地位第八項準世帯ニ在ル學生、生徒ハ大學生又ハ何學校生徒ト記入セシムトアリ普通世帯ニ在ル者ハ記入ヲ要セサル御旨ナルヤ

答 然リ

八三問 素人下宿屋又ハ一般ノ家庭ヨリ通學スル學生又ハ生徒ト雖モ準世帯ニ在ル者ニ準シ職業欄ニ何學校學生又生徒ト記入スルノ必要ナキヤ

答 然リ

八四問 學生生徒ノ記入ハ準世帯ニ在ル者ノミヲ記入シ普通世帯ニ在ル學生生徒ハ記入ノ要ナキヤ

答 然リ

八五問 申告書様式職業及職業上ノ地位記入心得第八項ニ準世帯ニテハ學生、生徒ヲ何大學々生又ハ何學校生徒ト記入スヘク定メラレタレトモ普通世帯ニ在ル學生、生徒ニ就テハ何等ノ定メナキハ

右ノ記入ヲ要セサル義ナルヤ

答 然リ

八六問 申告書注意(八)ニ「準世帯ニ在ル學生、生徒」トアルモ普通世帯ニ在ル學生、生徒モ同ジク

記入スヘキモノト思ハル而シテ之ニ記入スヘキ學生、生徒ノ範圍ヲ知リタシ

答 普通世帯ニ在ル學生、生徒ハ何大學々生又ハ何學校生徒タルコトヲ記入スルヲ要セス

八七問 普通世帯ニ於ケル學生及生徒ハ職業及職業ノ地位ノ欄ニ斜線ヲ引キ差支ナキヤ

答 然リ

八八問 學生生徒ハ準世帯ニ限リ其ノ旨記入ヲ要スルヤ又私塾生ト雖其ノ塾生ト記入ヲ要スルヤ

答 然リ

八九問 寄宿舎、下宿屋等ノ準世帯ニ在ル巡查教習生又ハ農事講習生ノ如キモ亦學生、生徒ニ準シ其ノ

旨記入ヲ要セサルヤ

答 學生、生徒ニ準シ其ノ旨記入スルコト

九〇問 調査ノ際偶々休業又ハ失職シタル者ハ最近ノ職業及地位ヲ記入スヘキモノナルカ右最近トハ凡

何ヶ月迄位ヲ標準トシテ記入スルヤ

答 調査ノ際偶々休業中ノモノハ其ノ職業及地位ヲ記入シ失職シテ無職ノ状態ニ陥リタル者ハ無職

業トシテ取扱フコト

九一問 職業中季節ニ依リ異ナルモノ例ヘハ夏ハ氷水屋冬ハ燒芋屋、せんざい屋ト變ル者アリ是等ハ調査期ニ於ケル業名ヲ記入スヘキヤ又ハ轉換スル總テノ職業ヲ收入ノ多少ニ依リ本業及副業トシテ記入スヘキヤ

答 調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九二問 季節ニ依リテ職業ヲ變スルモノアリ是等ハ調査當時ニ從事セル職業ヲ記載スヘキヤ又ハ年内通シテ最モ多ク從事スル業務ヲ記載スヘキカ

答 調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九三問 季節ニヨリテ職業ヲ變スルモノ偶々調査ノ時期ニ休業中ナル場合ハ最近職業ヲ記入スルヤ又ハ斜線ニテ可ナリヤ

答 最近ノ職業ヲ記入スルコト

九四問 季節ニ依リ職業ヲ變換スルモノハ休業又ハ失職シタル者ノ例ニ準シ最近ノ職業ヲ記入スヘキモノナルヤ

答 調査時ニ於ケル職業ヲ記入スルコト

九五問 轉業セントシテ營業中止中ノモノハ其ノ計畫中ノ新ナル職業ヲ記入スヘキヤ

答 然リ

九六問 職業ヲ罷メ一時休業シテ遊ヘルモノハ其ノ前職ヲ記入スヘキヤ無職トスヘキヤ將タ一時休業ト

ナスヘキヤ官公吏ニシテ休職又ハ罷免ノ場合亦然リ

答 調査ノ際偶々休業中ノ者ハ其ノ職業ヲ記入スルコト

官公吏ニシテ休職ノ者及既ニ罷免セラレタルモノハ調査當時ノ職業又ハ收入ノ種類ヲ記入スル

コト

九七問 職業ノ程度範圍ハ如何ナル標準ニ依ルヘキヤ

答 農工商等ノ如キ總稱又ハ會社員職工等ノ如キ略稱ニ依ラス職業ノ種類及職業上ノ身分勤柄ヲ示

ス様詳細ニ記入スルコト(三月五日官報彙報欄申告書記入心得職業及職業上ノ地位ノ項參照)

九八問 同一職業ニシテ所ニ依リ名稱ヲ異ニスルモノハ其ノ地方慣例ノ名稱ヲ記入シ差支ナキヤ又炭鑛

其ノ他ノ鑛山及工場等ニ於テハ鑛夫職工ノ名稱分類同一ナラス此等ハ任意ニ記入セシメ差支ナ

キヤ

答 差支ナシ

出生地

一問 出生地市町村名不明ノモノハ府縣名ヲ記入スヘキ筈ナルモ郡名ノ分明セルモノハ特ニ之ヲ省略

スルノ必要ナキヤ

答 郡名分明セルモノハ之ヲ記入スルコト

二問 出生地ハ廢藩置縣、郡市町村ノ廢置分合耕地整理等ニ依リ改稱セラレタル箇處ニアリテハ舊名

ヲ記シ又ハ新名ヲ記スルモ差支ナキヤ

答 新名ヲ記スルコト

三問 市町村ノ廢置分合或ハ市制、町制ヲ布キタル爲メ市町村名ノ異動セルモノハ舊市町村名ヲ記入

スヘキヤ新市町村名ヲ記入スヘキヤ

答 新市町村名ヲ記入スルコト

四問 出生地名出生當時ト異ナル場合ハ其申告ニ依リ舊名ニ依ルモ差支ナキヤ

答 新名明カナラサル場合ハ舊名ニテ差支ナシ

五問 出生地不明ナル者ニ對シテハ出生地欄ニ不明ト記載スヘキモノナルヤ

答 道府縣名明ナラサル場合ハ「不明」ト記入スルコト

六問 當地方一般ノ風習トシテ初産ノ場合ニハ母ノ實家ニ於テ出産スルヲ例トス之カ出生地ハ母ノ實

家ニ屬スル地名ヲ記入スヘキヤ又右ハ一時ノ便宜ニ出タルモノナルヲ以テ父ノ家ノ地名ヲ記入

スヘキヤ

答 實際ノ出生地ヲ記入スルコト

七問 事實出生地ヲ記入スルトセハ出産間際迄甲町村ニ常住シ出産ノ際乙町村ノ産科院ニ入院出産シ

タル場合ト雖モ右出生地ハ乙町村名ヲ記入スヘキ趣旨ト認ム然ルヤ

答 然リ

八問 外國ニテ生レタル者ハ其國名ヲ記入スヘキ義ナルカ南洋諸島、濠洲等ノ殖民地ニ於テ生レタル

者ハ其所屬國ニ記入スヘキヤ地方名ヲ記入スヘキヤ

答 地方名ノ方却テ明瞭ナル場合ハ地方名ヲ記入スルコト

九問 記入例ニ出生地北米合衆國、民籍又ハ國籍別ニ米國トアルハ如何ナル理由ナルヤ

答 別段ノ理由ナシ北米合衆國ヲ普通ニ米國ト稱ス

十問 汽車中ニテ出生セルモノハ水上ノ例ニ習ヒ單ニ汽車中ト記入スヘキカ

答 汽車中ニテ出生セル者ハ到着地ヲ以テ出生地トシテ記入スルコト

十一問 「汽車中」、「電車中」出生者ノ出生地ハ如何

答 到着地ヲ以テ出生地トシテ記入スルコト

十二問 航行中ノ船舶内ニテ生レタル者ハ其場所明カナルモノト雖單ニ「水上」ト記入スヘキ趣旨ナル

ヤ假令ハ湖水上ヲ航行中ノ船舶中ノ者モ然ルカ

答 其ノ湖ノ屬スル市町村名ヲ記入スルコト

民籍別又ハ國籍別

一問 北海道舊土人ハ北海道ト記入スヘキ義ナルカ所謂北海道舊土人ハ如何ナル程度迄舊土人ト認ム

ヘキヤ

答 北海道舊土人ハ北海道舊土人保護法ニ所謂北海道舊土人ナリ

二問 何人カ認ムルモ舊土人ト認メ得ラル、如キ者自ラ舊土人ニ非ラスト稱シタル場合如何處理スヘ

キヤ舊土人ハ戸籍上日本人タルコト和人ト何等相違ナシ

答 不實ノ申告ヲ爲スヘカラサル旨ヲ丁寧ニ説明シ眞實ヲ記入セシムルコト

三問 國籍ヲ有セサル者ハ如何ニ記入スヘキヤ

答 無國籍ト記入スルコト

四問 支那人ニシテ日本婦人ト結婚シ既ニ數年來内地ニ居住シ姓名モ内地人ト同様ナルモノヲ通稱ト

シ何等内地人ト異ナル所ナキ者アリ斯ノ如キモノト雖モ歸化ノ許可ナキ限リハ外國人トシテ取扱フヘキ義ナルヤ

答 然リ

五 問 内地婦人ニシテ支那人ト結婚シ目下日本國籍離脱手續中ノ者カ調査期日ニ内地ニ現住セル場合

右婦人ハ離脱ノ許可アルマテハ内地人トシテ取扱フヘキヤ

答 日本ノ國籍ヲ失ハサル間ハ日本人ナリ

六 問 一人ニシテ二ヶ國籍ヲ有スルモノ例ヘハ日本婦人ニシテ米人ト結婚シ已ニ米國籍ヲ得タルモノ

ニシテ未ダ日本國籍ヲ有スルモノハ其米人ノ世帯ニアルト否トヲ問ハス總テ米國人トナスヘキヤ

尙ホ外國人ヨリ日本人ニ歸化シタルモノハ別ニ之ヲ表示シ置クノ必要ナキヤ

答 日本ノ國籍ヲ失ハサル間ハ日本人ナリ

歸化人ハ別ニ之ヲ表示スルノ要ナシ

不在ノ世帯主

一 問 「不在ノ世帯主」トアル不在期間ノ範圍如何假令ハ一時不在ノ世帯主ハ凡テ該當スルヤ永年他

所ニ出稼中ノ世帯主ハ其家族カ世帯主ヨリ送り越ス所得ニヨリテノミ生活シ居ル場合ト雖モ世帯主トセス實際右所得ヲ基礎トシテ家事ヲ切り廻ス妻ヲ「主人」トシテ記入スヘキヤ

實際世帯主ナル以上ハ不在期間ノ長短ヲ問ハス夫カ永年他所ニ出稼シ家族ハ其送金ニ依リ生活

シ妻カ家事ヲ切り廻ス場合ノ如キハ夫ハ世帯主ニ非ラスシテ妻カ世帯主ナリ

二 問 記入例中第七例（世帯主不在ノ場合）ニ據レハ世帯主ハ夜勤又ハ宿直ノ爲世帯ニ在ラサルヲ以

テ世帯主ニ代ルヘキ家事擔當者（妻）ヨリ申告書ヲ提出スルノ例ノ如シ而シテ此例ハ假リニ記

入ノ範圍（ろ）ニ該當シ十月一日中ニ世帯ニ歸スルコト判明シアルモノトセハ世帯主ノ世帯ニ

於ケル地位出生ノ年月日配偶ノ關係職業及職業上ノ地位中副業及副業上ノ地位出生地民籍別又

ハ國籍別ヲ具備シテ書入ノ順序第一ニ記載ヲ要スルモノニ非サルヤ

答 記入例第七例ハ世帯主カ公務ヲ以テ出張不在ノ場合ヲ示シタルモノナリ若シ記入ノ範圍（ろ）ニ

當ルモノナラハ不在世帯主ニアラサルヲ以テ初筆ニ記入スヘキハ勿論ナリ

三 問 申告書中ノ不在ノ世帯主ニ限り其出生年月日、配偶ノ關係出生地民籍別又ハ國籍別ノ記載ヲ省

略シアルモ右ハ滞在先世帯ニテ提出スル申告書ニ記載アルニ由ルトセハ男女ノ別職業共同様既

ニ明確ナルヘキモノト認ム右記載ヲ省略セラレタル理由御高示アリタシ

答 不在ノ世帯主ノ項ハ世帯主ノ職業ニ依ル世帯ノ構成ヲ觀察センカ爲特ニ之ヲ必要トシタルモノ

ナリ

一般記入ニ關スルモノ

一 問 氏名男女ノ別出生ノ年月日職業及職業上ノ地位出生地民籍別又ハ國籍別ノ記入ニ於テ「同」ト

記入シタルモノハ一々之ヲ訂正セシムヘキヤ又ハ其儘進達シ差支ナキヤ

答 「同」ノ文字ヲ使用セシメサル様豫メ注意スルコト但シ既ニ記入セルモノハ必スシモ訂正セシ

ムルヲ要セス

二 問 記入事項前欄ニ同シキ場合同ノ文字ヲ用ヒテ可ナリヤ

答 「同」ノ文字ヲ使用セシメサル様豫メ注意スルコト但シ既ニ記入セルモノハ必スシモ訂正セシ

ムルヲ要セス

三 問 縣郡市町村名全然同一ノモノアル場合ハ同ノ字ヲ用ヒ市町村名等ハ省略差支ナキヤ

答 「同」ノ文字ヲ使用セシメサル様豫メ注意スルヲ要ス但シ既ニ記入セルモノハ必スシモ訂正セ

シムルヲ要セス

四 問 申告書記入ノ文字ハ假名文字ノミニテモ可ナリヤ

答 差支ナシ

五問 申告義務者及其家人ノ悉ク自書シ能ハサルトキハ便宜他人ニ委囑シテ代書セシムルカ又ハ調査

員代書スヘキカ

答 何レニテモ可ナリ

六問 外國人ト雖モ日本語ヲ以テ申告書ヲ作成セシムヘキモノト認ムレトモ申告書中氏名年齢等一部

ノ外國語アリタル場合之ヲ訂正又ハ淨寫セシムヘキヤ又申告書ニハ明治三十二年法律第五十號

ニ依リ氏名ハ日本語ニテ記載シ捺印欄ニハ署名セシムヘキモノト認メ可然哉

答 外國人ノ氏名年齢等ハ之ヲ其自國語ニテ記入セシモ差支ナシ

末尾「世帯主又ハ世帯ノ管理者」ノ欄ハ署名ニテ足ル

七問 白痴聾啞者等ノミニシテ調査事項判明セサルモノハ各欄ニ不詳ト記入シ尙照查表備考欄ニ調査

不能ノ事由ヲ記入セシムヘキヤ

答 例示ノ如キ場合ハ調査員カ實際ニ就キ又近隣ノ者ニ質シ調査セハ其大体ハ判明スヘキモ若シ否

ラサル場合ハ「不明」ト記入シ照查表備考欄ニ其旨記入スルコト

八問 申告書ニ記入スヘキ數字ハ壹、貳、參、拾ノ文字ヲ使用スヘキモノナルヤ

答 一、二、三、一〇等ノ文字ヲ用フルコト

九問 調査區番號男女合計欄狭少ナルニヨリ「アラビヤ」數字ニテ記入スルモ差支ナキヤ

答 一、二、三、一〇等ノ文字ニテ記入シ「アヌビヤ」數字ヲ用ヒサルコト

一〇問 誤記訂正ノ場合ハ捺印ヲ要スルヤ

答 其必要ナシ

一一問 申告書二枚以上ニ涉ルトキハ契印ノ要アリヤ

答 其必要ナシ

一二問 「本業及本業上ノ置位」「副業及副業上ノ地位」欄共上部ニ數條ノ模様ヲ畫シアリ何ノ意味ナル

ヤ不明ナリコワ記入者ニ於テ或ハ從ニ迷ヲ生スルノ虞ナキヤヲ保セス

答 本局ニ於テ整理ノ際必要ナル記入ヲ爲ス箇處ナルニ依リ其ノ部分ヲ避ケテ記入スルコト

申告書欄外記入ニ關スルモノ

一 問 市ノ上ニ府縣名ヲ冠スルハ省略シ得サルカ

答 必ス府縣名ヲ冠スルコト

二 問 大字ノ次ニ字ヲ有スル場合ハ之ヲ記入ノ要アリヤ

答 字又ハ小字毎ニ地番號ヲ附スルモノハ字又ハ小字名ヲ記入スルコト

三 問 申告書用紙ニ國勢調査員カ記入スヘキ番地、番屋敷ノ號ハ他ノ番號ヲ記入シテ差支ナキヤ例ヘ

ハ警察ノ番號又ハ家屋稅番號等ノ如シ

答 地番號ナルモノハ番地又ハ番屋敷ヲ記入スルヲ要ス

四 問 申告書ハ墨又ハ「クロインキ」ニテ記入スヘシトアルモ萬年筆用「青黒インキ」ニテモ差支ナキヤ

答 差支ナシ

五 問 申告書中世帯主又ハ世帯管理者ノ氏名ノ下ニ捺印トアルモ事實印章ヲ有セサルモノハ拇印ニテモ可ナルヤ

答 差支ナシ

六 問 申告書ノ末尾ニ捺印スヘキ印章ハ拇印ニテモ可ナリヤ

答 差支ナシ

七 問 世帯主ニシテ印形ナキモノアレハ捺印ノ必要ナキヤ又ハ拇印セシムルヤ

答 拇印ニテモ差支ナシ

八 問 申告書代筆ノ場合ハ必ス代人某ト記入スヘキ旨彙ニ本局員ノ説明アリシカ記入例ニナシ右ハ前説明ノ通り取扱フヘキカ

答 調査員代筆スル場合ノ外ハ「代人某」ノ附記ヲ要セス

(國勢調査員心得第二十五條參照)

記入訂正ニ關スルモノ

一 問 被調査者カ重複申告セラレアルコトヲ知リタル場合ノ規定ナシ何等ノ手續ヲ要セサルヤ

答 便宜國勢調査員又ハ市町村長ニ其旨申出何レカ一方ヲ抹消スルコト

二 問 申告書ノ記入事項ヲ訂正加除スルコトハ之ヲ許サルルヤ若シ許サルルトセハ其期限及手續如何

答 明カニ誤記ナルモノハ市町村長便宜訂正シテ差支ナシ重大ナル事項ニ付テハ一應申告義務者ニ

質シテ訂正スルコト

右訂正加除ハ材料カ市町役場ニ在ル期間内タルコト

三 問 申告書ノ記入ヲ訂正スル方法ヲ承リタシ

イ、墨又ハ朱ノ縦線若クハ斜線ヲ用フヘキヤ

ロ、右ノ線ハ一條若クハ二條ヲ要スルヤ

ハ、右ノ訂正箇處ニ申告書ノ捺印ヲ要スルヤ

答 イ、成ルヘク縦線ヲ用フルコト

ロ、一條ニテ可ナリ

ハ、捺印ヲ要セス

四 問 十月一日午前零時ニ旅行中ナルコト豫知セラレ最後ニ出發シタル世帯ニ在リタルモノトシテ申

告シタルモノ旅行中午前零時以前ニ於テ死亡シタルコト後ニ至リ判明シタル場合ニハ其取扱ヒ

ヲ如何ニスヘキヤ

答 申告書ノ記入抹消ノ手續ヲ採ルコト

五 問 何レノ世帯ニ於テモ申告セラレサリシ者十月五日後ニ始メテ或ル世帯ニ到着シタル時ハ其事情

如何ニ關セス之ヲ調査漏トシテ取扱フヘキモノナルヤ

答 此場合ハ調査漏トナルモ致方ナシ

六 問 施行細則第九條ニ依ル申出ニ對シテハ十月五日後取扱規定第四十三條ニ依ル調査漏ノ世帯ニ對

シテハ十月六日後ニ於テ追加スルヲ得サル義ナルヤ

答 國勢調査施行細則第九條ニ依ル申出ハ十月四日迄ナルニ依リ同日ヲ以テ打切ルコト、事務取扱

規程第四十三條ニ依ル追加訂正ハ十月五日迄テニ完了スルコト

國勢調査員ニ關スルモノ

一 問 遑ニ調査員及豫備員ニ缺員ヲ生シ之ヲ推薦スルノ遑ナキ場合ヲ生スルヤモ保シ難キニ付豫メ辭

令用紙ヲ郡市長並ニ町村長ニ交付シ斯カル急迫ノ場合ニ相當處置セシメ可然ヤ

答 其場合ハ便宜任命ノ手續ヲ後ニシ適任者ヲシテ調査員ノ職務ニ當ラシムルコト

二 問 國勢調査員ハ國ノ名譽職ナルヤ又ハ市町村ノ名譽職ナルヤ若シ後段ノ如シトスレハ其費用辨償ノ如キ市町村ニ於テ其支給額並ニ方法ヲ定メ支給差支ナキカ如ク思料セラルルモ前段ノ如シトスレハ其支給額並ニ支給方法ハ如何スヘキヤ

答 國ノ名譽職ナリ費用辨償其他市町村ニ於ケル國勢調査ノ費用ハ國庫ヨリ財源ヲ交付シ市町村ノ歳出ヨリ支辨スルモノナルヲ以テ支辨給率支給ノ方法ハ市町村ニテ適宜定ムルコト

三 問 調査員ニシテ辭退シタル場合ハ徽章ハ之ヲ回收スル義ナルヤ

答 回收スルニ及ハス、尙調査員ノ選任ノ際職務ヲ完了スルヤ否ニ關シ豫メ特ニ注意ヲ加フルコト

施行細則第九條ニ依リ處理スヘキモノ

一 問 調査期日以前ニ於ケル行先未定ニテ出發セル旅客等カ午前八時迄ノ間繼續旅行中ナルトキハ結局記入洩トナル虞アリ之カ救濟方法如何

答 十月一日中ニ始メテ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナル時ハ之ニ記入シ蒐集後ナル時ハ國勢調査施行細則第九條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追記セシムルコト

二 問 停車場所在地等ノ旅館又ハ下宿屋等ニ於テハ十月一日午前零時ノ現在ニ依リ準世帯ノ申告書ヲ

作製スルモ爾後四日間内ニ投宿シタル者ニシテ未タ何レノ地ニ於テモ申告セサルモノアルヲ發見シタルトキハ之ヲ如何ニスヘキヤ

答 十月一日中ニ到着シタル世帯ノ申告書蒐集前ナル時ハ之ニ記入シ蒐集後ナルトキハ國勢調査施行細則第九條ニ依リ國勢調査員又ハ市町村長ニ申出テ追記セシムルコト

三 問 施行細則第九條ニ依リ市町村長又ハ國勢調査員カ其申出ヲ受クル場合左記各號ニ於ケル御意見

承知シタシ

一、市町村長カ其申出ヲ受ケタル場合ノ取扱方

二、國勢調査員カ其擔當調査區外ノモノヨリ申出ヲ受ケタルトキ

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

(參照)

國勢調査施行細則第九條ニ依ル申出アリタル場合ニ於ケル取扱方

第一 市町村長國勢調査施行細則第九條ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタル時ハ必要ノ事項ヲ聽取シ之ヲ

市役所又ハ町村役場所在ノ調査區ヲ擔當スル國勢調査員ニ廻付スヘシ

第二 國勢調査員前項ノ廻附ヲ受ケタルトキ又ハ國勢調査員直接ニ申出ヲ受ケタルトキハ左ノ各號

ニ依リ處理スヘシ

一 自己ノ擔當スル調査區内ノ世帯ニ現在シタル者ナルトキハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ申告書ニ追記セシムルコト

二 調査ノ時期ニ其市町村ニ現在シ何レノ世帯ニモ在ラサリシモノナルトキ又ハ他ノ調査區内ノ世帯ニ在リタル者ナルトキハ自己ノ擔當スル調査區内ニ現住シタル者トシ直ニ申告書ヲ作製シ又ハ用紙ヲ交付シテ申告書ヲ作成提出セシムルコト調査ノ時期ニ他ノ市町村ニ現在シタル者ナルトキ又同シ

第三 前項ニ依リ申告書ニ追記ヲ爲サシメタルトキ申告書ヲ作成シタルトキ又ハ申告書ヲ提出セシメタル時ハ之ヲ照査表ニ記入シ若クハ照査表ノ記入ヲ訂正シ備考欄ニ「細則第九條ニ依ルモノ」ト記入スヘシ

四 問 申告書上部欄外記入範圍(は)項後段ノ場合ニ於テ十月一日午前八時後ニ始メテ或世帯ニ到着セル外來者アリ而モ其世帯ニ於テハ既ニ申告書提出後ナルトキハ施行細則第九條ニ依リテ最寄町村長又ハ國勢調査員ニ申告スルノ外ナカルヘシ此場合ニ於テ其町村長又ハ國勢調査員ハ別ニ一世帯ヲ爲スモノトシテ取扱フヘキモノナルヤ

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

五 問 届出ヲ受ケタルトキハ一世帯トシテ處理スルヤ又ハ現在ノ世帯ニ在リタル者トシテ(宿泊人或

ハ來客)追加記入スヘキヤ

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

六 問 申告漏ノ場合ニシテ四日間内ニ市町村長ニ申出ノ場合若シ管轄違ヒニシテ他市町村ノ事實ナル

場合ニ於ケル處置方如何

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

七 問 國勢調査施行細則第九條ニ依リ申出ヲ受ケタル市町村長又ハ調査員ノ取扱方法如何

答 五月十四日甲六八ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

八 問 施行細則第九條ニ依リ申告シ來リシ者其市町村内ニ世帯ヲ有シ又ハ其市町村ノ世帯ニ調査時ニ

アリタルモノハ其世帯ノ現在者トシテ調査シ得ヘキモ他府縣郡市町村人等ニシテ調査時ニ於テ

世帯ニ現在セスシテ某村役場或ハ國勢調査員ニ申出テタルトキ其申告書記入方法竝ニ照査表ノ

記入方法具体的ニ承知致度(一枚ノ申告書ヲ作ルトセハ世帯ニ於ケル地位ハ如何ニ記入スヘキ

ヤ前項ノ場合ニ於テ他郡市等ノ旅人宿ニ在リタルモ申告洩ナリシトキハ前項ノ旅人宿ニアリタ

ルモノトシテ申告セシムヘキ要アリトセハ申出ヲ受ケタル町村長ハ他郡市ノ市町村長ニ通知等

ノ手續ヲ探ルヘキモノナルヤ此ノ取扱承知イタシタク

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

九問 施行細則第九條申出ヲ受ケタル場合其ノ申出者カ一定ノ住居ヲ有セサル浮浪者ナルトキハ何レ

ノ世帯ニアル者トシテ申告書ヲ作成スヘキ義ナルヤ

答 五月十四日甲六八號ノ一通牒ニ依リ處理スルコト

一〇問 記入ノ範圍(ろ)は)等中調査ニ洩レタルモノハ國勢調査施行細則第九條ヲ待タス積極的ニ調査ノ必要ナキカ有ラハ其方法如何

答 國勢調査ノ趣旨ヲ一般國民ニ周知セシメ以テ脱漏ナキヲ期スルコト

一一問 豫メ明カナラサル者ニシテ九月廿五日午前八時十分北海道釧路驛發ノ列車ニテ出發シ途中何レノ世帯ニモ立寄ラス旅行ヲ繼續シ十月二日午後十一時廿三分宮崎驛ニ到着セシ者アリテ國勢調査施行細則第九條ニ依リ届出ヲ爲サ、リシモノ有リトスレハ該本人ハ調査洩トナル虞アリ

答 國勢調査ノ趣旨ヲ一般國民ニ周知セシメ以テ脱漏ナキヲ期スルコト

乞食浮浪人等ノ調査ニ關スルモノ

一問 乞食浮浪人ノ如ク掛小屋又ハ岩窟等相當ナル設備ナク隨時世帯ノ移動スルモノニ在リテハ其所在地ニ於テ世帯ヲ有スルモノトシ取扱可然哉又ハ假令事實之ヲ目撃スルモ全ク世帯ナキモノト

シテ調査セサル御意見ナルヤ

答 例示ノ場合ハ其現在處ニ世帯ヲ有スルモノト見做シ調査スルコト

二 問 公園、辻堂、橋下等ニ假宿スル乞食ノ類ハ調査洩トナルノ虞レアリ之ヲ調査スル適當ノ方法アリヤ

リヤ

答 例示ノ場合其假宿處ニ世帯ヲ有スル者ト見做シ調査スルコト

三 問 乞食浮浪人等發見ノ場合其調査ノ方法竝ニ申告書記載方

答 例示ノ場合ハ其現在所ニ世帯ヲ有スルモノト見做シ調査スルコト

四 問 山野又ハ社寺ノ床下等ニ起臥シ一定ノ住所ナク社會ヲ浮浪シツ、アル者(乞食ノ類)ノ取扱方

法如何

答 例示ノ場合ハ其現在所ニ世帯ヲ有スルモノト見做シ調査スルコト

五 問 一定ノ住所ヲ定メス山林、橋下又ハ岩窟ノ間ニ三五日ト棲息シ又居所ヲ變轉スル山窟ノ如キ

一世帯ハ五人或ハ七人ニシテ無籍或ハ本籍ヲ有スルモ一定ノ住所ナキカ故ニ寄留届ヲモ爲サ、

ルモノアリ之等ノモノ、申告ヲ如何ニスヘキヤ

答 例示ノ場合ハ其現在所ニ世帯ヲ有スル者ト見做シ調査スルコト

六 問 浮浪人乞食等ハ世帯ノ形式ヲ備ヘサルモ其居所ニ於テ申告セシムヘキヤ

答 然リ

七 問 社寺ノ床下又ハ山野ニ轉々宿泊スル漂流人中一定ノ世帯ナキモノハ調査ヲ省クモ差支ナキヤ

答 例示ノ場合ハ其現在處ニ世帯ヲ有スル者ト見做シ調査スルコト

八 問 乞食其他一定ノ居所ナキモノニ對シテハ調査セサルモ差支ナキ義ナルヤ若シ之等モ調査スルコト、スレハ其方法如何

ト、スレハ其方法如何

答 例示ノ場合ハ其現在所ニ世帯ヲ有スルモノト見做シ調査スルコト

九 問 乞食ノ如ク一定ノ居所ヲ有セサルモノハ如何ニ處理スヘキヤ一世帯ト見做シ調査スルトセハ町

名、番地、世帯ノ番號ヲ如何ニ記入スヘキヤ又白痴ノ乞食ニシテ氏名其他ノ不詳ノ者ハ氏名ハ

通稱年齢ハ推定ヲ記入スルモ其他ハ全部不詳ト記入スルノ止ムヲ得サルモ其事由附記ノ要ナキ

ヤ要アリトセハ何レノ欄ニ記入スヘキヤ

答 例示ノ場合ハ其現在所ニ世帯ヲ有スルモノト見做シ調査スルコト

不詳ト記入スル場合ニ其理由ヲ附記スル要ナシ

天災事變ニ關スルモノ

一 問 傳染病流行シ大部分之レニ侵サレタル如キ場合ハ施行令第十八條ニ該當スルモノナリヤ

答 然リ

水面調査ニ關スルモノ

一 問 特別調査水面區域ニ於テハ一調査區ノ擔當調査員ハ一人ニ限ラサルモ一般水面ニアリテハ地方事務取扱規定第廿六條ノ規定アルヲ以テ如何ナル場合ト雖モ調査員ハ一調査區一人ニ限ル義ナ
ルヤ

答 然リ

二 問 水面調査ニ於ケル青色紙、赤色紙ノ目標ハ前檣又ハ船首ニ貼附セシムルコトニ指示シアルモ船尾ヲ適當トスル船舶ハ船尾ニ目標ヲ貼附シテ差支ナキヤ

答 成ルヘク船首ニ貼附スルコト

雜

一 問 國勢調査員心得第二十六條第一號ニ依レハ申告書ノ世帯番號、世帯ノ所在地及申告義務者ノ氏名、準世帯ニアリテハ尙其ノ種類及名稱ニ限リ國勢調査員ニ於テ之ヲ訂正スルコトヲ得トアリ
其他ハ第二號ニ徴シ專斷訂正シ得サルモノ、如シ然ルニ同第廿七條ニ依レハ其如何ナル事項ヲ

問ハス相違ノ事實ニ對シテハ調査員ニ於テ訂正シ得ルノ規定アリ右第廿七條ノ訂正モ亦第廿六條第一號ノ範圍ニ止マル義ナルヤ

答 第廿七條ノ場合ハ國勢調査員ニ於テ職權ヲ以テ事實ニ依リ訂正セシムル趣旨ナリ

二 問 炭焼又ハ樵夫ノ如キ調査期日數日前山奥ニ假小屋ヲ建設シ十月一日以後ニ涉リ同小屋ニ寢食ス

ルモノ、如キハ臨時ニ出來タル世帯ナレハ町村長直接ニ調査スヘキモノナルヤ

答 其地域ヲ擔當スル國勢調査員ヲシテ調査セシムルコト

三 問 離宮又ハ皇族ノ殿邸構外ニシテ之ニ附屬スル官舎又ハ其他ノ場屋内ニアル宮内官吏其他ノ者ハ

市區町村ノ國勢調査員之ヲ調査スヘキ義ナルヤ

答 然リ

四 問 外國ノ公使館又ハ大使館員ニシテ館外ノ他ノ世帯ニ在リタルモノ又ハ外國ヨリ本邦ニ來遊中ノ

公使、大使ハ其ノ世帯所在地タル市區町村ノ國勢調査員ヲシテ調査セシムヘキ義ナルヤ

答 然リ

五 問 來客ヲ甲世帯主ニ於テ申告シ乙(自己)世帯主ニ於テ(ろ)(は)ニ依リ又申告セシ場合重複ニ

涉ル之カ處理方法ナキカ如シ例エハ某世帯ナキ箇所ニ於テ宿ヲ爲スヘキ旨申置キ料理店ニアリ

タルトキハ來客トシテ申告シ其ノ世帯主ハ亦ろ號ニヨリ申告スルカ如シ

答 一旦申告シタル本人ハ重ネテ申告セサル様國民各自ノ注意ニ待ツノ外ナシ

六 問 旅館ニ投宿セル者或ハ遊廓ニ於テ遊興セル者ニシテ往々僞名ヲナシ其實ヲ申告セサル事アリ斯ル場合ニ於テ當該準世帯主ニ於テ果シテ僞名ナルヤ眞實ノ申告ヲ爲セルモノナルヤ判斷ヲ成ス能ハサル爲同一人ニテ重複調査セラル、コトアリテ調査ノ正確ヲ缺ク虞ナキヲ保セス是等ニ對シ適當ノ處置方法アラハ御指示ヲ乞フ

答 國勢調査ノ趣旨ノ普及ニ務メ一般國民ノ誠實ナル申告ニ待ツノ外途ナシ

七 問 他所ヨリ寄留届ヲナサスシテ山中ニ入り込ミ數十日間山小屋ニ止宿シ炭燒業ニ従事シ居ルモノアリ申告方如何ニスヘキヤ

答 一般ノ世帯ト同様ニ取扱フコト

八 問 施行細則第十四條該當者ニシテ不得已處罰ノ必要アル場合ハ刑事訴訟法ノ規定ニ從ヒ告發スヘキハ勿論ナリト雖モ其告發手續ハ何人ヲシテ爲サシメラル、ノ御意見ナルヤ

答 法規ニ依リ適當ニ處置セラレタシ

九 問 自計主義ナル本調査ハ申告義務者ノ意志ヲ尊重スルモノト認ム然ルニ申告書記載内容ハ事實ニアラサルコト明カナル場合假令ハ妾ニシテ事實他ニ何等ノ職業、收入ナキニモ拘ラス生花師匠又ハ裁縫師トシテ職業ヲ記入セルカ如キニ於テモ其申告書ハ其儘受理シ國勢調査員之ヲ訂正シ

得サル義ナルヤ

但シ再三説明スルモ應セサル場合トス

答 再三説明注意スルモ應セサルトキハ不得已其ノ儘蒐集スルコト

一〇問 妾、乞食等明瞭ナルトキ本人ニ於テ他ノ事實ヲ以テ申告シタルトキ之ヲ國勢調査員ニ於テ訂正記入スル方法ヲ探ルコト能ハサルモノニ候哉（申告書蒐集ノ際注意訂正セシムルハ事實上困難トス）

答 成ルヘク注意ヲ加ヘ訂正セシムルコト

一一問 出生ノ時ニ付テハ學說區々ナルモ母體ト全ク分離シタル時ヲ以テ出生ノ時ト見做シテ可ナルヤ
答 然リ

一二問 九年十月一日午前零時分ニ死亡セルモノアリ其時刻ハ醫師ノ診斷ヲ得ル能ハス此場合ニ當リ其事實ヲ決定スルニハ如何ナル容體ヲ以テ死亡ト見做スヤ

答 申告義務者ノ判斷ニ依ルコト

一三問 記入ノ範圍（ろ）ニ依リ記入セルモノカ十月一日午前零時前ニ死亡シ又ハ申告後旅行不在又ハ他ノ世帯ニ在リテ申告セラレタルコト分明セル場合ニハ如何ナル手續ヲナスヘキヤ

答 十月一日午前零時前ニ死亡シタル場合ハ其記入ヲ抹消スルコト

申告後旅行不在トナル場合ト雖モ申告書ノ記入ハ其儘トナシ置ク事

他ノ世帯ニテ申告セラレタルコト分明セルモノハ自己ノ世帯ノ申告書ト記入ヲ抹消スルコト

一四問

照査表第二欄ハ「大字」ノ文字ヲ省略スル町村ニ於テハ「大字」ノ文字ヲ記入セスシテ可ナリヤ全然大字何町村ノ稱呼ヲ廢シ單ニ第何區ト稱シ居ル町村ニ在リテハ「第何區字何々何番地」ト記載シテ可ナリヤ

答 然リ

一五問

照査表記入例第四ノ第五欄「人員概數」ノ合計ヲ記入スヘキ規定ナシ右ハ調査員心得第廿七條ノ手續ヲナス際記入スルモノトセハ移轉等ニヨリ抹消セシ人員ヲ算入スル必要ナキ様思料セラル尙同總計ニ斜線ナキハ記入ヲ要スルモノナリヤ

答 人員概數ノ合計ハ記入ヲ要セス

一六問

國勢調査員ノ手當ハ御高標準ニ依レハ最高壹圓最低四拾錢ナルモ地方ノ事情ニ應シ必要アルトキハ御配付ノ豫算内又ハ市町村費ノ補充ニ依リ其定額ヲ増減支給シ差支ナキヤ

答 然リ

一七問

疑惑排除ノ關係ヨリ出生届出未済ノ者等アルモ國勢調査ノ申告ニ基キ戶籍法ノ罰則ノ適用ヲ受クルカ如キコトナキヲ以テ事實有リノ儘ヲ申告セシメラレ度トノ意味ヲ公文ニテ通牒シ一般ニ

周知セシムルモ差支之ナクヤ（本件ハ申告書ノ記入トハ直接關係ナキモ都市ヨリ伺出ノ次第モ有之爲念經伺致候而シテ都市主任書記會或ハ郡ニ於ケル町村主任書記會等ニ際シテハ勿論口頭ヲ以テ此意味ヲ充分徹底セシメ置候モ尙文書ヲ以テ通知ニ接シ度ト申出タル村ノアリタル趣キヲ以テ特ニ郡長ヨリ當廳マテ伺出タルニ由ル義ニ候）

答
差支ナシ

國勢調査員服務ニ關スル期間及期日

月 日

事

項

九月二十一日

各世帯ニ就キ準備調査ヲ行ヒ世帯番號札ヲ貼付ス

同 二十三日

照査表ヲ整理ス

同 二十四日

午前十時迄ニ照査表ヲ市長ニ提示ス

同 二十七日

市長ヨリ照査表及申告書用紙ノ交付ヲ受ク

同 二十八日

各世帯ニ就キ申告書用紙ヲ配付ス 世帯ノ異動ヲ調査シ其異動ノ世帯ニ對シ世帯番號札ヲ貼付シ又ハ取

去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス

十月 一日

午前八時ヨリ各世帯ニ就キ申告書ヲ蒐集ス 世帯ノ異動ヲ調査シ新ニ發見シタル世帯ニハ世帯番號札ヲ

貼付シ他ニ移轉シタル世帯アルトキハ之ヲ取去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス 新ニ發見シタル世帯ニハ

申告書用紙ヲ交付シ直ニ其ノ申告書ヲ蒐集ス 各世帯ニ就キ申告書ノ第一回検査ヲ行フ

同 二日

申告書ノ第二回検査ヲ行フ 照査表ニ申告書ノ通シ番號及ビ申告書枚數、人員實數ヲ記入ス

同 三日

申告書ノ第三回検査ヲ行フ

同 四日

照査表寫ヲ作製ス 申告書、照査表及照査表寫ヲ整理ス

同 五日

申告書、照査表、照査表寫及淨寫濟原書等ヲ市長ニ提出ス

同 六日以後

市長ヨリ質問アルトキ應答ス

國勢調查

國勢調査

一 國勢調査は何の爲に行ひますか。

國勢調査といふのは、國家社會の實況を調べ、其の國に於ける社會組織の内容と、國民生活の實狀とを審にし、善政の基礎を作るのが目的で、それが爲、先づ全國一齊に一人一人に就いて實地の調査を行ふのであります。一體國家が繁榮し、國民が幸福になるには、常に時代に適應して、國家の制度や、社會の組織を整頓し、行政の施設でも、産業の經營でも、出来るだけ無駄や、重複のない様にするのが肝要であります。それに就いては、先づ國勢の基本を正確

に知る爲に、國勢調査を行はなければなりません。今回の世界戦争でも、歐米の各交戦國が、前々から行つて居た國勢調査や、その他全國一般に亙つた調査を本として、種々に組立てた組織で彼の様な目覺しい活動が出来たのであります。

何れの國でも戸口や土地は其の國の成立の基本でありますので、我邦でも古くから、人別の調査をして居るのであります。然し今日の様に複雑な社會になりました。これはこれまでの様な調べ方では不十分でありますから、そこで何うしても歐米諸國の様な、國勢調査の方法に依ら

なければならぬのであります。殊に、世界五大強國の一として列國と肩を並べて行くには、豫め國勢の基本になるものを、正確に調べ、その正確なる統計に依つてあらゆる國家の施設を行はなければなりません。それで今度、愈此の調査を實行することになつたのであります。

從來、我邦では、此の様な調査がなかつたので、國の事や、社會の事に關する種々の學問は、多くは外國の資料を借りて來たのであります。所が、今度の此の調査に依り、我邦の社會狀態を實地に測量するのでありますから、茲に始めて學界に對して、我邦固有の基本資料を供給すること

になる譯であります。又これは廣く全國に亙る正確な基
本となるべき統計調査でありますから、今後は、あらゆる
統計に、活きた標準を與へるのは、言ふまでもありません。

二 國勢調査は何を調べますか。

今度行はれる國勢調査は、本年十月一日午前零時に、苟
も帝國の版圖内に現在する人々に就いて、内外人の別な
く、一人も漏さず其の(一)氏名や、(二)世帯に於ける地位や、(三)
男女の別や、(四)出生の年月日や、(五)配偶の關係や、(六)職業及
職業上の地位や、(七)出生地や、(八)民籍別又は國籍別といふ
八つの事柄を、實地に正確に調べるのであります。

右の入つたの事柄を其の一つ一つに就いて見ましても、非常に大切なものであることが分ります。即ち、

(一) 氏名を調べると、調査が正確になるばかりでなく、國家社會成立の基本になつて居る人口の總數や、各地方集團分布の狀況などを知らることが出来ます。

(二) 世帯に於ける地位を調べると、社會生活の單位である世帯の構成や、家族制度の現状を知ることが出来ます。

(三) 男女の別を調べると、人類社會の二大部門であつて、道德風教に至大の關係がある男女の釣合を知ることが出来ます。

(四) 出生の年月日を調べると、國民の活動力や、生産力の尺度である年齢別に依る人口の構成を明にすることが出来ます。

(五) 配偶の關係を調べると、國民増殖の本源で、又社會が健全であるか否かを察する標準である縁組上の状態を知ることが出来ます。

(六) 職業及職業上の地位を調べると、國民經濟の組織や、其の發達の程度を示す職業分化の模様を知ることが出来ます。

(七) 出生地を調べると、人口移動の趨勢、殊に都會集中の

模様を知ることが出来ます。

(八) 民籍別又は國籍別を調べると、内外交通往來の一斑や、殖民地人や外國人の混入状態などを明にすることが出来ます。

以上の八つの事柄を互に相關聯させて見ると、尙幾多の重要な事實が明になりまして、所謂國勢の基本が明瞭に分るのであります。隨て中央や、地方の行政はいふまでもなく、各般の社會施設や、諸種の産業經營や、軍事計畫などには、なくてはならない基本資料を供給するのであります。

三 調査を何時行ひますか。

今度行はれる國勢調査は、十月一日午前零時九月三十日から十
月一日に移る夜半現在の狀況に依り、世帯に居る人々に就いて、前に
述べた八つの事柄を明にするのでありますから、世帯主
は一々正確に調べて、それを國勢調査申告書用紙に認め、
國勢調査員の來るのを待つて提出されたいのでありま
す。調査の時刻は、夜半でありますけれども、決して調査員
が夜半に各世帯へ調べに行くのではありません。此の調
査は社會の實況を寫し取ることが趣意でありますから、
世帯の人々は、調査の時刻に、成るべく平常の狀態を變更

しない様に注意され、世帯主は誤りなく記入して申告される様に、心掛けられたいのであります。

■ 調査を如何にして行ひますか。

内閣から任命された國勢調査員は、九月二十一日から、受持区内の準備調査に著手して、遅くも同月三十日までには、各世帯主に、國勢調査申告書の用紙を配付します。各世帯主は十月一日午前八時までに、右の用紙に、十月一日午前零時の現在に依つて、自分の世帯に居る人々に就いて、八つの事柄を正確に調べて、有りの儘を記入し、調査員の來るのを待つて、申告書として提出するのであります。

若し調査員から何か問はれたときは、成るべく速く、正直に答へられたいのであります。

五 國勢調査に就いて一番に何を求めますか。

今度行はれる國勢調査は、我邦では最初の試みで、調査する者も、調査される者も、共に經驗のないことである上に、第一回の調査として、歐米諸國で行つた時に較べて見ると、今度は類例の無いほど、多數の人口に就いて調べるのでありますから、舉國一致で、能く調査の趣意を了解し、萬々遺憾のない様にされたいのであります。調査の事項は見た所が至極簡單で、而も平易であるからといつて、此

の大切な國勢調査の實行を、軽く視る様なことのない様に、ありたいものであります。又調査の事項は何れも誰の前でいつても差支のない事柄でありますから、思ひ違ひをして申出でを嫌ふ様なことのない様に、ありたいものであります。つまり正確に正直に申出でられたことが集つて、最も大切なものになるのでありますから、國の爲、地方の爲、誠に緊要なものであることを能く承知され、自ら進んで、正確で正直な、申出でをされたいのであります。全國擧つて協力參與された爲に、本邦創始の此の調査が、立派な成績を擧げられたならば、範を永遠に貽すばかりでなく、

世界の五大強國に列した我邦としても、此の文明事業に就いて、始めての試験に及第することになる譯であります。すから、吳々も十分の注意を希望する次第であります。

次の條に、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 一、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 二、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 三、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 四、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 五、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 六、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 七、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 八、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 九、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、
 十、我が國の文明事業の進歩の如何なるべきを、

大正九年一月二十四日印刷
大正九年一月二十六日發行

臨時國勢調查局

印刷者 印刷局

國勢調査申告書記入方例題 (其一)

事。此事實に依り國勢調査申告書用紙に記入すること。

主人の水谷清右衛門は文久二年四月十八日に遠洲濱松で生れた人で、若い時は随分苦勞もしたそうだが、學校の前で開いた文房具店が當つて今は可なりに繁昌して居る。ツイ昨年隣家を求めて店を擴げ其方では教科書や雜誌類などを商つて居るが是も相應に能く賣れるらしい。

妻ワカは明治四年八月五日生れの江戸つ子で、元はそれ者だといふ人もあるが仲々しつかりした者で家事は言ふまでもなく一人で取りしきり、近頃は主人の顔が相應に賣れて來て公共の事などに出歩くとも多いので自然文房具店の方はワカが世話をして居る。清右衛門の父清兵衛は慥か天保九年戌の六月生れで算へ年八十三歳の高齢者であるが、豐饒たるもので十二年前に妻のタメを喪つた後、越川トラといふ婆さんを雇ふて萬事の世話をさせ裏の隠居家に居る、其隠居家は母家と廊下續きの一構内ではあるが、横町に向つた出入口の小門があつてそれに清兵衛の表札が出て居る。長男清太郎は明治廿六年の十一月八日に東京で生れ、數年前高等商業學校を優等で卒業した秀才で、東洋貿易會社の社員となり、今は可なりに重く任用せられて居る、九月中旬に上海の支店に出張を命ぜられて昨今は不在である。清太郎妻もご子は明治卅四年の二月廿一日名古屋市に生れた者で、父の伊藤茂一郎は同地に名ある實業家で東洋貿易會社の監査役である縁から清太郎の將來に見込みをつけて此縁談が結ばれた、併し未だ婚姻届は出て居らぬ、もと子は姑の家事を幫けて居るといふ條實は一日の時間の大部分はイヤ音楽だイヤ料理だど稽古事に使はれて居る、従つて姑のワカは時々不快の顔をするともある。長女みね子は明治二十九年生れで高等女學校卒業後間もなく某省の官吏に嫁したのであつたが、家庭の折合ひが圓滿に行かなかつた爲一昨年離別して飯つた、此春もと子が來てから、隱居の方に行つて居る。次男健次郎は慶應大學の政治科の學生で、明治卅一年の九月三日に東京市で生れた擊劍の撰手として同窓から尊敬を受けて居る若者である。清右衛門が外で設けた娘がモウ一人ある、それはつや子といふて健次郎より一年後れた明治卅二年の同じ九月の十四日に東京市で生れた、天然の麗質で而も氣立てのやさしい愛嬌者であるので家庭の誰からも愛されて居る或る實科女學校を卒業してから自ら進んで店の手傳を爲し、此頃は雜誌店の方を一人で受持つて居る、番頭の修吾は時々若しつや子さんが御嫁にでも御出でになつたら店が寂れて仕舞ふ……なご、戯言まじりに言ふとがある。其番頭の小林修吾は明治廿一年に主人と同郷の濱松で生れた者で一昨年主人の鑑識で妻を娶らせ別に世帯を持たせたので今は通ひである。丁稚の木村松三郎は明治四十年に千葉縣千葉町で生れた者で戸籍には十二月十日生れとあるが實は同年の二月三日に生れたのだと申て居る、つや子の氣に入りで松どん〜と呼ばれて雜誌店の仕入れやら得意廻りやらまでしてゐる。女中の宮田とみは栃木縣下都賀郡岩屋村の生れで明治卅五年の七月生れだが日は知らぬとのとである、無論婚姻したことはない。主人の弟の中山泰助は主人と同じ濱松で慶應二年九月廿六日に生れた者で今は静岡市に住つて居るのであるが去り難き商用の爲に上京して兄の家に滞在して居た、同人の職業は唐物商の業主であるが東洋生命保險會社の代理店をも營んで居る、妻は先年病死して今は獨身である。

國勢調査申告書記入方例題 (其三)

事實 此事實に依り國勢調査申告書用紙に記入すること

主人の鈴木長五郎は明治十九年六月七日に福岡縣築上郡東富吉村で生れた者で、戸田小工場を經營して器械鍛冶を業として居る。妻トクは明治十六年九月十八日に筑前の小倉市で生れた者で、二人の子供があつて先夫の増平が死亡した後釜へ當時職工であつた松井長五郎を直して入夫にしたのである。夫の職業が専門的の性質の物であるだけ、妻がそれを手助することは出来ぬが家事に油断なく、殊に子供の世話は充分に氣をつけて居るやうである。長男豊吉も長女はなも共に先夫増平の子で共に小倉市で生れた者であるが、豊吉は明治卅七年の十月十九日、はなは明治四十一年の二月十三日の出生である、豊吉は兎角身體が虚弱で工業學校も半途で退學する様な譯で此春からは亡夫と同じ様な病氣でブラクとして居るので醫者の勧めに依り今は別府の知人の家に轉地させてある。はなは至て健康で日々小學校に通つて居る。先主人増平の弟に鈴木信平といふのがある、明治廿一年の八月十二日に小倉市で生れた者で兄の存生中から使はれて鐵工の職を習ひ、徴兵に合格し工兵として服務し、今は後備の一等卒であるが、除隊後兄の後繼者にして兄弟子なる長五郎の内職工となりて器械鍛冶の勞務に従事して居る、信平の妻タケは明治卅一年の四月廿九日に福岡縣築上郡東富吉村に生れた者で實は主人長五郎の従妹で一旦他に縁附いたのであつたが、不幸にして死別となり里方に歸つて居たのを長五郎が連れて來て下女代りに使つて居た、信平とは丁度よい年頃なのでトクが勧めて兩人を夫婦にした、未だ届出では居ぬが夫婦共に長五郎の雇人となつて夫は職業上に努め妻はトクの指揮を受けて勝手元の家事を辨じて居る。タケの弟に松井金次といふのがある、行く／＼はハナと配はして養子にしたいとは長五郎やトクの間に話題に上るとだが今は何ともつかずに長五郎方に厄介になつて工業學校に通ふて居る、明治卅八年十月十八日上記東富吉村で生れた者である。雇人の永沼半三郎は明治卅年五月二十日に大阪市で生れた者である、未婚獨身者であるので鈴木工場の内職工となり器械鍛冶の勞務に従事して居る、然るに同人は豫備歩兵二等卒であるので、本籍地からの電報に接し簡閱點呼の爲急に歸郷しなければならぬことになつた、それで止むことを得ず九月卅日に鈴木方を出發するに際し何れにしても十月一日午前零時には汽車中に在るかるといふので、記入の範圍の例外に依り十月一日午前零時には最後に出發したる鈴木方に在りたるものとして申告せられることにした。又近藤音市は同じく近藤工場の器械鍛冶勞務者であるが是は妻子もありて別に世帯を持つて日々工場に通勤して居る者である、明治廿二年十二月四日に大分縣宇佐郡絲口村で生れた者で此工場では信平に次ぐ兄分なので平三郎の歸郷に就て何かと世話を爲す爲に鈴木方に來て居たのであつたが餘り夜分遅くなつたので宿泊して居た。

國勢調査申告書記入方例題 其一 解答

- 一、水谷清兵衛の隠居は清右衛門の家計の一部なるべきも住居を異にするが故に別世帯とす仍て清右衛門の申告書に其記載なし越川トクも長女みね子と同様なり
- 二、長男清太郎は出張中なるが故に記入の範圍に入らず
- 三、清太郎の妻もと子は未だ入籍せざるも夫婦たること明なるが故に之を妻として取扱ふ水谷の姓を冒さしむることも勿論差支なし
- 四、つや子は庶子なれども之を次女を記入するも調査上差支なし専ら従事し家事にたづさはらざるが故に出版物販賣業の助手を本業とす
- 五、番頭の小林修吾は別世帯の人なるが故に記入せず
- 六、木村松三郎の生年月日は戸籍に依らず實際を記入せしめたるが故に玆に現在せる性質に依り之を來客とす
- 七、中山泰助は主人の實弟なれども別世帯の人なるが故に玆に現在せる性質に依り之を來客とす

國勢調査申告書記入方例題 其二 解答

- 一、高橋彦藏は主人なれども不在者なるが故に初筆に記入せられず、事實上之に代る者なる妻のタミを初筆とす
- 二、長男松太郎は行衛不明にして現に不在者なるが故に記入せず
- 三、長男の妻タメは松太郎は行衛不明なれども尙未だ死亡者とも定まらずタメ自身は臈て松太郎が歸るものと信じ居るが故に依然たる有配偶者なり
- 四、次男正二郎は妾を有てども妾との間には配偶關係なきを以て未婚者なり
- 五、妾ミツは表向き女中としての妾なり内縁の妻にあらず故に正二郎との間に配偶關係なし、妾と記入せずして女中と記入せしは兩者何れにしても結果に於て同一なればなり（結果表には家事使用人を男女に別つのみなり）
- 六、井上勘次の生年月日は戸籍に依らず實際を取れり、妾ミツ及皆川三平の生年は午年辰年といふに依りて之を明治廿七年及安政三年と爲せり
- 七、山田ミツの出生地は縣名のみ判明せるを以て之を記せり
- 八、高橋彦藏不在なりしを以て不在の世帯主の記載あり申告義務者は事實上之に代る者なる妻タミたり

國勢調査申告書記入方例題 其三 解答

- 一、豊吉とはなも先夫増平の子なるも長五郎は入夫なるが故に之を妻の連れ子とせずして長五郎の長男長女とするを至當とす 但し豊吉は調査時不在なりしを以て記入せられず
- 二、鈴木信平は鈴木の家在籍者なるや否やを判たざれども今此世帯に於ては内職工として在るものなるが故に之を雇人とす
- 三、永沼平三郎は不在者なれども記入の範圍(は)の前段に依り最後に出發したる世帯なる鈴木方より申告せり
- 四、鈴木タケは戸籍上からは松井タケなれども信平の内縁の妻なるが故に鈴木の姓を冒させ、信平もタケも有配偶と爲せり
- 五、鈴木タケを信平と並べざるはタケは信平の妻として在るにあらずして長五郎の雇人として在るが故に職業上の雇人を先づ記入し次に家事上の雇人を記入したるに依るなり
- 六、松井金次は追ては養子となるべきも今日は唯厄介になりて居る者故之を同世帯内の同居人とせり
- 七、近藤音市は鈴木工場の職工なれども本來は別世帯の人なり偶然宿泊したるもの故之を一時的宿泊者と爲せり

國勢調査員服務ニ關スル期間及期日

月 日

事

項

九月二十一日 各世帯ニ就キ準備調査ヲ行ヒ世帯番號札ヲ貼付ス

同 二十三日 照査表ヲ整理ス

同 二十四日 午前十時迄ニ照査表ヲ市長ニ提示ス

同 二十七日 市長ヨリ照査表及申告書用紙ノ交付ヲ受ク

同 二十八日 各世帯ニ就キ申告書用紙ヲ配付ス 世帯ノ異動ヲ調査シ其異動ノ世帯ニ對シ世帯番號札ヲ貼付シ又ハ取

去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス

十月 一日 午前八時ヨリ各世帯ニ就キ申告書ヲ蒐集ス 世帯ノ異動ヲ調査シ新ニ發見シタル世帯ニハ世帯番號札ヲ

貼付シ他ニ移轉シタル世帯アルトキハ之ヲ取去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス 新ニ發見シタル世帯ニハ

申告書用紙ヲ交付シ直ニ其ノ申告書ヲ蒐集ス 各世帯ニ就キ申告書ノ第一回検査ヲ行フ

同 二日 申告書ノ第二回検査ヲ行フ 照査表ニ申告書ノ通シ番號及ビ申告書枚數、人員實數ヲ記入ス

同 三日 申告書ノ第三回検査ヲ行フ

同 四日 照査表寫ヲ作製ス 申告書、照査表及照査表寫ヲ整理ス

同 五日 申告書、照査表、照査表寫及淨寫濟原書等ヲ市長ニ提出ス

同 六日以後 市長ヨリ質問アルトキ應答ス

國勢調査員服務ニ關スル期間及期日

月 日

事

項

九月二十一日 各世帯ニ就キ準備調査ヲ行ヒ世帯番號札ヲ貼付ス

同 二十三日 照査表ヲ整理ス

同 二十四日 午前十時迄ニ照査表ヲ市長ニ提示ス

同 二十七日 市長ヨリ照査表及申告書用紙ノ交付ヲ受ク

同 二十八日 各世帯ニ就キ申告書用紙ヲ配付ス 世帯ノ異動ヲ調査シ其異動ノ世帯ニ對シ世帯番號札ヲ貼付シ又ハ取

去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス

十月 一日 午前八時ヨリ各世帯ニ就キ申告書ヲ蒐集ス 世帯ノ異動ヲ調査シ新ニ發見シタル世帯ニハ世帯番號札ヲ

貼付シ他ニ移轉シタル世帯アルトキハ之ヲ取去リテ照査表ノ抹消追記ヲ爲ス 新ニ發見シタル世帯ニハ

申告書用紙ヲ交付シ直ニ其ノ申告書ヲ蒐集ス 各世帯ニ就キ申告書ノ第一回檢査ヲ行フ

同 二日 申告書ノ第二回檢査ヲ行フ 照査表ニ申告書ノ通シ番號及ビ申告書枚數、人員實數ヲ記入ス

同 三日 申告書ノ第三回檢査ヲ行フ

同 四日 照査表寫ヲ作製ス 申告書、照査表及照査表寫ヲ整理ス

同 五日 申告書、照査表、照査表寫及淨寫濟原書等ヲ市長ニ提出ス

同 六日以後 市長ヨリ質問アルトキ應答ス

國勢調查事務之關於九郡市主任會

期日

大正九年六月四日、五日、二日間

會場

縣會議事堂

開會時刻

兩日共午前九時ヨリ

會議

訓示

注意事項

注意事項

第一 郡市町村ニ於ケル調査機關ニ関スル件

第二 町村長會及町村吏員會ニ関スル件

第三 調査區ノ設定認可ニ関スル件

第四 調査員選定ニ関スル件

第五 國勢調査ノ趣旨目的ヲ周知セシムル件

第六 調査員訓練ニ関スル件

第七 人口分布ノ常態ヲ激變スルノ虞アル行意阻止ニ関スル件

第八 一般水面ノ調査ニ関スル件

第九 國勢調査施行令第二十一条ノ規定ニ依ル特別調査ニ関スル件

第十 旅店料理店等ニ於ケル調査ニ関スル件

第六 鈔山、飯場、納屋、工場、寄宿舎等ニ於ケル調査ニ関スル件

第五 調査員代筆ニ関スル件

第四 國勢調査申告書記入方ニ関スル件

第三 國勢調査施行細則第九条ニ依ル申出アリク場合ニ於ケル取扱方ニ関スル件

第二 國勢調査書類ノ進達ニ関スル件

第一 調査員手當支給方ニ関スル件

第六 郡ニ於ケル國勢調査費ニ関スル件

第五 市町村ニ交付金ニ関スル件

第二 町村長會及町村吏員會ニ關スル件

一 町村長會

郡ハ取扱規程第十二条ニ依リ五月三十日迄ニ開キ
ハキ筈ナリシモ這般ノ總選舉事務ノ爲延期
トナリ居ルヲ以テ此際至急之ヲ開キ^本五月十五日迄ニ
各郡全部完了セシメタキコト

二 町村吏員會

郡ハ縣細則第三条ニ依リ本會ヲ来ル七月中開
クハキ筈ナルモ本會ニ於テハ調査ニ關スル法令規
程ヲ解説スルノ外調査事務ノ實習ヲ爲
シ町村吏員ヲシテ各其世帯ノ事實ヲ申告
書目ニ記入練習セシメ且ツ郡役所々在町村ニ於
テ適宜ノ個所ヲ選ビ調査ノ實地練習ヲ爲

サシムル等事務ノ實際ニ付キ充分指導スルコト

第三 調査區ノ設是認可ニ関スル件

町村ノ調査區設是認可申請書對シテハ郡ハ取扱規
程第三十三条及縣細則第十四条ノ規定ニ照シ尙調
査ノ困難ナリト思科セラルク地區ニ付テハ書類上ノ審
査ニ止メス分割ノ適否ニ関シ其ノ地區ニ臨ミ實地
検査ヲ爲シタル上意見ヲ付スルコト

第四 調查員ノ選定ニ関スル件

一 小學校教員、青年團幹部員、在郷軍人會員等ヲ國勢調查員トシテ適任者有比較的多カル（キ）向ヘハ進テ推薦ニ應ズル様通達相成度旨呈表ニ臨時國勢調查局ヨリ内務、陸軍、海軍、文部、各省ヘ交渉アリタルニ付市町村ハ此等ノ者ニ對シ夫々協議セラシメタリト

二 社會ノ上流ニ立ツ人士ヲ篤志ヲ以テ國勢調查員トシテトハ一般ニ本事業ヲ重カラシムルノ好影響有アリト信ス通達田ノ人アラハ成ル可ク之ヲ促シテ調査員トラシムルコト

三 一般ノ調査員トシテハ警備官ヲ擧キケルヲ可トスル水面ノ調査又ハ工事中ノ人夫集團ノ調査等ハ

警察官ヲ用ルル様宜シク斟酌セラタキコト

四國務調査員並出資者多キカ爲又ハ市町村ノ折會上ニ

要以上ニ調査員ヲ置カントスルモノ無シト云フ也

公徴章ノ數ハ範圍内ニ於テ可然概既在リ

但郡市別徴章ノ概當數ハ左ノ如シ

江沼郡 三二六

能美郡 五九九

石川郡 五七六

河北郡 三七三

羽咋郡 四一四

鹿島郡 四八三

鳳至郡 五二三

珠洲郡 二四一

金澤市

五六五

計

四一〇〇

五 豫備國幣調査員トシテ市役所所屬村役場等
 員ヲ充用スルコトハ緊急事ニ應タルニ俾テ其力如
 此依テ其方面ヨリ採用スルコト

第五 國勢調査、趣旨目的ヲ周知せしむ件

一 郡ハ八月中、日割ヲ是メ各町村、於テ講話

會ヲ開クコト

二 町村ハ九月始メヨリ、今月二十日迄ノ間、於テ各

部落、部落講話會ヲ開キ申告義務

有。對シ趣旨ノ普及徹底ヲ圖ル共ニ申告書

ノ記入方ヲ懇切ニ説示スルコト若シ此場合不考者

アリタルトキハ更ニ他ノ機会ニ於テ同様ノ方法ヲ採ル

コト

三 町村ハ縣ヲ配付スルキ國勢調査趣旨説明書

ヲ前項ノ期限内ニ於テ管内各世帯へ渡サシ配

付スルコト

四 町村ハ縣ヲ配付スルキ國勢調査注意揭示ヲ

九月始メニ於テ管内各部落ノ要所ニ掲示スルコト

但シ此場合右揭示ハ十日四日ニ至ルコト滅失毀損ス

ルコトナリ且ツ元々公衆ノ眼ニ映シ得ル様ノ注意ヲ

ナスコト

五 市ハ町村トシテ自ラ事情ノ由更ナルモノアルヲ以テ前記

事項ニ準ズル外更ニ進テ適切ナル方法ヲ講スル

コト

六 郡市町村以上ノ外核會アル毎ニ諸種ノ方法ニ

依リ一般ニ對シ類回趣旨ノ普及宣傳ニ努ムルコト

七 趣旨ノ普及宣傳ヲ爲ス場合ニ於テハ施行細

則第土条同様第十二土条等ノ趣旨ヲ充分明

示スルコト

八 調査時期ニ於テ旅行スル者ハ調査事項ヲ認メ

大正十一年八月二日

カレキヲ所持シ何時如何ニ場所ニ於テモ直ニ申告ス
ニ差支ナキ標準備シ置クコトヲ一般ニ注意シ置
ス

九 臨時國勢調査局

於テ内務、陸軍、海軍、
文部、農商務、逓信等ノ各官ニ交渉シ
地方青年團、在郷軍人會、小學校、實業
補習學校、針業主、船主等ニ夫々援助方ヲ
求メ置キアルヲ以テ郡市町村ニテハ右ニ依リ
夫々交渉協議セシメキコト

一 當田廳ニ於テ趣旨普及徹底ノ爲計画中ノ
事左ノ如シ

ハ 七月中各郡ニ約二日間住民ニ講習會ヲ開
キ町村吏員ヲ指導スルコト

一 陸軍省
二 陸軍省
三 陸軍省

加ルニ

- (一) 八月以後管内主要地ニ於テ講演會ヲ開クコト
- (二) 各世帯ニ配布スル一枚刷國勢調査趣旨説明書
- (三) 各市町村ニ配布スル一枚刷國勢調査注意の揭示
- (四) 縣郡市町村ノ講演講習用大形申出書
- (五) 二中央ニ於テモ前記(一)(二)(三)(四)等ノ付テ計画中ナルハ
勿論紀念繪ハあり紀念切手、スタンプ等計
画アリ又東京ニ三民間治郵局支部ニ於テ
調査趣旨宣傳ニ關スル郵局員ニ夫々申ナリ

陸軍省
文部省

陸軍省
文部省
農商務省
逓信省
海軍省

陸軍省
文部省

陸軍省
文部省
農商務省
逓信省
海軍省

第六 調査員訓練ニ関スル件

- 一 調査員訓練會ニ於テハ印刷物「調査員必携」ニ付テ説述シ申告書ヲ記入練習シナサシムルノミナラス
實地練習ニ重キヲ置キ其ノ町村中ニ於テ適當ナル
一 調査員ヲ選定シテ調査ノ実習ヲ爲スコトシ充
分實地練習ニ付キ指導ヲ與ハレタシ
- 二 町村ノ訓練會ハ時宜ニ依リ二三町村聯合シ同時
ニ之ヲ行フモ可ナリ又訓練會ノ日割等ハ郡町
村間ニ豫メ協議ヲ重ネ置ク方便ナルベシ

第七、人口分布常態ヲ激變スルノ虞ル行為

阻止ニ関スル件

一、本件ニ関シテハ郡市町村共豫メ適當ノ手配ヲ爲シ調査ノ時期ニ至リテ支障ヲ生ズルガ如キコトナク様充分ノ留意アリクシ

第八一般水面ノ調査ニ関スル件

一 普通水面ノ調査ハ可成十月一日午前中ニ完了セシムルコト

二 國執調査員ハ調査ノ時期ニ接近シタル期日ニ於テ各船舶ニ就キ出航期日ヲ聞キ質シ十月一日以後迄碇泊スル船舶ニ對シテハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ配付シ照査表ニ之カ記入ヲ爲シ且方取青色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼付スルコト

三 調査時期前出航スル船舶ニシテ十月四日迄ニ始メテ内地ノ港灣ニ入港スルコト豫メ明ナル船舶ニ對シテハ申告義務者ニ申告書用紙ヲ配付シ置キ調査ノ時期ノ現状ニ依リ申告書ヲ作成シタル上入港シタル

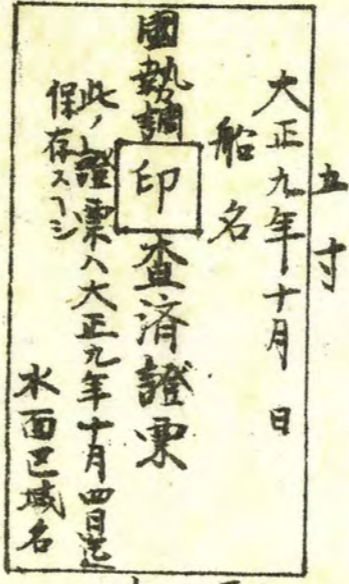
港灣ノ所屬ノ市町村長又ハ國執調査員ニ提言スルコト
山々ノキ旨ヲ告クルコト
前橋場合ニハ青色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼付セシムルコト
四 國執調査員ハ十月一日拂曉ヨリ各船舶ニ就キ國執調査申告書ヲ蒐集スルコト 但シ拂曉前ニ出航スル船舶ニ對シテハ其ノ出航前ニ申告書ヲ蒐集スルコト

申告書用紙ノ配付ヲ受ケザリシ船舶ニ對シテハ之ヲ申告義務者ニ交付シテ直ニ記入ヲ爲サシメ又國執調査員代筆シテ申告書ヲ作成シ之ヲ蒐集スルコト
前項ニ依リ直ニ申告書ヲ作成セシメタルモノハ之ヲ照査表ニ記入スルコト

五、申告書ヲ蒐集シタル船舶ニ對シテハ方形ノ赤色紙ヲ交付シテ前橋又ハ船首適當ノ箇所ニ貼付セシメ、尚別記様式ノ國執調查濟證票ヲ申告義務者ニ交付スルコト

六、調査ノ時期後十月四日迄適當ノ場所ニ監視船ヲ配置シテ其ノ期間内ニ入港シタル船舶ニシテ赤色紙ヲ貼付セサルモノ又ハ國執調查濟證票ヲ所持セサルモノアルトキハ(四)及(五)ニ依リ處理スルコト

七、國執調查濟證票ハ次ノ様式ニ依ルコト



八、水面ノ調査ニ當ラシムルニキ國執調查員ニ成ルルヲ警察官ヲ推サ薦スルコト

九、十月一日順避難船ノ輻湊スルニキ虞アル港灣ニ對シテハ豫メ應急ノ手配ヲ爲シ置クコト

十、十月一日午前零時後第一着ニ入港スルニキ定期船アル港灣ニ於テハ乗客ノ狀況ニ依リ必要アリト認ムルトキハ當該汽船會社又ハ船主ヲシテ適當ノ施設ヲ爲サシムルコト

二、船舶ノ集散著シキ港灣ニ於テハ九月二十日調査事務開始以後出航スル船舶ニ對シ申告書用紙ヲ交付シテ依頼アラバ代筆シテ申告書ヲ記入作成シテ渡シ置キ十月一日午前零時以後始メテ入港シタル港灣ノ調査員ニ其後異動ヲ訂正シテ提出スルニキ旨命シ置クコト

第九 國勢調査施行令第三十一條ノ規定ニ依ル

特別調査ニ関スル件

一 施行令第三十一條及施行細則第十條ニ依リ市町村ニ於テ調査ヲ要セラル箇所ニ關シテハ是表ニ關係郡市ニ對シ交通牒ヲ置キタル所ニシテ即チ尤、如シ

江沼郡

陸軍ノ部隊名 所 在地

金澤衛戍病院山代分院 江沼郡山代町

能美郡

監獄 所 在地

金澤監獄小松岩張所 能美郡小松町

石川郡

陸軍ノ部隊名 所 在地

歩兵第三十五聯隊 石川郡野村

騎兵第九聯隊 左

野砲兵第九聯隊 左

工兵第九大隊 左

輜重兵第九大隊 左

尚金沢無線電信所ノ調査ニ付テハ當廳ニ於テ調査局ト交渉中

鹿島郡

監獄 所 在地

金澤監獄七尾巖所 鹿島郡七尾町

金澤市

(一) 陸軍ノ部隊名 所 在地

步兵第七聯隊 金澤市

金澤衛戍病院 左

金澤衛戍監獄 左

(三) 監獄 名 所在 地

金澤監獄 金澤市

二 左ノ箇所ハ之ヲ特別調査區ト為サス一般ノ調査ニ編入シ所在町村ニ於テ調査スルモノトス

鳳至郡

海軍ノ部隊名 所在 地

皆月海軍中隊 鳳至郡七浦村

三 今後異動ヲ生シタルトキハ夫ノ通牒スヘキ郡市町村ニ於テモ其ノ異動ヲ發見シラル

トキハ其ノ由ヲ當廳ニ申報セラレタシ

四 宮城、離宮、皇族ノ殿邸、其他之ニ準

スヘキ箇所ノ調査ハ宮内省ニ於テ之ヲ行

而シテ其ノ範圍ハ各構内全部ノコト

御旅行中ノ皇族及隨員ハ市町村ニ於テ

調査ヲ要セサルコト

五 外國ノ大使館、公使館及軍艦ノ調査ハ

外務省ニ於テ之ヲ行リ而シテ大使館、公使

館ノ調査ハ範圍ハ構内全部ノコト

九月二十一日以後外國軍艦ノ入港アリタ

トキハ十月一日午前正時以後コト發泊ス

否ヤヲ聞合セテ希シ候泊セサルモノトキハ其

ノ行先地ヲ聞合セ何レモ當廳ニ通報

セラレタキコト

六 陸軍ノ部隊(官衛^衛學校病院監獄^官ノ舎

シ)ノ調査ハ陸軍省ニ於テ之ヲ行フ而シテ若
シ部隊ノ構^構ハ獨立ノ普通通世帯アルトキハ
之ヲモ包シ合スルコト

右構^構外ノ普通通世帯ノ調査ニ用フヘキ申
告書用紙ハ當該部隊ヨリ所在市町村
要求スヘキニ依リ豫メ關係町村ニ對シ注
意シ置クコト

左ノ各郷ニ當ル者ハ市町村ニ於テ調査ヲ
要セス

(一) 各種ノ衛兵又ハ之ニ準ナスヘキ部隊ニ屬
スル將校以下

(二) 營外ニ宿營中ノ部隊ニ屬スル將校以下

(三) 鐵道又ハ船舶^船輸送中ノ部隊ニ屬スル將校以下
ニシテ十月一日ニ於テ内地又ハ外地ノ港灣ニ在者

(四) 週番勤務ニ服スル營外居住者

七 海軍ノ部隊及艦船ノ調査ハ海軍省ニ
於テ之ヲ行フ而シテ若シ部隊ノ構^構ハ獨立
ノ普通通世帯アルトキハ之ヲモ包シ合スルコト

右構^構外ノ普通通世帯ノ調査ニ用フヘキ申
告書用紙ハ當該部隊ヨリ所在市町

村ニ要求スヘキニ依リ豫メ關係町村ニ注意
シ置カレタキコト

左ノ各郷ニ當ル者ハ市町村ニ於テ調査ヲ
要セス

(一) 各種ノ衛兵見張所員又ハ信務所員等
トシテ艦船部隊外ニ在ル者

(二) 演習教練等ノ爲艦船部隊外ニ在ル者
海軍中學校及需品支庫ニ於ケル調査ハ

其ノ所在市町村ニ於テ調査スルコト
半艦上陸ヲ爲シ陸上ノ志帶ニ在ル者ハ其

ノ志帶ニ於テ由申告セラルコト

八 司法大臣ノ管理ニ屬スル監獄ノ調査ハ司法
省ニ於テ之ヲ行フ而シテ其ノ範圍ハ在監人ニ限

コト

監獄職員ノ居住スル官舎ノ調査ハ所在市
町村ニ於テ之ヲ行フコト

第十

旅在料理者等ニ於テ先調査ニ関スル件

一 参詣者多ク神社佛閣等ノ所在地又ハ停車場附近或ハ温泉場旅館ニ於テハ旅客輻湊シ且ツ出入頻繁ナルヘキカ故ニ往々調査ノ脱漏重複ヲ来タス。是度ノキ能ハサルヲ以テ特ニ注意ヲ要スルコト

二 旅在ハ十月一日午前零時ノ現在者全部ヲ記入申告スルハ勿論。申告書記ノ範圍(注)ノ前段ニ當ル者アルトキハ之ヲモ記入申告セサルヘカラス。仍テ九月三十日ニ出發スル旅客アルトキハ十月一日午前零時ヲ何所ニテ過ク。又明朝午前八時迄ニ何レカノ在帶ニ入ルキ質シ。若シ(注)ノ前段ニ當ル者アルトキハ該旅

在ニ於テ申告スル旨旅客ニ告ケ且ツ之ヲ記入申告セシムルコト

三 料理在待合茶屋貸座敷等ニ對シ九月三十日ノ夜遊客アリタルトキハ成ルハク宵ノ外ニ帰ラレル様注意ヲ與フルコト。若シ又遊客カ十月一日午前零時ニ現在スルトキハ當該料理在待合茶屋貸座敷等ニ於テ申告ヲ爲スヘキモノナルコトヲ豫メ告知シ置

クコト

キハカクヤウヤウ

第十

鑛山、飯場、紙屋、工場、寄宿舎等ニ於テ

調査ニ関スル件

一 鑛山、飯場又ハ紙屋ニシテ鑛業主ノ經營

ニ係ルモノアルトキハ之ヲ調査ニ関シテハ鑛業

主ノ助力ヲ求ムルコト

二 鑛山、飯場、紙屋、工場ノ寄宿舎及手數

人ノ集合定住スル準ニ對シテハ豫メ其掛

員等ニ注意シ調査事項中生年月日出生

地等ヲ父兄等ニ問合セテ置カレムコト

第十二

調査員、代筆ニ関スル件

- 一 國勢調査、自討主義ヲ取ルモ依頼アルトキハ
報告書、記入ヲ代筆セサルハカラス而シテ其ノ
代筆ノ時直ニ依リ申告書司用紙配布ノ際
之ヲ為シ申告書蒐集ノ時其後、異動
聞キ訂正シテ受取ルモ差支ナシ
- 二 國勢調査員ハ申告書蒐集ノ際、之ヲ檢
査シ、内容密ニテナルハカラス自己ノ代筆ニシテ
ト雖亦然リ

第三 國勢調査申告書記入方ニ関スル件

一 記入方問答書ヲ配布スルニ付テモ

明ク要セサルヘキモ時ニ職業及職業上ノ地位

記載方ニ注意心セラレタキコト

九月廿九日三平ロのよむに依り調査開始を告ぐる

セヨ

調査を怠りせず

第五 國勢調査施行細則第九條ニ依ル申出アリ

九 場合ニ於ケル取扱方ニ関スル件

一 市町村長 國勢調査施行細則第九條ノ規定ニ依ル申出ヲ受ケタルトキハ必要ノ事項ヲ聽取シ之ヲ市役所又ハ町村役場所在ノ調査區ヲ擔當スル國勢調査員ニ同月ノスヘシ

二 國勢調査員 前項ノ同月ヲ受ケタルトキ

又ハ國勢調査員直接ニ申出ヲ受ケタルトキハ左ノ各弊ニ依リ處理スヘシ

(一) 自己ノ担当スル調査區外ノ世帯ニ現在シタルモノナルトキハ當該世帯ノ申告義務者ヲシテ申告書ニ追記セシムルコト

(二) 調査ノ時期ニ其ノ市町村ニ現在シ何レノ世帯ニモ在ラザリシ者ナルトキ又ハ他ノ調査區外ノ世帯ニ在リタル者ナルトキハ自己ノ担当スル調査區外ニ現在シ名者トシ直ニ申告書ニ作成シ不用紙ヲ表有連申申告書

ヲ作成提出セシムルコト 調査ノ時期ニ他ノ市町村ニ現在シタル者ナルトキ亦同シ

三 前項ニ依リ申告書ニ追記ヲ為サレタルトキ又ハ申告書ヲ提出セシメタルトキハ之ヲ照査

査表ニ記入シ若クハ照査表ノ記入ヲ訂正シ備考欄ニ細則第九條ニ依ルモノト記入スヘシ

第五

國勢調査書類ノ進達ニ関スル件

一 國勢調査書類ノ進達ニ際シテハ其ノ

荷造ノ注意充分ナルヲ要ス希シ達中

ニ於テ破壊シ一部紛失スルカ如キコトアリ

テハ容易ナラサル義ニ付豫メ考慮ヲ要ス

二 調査書類ハ詳細別第七條同様

十七條ニ依リ所材ハ十月二十四日迄ニ郡

市ハ十一月十日迄ニ又郡ハ十一月六日迄ニ

レモ縣ニ進達スルキ答ナル旨提出期限

充分取守セラレタキコト

限

第五 調査員牛鹿田支給方之関スル件

調査員牛鹿田ハ地方事情ノ異ナルニ從ヒ其支給額ヲ一定シ能ハズ^ハ雖モ各町村間ニ甚クシキ差額アルハ面自ウラサレシヨリ可成公平ヲ缺カル様取扱ハシクシ而シテ其牛鹿田ノ現金支給ニ代ル^ハ好個ノ紀念品等ヲ以テスルハ一策ナラシト思意ス地方ノ事情ニ適切ナル方法ヲ採ラシメ

15
384
120
45
570

第二七郡ニ於ケル國執調查費^査關スル件

一、郡ニ於ケル國執調查費トシテ配付スルキ經費ノ概算并ニ間接費用計上方關シテハ本年一月申通牒シ置キタル所ナリ而シテ右配付金額ハ近ク豫算額ヲ配付スルヲ又之ニ對シ今後多少ノ割増アルハ見込ナリ

二、間接費用、調査趣旨ノ普及宣傳ノ爲メタルヲ以テ之ニ依リ種々ノ施設ヲ爲シ充分ノ効果ヲ擧キケラレシコトヲ望ム

第六 市町村交付金之關係件

一 市町村交付金、市町村別豫定額並ニ間接費用計上ノ方ニ關シテハ本年一月中通牒シ置キタル所ノ如シ而シテ右交付金額ハ今後多少ノ増額アリキ見込ニテ夏交付時期ハ増額等ノ關係上議會終了後八月上旬ノ豫定ナリ

二 間接費用ハ調査趣旨ノ普及宣傳ノ爲メナリ以テ之ニ依リ部落講話會、縣配付以外ノ趣旨書、注意揭示其他宣傳的施設費用トシテ見合ノ効果ヲ望ムケラレンコトヲ望ム

國勢調査

國勢調査は、國民の生活、社會の實況をよく知り、善政の基礎を作らんが爲に行ふものなり。されば申告義務者は、誠實に申告を爲し、奮つてこの文明的國家事業に協力せらるべし。

大正九年十月一日 國勢調査申告書 (紙用習練)

記入の範圍 (イ)世帯主又は世帯の管理者は、十月一日午前零時(九月三十日より十月一日に移る夜半)に其の世帯に在りたる各人(家族なるか否かを問はず)の各事項を本紙の各欄に、漏なく書き入れること。

記入の注意

- 一 本紙各部の注意事項は、必ず予讀し、不審の點は、國勢調査員に尋ねて、誤なき様に書き入れること。
二 書き入れる事項なき欄には、必ず斜線(〃)をひくこと。
三 文字は、墨又は黒インキにて明瞭に書き入れること。

番 査區第 號

道府縣郡 市町村名

上の各欄は 市町村長之を記入す

大字名及番 地番屋敷數

世帯第 號

種類名稱

申告書第 號

(内) 枚

上の各欄は國勢調査員之を記入す

Table with columns for Name, Sex, Birth Date, Marital Status, Occupation, and Residence. Includes a 'Personnel Summary' (人員合計) section on the left.

國勢調査員捺印 (國勢調査員検査の) 上捺印すること

右之通相違無之候也

世帯主又は(申告書二枚以上を互るときは)世帯の管理者(捺印の用紙に書き入れること)

名氏

捺印

